

目 次

1. 平成27年6月11日（木曜日）	3
2. 議事及び会期日程表	3
3. 議事日程（第1号）	4
4. 開 会	7
5. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
6. 日程第2 会期の決定	7
7. 日程第3 市長あいさつ	7
8. 日程第4 議案上程（議第61号から議第83号まで）	10
9. 日程第5 提案理由の説明	10
10. 日程第6 報告（5件）	17
11. 日程第7 請願・陳情の報告（請第3号及び請第4号・陳第2号及び 陳第3号）	20
12. 散 会	20
13. 平成27年6月22日（月曜日）	23
14. 議事日程（第2号）	23
15. 開 議	26
16. 日程第1 一般質問	26
17. 福嶋議員 質問	26
18. 嶋村議員 質問	36
19. 吉田議員 質問	40
20. 永野議員 質問	50
21. 前田議員 質問	60
22. 北本議員 質問	81
23. 散 会	95
24. 平成27年6月23日（火曜日）	99
25. 議事日程（第3号）	99
26. 開 議	103
27. 日程第1 一般質問	103
28. 近松議員 質問	103
29. 高村議員 質問	129

30.	田中議員 質問	139
31.	西川議員 質問	151
32.	宮田議員 質問	158
33.	散 会	168
34.	平成27年6月24日（水曜日）	171
35.	議事日程（第4号）	171
36.	開 議	174
37.	日程第1 一般質問	174
38.	中尾議員 質問	174
39.	松本議員 質問	190
40.	徳村議員 質問	197
41.	江田議員 質問	207
42.	横手議員 質問	222
43.	日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託	235
44.	日程第3 議員提出議案上程	238
45.	日程第4 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）	239
46.	日程第5 意見書案上程	240
47.	日程第6 提案理由の説明	240
48.	日程第7 議案の委員会付託	240
49.	散 会	241
50.	平成27年7月3日（金曜日）	245
51.	議事日程（第5号）	245
52.	開 議	248
53.	日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達	248
54.	日程第2 委員長報告	249
55.	総務委員長報告	249
56.	建設経済委員長報告	253
57.	文教厚生委員長報告	255
58.	日程第3 質疑・討論・採決	263
59.	日程第4 委員長報告	275
60.	議会運営委員長報告	275
61.	日程第5 質疑・討論・採決	276

62. 日程第 6	議案審議（質疑・討論・採決）	276
63. 日程第 7	委員長報告	279
64.	公共施設等建設特別委員長報告	280
65. 日程第 8	意見書案上程	284
66. 日程第 9	意見書案審議（質疑・討論・採決）	285
67. 日程第 1 0	決議案上程	285
68. 日程第 1 1	提案理由の説明	286
69. 日程第 1 2	決議案審議（質疑・討論・採決）	288
70. 日程第 1 3	玉名市農業委員会委員の推薦について	289
71.	閉 会	290
72.	署 名 欄	291

第 1 号

6月11日 (木)

平成27年第3回玉名市議会定例会議事及び会期日程

月	日	曜	会議別	摘 要
6	11	木	本会議	開 会 宣 告 午前10時 1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 3 市長あいさつ 4 議案上程（議第61号から議第83号まで） 5 提案理由の説明
6	12	金	休 会	
6	13	土	休 会	
6	14	日	休 会	
6	15	月	休 会	
6	16	火	休 会	
6	17	水	休 会	
6	18	木	休 会	
6	19	金	休 会	
6	20	土	休 会	
6	21	日	休 会	
6	22	月	本会議	一般質問
6	23	火	本会議	一般質問
6	24	水	本会議	1 一般質問 2 議案及び請願・陳情の委員会付託
6	25	木	委員会	・ 総務委員会
6	26	金	委員会	・ 建設経済委員会
6	27	土	休 会	
6	28	日	休 会	
6	29	月	委員会	・ 文教厚生委員会
6	30	火	休 会	
7	1	水	休 会	
7	2	木	休 会	
7	3	土	本会議	委員長報告（質疑・討論・採決） 閉 会 宣 告

平成27年第3回玉名市議会定例会会議録（第1号）

議事日程（第1号）

平成27年6月11日（木曜日）午後10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第61号から議第83号まで）
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告（5件）
- 日程第7 請願・陳情の報告（請第3号及び請第4号・陳第2号及び陳第3号）

散 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 市長あいさつ
- 日程第4 議案上程（議第61号から議第83号まで）
 - 議第61号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
 - 議第62号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2）
 - 議第63号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第64号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第65号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第66号 平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第67号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議第68号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議第69号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
 - 議第70号 玉名市社会体育施設条例の制定について
 - 議第71号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第72号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議第73号 玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第74号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
 議第75号 玉名市岱明B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
 議第76号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について
 議第77号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について
 議第78号 新市建設計画の変更について
 議第79号 財産の取得について
 議第80号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第81号 人権擁護委員候補者の推薦について
 議第82号 玉名市名誉市民の選定について
 議第83号 玉名市名誉市民の選定について

日程第5 提案理由の説明

日程第6 報告（5件）

- 報告第4号 平成26年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
 報告第5号 平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
 報告第6号 平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書の報告について
 報告第7号 一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類について
 報告第8号 有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類について

日程第7 請願・陳情の報告（請第3号及び請第4号・陳第2号及び陳第3号）

- 請第3号 天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願
 請第4号 岱明B&G海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願
 陳第2号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情
 陳第3号 安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情

散 会 宣 告

出席議員（24名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|---------|
| 1番 | 北本将幸君 | 2番 | 多田隈啓二君 |
| 3番 | 松本憲二君 | 4番 | 徳村登志郎君 |
| 5番 | 城戸淳君 | 6番 | 西川裕文君 |
| 7番 | 嶋村徹君 | 8番 | 内田靖信君 |
| 9番 | 江田計司君 | 10番 | 田中英雄君 |
| 11番 | 横手良弘君 | 12番 | 近松恵美子さん |

13番 福嶋 讓 治 君
15番 宮 田 知 美 君
17番 森 川 和 博 君
19番 中 尾 嘉 男 君
21番 小 屋 野 幸 隆 君
23番 吉 田 喜 徳 君

14番 永 野 忠 弘 君
16番 前 田 正 治 君
18番 高 村 四 郎 君
20番 田 畑 久 吉 君
22番 竹 下 幸 治 君
24番 作 本 幸 男 君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局 長	吉 川 義 臣 君	事務局 次 長	堀 内 政 信 君
次 長 補 佐	松 下 匡 君	書 記	松 尾 和 俊 君
書 記	富 田 享 助 君		

+++++

説明のため出席した者

市 長	高 崙 哲 哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	西 田 美 徳 君	企 画 経 営 部 長	原 口 和 義 君
市 民 生 活 部 長	上 嶋 晃 君	健 康 福 祉 部 長	村 上 隆 之 君
産 業 経 済 部 長	吉 永 訓 啓 君	建 設 部 長	礪 谷 章 君
会 計 管 理 者	北 本 義 博 君	企 業 局 長	宮 田 辰 也 君
教 育 委 員 長	桑 本 隆 則 君	教 育 長	池 田 誠 一 君
教 育 部 長	伊 子 裕 幸 君	監 査 委 員	坂 口 勝 秀 君

午前10時01分 開会

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、平成27年第3回玉名市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（作本幸男君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により議長において指名いたします。

21番議員 小屋野幸隆君、22番議員 竹下幸治君、以上の両君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（作本幸男君） 日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。このたびの定例会の会期については、6月3日の議会運営委員会の結論に基づき、本日から7月3日までの23日間にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から7月3日までの23日間に決定いたしました。

日程第3 市長あいさつ

○議長（作本幸男君） 日程第3、「市長あいさつ」を行ないます。

市長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

市長 高寄哲哉君。

〔市長 高寄哲哉君 登壇〕

○市長（高寄哲哉君） 皆さんおはようございます。

本日は、平成27年第3回玉名市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中に御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

先月29日、鹿児島県口永良部島の新岳で爆発的噴火が発生し、火砕流も海岸まで達しました。映像等でそのすさまじさを目にしたところでございますが、幸いにも島民82世帯137人全員が避難されたという報道を耳にし、一安心したところでございます。

島では、噴火に備えた避難訓練を行っていたとのことで、常日ごろからの準備がいかに重要であるかということを感じ知ったところでございます。

現在、気象庁では、今後も規模の大きな噴火が起きるおそれがあるとして、引き続き噴火警戒レベル5の噴火警報を出して厳重な警戒を呼びかけており、噴火活動が長期化することを踏まえ、避難されている島民の方々の帰島時期は年単位になるものと見解も示されています。一日も早く噴火活動が鎮静化することを祈るばかりでございます。

今月2日、福岡管区气象台により「九州北部が梅雨入りしたとみられる」との発表がありました。昨今の梅雨は一昔前と違い、「これまでに経験したことのないような大雨」と表現される、いわゆるゲリラ豪雨が日本列島全域にわたって災害をもたらしています。平成24年7月、九州北部一帯を襲い、阿蘇市や熊本市に甚大な被害をもたらした大雨、また昨年8月、四国において降り始めからの雨量が1,000ミリを超える大雨、京都府福知山市における2,400棟以上の床上・床下浸水被害をもたらした大雨、さらには広島市で土砂崩れや土石流を発生させ、70数名の多くの命を奪った大雨は、記憶に新しいところだと思います。

近年、幸いにして本市では大規模な災害は起きておりませんが、過去におきましては、昭和32年、天水町で発生した山津波で53名のとうとい命が奪われ、また平成2年には月瀬地区におきまして、菊池川堤防が決壊し、多数の家屋が床上浸水の被害に遭いました。

梅雨シーズンもこれからが本番でございます。先月25日、玉名市防災会議及び水防会議を行ない、本市の現状の共通認識と役割の再確認を行なったところでございます。一度災害が発生すれば、行政や防災関係機関は可能な限り最善を尽くし対応しますが、しかしながら、すべてにおいて対応することは極めて困難であり、住民の自主的な防災活動である「地域の助け合い」の支援が必要となってまいります。「自分たちのまちは自分たちで守る」という隣保協同の精神のもと、地域のことを一番知り尽くしている「校区」や「行政区」等を単位とする「自主防災組織」の結成、育成、そして強化のための協力体制づくりを、今後も極力推進していかねばならないと思っているところでございます。

梅雨シーズンを迎えますと、本市を代表するイベントの一つでございます「高瀬裏川花しょうぶまつり」も見ごろとなってまいりました。矢旗も立ち並び、期間中、夜間はライトアップにより、一層その鮮やかさが増しているところでございます。先日のメインイベントでは、歩行者天国の中で行なわれる、昔懐かしい遊びなどの「オン・ザ・ロード高瀬」や、ライトアップされた中に浮かび上がる花しょうぶを背景に行なわれる「花しょうぶコンサート」など多彩なイベントがあり、天候にも恵まれ、大勢の見物人

でにぎわいました。産業経済部はもとより、全庁挙げての行事、最終日の13日まで多くのお客様にお越しいただきたいと願っているところでございます。

昨今、熊本を代表する刀剣「同田貫」に若い女性の注目が集まっています。「同田貫」は、菊池地域から玉名に移り住んだ刀工集団がつくった刀などの総称であり、初代・上野介正国が加藤清正の保護を受け、玉名市亀甲で日本刀を製造したのが始まりでございませう。刀剣をモチーフにしたコンピューターゲームの登場人物の一人が、同田貫正国を示すキャラクターであったことから火がつき、北は北海道から南は沖縄まで、日本各地から、本市博物館へ足を運んでいただいています。「同田貫」4振を展示している博物館への入館者数も直近の3カ月集計で2,200人でございまして、対前年比でも約5倍、また、市ホームページの同田貫関係へのアクセス数も約6万1,000件で、対前年比にいたしましても110倍というふうにあふえておりまして、改めて「同田貫」への関心の高さがうかがわれているところでございませう。一過性のブームに終わらせぬよう、先人が築き守り続けた同田貫の伝統と歴史を今一度再認識し、本市の新たな魅力として発信できるよう考えていかなければと思っているところでございませう。

さて、本議会に提案いたしておりますのは、予算案といたしまして、「平成27年度玉名市一般会計補正予算案」など9件、条例案件といたしまして、「玉名市社会体育施設条例の制定について」など8件、その他といたしまして、「新市建設計画の変更について」など2件、人事案件としまして、「人権擁護委員候補者の推薦について」2件、また、「玉名市名誉市民の選定について」2件と報告案件といたしまして、「平成26年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について」など5件、合わせて28件を今議会に提案いたしております。

平成27年度一般会計の補正予算の主なものでございませうが、静光園老人ホームにつきましては、昨年11月に民営化検討委員会を設置し、民営化について慎重に審議を重ね、本年3月3日に民営化は妥当であるとの答申がなされたところでございませう。これを受けまして、今回の補正予算に静光園老人ホームの敷地確定のための測量・分筆にかかわる経費を計上いたしております。

次に、県の単独補助事業で、稼げる園芸産地を育成するため熊本県産野菜の施設や機械、基盤整備等を支援する「くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金」を計上いたしております。これは、玉名施設第一組合ほか6組合への補助であり、イチゴやミニトマト等の施設園芸の機械設備を整備するものでございませう。また、担い手への農地集積及び耕作放棄地対策として、県農地中間管理機構へ農地を貸し付ける個人を支援する「経営転換協力補助金」を計上いたしております。この農地中間管理事業につきましては、県農地中間管理機構が農業をリタイア又は経営転換する農業者あるいは地域から農

地を借り受けたあと、農地を担い手や農業生産法人へ貸し付けることで、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止・解消を図っているところでございます。

さらに、「ふるさと寄附金」につきましては、平成26年度は県内5名、県外56名の方から総額290万円の寄附をいただいております。この寄附金の活用事業といたしまして、「元気で長寿のまちづくり事業」ほか4事業を今回の補正によって取り組むことといたしております。現在、1万円以上の寄附をされた方に対し、玉名市6次産品をお礼として送っておりますが、さらに本年度から3万円以上の寄附に対し、イチゴやミカン、トマトなどの地元農産物をお礼として送ることといたしております。

そのほか、4月の職員定期異動及び機構改革に伴う人事配置による職員給与等の調整を計上いたしております。

以上、主なものにつきまして申し上げましたが、詳しくは副市長、総務部長から提案理由説明の中で申し上げますので、これらの提案につきましては御審議をいただき、いずれも原案どおり承認賜りますようお願い申し上げます。召集のあいさつといたします。よろしく願いいたします。

日程第4 議案上程（議第61号から議第83号まで）

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議案上程」を行ないます。

これより、市長提出議案を上程いたします。

議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）から、議第83号玉名市名誉市民の選定についての議案23件を一括議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第5 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第5、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの各議案について提案理由の説明を求めます。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

私のほうから、議第61号から議第69号までの補正予算関係9件につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

お手元にお配りいたしております資料の1ページをお願いいたします。

今回提案いたします補正予算は、現計予算計上後の事情の変化によりまして補正を行なう必要が生じたので、御提案いたすものでございます。

初めに議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）について御説明申

上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,978万円を追加し、総額を302億3,769万3,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものを申し上げますと、14款国庫支出金は730万1,000円の追加で、低所得者介護保険料軽減負担金でございまして、15款県支出金は3,648万8,000円の追加で、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金及び農地集積集約化対策事業補助金などでございまして、19款繰越金は451万7,000円の追加で、今回の歳入歳出の財源調整分でございまして。

次に、歳出につきましては、4月の職員の定期異動及び機構改革等に伴う職員給与の調整、共済費の負担率変更による減額などにより、人件費の総額として2,982万9,000円の減額を計上しており、1款議会費から10款教育費まで調整を行っております。

主な内容ですが、1款議会費は91万7,000円の追加、2款総務費は2,637万1,000円の減額、3款民生費は8,515万7,000円の追加で、静光園老人ホームの民営化に伴います敷地の測量及び分筆業務委託料などでございまして、4款衛生費は2,276万8,000円の減額で、ふるさと給付金の活用事業として、小学生を対象とした環境学習に係る経費などでございまして、6款農林水産業費は3,101万9,000円の追加で、玉名施設第一組合ほか、6組合のハウスの光合成促進装置や自動かん水装置等の整備補助であるくまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金、また、担い手への農地集積を図るため、県農地中間管理機構へ農地を貸し付ける個人に対する経営転換協力補助金などでございまして、7款商工費は2,152万5,000円の減額、8款土木費は847万3,000円の減額で、ふるさと給付金の活用事業として蛇ヶ谷公園に桜の木を植栽するものでございまして、9款消防費は1,443万7,000円の追加、10款教育費は261万3,000円の減額で、子供たちによるいじめ防止推進事業補助金などでございまして。これは学校教育における重要な課題であるいじめの未然防止及びその解消を図ることを目的とし、今年度から2年間天水中校区において実践的な研究を行なうものでございまして。

以上が、一般会計の補正予算の説明でございます。

2ページをお願いいたします。

議第62号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ44万5,000円を減額し、総額を109億4,416万1,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございまして。

次に、議第63号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,662万8,000円を追加し、総額を75億3,100万2,000円とするものでございます。

主な内容ですが、3ページの歳出の7款諸支出金につきまして、平成26年度の介護給付費等の決定に伴います、国、県及び支払基金への償還金でございます。

次に、議第64号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ215万4,000円を追加し、総額を1億5,307万4,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第65号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ6万円を追加し、総額を3,343万7,000円とするもので、4ページでございますが、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

次に、議第66号平成27年度玉名市九州新幹線湯水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出それぞれ20万3,000円を追加し、総額を8億472万円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

議第67号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、434万7,000円を減額し、総額を7億6,967万3,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

次に、議第68号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、703万4,000円を減額し、総額を14億9,208万2,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整でございます。

最後に、議第69号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第2条収益的支出の補正につきましては、277万1,000円を追加し、総額を4億6,737万4,000円とするもので、定期異動等に伴う職員給与等の調整によるものでございます。

以上、主な内容について御説明申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会において御説明いたしますので、御審議の上、原案どおり御承認賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） おはようございます。

私のほうからは、議第70号から議第79号までの提案理由について御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

議第70号玉名市社会体育施設条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第1項の規定により、玉名市社会体育施設の設置及び管理について条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、既存の玉名市営グラウンド条例、玉名市体育館条例、玉名市弓道場条例、玉名市武道館条例、玉名市天水相撲場条例、玉名勤労者体育センター条例及び玉名市岱明B&G海洋センター条例における社会体育施設の使用料の見直しを行なうとともに、指定管理者による管理規定整備し、新たに玉名市社会体育施設条例として包括的な条例を制定するものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

13ページをお願いいたします。

議第71号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会を廃止し及び玉名市静光園老人ホームを運営する法人の選定を行なう玉名市静光園老人ホーム運営法人選定委員会を設置するため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、新たに設置する附属機関の所掌事項、事務の内容、委員の定数、委員の構成及び委員の任期につきまして必要な事項を定めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

14ページをお願いいたします。

議第72号玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは指定地域密着型サ

ービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改めるとともに、小規模多機能型居宅介護の登録定員及び事業定員の増員等について条文を改めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

25ページをお願いいたします。

議第74号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市都市公園における有料公園施設の使用料の見直し及び指定管理者制度の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、指定管理者による管理を行なうことができる施設を玉名市蛇ヶ谷公園テニスコートのみの特設施設に限定しておりましたが、都市公園とすることができるよう改めるものでございます。また、社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、都市公園における有料施設の使用料を見直すものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、別表第4から別表第6までの改正規定及び別表第7を削る改正規定は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

31ページをお願いいたします。

議第75号玉名市岱明B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、玉名市岱明B&G海洋センターの管理を指定管理者に行なわせるため、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、玉名市岱明B&G海洋センターの管理を指定管理者に行なわせることができる規定を新たに設けるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

33ページをお願いいたします。

議第76号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立小中学校運動場夜間照明施設の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、玉名市立小中学校運動場夜間照明施設につきましても、使用料の見直しを行なうものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

34ページをお願いいたします。

議第77号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは玉名市立小中学校体育施設等の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、こちらも社会体育施設の全体の使用料の見直しに伴い、玉名市立小中学校体育施設等につきましても使用料の見直しを行なうものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

36ページをお願いいたします。

議第78号新市建設計画の変更についてでございますが、これは新市建設計画を変更するためには、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を経る必要がありますので提案するものでございます。

新市建設計画につきましては、東日本大震災により被害を受けた合併市町村にかかわる地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、被災地以外の市町村についても市町村建設計画の進捗に影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、今回、新市建設計画を変更することで合併特例債を利用できる期間が延長されるものでございます。

37ページをお願いいたします。

議第79号財産の取得についてでございますが、これは玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

内容といたしましては、現在の基幹業務システムのサーバ機等機器類の耐用年数が経過することに伴い、当該機器類の交換を行ない、安定した行政サービスを提供するため、行政システム九州株式会社熊本支店から取得するものでございます。

取得予定価格は4,242万5,056円でございます。なお、現在同社と仮契約を締結しており、本議会で御承認をいただきまして本契約の締結をするものでございます。

以上、条例案件等について提案理由の御説明を申し上げましたが、詳細につきましては所管の各委員会で御説明申し上げますので、御審議の上、原案どおり御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○13番（福嶋譲治君） 議長。

○議長（作本幸男君） はい。

○13番（福嶋譲治君） 私の聞きそこないかも知れませんが、73号が飛ばされたんじゃないかなろうかと、どがんだったですかね。

○議長（作本幸男君） どがんですかね。

○13番（福嶋譲治君） 72から飛んだような気がしたんですけども。

○議長（作本幸男君） どがんですか。飛んどうる。

副市長 齊藤 誠君。

[副市長 齊藤 誠君 登壇]

○副市長（齊藤 誠君） 失礼いたしました。

22ページです。

議第73号玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、これは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い条例の整備を図るものでございます。

改正の内容といたしましては、複合型サービスの名称変更、小規模多機能型居宅介護の登録定員及び利用定員の増員等について条文を改めるものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

大変失礼いたしました。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高寄哲哉君） 本議会に提案いたしております人事案件の提案理由の説明を行ないます。

議第80号及び議第81号の人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、現委員の古閑順而氏及び松本祐一氏が本年9月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を推薦いたしたく人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を求めるものでございます。

以上、2件の人事案件につきましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、議第82号及び議第83号の玉名市名誉市民の選定について御説明を申し上げます。

これは広く社会文化の向上発展に寄与し、市民が郷土の誇りとして尊敬する者に対し、玉名市名誉市民の称号を贈るものであり、玉名市名誉市民条例第3条の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議第82号につきましては、昨年6月に亡くなられた植田いつ子氏を玉名市名誉市民に選定しようとするものでございます。同氏は皇太子妃美智子様、現在の皇后陛下のデザイナーを拝命され、引退されるまで36年間もの間支えられ、その功績は誠に顕著なものであります。

次に、議第83号につきましては、平成12年1月に亡くなられました松本虎之助氏

を玉名市名誉市民に選定しようとするものでございます。同氏は浦島海苔株式会社代表取締役社長、玉名市商工会議所会頭を歴任、また、旧玉名市市長として4期16年にわたり市政の発展に尽力され、特に公設民営方式の九州看護福祉大学の開校、九州新幹線新玉名駅の設置などに尽力された功績は誠に顕著なものであります。

以上、お二人の方につきましては、その功績から玉名市名誉市民にふさわしい方であると考え、選定同意をお願いするものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

日程第6 報告（5件）

○議長（作本幸男君） 日程第6、「報告」を行ないます。

報告第4号平成26年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について、ほか4件の報告があります。

総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 初めに報告第4号から報告第6号までの繰越計算書の報告について御説明申し上げます。議案書の42ページをお願いいたします。

一般会計は、地方自治法施行令第146条第2項の規定、また、下水道事業会計及び農業集落排水事業会計は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

まず、報告第4号平成26年度玉名市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

平成27年度への繰越事業としまして、総務費において7件、民生費において1件、農林水産業費において4件、商工費において6件、土木費において1件の計19件の事業を繰り越したところでございます。繰越総額は5億7,204万4,638円で、その財源内訳は、一般財源2億5,850万1,638円、未収入特定財源のうち国庫支出金2,221万2,000円、県支出金が2億1,483万1,000円、地方債が7,650万円でございます。

45ページをお願いいたします。

報告第5号平成26年度玉名市公共下水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

平成27年度への繰越事業としまして、公共下水道事業1件でございます。繰越額は3,528万8,000円で、財源内訳としまして、国庫支出金1,150万3,392円、公共下水道事業債が1,790万円、損益勘定留保資金588万4,608円でございます。

47ページでございます。

報告第6号平成26年度玉名市農業集落排水事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

平成27年度への繰越事業としまして、農業集落排水事業1件でございます。繰越額は1億2,936万3,071円で、財源内訳としまして、県補助金4,407万6,220円、農業集落排水事業債7,330万円、損益勘定留保資金1,198万6,851円でございます。

議案書の49ページをお願いいたします。

報告第7号一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況を説明する書類についてでございますが、これは地方自治法第243条の3第2項の規定により議会に報告するものでございます。

別冊の一般財団法人玉名市自治振興公社経営状況説明書をご覧いただきたいと思ます。

平成26年度事業報告書及び収支計算書中の3ページをお願いいたします。

初めに、平成26年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を委託しました施設は、市民会館を初めとする5施設でございます。それぞれの施設におきまして多くの皆さまに利用されているところでございます。

2ページをお願いいたします。

文化振興事業では、「第11回たまきな映画の集い」を実施し、玉名市民会館の目玉企画としてたくさんの市民の方に御参加いただいたイベントとなりました。勤労福祉事業では、ヨガを初めとする13の定期講座及びゴルフを初めとする3つの短期講座の合わせて16講座を実施いたしました。

4ページをお願いいたします。

平成26年度収支決算でございますが、経常収益計は8,425万1,059円、経常費用計は8,178万8,395円となっております。なお、収支差額246万2,664円につきましては、当期一般正味財産として積み立てることといたします。

次に、平成27年度事業計画書及び収支予算書中の1ページをお願いいたします。

平成27年度の主な事業計画でございますが、文化振興事業としましては、6月に「みんなで唄おう、忌野清志郎の魂（うた）！！」のライブを開催する予定でございます。有名なアーティスト出演により、「音楽の都玉名」が活気づき、また、公演当日は遠方から多数のファンが玉名市を訪れるので観光面にも貢献できる企画でございます。

2ページをお願いいたします。

次に、勤労福祉事業の勤労者体育センター事業においては、11月に健康親善ラージボール卓球大会を計画しております。今回で7回目の開催となっており、毎回参加者が

ふえ、市民に喜ばれる大会となっております。

3ページをお願いいたします。

平成27年度収支予算でございますが、経常収益は8,243万円で、その内訳として、基本財産運用益が9,000円、事業収益が、市から受託しております5施設の管理料収入並びに市民会館、勤労青少年ホーム、勤労者体育センター及び弓道場の利用料収入として6,107万2,000円、玉名市からの補助金収入として1,902万6,000円、雑収入として232万3,000円などとなっております。

続きまして、経常費用計は8,241万9,000円で、その内訳として、事業費が6,294万1,016円、管理費が1,947万7,984円でございます。当期計上増減額としては1万1,000円でございます。

以上が一般財団法人玉名市自治振興公社の経営状況の報告でございます。

議案書の50ページをお願いいたします。

報告第8号有限会社横島町特産物振興協会の経営状況を説明する書類についてでございますが、これも前号同様地方自治法の規定により議会に報告するものでございます。

別冊の有限会社横島町特産物振興協会経営状況説明書をご覧いただきたいと思っております。

平成26年度事業報告及び収支決算書中の1ページをお願いいたします。

まず、平成26年度の事業報告でございますが、玉名市より公共施設の管理運営を委託しました施設は、玉名市ふるさとセンターY・BOXを初めとする3施設でございます。指定管理の対象施設の効果を最大限に発揮させ、地域の産業振興の拠点となるべく利用者が当該施設を安心して利用できるよう努めたところでございます。

主な事業としましては、市内においては、いちご祭りやY・BOXまつり等のイベントを開催しました。また、市外においても毎月第1木曜日、金曜日に福岡天神で開催されるキラリかがやけ玉名観光物産展や大阪府豊中市における関西ふるさとフェア等へ積極的に参加し、玉名市の特産物など振興及びPR活動を行なったところでございます。

平成26年度収支決算でございますが、収入は1億4,995万1,615円、支出は1億4,968万1,989円で、当期純損益は26万9,626円の利益となっており、売上高については前年度対比で5.5%増加しております。増加の主な要因としましては、平成24年11月近隣に類似施設が完成したものの翌年に閉鎖となり、お客様と生産者が当直売へ流れてきたことに加え、平成26年度の新規事業として、たまきな祭と産直市を熊本びふれす広場において年4回開催したことにより、197万6,000円の売り上げ増につながりました。

次に、平成27年度事業計画及び収支予算書中1ページをお願いいたします。

平成27年度の事業計画でございますが、事業計画に基づく事業展開を図るとともに、県内外へ新たな各地物産イベントにも積極的に参加していく予定でございます。

2ページ及び3ページをお願いいたします。

平成27年度収支予算でございますが、収入は1億5,105万7,000円、支出は1億5,018万1,000円で、当期純利益は87万6,000円を予定いたしております。

以上が有限会社横島町特産物振興協会の経営状況の報告でございます。

○議長（作本幸男君） 以上で報告の説明は終わりました。

日程第7 請願・陳情の報告（請第3号及び請第4号・陳第2号及び陳第3号）

○議長（作本幸男君） 日程第7、「請願・陳情の報告」を行ないます。

請第3号 天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願。

請第4号 岱明B&G海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願。

陳第2号 労働法制の育成強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情。

陳第3号 安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情。

以上、請願2件、陳情2件が今回提出されております。

内容については、御手元にその要旨を配付しておりますので、説明を省略いたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

明12日から21日までは休会とし、22日は定刻より会議を開き、一般質問を行います。一般質問を希望しておられる方は質問の要旨を具体的に記載し、明12日の正午までに事務局にお届けください。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時50分 散会

第 2 号

6 月 2 2 日 (月)

平成27年第3回玉名市議会定例会会議録（第2号）

議事日程（第2号）

平成27年6月22日（月曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋議員
 - 2 7番 嶋村議員
 - 3 23番 吉田議員
 - 4 14番 永野議員
 - 5 16番 前田議員
 - 6 1番 北本議員
- 散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 13番 福嶋議員
 - 1 市民会館の建設場所について
 - (1) なぜ、市民会館建設は玉名合同庁舎前の市民広場なのか
 - 2 体育館施設使用料改定について
 - (1) 天水・岱明中学校部活動等に係る請願の内容にどう対処するか
 - 3 「しおかぜ・いちごタクシー」の補助のあり方について
 - (1) 前議会一般質問後の対応はなされたか
- 2 7番 嶋村議員
 - 1 玉名市制施行10周年記念式典について
 - (1) 記念式典、イベント等の内容について問う
 - (2) 被表彰者の範囲、選考方法等について
 - 2 東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致について
 - (1) 玉名市から東京オリンピック・パラリンピック指定選手として5名の選手が選ばれているが、キャンプ地としての誘致計画は
- 3 23番 吉田議員
 - 1 教育問題について
 - (1) 教員英検取得について
 - (2) 玉名市出身のオリンピック強化選手5名に対する支援について
 - 2 オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致について
 - 3 スポーツ庁とスポーツ振興に関する担当課について

4 ドローンを規制する条例について

4 14番 永野 議員

- 1 届かぬ市民の声（新玉名駅駐車場混雑解消）について
- 2 「音楽の都 玉名」づくりの取り組みについて

5 16番 前田 議員

- 1 シェフコ熊本工場に関して
- 2 玉名市静光園老人ホームに関して
- 3 子ども医療費助成に関して

6 1番 北本 議員

- 1 「空き家等対策の推進に関する特別措置法」施行に伴う市の対応について
て
(1) 同法に係る玉名市の実施体制整備について
(2) 空き家数の推移、現状、今後の見通しについて
(3) 玉名市空き家バンク制度による空き家の利活用について
(4) 「特定空き家等」に対する計画の策定、データベースの整備について
(5) 空き家対策条例制定について
- 2 「生活困窮者自立支援法」施行に伴う市の対応について
(1) 暮らしサポート課新設による支援体制について
(2) 全庁的な支援体制、各関係機関・団体との連携について
(3) 玉名市の抱えている現状、課題について
(4) 今後の玉名市の取り組みについて

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本 将幸 君	2番	多田隈 啓二 君
3番	松本 憲二 君	4番	徳村 登志郎 君
5番	城戸 淳 君	6番	西川 裕文 君
7番	嶋村 徹 君	8番	内田 靖信 君
9番	江田 計司 君	10番	田中 英雄 君
11番	横手 良弘 君	12番	近松 恵美子 さん
13番	福嶋 譲治 君	14番	永野 忠弘 君
15番	宮田 知美 君	16番	前田 正治 君
17番	森川 和博 君	18番	高村 四郎 君

19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美徳君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

13番 福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 皆さんおはようございます。無会派の福嶋です。前回に続きまして、トップを引き当てますと本当に光栄に思っております。何も不正をやっているわけではありませんので。

それでは早速、通告に従いまして質問を行ないます。

1番目に市民会館の建設場所について。

市民会館の建設が合同庁舎前の市民広場前に計画されている。3月議会での西川議員の質問と重なるところがありますけれども、同様にこの計画に反対の立場で質問いたします。

西川議員への答弁で、土地の買収の必要がなく、スケジュールのメリットがあることなどを上げておられました。まず、今の計画は、合併特例債にあわせてあいた場所に立てようというような短絡的で、非常に無計画なものであると私は考えております。また、何かの決定にはいつも識者、市民を交えた協議会を立ち上げられて検討されるわけですが、検討委員会ですね、今回の市民会館建設場所選考に限って、それもつくらず、庁内の協議だけで済まされたというのは、非常にちょっといつもの市長のことを考えれば疑問に感じる場所です。市民広場は日ごろ駐車場としての利用もあるが、博物館と合同庁舎の間にあつて絶妙な空間をつくっております。ゆとりを感じさせる立派に必要な広場と考えております。御存じのように各種イベントの際も有効に利用されて、市民の集いの場所になっているところでもあります。合同庁舎との関係は、設計の段階で、景観、空間等を配慮するとの答弁がありましたけれども、私としましては、その辺は限界があると考えております。そういうのを合同庁舎側と相談する必要はないのかもしれませんが、果たしてそういう打ち合わせとかはあったのでしょうか。

私が考えます候補地としましては、現市民会館の裏とか、新玉名駅前など、もっと市民の声やニーズに応えるべくじっくり検討して決定したほうがよいと考えております。3月の答弁で土地買収や造成の問題もなくできるということの答弁がありましたけれど

も、新しいところに建てるということで、経済の活性化などにもつながりますし、新しいまちづくりにもつながると思っております。建設を急ぐというよりも、玉名市50年の計を考え、世の中の流れに身を任せるというだけでなく、玉名を発展させる、大きくするという努力が必要ではないかと思っております。

答弁を伺いまして、また質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市民会館の建設場所に関する質問にお答えをいたします。

市民会館の建設位置については、昨年9月議会での全員協議会において、合同庁舎の南側、現市役所本庁舎の西側でもあります市民広場公園と決定した旨を御報告しており、現在は、昨年12月に契約いたしました基本設計を進めておりまして、先般の公共施設等建設特別委員会において設計中の素案をお示しし説明をしたところでございます。

建設位置を市民広場公園に決定しました理由については、先ほど議員おっしゃられましたけども、先般3月議会での西川議員からの一般質問の答弁と重複いたしますけども、その理由として用地拡張、買収が必要ないことにより、事業費とスケジュールへのメリット、また、現在の市民会館を利用しながらの建設が可能なこと、さらに、市役所新庁舎を初めとする周辺公共施設の駐車場の共同利用も可能であるといった効率性などにより、建設位置として適地であると判断した次第でございます。ただし、先ほど議員もおっしゃいましたけども、市民広場という公園空間をつぶしてしまうことと、実質的に福祉センターの駐車場として利用されていることへの対策などのデメリットについては、当方といたしましても検討段階から認識をしております。駐車場問題については、公園西側及び市民会館、新市民会館の東側へ可能な限り駐車場を確保することに加えまして、福祉センターなど周辺公共施設に勤務する職員の駐車場所を変更することで対応することとし、公園規模については面積が減少はするものの現市民会館跡地を整備することにより対応したいというふうに考えております。

続いて、現市民会館東側農地への建設につきましては、これにつきましても3月議会で西川議員の答弁と重複をいたしますけども、建設候補地を複数掲げる段階で、担当課内で調査をした経緯はございます。確かに、農振除外の手続きが不要であったり、南側の市道に接し、形状も良好であるといったメリットがありますものの、用地交渉に伴い買収費用、それから造成費用が必要となることはもとより、開発行為申請とそれに伴う調整池が必要となることなど、非効率であるということがデメリットが多いということで、その時点で候補地にはならなかったものでございます。市民会館の建設につきましては、現在基本設計の作業を進めておりますので、今後もその進捗の度合いに応じて、

公共施設等建設特別委員会へ御報告をいたしまして、事業の推進を図っていく所存でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁をいただきまして、また少し質問させていただきます。

今、駐車場として利用しておられる方々は、非常に福祉センターですか、あそこの老人、老人という失礼になりますけれども、高齢の方も多数おられるとっております。あそこで建ってしまうと駐車場が非常にその人たちがあそこの福祉センターに行かれる、温泉を使われる方、そういう方々が止められる場所が遠くなる。非常に人に優しいじゃなくて、人につらくなりますね、高齢者につらい形になると思っております。それとまず、もう今さらこれを言ってもということでしょうけれども、新市建設計画の最初の、合併時の10年計画に入っていなかった。もう10年過ぎましたけれどもね、いなかった。そういう中で、ほかのところはまだ10年計画の中で進めなければいけないのが残っている中で、あえてこれをそんなに急ぐ必要はないんじゃないかという思いがあります。それと新幹線駅前に建てるとなるともっと時間がかかる、文化財の問題等々出てきますから、時間がかかると思えますけれども、新玉名駅の利用とか、活性化、町を大きくする努力をすると、大きくしようという努力をすることにおきましては、新玉名駅前を重要な候補地として考えるのも多くの市民の考えと一致するところじゃないかと思っております。また、先ほどの答弁で南側ということだったですけれども、現市民会館の南側ということだったですけれども、南側は無理にしまして、後ろのほう、後ろのほうまだかなり空いております。もちろん買収が必要でありますし造成も必要でありますけれども、そういうことを考えれば、建ってから前の市民会館を倒せばそこが十分目の前に駐車場が広がるということで、非常にこの全体のバランスを考えても、公共施設のバランスを考えても非常にいいんじゃないかと思っておりますし、まず、市民広場が非常にこう何らかのときにイベントとして利用されて、それが非常に有効に使われているのを見ております。皆さんも御存じのように見ておりますので、その辺は考えていただきたいというか、皆さんそういう方向でそこは残してほしいという思いがあちこちで聞かれます。農振除外にしましては、市がこういう形でやるんだということになれば、農振が外れないということはないですので、再考の余地はないということでしょうか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の再質問にお答えをいたします。

まず、福祉センターの高齢者に優しさを考えた場所を考えるべきじゃないかというお話ですけども、最初の御質問にお答えいたしましたけども、市民広場に建設をした場合にも、市民会館の西側とそれと市民会館の東側についてはですね、台数に限りがありま

すけども、福祉センターの利用者の方に利用していただけるような駐車場を確保したいというふうに考えております。

それから、建設位置についてでございますけども、議員おっしゃった新玉名駅前にはどうかというお話ですけども、昨年の検討場所を決定する経緯の中でですね、最初は7カ所、それから絞り込んで3カ所、1カ所は現市民会館付近、南側に拡張したり、北側に拡張したりという2案ですけども、それと市民広場、それと新駅周辺、3カ所に最終的に絞ってですね、点数の評価をしております。まずもって1つ、現市民会館の南側というのは個人さんの土地でございますので、私も用地交渉に行きましたけども、かなり今までも市に協力をさせていただいておるといふような事情がございまして、用地交渉には応じられないというふうな話がございまして、現市民会館のところは断念せざるを得ないというふうな結果になりました。それから新駅周辺につきましてもですね、先ほど最初の答弁で申しましたとおり、特例債の期限であるとか、ここも個人の土地でありますので、合併特例債を使う期限、早急に整備しなくてはいけない市民会館を考えたときに、今の市民広場に決定したというふうな経緯でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 市長に質問いたします

先ほどの質問の中で検討委員会、識者、市民を含めた検討委員会、このことに関して、建設に関してはなされたんですけども、場所の検討に非常に重要なポイントだと思っておりますので、なぜなされなかったのか、そういうのがつくられなかったのか、市内だけの協議で済まされたのか、市長に質問いたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 福嶋議員の質問にお答えをいたします。

検討委員会につきましては、以前にこの計画を出したときに検討委員会を立ち上げたというような経緯がございまして、この時点では合併特例債の延長という形で延長をしたというような状況でございます。場所につきましては、福嶋議員言われるように、新幹線の駅周辺という声はたくさんあるということも私も現実聞いておりますし、また、場所としては非常にいい場所でもあるというような状況でございますけども、この検討した中で、最終的には新幹線の南側とか新幹線の周辺というのは、文化財の発掘調査を必ずやらなければならないというふうな状況で、そういうものを考えたときに、最終的に合併特例債が使われなくなるということになりますと、やはりこの合併特例債というのは大きな負担になると、我々は負担を軽減できる大きな債権でございますので、こういったものをして将来の市民の皆さんになるべく負担をしないというような状況を考えてときに、最終的に新幹線駅の周辺というものを断念せざるを得なかったというような

状況でございますので、その辺を当初から今、答弁申し上げましたように、幾つかの候補地を出しながら最終的に市民広場に決定したというふうな状況で、これも議員各位にこの経過につきましては、報告したとおりでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） この質問に関しましては、現時点でどうしても平行線で行かざるを得ない、大方決定の中で進められているということで、私どもの意見とは平行線をたどらざるを得ないというのは今の時点で思っております。ただ、私どもはそれでも50年の計を考えたときに、もっとこう玉名のためになる方法が、いい方法があるんじゃないかということを思っておりますので、まだまだ市民の皆さんの声を聞きながら、まだまだ私どもも努力ができると思っております。それに合併特例債もそうですけれども、地方創生を国が声を大にして今、進められておりますし、何らかの形で、直接それが、その補助がいただけないにしても、何らかの形でそういうのをいかしながらできるんじゃないかなというのも努力すべきじゃないかというふうに思っております。これに対する答弁は要りません。

次の質問に移ります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 2番目に準備しております体育館施設使用料改定についてということで質問いたします。

今議会に上程されます玉名市社会体育施設条例の制定についてに対して、天水中学校と岱明中学校から、各PTAから部活動での使用料の免除を求める請願が出されました。これも議会にでありますけれども、義務教育時での部活動は、これも教育の一環と考えられます。天水中や岱明中では、天水や岱明では合併前から無料での使用を当然として認めてきてあります。ここにきての使用料徴収は保護者の負担を多くし、部活の存在そのものにも影響しかねないと考えております。各PTAからの請願は、全保護者の思い余っての行動と察するところです。教育委員会、議会前の全員協議会等々でもいろんな話が出ましたけれども、教育委員会としての対応を質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 福嶋議員の天水・岱明中学校部活動等に係る請願の内容にどう対処するかについてお答えいたします。

体育施設使用料改定を実施するに当たり、利用者区分を基本的に一般利用と高校生以下利用に分けております。このように高校生以下利用を一般利用と比較して、安価な料金設定とすることで、青少年健全育成を図ることを考慮したものでございます。さら

に、市内の小中学校の部活動については、高校生以下の使用料の2分の1軽減の減免措置を設けることで、各地域協議会等に説明をしてまいりました。しかしながら、天水中及び岱明中のPTAのほうから、現行の利用実態から施設使用料が多額になること等を理由に、部活動の天水体育館及び岱明B&G海洋センター利用における使用料の免除を求める御要望が出てきております。

そこで、教育委員会としましても、小中学校部活動の社会体育施設の体育館における減免措置を再検討しております。再検討するに当たって、一部の学校のみを対象とするのではなく、市内小中学校全体で統一した減免措置を検討しているところです。

内容としては、平日の部活動の学校体育館利用は、特に混雑している実態を考慮し、平日の夕方3時間程度を免除する方向で検討をいたしております。ただし、一般利用が多い土日祝日の利用については、当初の案のとおり、高校生以下使用料の2分の1軽減の適用を考えているところでございます。なお、天水・岱明中学校部活動に係る請願につきましては、文教厚生委員会に付託され、審議されることとなりますので、委員会での審議内容を把握した上で、部活動の減免措置を決定していきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） はい、努力している旨の答弁をいただきました。

委員会、文教厚生委員会で検討されて、請願についても審議されて、議会に対する請願でありますので、そのことを受けての私も最終的な判断にはしたいと思っております。文教厚生委員会の議員の皆さんにもぜひ、岱明の5名の議員、また、天水の3名の議員の紹介議員としての名前も載っておりますところですので、また、横島のほうもちょっと遅れましたけれども、実際は同じような使用の経緯があると聞いております。そういうのも含めまして、請願につきましては、ぜひ、全員一致で採択していただけるよう私から、ここからお願いいたしたいところであります。

また、委員会の中でも教育委員会としてはきちっとした形で約束ができるような案を提示していただいて、各PTAの方々、保護者の方々が納得して、安心して子供たちを中学校にやれるような状態にさせていただきたいと思っております。このことは委員会以降でないとまたできませんので、判断できませんので、この質問に関しては終わります。

次の質問に移ります。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 次に、「しおかぜ・いちごタクシー」の補助のあり方について、前議会に続きまして質問しております。

さる6月3日、天水地区でみかんタクシーの運行協議会が開催されました。これはみかんタクシーが運行する前、みかんタクシーを計画する時点から協議会がつくり上げられて、そのみかんタクシー運行に努力してきた協議会であります。会では運行実績や運

行内容の見直し案などが報告されました。そして皆さんで議論したところであります。実績報告については、事務局より利用実績と補助額の内容等が詳しく説明されました。利用者につきましては、前年度より261人ふえて3,150人、補助金額につきましては、玉名市が206万3,640円、熊本市が106万1,820円でありました。これは旧天水町時代に産交バスが運行されてたわけですけれども、それに対する補助金は、600万円から700万円になろうとしているところでした。1人、2人、1バス平均、1便平均1人乗るか、乗らないかというような状態のなかでの補助金額が700万円になろうとするところでありました。それが今は、206万3,640円ということです。この説明を受けまして、みかんタクシーの運営が利用者にとりましても、市にとりましても非常に有効に行なわれていることに協議会の役員全員が満足したところであります。

さて、前回は質問しましたみかんタクシーとしおかぜ・いちごタクシーの補助の違いでありますけれども、前回の答弁で、十分私は理解できなかった部分もあり、また、納得できない部分もありましたので、今回も質問いたします。何らかの対応がなされない限りまた質問しますということでしたので、ここで質問させていただきます。

しおかぜ・いちごタクシーをみかんタクシーと同様の補助の仕方を行なったら、補助の金額は大体幾らになるのか、1年間でですね。しおかぜ・いちごタクシーについては、それぞれ路線バス運行時に補助していた額とほぼ同じ額となる約1,000万円がそれぞれにですね、約1,000万円が定額として補助されております。みかんタクシーの場合、運行実績で補助した結果、路線バス補助時より約3分の1の金額となっております。しおかぜ・いちごタクシーについては、初めに金額ありきではなかったというふうな受け取り方ができます。ここでは市長の座右の銘、先ほどもおっしゃいましたけれども、市民の負担にならないように、後々の市民の負担にならないように節約するという努力が全然見えないようです。

答弁をいただいてからまた質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の「しおかぜ・いちごタクシー」の補助のあり方についての御質問にお答えをいたします。

まず、みかんタクシーといちご・しおかぜタクシーの運行形態の違いについてでございますけれども、みかんタクシーといちご・しおかぜタクシーはいずれも利用者の予約に応じて運行する乗り合いタクシーで、路線バスの廃止に伴う代替手段として運行しております。平成18年12月から運行を開始したみかんタクシーは、廃止された路線バスが運行していたルートに準じた天水町と熊本市河内町を結ぶルートを1日4往復、熊

本市と共同で運行をしております。料金は片道200円で、運行ルート上であればどこでも乗り降りが可能となっており、平成26年度は月平均で約260人に利用をいただいております。一方、平成25年10月から運行を開始いたしましたいちご・しおかぜタクシーは廃止された路線バスが運行していた地域を中心とした、ルートではなく地域を中心とした区域を運行区域とし、1日8回運行をしております。各区域内は片道で200円、どこでも乗り降りが可能でございます。区域外は六田、玉名駅、玉名中央病院、文化センターの4カ所に乗降場所を設け、各区域内から片道300円で利用ができます。平成26年度は月平均で、いちごタクシーが約500人、しおかぜタクシーが約650人に利用をいただいております。しおかぜ・いちごタクシーにおいては、予約の状況に応じた運行ルートの組み立てを運行事業者がその都度行なっております。

次に、補助方法の違いでございます。みかんタクシーの運行事業者に対する市からの補助金は走行距離に応じたメーター運賃から利用者料金を差し引いた額を補助をしております。先ほど議員おっしゃられた平成26年度の補助金額は206万3,640円となっております。一方、いちご・しおかぜタクシー双方の運行事業者に対する市からの補助金はみかんタクシーの補助算定方法と異なりまして、走行距離に関係なく1日当たり3万2,000円から利用者料金を差し引いた額を日額として補助をしております。平成26年度の補助金額は、いちごタクシー分が1,065万7,600円、しおかぜタクシー分が1,042万2,850円となっております。

御質問のいちご・しおかぜタクシーの補助金額をみかんタクシーと同じメーター運賃による補助金額に換算をいたしますと、直近3カ月における1運行ルートの累計から試算した結果でございます。いちごタクシーが約893万円、年間でございます。しおかぜタクシーが約923万円、年間です。となり、いずれも日額補助による実績と比べると低い補助額となることとなります。ただ、これは同じ乗用車として比較をした場合でございますので、いちご・しおかぜについては、4人以上の運行になりますとワゴンなどを使いますので、一概には比較はできないかというふうに思います。

それから、前議会の一般質問の対応、福島議員3月議会に事業者の従業員の方の話を伺われて、その対応はどうかせないかんというふうな御質問されましたけども、その対応につきましては、5月に運行事業者の代表者等とヒアリングを実施いたしまして、3月議会で福島議員がおっしゃられた要望、指摘等をお話してヒアリングを実施しております。各社でヒアリングの結果、各社で運転手との雇用形態はさまざまであるということで、各社の実情に応じた対応を図られているというふうなヒアリングを行ないました。

最後に、今後のしおかぜ・いちごタクシーの補助のあり方でございますけども、いちご・しおかぜタクシーの導入にあたっては、みかんタクシーと同様に路線バスのルート

を基本とする定路線型の実施内に検討をいたしました。この場合、もともと鍋、高道、滑石それと横島の極端に少なかった利用者はふえないこと、同じルートを通るということになりまして利用者がふえないと、また、有明海沿岸に点在する交通不便地域の解消も図るために区域の運行に決定した経緯がございます。区域の運行については、予約の状況に応じまして運行ルートの組み立てをその都度行なっております。そのため走行距離に応じたメーターによる補助のみかんタクシーの補助方式によることとした場合、距離がふえますと補助金の増額に直結することから、最も効率的な運行ルートの組み立てが事業者に求められます。その妥当性も検証する必要がありますので、このようなことから走行距離に応じた補助方式には、いちご・しおかぜタクシーはなじまないため日額による補助を行なっているというところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 答弁いただきました。

みかんタクシーと同じような試算をしたらどうかという質問をしておりましたので試算ありましたけれども、今の時点ではそれでいくと1,800万円ちょっと強ということですね、両しおかぜ・いちごタクシー、定額では2,500万円強がちょっと補助がなされていると、差額は700万円ぐらいの差は今でありますね、みかんタクシーのようなやり方をすれば700万円ぐらい安くて済むということです。運行ルートのことに関しましては、部長答弁がありましたように、やり方、地域の人たちが特に高齢者が利用は多いと思いますけれども、利用しやすいように考えているということで、その辺は、私は別に同じようなバスルートを中心にやりなさいということは思いません。同じように使いやすいうように考えていくのがベストだと思っております。ベターだと思っております。ただ、補助の仕方につきましては、まだ十分納得できない部分があります。前回でも言いましたけれども、運行者と事務方の会議の中で、運行者のほうから「補助金の実績より余ったらどがんするとですか。」と「どがんするとよかですか。」とそういうような質問があった中で、事務局のほうから「会社の運営費に使いなはるですたい。」というようなやり取りがあったということで、聞き取りのときに確認しましたらそういう類いのやり取りがあったということを知っております。これを聞きますと、初めからお金は余るんだと、その運行以上にお金は出るということ予測されておりますね、これは予測された中での補助金であります。そういう補助のあり方はおかしいんじゃないか、どう考えてもおかしいんじゃないかと考えられます。例えば、どんどん利用が多くなって、少し補助金がバス路線への補助より多くなってもそれは仕方がない、ただ、利用者はバスを利用しているときより相当ふえているはずです。おそらくこのしおかぜ・いちごタクシー管内の路線バスのほとんど利用者はなかった中での、少なかった

中での開始につながったんだと思っています。そういう中で利用者がふえればそれは多少補助金がふえてもしょうがない。ただ、実際の運行距離とかそういうのと違う、今回におきましては、初めから余剰金が出るのは、余剰金というのもおかしいですけども、運行よりも余計お金がきているというのも予測される中での補助金は再考すべきではないかと強く求めます。

それとですね、これは3月の答弁の中での言葉の問題といたしますか、このいちごタクシー・しおかぜタクシーを計画するにあたりまして、部長答弁では地域公共交通会議というのが組織されてというのがあって、そういう中で区長さん、公共機関、県の公共交通機関担当、その他いろいろ申されましたけれども、実際は確実にどこと、どこと、どこと、どこが参加して協議なされたのかここで答弁をお願いしたいと思います。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 福嶋議員の御質問ですけれども、地域公共交通会議のメンバーについては後ほどよろしいですか。ちょっと資料を持ってきておりません。

それから、先ほどの補足でございますけれども、いちご・しおかぜタクシーの運行開始後、1年間の補助金額とそれまでの2路線、鍋線と横島線でございますけれども、その路線に対する補助金額を比較いたしますと、歳出ベースで年間約127万円減額しております。タクシーになりましてですね。それと、国庫補助金のこれは国庫補助事業でございます乗り合いタクシー、歳入を加味した一般財源ベースについて申しますと、バス運行時に比べますと、年間約690万円を減少しております。そういったことです。

以上です。

委員長、済みません。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません失礼しました。先ほどの福嶋議員の地域公共交通会議のメンバーでございますけれども、学識経験者として九州看護福祉大学の西島教授、それから住民代表といたしまして、4自治区の区長会協議会の副会長さん、それとバス事業者として産交バス株式会社の所長、それからバス事業者の団体といたしまして、熊本県バス協会の理事さん、全員で18人おります。それからタクシー事業者、これは玉名市内に4事業者ありますけれども、4事業者の代表者の方、それからタクシー事業者の団体、これは熊本県協会の代表者、熊本県のタクシー協議会ですね。それからバス運転者の団体代表、全九州産業交通労働組合の書記長の方、それからタクシー運転手の団体代表、これは熊本県自動車交通労働組合の書記長、それと国土交通省、これは九州運輸局熊本運輸支局でございます。それから行政といたしまして、玉名警察署の交通関係の課長さん、それから玉名市から道路管理者として建設部長、それと私でござい

ます。

それからつけ加えて申しますと、この乗り合いタクシーの制度の制度設計を決定する経緯といたしましては、この今申しました地域公共交通会議の中で協議して、当然、陸運局の許可をもらってやっているわけでございますけども、そのシステムについてはですね、乗り合いタクシーの区域、鍋、大野、滑石、大浜、横島、それぞれの地域の説明会を行ないまして、それも説明が足りんというところにはですね、数回、10数名の方集まっていたいて、住民の方に説明をして、この制度を構築したというふうな経緯がございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 福嶋譲治君。

○13番（福嶋譲治君） 地域公共交通会議ということで説明をいただきましたけれども、いろんなまたそのメンバーはあとでいただけますか。

ちょっと私理解が、ちょっとわかりにくかったんですけども、いちご・しおかぜタクシーを具体的に計画する段階で、この地方公共交通会議の中でされたということですか。全体的な、はい、じゃあわかりました。

少しやじみたいなきことも出ましたけれども、これは今私が質問しました以外にも請負という、その参加業者について非常に疑問にある点があります。私はそのことはまだこれから勉強して進めなければいけないと思います。この問題になっております議会の倫理問題、非常にかかる問題じゃないかと思っておりますので、ほかの議員さんがたと一緒に勉強しながら、また、そのことについても質問しなければならぬと思っております。

今回の質問はこれで終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、福嶋譲治君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

7番 嶋村 徹君。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 皆さんおはようございます。市民クラブ、嶋村でございます。通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

玉名市制施行10周年記念式典についてお尋ねいたします。

さまざまな試練、幾多の議論、各関係各位の各方面にわたる御尽力を得て、平成17

年10月3日、玉名市、岱明町、横島町及び天水町が合併し、県北の拠点都市として人口7万の新生玉名市がスタートいたしました。早いものであれから10年の歳月が流れ、今年には合併10周年の記念すべき年となります。県内におきましても同時期の合併により誕生した山鹿、阿蘇、菊池などの県北各市では、いずれも本年1月から3月にかけて合併10周年記念式典が行なわれたと聞き及んでおります。本市においては、平成18年10月3日に合併1周年記念式典が開催されましたが、本年10月にはさらに盛大な記念式典がとり行なわれるものと期待しております。

そこで式典の内容といたしまして、具体的にどのようなものを考えておられるのか、当日のスケジュール等も含めてお尋ねいたします。また、当日は、市内外からの来賓に加え、多数の玉名市民の皆さまも出席されるものと思います。せっかくの式典の機会でございます。市の主人公である市民1人、1人が長く記憶に残るような内容にすべきではないかと考えております。こうした市民参加型の式典とするため、何らかの方策を考えておられるのかあわせてお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 嶋村議員御質問の玉名市制施行10周年記念式典の内容についてお答えをいたします。

まず、式典の期日につきましては、合併した日である10月3日に決定しており、当日は、午前中に式典、午後からイベントを行なうことを考えております。式典の内容の主なものといたしまして、午前10時の開会式前に約30分間、仮称ではございますが、市制10周年の歩みのDVD上映を行ない、オープニングに熊本県立北稜高校太鼓部による北稜太鼓の演技をお願いいたします。国歌独唱、我々のふるさと玉名の斉唱等に続き、名誉市民表彰、また、合併後の市政発展に功労のあった方々に、功労者表彰を行ないます。続いて、来賓祝辞を賜り、来賓紹介、万歳三唱、11時40分に閉式を予定しております。

ところで本市は、この10月3日を「なかよしの日」と制定しております。平成22年に制定されたものでございますが、これは大人が仲よくすることから始まり、家族、友だち、学校、隣近所、地域全体の仲よしを目指すことを理念とするものでございます。この「なかよしの日」と合同イベントとして午後から玉名女子高校、専大玉名高校及び県内の音楽家出演による音楽イベントを予定しております。

以上、あくまで現段階での予定ではございますが、多くの方にお越しいただき、玉名市の魅力を市内外に発信し、市民1人、1人が未来に向かってさらなる一体感を享受できる契機となるような式典にしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） ありがとうございます。

ぜひ、午後からのイベントにも多くの方が参加できるよう、PRのほうもよろしくお願いたします。

次に移ります。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 次に、被表彰者の範囲、選考方法等についてであります。ただいまの答弁で、市政功労者の表彰が式典の内容のメインの1つであるとお聞きしました。合併後10年市政発展に功労があった方に敬意を持って感謝の意を評するというのは確かに大切なことであると考えます。そこでその対象者について一体どの程度の範囲を考えておられるのか、あるいは何らかの役職経験が何年以上というような具体的な基準があるのか。また、何らかの推薦等が必要なのかをお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 次に、議員御質問の被表彰者の範囲、選考方法等についてお答えをいたします。

議員のお考えのとおり、今回の市政功労者表彰は、市制施行10周年という節目に際し、地方自治、教育文化、産業、経済、体育、消防、福祉等の分野で、市政に功労のあった方々に対し、敬意と感謝の意を表すため表彰する、非常に意義のあるものと認識をいたしております。被表彰者の選考につきましては、この後、6月30日に被表彰者選考委員会を開催し、選考基準要綱の決定、被表彰者の選考及び市長への推薦を行ない、最終的に市長が選考委員会の推薦に基づき選定するという流れとなっております。被表彰者の範囲につきましては、選考基準要綱の中で定めることとなりますが、現在のところ合併前、旧玉名市で行なわれた平成16年の50周年記念式典等の要綱を参考として要綱案を策定中でございます。同時に対象者のおよその数を把握するため、要綱案に基づき、庁内各部署へ対象者を照会しているところでもございます。これをもとに選考委員会の中で十分に協議を重ねながら、被表彰者を決定してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） ありがとうございます。

もちろん10年という数字自体は、一つの通過点に過ぎませんが、未来の玉名市を見据えた記憶に残る有意義な記念式典となるよう改めてお願い申し上げます。

では、次の質問に移らせていただきます。

[7番 嶋村 徹君 登壇]

○7番（嶋村 徹君） 先の定例議会一般質問で、吉田議員から提言があった2020

年東京オリンピック・パラリンピックのキャンプ地の誘致について、東京オリンピックを盛り上げる運動を玉名市が始めたらどうかという質問があります。私も同様に地方から推進運動を発信することができればこの上ない喜びであります。昨年度、熊本県は2020年に開催されます東京オリンピック指定育成選手として45名が選ばれています。この中には、レスリングの上田尋也君、玉南中学校、井上実奈梨さん、玉陵中学校、荒木大貴君、玉名中学校出身で玉名工業高校、バレーボールでは鎌田憲伸君、有明中学校、バドミントンでは平川透君、岱明中学校出身で八代東高校と、玉名市から5名の育成選手として選ばれております。本当に喜ばしいことです。そして、これからもまだまだ期待される選手が多く出てくると思います。今月14日に開催されましたレスリングアジア・カデット国際大会において、日本代表選手として、玉名工業高校から荒木大貴君、桜井龍大君が出場し、荒木選手はフリースタイル50キログラム級で優勝し、オリンピックに一步近づくことができたのではないかと思います。このように限りない未来を担う有望な多くの選手たちを玉名市としても支援していくことは大事なことはないかと思っております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が、どれほど子供たちに大きな夢をもたらすことを考えるときに、国においてもスポーツ庁を発足させ、複数の省庁にまたがるスポーツ施策の一元管理を進めるということは、大きな前進であります。玉名市としても現在の生涯学習課スポーツ振興係のみでなく、市を上げてのバックアップには機構改革の必要があると思っております。そしてさらには、オリンピック・パラリンピックのキャンプ地としての誘致を進めていただきたいと心より願っております。このことが今後子供たちにどれほどの力になるかと夢は膨らむばかりです。このような夢膨らむキャンプ地の誘致について、執行部はどのような考えをお持ちかお尋ねしたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 嶋村議員の玉名市から東京オリンピック・パラリンピック指定選手として5名の選手が選ばれているが、キャンプ地としての誘致計画という質問についてお答えいたします。

キャンプ誘致の手段としては、2つの方法が考えられます。

まず1つ目は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を通じて、各国、各地域のすべての国内オリンピック委員会に情報提供する方法があります。組織委員会が作成するガイドによりますと、情報提供の方法で、ガイドによる情報提供の方法で、ガイドの情報を元にキャンプ地を検討する各国、各地域の選手団があれば関心のあるキャンプ候補地に選手団から照会が入り、交渉が開始されます。この方法では、すべての各国、各地域の国内オリンピック委員会に、国内キャンプ候補地としての情報が行

き渡るとともに、組織委員会の費用で情報が提供されるため、自治体が独自に誘致する方法に比べ経費負担が少ないといったメリットがあります。

次に、組織委員会以外のルートを通じてアプローチする方法があります。自治体が各国、各地域の選手団に対して、直接的又は間接的に独自のルートを通じてアプローチする方法で、情報が直接提供できるといったメリットがあります。この2つの方法のどちらかで誘致していくかは、現在検討中でございますが、どちらにしても誘致する国、競技種目により、さまざまな条件があり、特に練習会場である施設については、改修等の整備が必要となってまいります。誘致活動を実施する前段として、受け入れ態勢を十分に整えることに努めてまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 嶋村 徹君。

○7番（嶋村 徹君） 答弁いただきました。

2020年東京オリンピック・パラリンピックに関するキャンプ地誘致についての意向調査に対しては、誘致希望を示されておりますので、玉名市としては、平成11年国体会場として天皇皇后両陛下をお迎えして開催されましたレスリング競技の会場でありました桃田運動公園体育館がふさわしいと考えます。しかしながら応募にかかわる用件等、今のままでは満たされておりません。宿泊施設、医療施設、警備体制等は整っていると見ても、キャンプ地として快く利用していただくための施設設備機能が不可欠であります。その施設には費用がかかるとは思いますが、レベルの高い選手の誘致でもあり、玉名市にとってもあらゆる分野への効果は大きいと考えます。ちなみに2002年、日韓共催の世界カップサッカーのキャンプ地として村を挙げて誘致に取り組み、カメルーン共和国チームがキャンプ地として選ばれた大分県中津江村、現在は日田市中津江村となっておりますが、先日、議員数名で視察に行っていました。自然環境にすぐれ、静かで、標高530メートルなど、トレーニング地としては好条件がそろった素晴らしい施設でした。今もカメルーン効果として施設需要量が年間、高校生を中心に3万人以上が利用しているということです。また、鯛生金山、家族旅行村、レストランへの入場者が増加し、経済効果が伸び、雇用確保と地域活性化の貢献につながっているということです。玉名市においても、このような地域の活性化につながり大きく期待されるオリンピック・パラリンピックのキャンプ地としての誘致が実現できるようお願いしながら、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、嶋村 徹君の質問は終わりました。

引き続き、23番 吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 市民クラブの吉田喜徳であります。市長初め、関係部長の答弁を今回もよろしく願いいたします。

初めに、1、教育問題。教員英検取得について、全国の公立中学校で、英検準1級が28.4%だったことが、5月28日文部科学省の2014年度英語教員調査でわかったわけですが、政府の教育基本計画の目標が17年度までに中学で50%となっています。調査では14年12月時点で、都道府県別で見ると、主な県を申し上げますと、福井県49.4%、富山県48.0%、東京都42.6%の順で上位を示し、熊本県は23.7%で全国平均より下回っている結果が出ています。また、生徒では卒業段階で英検3級以上の生徒の割合を50%の目標を定め、現在は中3で34.7%だったと発表しています。本市の小学校で本年よりエンジョイ・イングリッシュが小1より開始されました。本市の小中高の教師において、英検の準1級を取得している状況を聞きたいと思います。また、中3の3級取得の人数は、どのくらいなのか知りたいと思います。

2、強化選手5名に対する支援について、これから先は、嶋村議員と重複するかもしれません。このほど、八代市では「東京五輪、八代から目指せ」をキャッチフレーズ、合い言葉に、八代市が競技活動を支援をする、14年度に創設した、既に創設してあります、トップアスリート育成事業として、15年度強化指定選手9競技、28人を決め、6月8日に指定証を交付しております。市長が交付したんですね。育成事業は市体育館が主体となって、専門的なメンタルトレーニングや体力測定、栄養指導を続けるし、15年度からは備品購入に加え、遠征合宿費用として年間最大8万円を助成するとなっています。八代市までとはいかないが、玉名市の2020オリンピック選手育成事業、育成指定アスリートに対する支援事業をお考えになられたらどうでしょうか。先ほど嶋村議員から発表がありました。バレーボール1人、バドミントン1人、そしてレスリング3人、うち女子1人です。まずは、この5人に対してであります。このことに絞ってお考えになるのか、ならないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 吉田議員の教育英検取得の質問にお答えいたします。

議員が御指摘のとおり国の第2期教育振興基本計画では、2017年度までに中学校の英語科教員の英検準1級取得者の割合を50%とするという数値目標を設定しておりますが、文部科学省の2014年度英語教育調査によりますと、全国の公立中学校の英検準1級以上か、それに相当する資格を取得している教員が28.8%に対しまして、熊本県では、残念ながら23.7%と国全体の平均を下回っております。玉名市におきましても中学校教員の取得者は、県の平均を下回っている状況で15.8%でございます。そこで、国や県では、本年度より英語指導力強化として、中核となる教員の研修会や資格取得に向けた受験料の2分の1補助など、グローバル人材を育てるための施策が

開始されました。玉名市教育委員会としましても、さまざまな機会に指導力向上のための研修会などへの積極的な参加を呼びかけるとともに、今まで以上に学び続ける教師集団を育てていきたいと考えております。

また、あわせて議員よりお尋ねのありました中学校3年生の英検3級の取得者の割合は、約3%、18名でございます。中には2級以上を取得しているものも数名、3名のご様子でございますが、数名おります。将来の玉名市を支える人材として、今後取得者の増加を期待しているところでございます。また、エンジョイ・イングリッシュの導入につきましては、まずは子どもの聞く力を育てることを目的に、本年度4月から市内全小学校全体でスタートいたしました。具体的にはわかりやすいDVDを使うことにより、教師の指導力のいかに問わず、子供たちが主体的に学べるシステムを採用しております。DVDやガイドブック作成に携わる専任研究員からも現在、活動に取り組んでいる各小学校の生徒たち、指導者も含めて、エンジョイ・イングリッシュによる英語活動を楽しんでいるという報告を受けているところでございます。いよいよ来年度からは中学校でのスタートを計画しております。このエンジョイ・イングリッシュの取り組みにより英会話力を備えたグローバルな人材が数多く育ってほしいと教育委員会としても期待しているところでございます。

次に、玉名市出身のオリンピック強化選手5名に対する支援についてお尋ねの件にお答えいたします。

熊本県では、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックにおいて、より多くの県出身者選手がオリンピックの舞台で活躍できるよう、平成26年度から県内の中・高校生を中心に選手育成事業を実施され育成強化を図っておられます。平成26年度は45名の育成指定選手を選出し、海外遠征や合宿等の経費に対して支援されております。玉名市においても5名の選手が選出され、東京オリンピック出場を目指して、日々の鍛錬に励まれていることだと思います。また、平成27年度の育成指定選手の選考については、既に実施されていることとお聞きしておりますが、公式発表は6月30日の予定ということであります。全体で40名を少し超える程度で、玉名市からも昨年度よりも多くの選手が選出されることを期待するものでございます。

さて、玉名市の育成指定選手に対する支援としましては、市体育協会と協議中でありまして、県の育成指定選手以外の埋もれている選手にも目を向けていこうという考え方も出ております。また、支援内容といたしましては、フィジカル、メンタル、栄養学などの専門家による選手や指導者等にアドバイスをを行い、競技力向上の側面的な支援を考えているところであります。当市からもオリンピック選手が輩出できるよう、今後も市体育協会と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 教育長、答弁ありがとうございました。

伺いますと、新聞にも記載されておりましたとおり、玉名市は非常に英検に対する程度の低さが出ておりますね、期待するだけじゃなくてですね、これをどういうふうにして効果が上がるように、このパーセントが上がるように、こういうようなことの御指導というか、推進というか、そういうものを21小学校、6中学校に対して施されることを願っております。御答弁はよろしいです。

次に、前回より1歩進んで御答弁いただきましてありがたいと思います。メンタルトレーニングや体力測定、栄養指導、備品購入や遠征合宿費用までは答弁なされられなかったですけども、これは費用が要ることで、特に費用が要ることでございますので、体育協会とこれからも十分話し合っ、いい結果が出るように願ってやまない次第でございます。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） オリンピック・パラリンピックアスリートキャンプ地の誘致について、嶋村議員の関連質問として、提言する理由等を少し掘り下げて述べてみたいと思います。

参考になると思っ嶋村議員申された、2002年のサッカーワールドカップカメルーンの強化キャンプ地に成功した現在の日田市中津江村に数名の議員で研修視察を5月25、6日行ないました。そこで、発想について、お会いしたのは当時の村長さんで坂本休先生でありました。現在は地球財団カメルーン会館の理事長として活躍しておられます。これはあくまでも村の活性化、これが主眼でありますけれども、子どもの人間形成、ここはすばらしいサッカー場を5面持っておりまして、ラグビー等でもそこを活用している状況であったそうでございます。その発想に対して、レスリングに目をつけられたのは、やはりちょうどそのころ韓日、日韓合同のサッカーワールドカップが行なわれる、決定して盛んにそれが話題になってたというところではないかと思っます。それでは、その効果は8,000名の合宿者がいた小中高校、大学まででしょう、今は3万人になっていると、2,000万円の補助金をいわゆるそれに予算を計上したけれども、結果的には1億5,000万円の売上であった。13年経過した現在もその波及効果が続いている。これは目の当たりにした次第でございます。その中の1つに経済交流がまた盛んになろうとしている。坂本先生おっしゃるには、6月5日、このですね、カメルーンへ行く予定であります。それはどういうことかという、カメルーンに日本の企業が進出するので、したいので連れて行ってくれと、こういうような経済交流が既に始まっているというような効果であります。では、本市では、種目は何を掲げたらいいか、それは先般から申しておりますとおりレスリングであります。なぜレスリングかと言う

と、嶋村議員の説にもありましたように、1960年、昭和35年、並びに平成11年1999年の両陛下をお迎えしての御交流もいただいて、国体の会場が当玉名市であったということは、歴史の何者でもないかと思えます。その後、東京オリンピックの翌年に、例の「鬼の大松か根性の八田か」と話題になりました八田一朗監督が、花原、市口金メダリストをお連れになって玉名でレスリング教室が行なわれたと、それにこうして玉名農業高校、現北稜高校が全国優勝したということでもあります。まずは、この歴史的事の1つに今、忘れてならないのは1954年、昭和34年に当時社会教育課長でありました玉名市の三ツ本太門氏が熊本県レスリング協会を立ち上げられて今日に至っている。これ玉名から発せられたと言っても過言ではないかと思えます。高校総体のレスリング会場の玉名市体育館でありました。先日、嶋村議員と観戦。その際、中島県レスリング会長の話、2019年の高校インターハイは、熊本県が最有力、もう決定したんじゃないでしょうかね、実現すればレスリング会場は当然玉名市になるとの見通しを話されました。全国の高校レスリングアスリートが玉名にやってくる。うれしいことではないですか。ただ、宿泊所はどうかかな、大丈夫なのかと心配な点もあります。こんなときに合宿所が、キャンプ場があればと思うのであります。

次に、6月5日、6日、嶋村議員と公益財団法人日本レスリング協会を訪問研修いたしました。代々木にあります岸記念体育館、ここはオリンピックの組織委員会が事務局があるところでございます。レスリング事務局だけじゃなくて、あらゆる日本のスポーツの事務局がこの岸記念館に陣取っております。協会では、理事で事務局長の菅芳松氏より、という人から指導を受け、キャンプ地の見通し、あるいは支援又はレスリング界の世界の状況、つまり世界レスリング連盟と今、申されるそうですが、そういう内容について、るる御指導をいただき、説明を受けました。続いて、その方の案内で、赤羽・十条にある味の素ナショナルトレーニングセンターを案内していただき、広大な敷地に広大な世界選手権、オリンピック近代科学的練習場を拝見いたしました。ここはもちろんオリンピック選手を指導・養う、養成する全種目の会場が、練習場があるところで、2時間もかかって御案内されました。もちろんそこには浴場あり、病院あり、宿泊所等も有し、日本のメダリストたちがここから誕生していくのかと思えばと強い印象と感銘を受けた次第であります。続いて5月30日の公明新聞1面全面にスポーツの力で日本を元気にと、大きな見出しでその1面全面、早稲田大学スポーツ科学学術員友添秀則委員長、同大学教授が、その考えを述べておられることに目がとまりそれを読みました。教授は、人間科学分野の博士、現在、日本スポーツ教育学会の要職にあり、文部科学省の今後の地域スポーツ推進体制のあり方に関する有識者会議の座長も務めておられる人物です。そこで徳村議員あるいは玉高出身の吉田信弘代議士の配慮もあって、早稲田大学所沢キャンパスにある友添教授がおられる早稲田大学スポーツ科学部を尋ねました。

ここには人間科学のキャンパスを訪問しました。その数日前に、近くの九州看護福祉大学の山下教授が、この分野に造詣が深く、そして玉名のレスリングを賞賛され、あるいは指導推進されている科学分野のほうからやっておられる方でございます。玉名市のほうのレスリング協会理事長と嶋村、吉田3人で尋ね、やはり早稲田大学のちょうどくしくもこの早稲田大学所沢キャンパスにおられるスポーツ科学と人間科学はアスリートの育成になくてはならない分野であるということで、川原貢教授への紹介を携え、去る6月9、10日に訪問した次第でございます。友添教授の論説によれば、国際交流を含め、東京五輪こそ活性化の契機の見出しでこう論じられております。各国のオリンピック選手は、日本の気候・風土になれるために、事前合宿をすると、東京五輪・パラリンピックは、東京だけの問題ではなく、日本を挙げての国家的なイベントだ。首都圏や地方といった枠組みを超えて、さまざまところでさまざまな仕掛けをするため、国中が英知を結集する必要があると。パラリンピック・オリンピックは22競技の予定だが、事前合宿を国内各地でやるはずだ。全く知らなかった国、全く知らなかったスポーツのキャンプ地になることによって、その国との交流が深まり、人的交流も拡大している。そして大分県のですね、先ほどから申しておりますその日田市の中津江村についても述べておられます。「人的交流の拡大をしていく大分県の旧中津江村、現日田市のように、02年のサッカーワールドカップ日韓大会で、アフリカのカメルーン代表が事前合宿し、現在でも村との友好が続いている事例もある。」とこのように述べておられますですね。

市長、嶋村議員並びに小生が今述べましたことを踏まえ、市長の素直な今の御心境をお聞かせ願えれば幸いです。

今1項目まいります。

スポーツ庁と本市のスポーツ振興係について、これも先に嶋村議員が述べられましたが、10月にいよいよ発足するスポーツ庁、文部科学省の外局で定員120人規模設置の狙いは複数の府省にまたがる府と省ですね、またがるスポーツ施策の一元管理。学校体育は文部科学省、運動施設は国土交通省、健康増進は厚生労働省と各府省ばらばらの縦割り行政を解消するため、同庁が司令塔となって施策を進めるとこういうようなところがあります。そこで先の議会に提言しているように、オリンピックの強化キャンプ地のためだけでなく、このような流れの中で、この機会に現在の生涯学習課スポーツ振興係を昇格させ、スポーツ振興課、これは仮称であります。スポーツ健康推進係、スポーツ競技力向上係、スポーツ国際係、あるいは、ずばりオリンピック・パラリンピック係、いずれも仮称でありますけど、これらを国や県に呼応して、課に昇格し設置したらいかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

[市長 高寄哲哉君 登壇]

○市長（高崎哲哉君） 吉田議員の御質問にお答えをいたします。

2020年に行なわれます東京オリンピック・パラリンピックの開催につきましては、単なるスポーツの祭典にとまるものではなく、これを契機といたしまして、日本のみならず玉名の魅力も世界に発信できるまたとない機会ととらえているところでございます。全国各自治体におきましても、この好機を、この機会を絶好のアピールの場として位置づけておりまして、オリンピック等を商機ととらえたものづくりの推進、外国人観光客の誘致、組織委員会への採用を通じた地場製品の世界的PRなどを目的に、新潟県三条市の呼びかけによりまして、310市町村が参加をいたしました2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合というものが、総会が去る6月10日に東京都内で開催され、本市もその趣旨に賛同をして参加したところでございます。議員御提案の競技種目のキャンプ地の誘致につきましては、本市を全世界に向けて発信するまたとない好機であり、また、誘致を行なうことでスポーツという分野が老若男女に広く行き渡り、市民の健康維持となり、ひいては本市の医療費抑制にもつながるものではないかと考えているところでございます。

本市は、スポーツ分野におきまして、全国的にも特にレスリングのレベルが高く、キッズレスリングや玉名工業高校レスリング部におきましては、全国でも常に上位に名を連ねる実績がございます。歴史的にも、今日におきましてもレスリングと関係が深く、2020年東京オリンピック選手育成事業、育成指定の選手には、本市から5名選ばれておりますけれども、5名の内の3名がレスリングをやっているという状況でございます。こういう状況の中で、いろいろな機会に日本レスリング協会と連携をとり、各国のキャンプ地の状況をお尋ねしながら、レスリングなどのアスリートキャンプ地の誘致に向けた運動等を展開して、意欲的に展開していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員のスポーツ庁とスポーツ振興に関する担当課についてお答えをいたします。

国では、スポーツに関する施策を総合的に推進するスポーツ庁を設置する法案が、本年5月13日に参議院本会議で可決成立をしております。同庁は文部科学省の外局として本年10月1日に発足の予定でありまして、このスポーツ庁の設置により、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けたスポーツ選手の強化に大きな期待が寄せられております。このほかにも健康増進はもとより、スポーツを通じ観光による地域活性化と経済活性化やスポーツを介した国際交流、国際貢献など多様な面で大きな役割を果たすと期待をされているところでございます。

本市といたしましても、スポーツの振興のもたらす効果や貢献度が非常に高いと考えることから、このスポーツ庁の設置や東京五輪の開催を機に、全市民が心身ともに健康で文化的な生活が送られるようなまちづくりに向け、より一層努力しなければならないと再認識をしたところでもあります。キャンプ地の誘致に成功すれば、多方面にわたる多大な効果が市にもたらされると予測できることから、今後は誘致に向けた庁内横断的なさまざまな検討や情報の収集、また、関係先への対外的な折衝活動等が重要であると考えております。先ほど議員から提案いただきましたようなスポーツ振興係の課への移行など、来年度又は来年度以降の組織再編につきましては、全庁的な検討や強力な推進を図る上でも、これらが十分に機能する実施体制の整備が欠かせないことと認識をしております。したがって、これから市があらたに実施しようとするキャンプ地誘致活動やスポーツを通じた観光事業や国際交流事業等の事業規模とその内容、また、これらの進み具合などのさまざまな点から、総合的に勘案をし、最も効率的で機能的な推進体制について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 先日、ワールドカップの女子サッカーの応援の様様をですね、熊本日日新聞のほうから14日に掲載されております。これは中学生を主体とする応援の様様でございます。写真入りでございます。そこで私がもしかしたら中津江村は日本の選手じゃなくてカメルーンを応援するんじゃないかなと予想をしておりました。これは私だけでもないと思いますけど、そのとおりであります。両国のユニフォームを着て、中津江村ではカメルーンを応援している。私はですね、少しは残念でございました。日本人がですね、日本のあしたを担う青少年がですね、やはり我が国の選手をうんということは考えましたけれども、掘り下げて考えてみると、このくらい強烈なインパクト、あるいは効果があっているということが察しられるんじゃないかと、このように感じました。

市長は再質問でもございませんけど、再質問として、これはですね、考え方によっては地方創生に、今来年3月までですね、提案しなきゃならない、これにも連動するんじゃないかなと、このように思います。今、県では最有力とされているのが、バドミントンの熊本市、決定しているのがレスリングの和歌山県勝浦、これはですね、トルコの船が難破してそれを本当に助けたというか、救助して、それからトルコと非常に仲良くなった。こういう特別な姉妹提携をしているんじゃないかと思えますけど、そのような状況などで既にトルコのレスリング選手が決まっていると、こういうようなことでもあります。これは仕方がないこと。ただし、レスリング協会の菅局長さんのお話によれば、先ほど総務部長が答弁しておりましたように、組織委員会を通じるのか、いわゆる組織委

員会の中で紹介されて、やはりその運動を展開していく方法と、国と、さる国とですね、世界の国と1対1で玉名市が結んでいくのか運動を展開していくのか、これによるとですね、一番難点は、6階級、7階級ある中で、1対1のところは監督1人に選手1人、いわゆるアジア大会やブロック大会やその他で勝ち抜いてこなきゃいけない。それじゃなくて、6人、7人そろって参加するとか、1つないし2つあるということ。これはですね、レスリングのある国としてレスリングをこれから国中でやろうという発展途上国というか、後進国というか、そういうのが全部6、7人来るそうでございます。だから組織委員会のあくまでも指導を得ながらやっていくと、やらなきゃならないと思えますけど、玉名市とその国が決まるのは、東京オリンピックでは19年の6月か7月ごろでありますので、それを見計らって、そういうふうにして進めていくかとかこういうようなことでございます。振り返って先ほど申されました研究しなきゃならないと思えますけど、また、調査しなけりゃならないと思えますけど、これもふるさと創生に取り上げられて、幸いに取り上げられるならば、ふるさと創生からも補助金その他、いろいろな援助があるんじゃないかとかこのように考えます。市長いかがでございますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 議員御指摘のとおり、誘致することによってスポーツへの関心、そしてまた意欲の高まり等は市民レベルのグローバル化等へ本当に影響があるかというふうに思っております。さらに玉名市も国際交流を進めているという状況の中、そして観光客の増加によって特産品が販売の増大につながるというような期待をできます。地方創生という起爆剤の1つになるかと考えておりますので、そのような状況の中ですすめてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

午前中に引き続き、吉田喜徳君の質問を行ないます。

○23番（吉田喜徳君） 最後に登壇する前に、1、2点申し上げたいと思えます。

市長は2020年東京オリンピック・パラリンピックを活用した地域活性化推進首長連合総会が東京都内で行なわれた。これに参加されたことは、種目の絞りはなかったと思えますけど、参加していろいろな勉強をされたことに敬意を表したいと思えます。同

時に機会があられば、ナショナルセンター、いわゆるスポーツセンターの理事長を勤めておられるセンター長ですかね、現在の日本レスリング協会の会長であります福田氏という方です。この方は八田一朗監督の当時の最後の教え子だということらしい、あるいは事務局長、先ほど申しました菅氏という人もやはりレスリングのアスリートとして活躍されたと、一度機会があれば、ぜひ、岸記念体育館がそう代々木中心的市長の活動範囲等からそう遠くないと思いますので、お尋ねいただければ幸いかと存じます。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番(吉田喜徳君) 終わりになりますが、4番「ドローン」を規制する条例について、幸いにして、永久的、先ほどから申しております強化キャンプ地の設置が実現すれば、ますます海外や国内からのアスリートたちの往来が激しくなることは必定であります。国際的にも配慮したより安全・安心な環境をつくらなければならないと思いますが、小型無人機ドローンの規制を1自治体で果たしてできるのかわかりませんが、玉名市も検討し、学校や病院等、市の公共施設の安全・安心を考え、ドローンから市民を守る措置を調査研究したらいかがでしょうか。

熊本市では既にその調査研究が始まっているようでございます。国におきましては国土交通省交通局安全部安全規格化国際危機管理課が中心となって、関係各省庁の連絡会議を立ち上げて、これまで数回その会議をしており、いずれにしても国としてももちろん災いを起こすだけのドローンではありません。災害時におけるドローンの活用、その他プライバシーにも関係するから注意しながらいろんな活動が開始されて、いい悪い、両面にわたってのドローンであります。こういうことにおいて玉名市も深く関心を持って今後検討されることはできないものか、どうなんでしょうか。

○議長(作本幸男君) 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長(西田美徳君) 吉田議員御質問のドローンを規制する条例についての質問にお答えをいたします。

小型無人飛行機、総称「ドローン」と言われているものでございますけれども、この問題については今年4月に首相官邸上空を飛行して落下、屋上に放置された問題やその後、各地でのイベントでの墜落事故など、危険性も指摘されていることを踏まえ、国会でも規制を盛り込んだ航空法の改正案を検討されております。ドローンは、そもそも人が行けない場所からの撮影、つまり災害時の被害状況把握を初め、不法投棄の調査などのメリットも多く、これからさまざまな活用が期待されております。市におきましてもスポーツ大会などさまざまなイベントの開催を行なうことを考慮し、公共施設などの安全性についての多角的に検証する必要があると考えております。今後の対応につきましては、国、県、その他自治体の動向などを踏まえ、本市での対応方針を考えてまいりま

す。

以上です。

○議長（作本幸男君） 吉田喜徳君。

○23番（吉田喜徳君） 最後の締めを申し上げたいと思います。

本日の私の中心的質問は何と言っても、略して申し上げますと強化キャンプ場の設置について、いわゆるオリンピックに対応したこれからの自治体としての歩みについて申し上げ、希望として申し上げた次第でございます。

市長の御答弁を承りまして、意欲的にこれを進めていくというようなお考えは、私としては決断されたものと受けとめております。ありがたいことでございます。いろいろな諸問題、困難も錯綜するかと思いますが、前述いたしましたように、市民総ぐるみでこの構想が軌道に乗れば、先ほど申しましたふるさと創生にも名乗りを上げられる事業とも考えられます。

何事も困難を要することは必定であります。財政的にどうやってその財政を調達、調達というと語弊がありますが、考えていかなきゃならないか、あるいは、市民がどうやって盛り上がってくれるだろうか、そしてまた、いろいろな施設に対してどうなさねばならないか、一番の問題は、最終的にそういった環境を整えることを決断なされたのか、オリンピック組織委員会、あるいはレスリングであればレスリング協会、各国に対してアピールをしていく、まさに市長のトップセールスと申しますか、そういうのが期待されるわけでございます。大学をつくる時も非常に困難でありましたけれども、米沢藩の上杉鷹山公の「為せば成る」この精神を持って、僭越ながら市長のその心で、市長の強力なリーダーシップのもと取り組んでいただくことを衷心より願い、今回の質問の締めといたします。

ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、吉田喜徳君の質問は終わりました。

引き続き、14番、永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） こんにちは、自友クラブの永野忠弘でございます。よろしくお願いたします。

早速ですが質問に入らせていただきます。

届かぬ市民の声（新玉名駅駐車場混雑解消）について質問させていただきます。自友クラブの永野忠弘です。

新玉名駅駐車場混雑解消につきましては、前回に引き続き質問させていただきます。3月議会でも申しておりますが、3月12日で開業して丸4年の期間が経過いたしました。経過しました新玉名駅の駐車場混雑は、早い時期から安心して利用できないなどの

苦情の声があり、玉名市の玄関口でもあり、イメージダウンでもあり、重要な課題ではないのかと述べたところでもあります。これまでのそのときどきに駐車場利用などに調査なども行なったり、多目的広場、駅前広場を開放したり、臨時的に交通指導員を配置したり、混雑解消への努力、また、駐車場拡張の予算計上などの取り組みでの努力については、理解できますが、駐車場混雑解消は依然として解決までには至っておりません。3月議会より続けてこの混雑解消の要望をお願いしている理由を少し述べさせていただきます。

御存じのように、この議場での一般質問を傍聴者も御覧になっているとともに、インターネット配信で多くの市民の方々も御覧になっております。また、ひまわりテレビさんでも中継があっていると聞いております。私どもの議会報でも広報しているところでもあります。一般質問される議員さん皆さんも自分が質問した内容については、そのときどきによって大なり小なり市民の方よりの反応があると思います。私の3月議会の内容に対し、新玉名駅駐車場混雑解消について、また、新玉名駅周辺の整備活用活性化について、非常に市民の方々の関心があり動向を注目されていることを改めて、非常に感じた次第であります。駐車場に対しては、さまざまな人と話し、意見をお聞きしましたが、このままでよいという人はいませんでした。そのほか、私は新玉名駅周辺の地域の方々、私の知人、商売上での交流のあるの方々、また、たまララ関係者、新玉名駅の関係者などなど、皆さんが安心して利用できる駐車場をと願っておられる人たちばかりでありました。私は、これぞ市民の声であり、民意ではと考えます。早急に対応が必要と感じ、強く要望するものであります。この件に関しては、私ども以上に高寄市長にも行政にも大きい声が届いていると思いますが、市民目線を基本理念として行政を行なうとおっしゃっておられる高寄市長、行政の幹部の皆さんの受けとめ方、また、その対応を改めてお伺いいたします。

- 1、混雑解消を求める市内外からの声、民意をどう受けとめていらっしゃるのか。
- 2、その後の検討は進んでいるのか。

以上お願いします。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

〔建設部長 礒谷 章君 登壇〕

○建設部長（礒谷 章君） 永野議員御質問の届かぬ市民の声（新玉名駅駐車場混雑解消）についてにお答えいたします。

新玉名駅駐車場の混雑につきましては、駅利用者の方々にご不便をおかけしており、大変申しわけなく存じているところでございます。特に連休や休日前などには利用者が多く、臨時的に多目的広場や交流広場を開放しこれまで対応してまいりました。今年の春の大型連休期間中におきましては、多目的広場や交流広場だけでは駐車場スペースが

不足する可能性があると考えまして、玉陵中学校を臨時駐車場として確保し、混雑解消に努めたところがございます。現在、通勤や通学の利用者は年々増加していると聞いており、ますます一般のお客様に支障をきたすおそれがありますため、今後皆さま方が安心して御利用できる駅を目指し、混雑解消策につきまして熟慮してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 答弁いただきましたが、簡単で、短い御答弁をありがとうございました。

私は続けて市民の切実な声を訴えております。表現の悪いのか届かず、誠実さには程遠い内容の答弁に聞こえます。4年間の安心して利用できる駐車場を願う市内外からの声は、高寄市長にも行政にも届いているのに、1つも進んでない答弁で、市民目線の行政はどこにいったのか、残念でなりません。市民もどう受けとめるのでしょうか。申しわけなく思うところであります。その後、混雑解消で安心して利用できる駐車場への検討もないようで、熟慮することはただ、時間をかけることなのでしょうか。

ここで再質問ですが、済まさせていただきます。礒谷建設部長にお伺いします。

新玉名駅混雑に解消する市民の声、要望は御存じでしょうか。まずその点をお答えください。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） はい、再質問にお答えいたします。

市民の要望の声ということでございますけども、昨年1年間で、市民の方から苦情が11件ほどございます。その中では、やはり駐車場をどうにかしてくれないかという御質問が多数を占めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） わかりました。それからですね、同じく礒谷部長にお伺いします。

4年間も市内外の利用者に対して、迷惑をかけていることに対して、答弁では熟慮するとありましたが、早急に対応するべきことと考えます。部長の考えをお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問につきましてお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、開業当初より通勤や通学の利用者が大変増加しております。一般のお客様に通勤や通学以外の一般のお客様に支障を来すおそれがありますので、今後は増設等も視野に入れまして、多くの皆さま方から御賛同をいただけるよう

な案を提案できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 同じ部長に3として、この市民の声に応える混雑解消の対策として何か、何が問題でこうやって前に進まないのか、見解をお伺いしたいというふうに思います。何が原因でこうやって進まないのですか。

さっき、最初の福嶋議員のタクシーの件に関しては、3月議会でもう5月には検討しとんなはるですね、この答弁は結局、聞きよると答弁の中には、検討したことは、ぜんぜんないんですね、この辺ですね、本当に真剣に考えとんなはるとかていう思いが私はあるんですね。

しかし、執行部としては進まない、何でか、なら原因があるのかなというふうに思いますので、前に進まない理由を部長、どんなふうに捉えていらっしゃるのか、聞かせてください。

○議長（作本幸男君） 建設部長 磯谷 章君。

○建設部長（磯谷 章君） 再質問にお答えいたします。

4年前に増設の予算を否決されましたことを大変重く受けとめまして、なるべく駅前の広場内で解消できないものか、考える中でこれまで交通誘導員、あるいは交流広場などの臨時駐車場を開放してこれまで対応してまいりました。しかし、開業当初より乗降客、かなりふえている状況でございますので、昨年来から2、3ほど検討いたしまして、それでも利用状況調査をさらに詳しく調べて、それを分析して、今後熟慮を重ねたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 3月議会の答弁にも、その熟慮する中に、延びているその理由の中にですね、そうやって上程した案を否決されたそれが非常に真剣になっている一つの大きい原因と、市長の言葉によるとトラウマになっているというような市長の答弁がありましたけど、私はだからそんなもんじゃないと思うとですよ、ちゃんとしたですね、本当に真剣にこういう市民の大きい声があるなら、もっともっと真剣に取り組んで早急にできる問題であるというふうに思います。

計画的に不透明だからそういう結果になったろうと思うんで、ちゃんとした前向きな透明な市民に受け入れられるような計画の案だったら、私は絶対大丈夫と思う。むしろこれは望んでいるんですから、多くの議員もそういう人が多いんですからね、前向きに検討していただきたいというふうに思います。

では、このことに対して、高寄市長にもお伺いします。

玉名駅の混雑解消に対する要望の声はだんだん大きくなってきております。日ごろより行政運営の基本理念は、市民目線であると常々聞いておりますが、この大きい市民の声を高峯市長の市民目線ではどうとらえられておられるのか、また、その対応の考えなどをお伺いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 永野議員の再質問にお答えをいたします。

この新幹線駅前の駐車場の混雑解消につきましては、市民の皆さんから幾度となくご連絡を聞きますし、また、いろいろな人から「何とかしてくれ。」というようなご要望もごさいますのも重々承知をいたしております。しかしながら、こういう状況になるというのは開業の時点から私もはっきりとわかっておりましたので、そのときに予算を計上して駐車場の増設をお願いしたけども、残念ながら否決をされたというような状況でございまして。そのことは本当に真摯に受けとめなければならないし、また、今現在こういった御質問があるときに、ほとんどの人が応援をしてくれるかなというような錯覚を受けるのも現実でありますけれども、過去のことを考えるとやはりどうしても心配すべきもたくさんございまして。そういう中で、通勤・通学の利用者の乗降客の増加というのは、これは目に見えて開業からふえているというような状況でございまして、多目的広場や交流広場を臨時的に開放して計画した経緯がございまして。特にまた今年も混雑が予想されるというようなゴールデンウィークにつきましては、玉陵中学校を臨時駐車場として確保いたしまして、混雑の解消に努めてきたところでございまして。

今後は、駅利用の皆さん方が本当に利用してよかったと思っていただけるような駅を目指して検討してまいりたいと思っております。

以上でございまして。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） 市長の答弁をお聞きしましたけど、混雑解消に対して具体的なそのなるような答弁はなかったように思いますが、しかし、この駐車場利用をだんだん部長も、市長も多くなっていくということにはとらえてらっしゃると思っておりますけど、いらっしゃるようですので、なおさらですね、この問題は早く解決しなきゃというふうに思いますが、思いますが。本当に駅のイメージダウンであるし、これは玉名の玄関口ですから、玉名市の本当のイメージダウンになるというふうに考えますので、真剣に考えていただきたいというふうに思っています。

今後の混雑解消についてはですね、駐車場問題解決のため3月議会に続き、混雑解消を求める決議案を今議会の同僚議員とともに提出を考えております。前回の決議案では、駐車場付近有料化を求めるとありました。このことに対しましては、少し誤解を招いたのではと考えております。有料化を求めるとしたのは、一つの方法でありまして、あく

までも混雑解消を願うことが一番の目的でありました。しかし、自己負担ということを経験した経験から、基本的な考えでなければとは思っております。混雑解消になることが一番の新玉名駅前駐車場問題解決を求める声は大きくなるばかりであります。全議員の良識ある判断をよろしく申し上げます。

これまで大きくなった市民の声を、市民が中心の市民目線でとらえ、誠実な市政運営を切にお願いするものであります。1番目の質問はこれで終わりたいと思います。

2にいきたいと思います。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番(永野忠弘君) 「音楽の都 玉名」づくりの取り組みについて質問します。

玉名市では、玉名市民合唱団、市内の小中高大学において音楽活動が盛んに行なわれており、特に高等学校吹奏楽部の部門においては、全国大会での受賞や海外から招待を受けるなど、高い評価を得ています。また、毎年開催されるグレンミラー音楽祭は、日本国内で唯一グレンミラー生誕地協会からその名称の使用が許されている貴重な音楽祭です。このように芸術文化、とりわけ音楽が盛んなまちづくりであることから、第一次玉名市総合計画では、主要施策として、「音楽の都 玉名」づくり推進が位置づけられました。音楽文化を市の活性化策の一つとして取り入れ、玉名イコール音楽といったまちづくりの推進として「音楽の都 玉名」づくりの事業としてあると考えます。6月の広報たまに、いつでもどこでも音楽に出会える「音楽の都 玉名」を目指してとして、今後の玉名市の音楽のイベントの案内がありました。多くのイベントが案内されておりました。多くの違ったコンサートが結構催されているなど率直に感じたところであります。そこで、どのような取り組みなどを実施されているのか、「音楽の都 玉名」づくりの取り組みについてお伺いいたします。

まず、1、その目的、方向性について。

2、取り組みの内容について。

3、今後について。

以上、お伺いします。

○議長(作本幸男君) 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長(伊子裕幸君) 永野議員の「音楽の都 玉名」づくりの取り組みについてお答えをいたします。

3点御質問があったかと思えます。

まず、音楽の都づくりの目的でございますが、市民の音楽文化のすばらしさを実感していただき、すべての人が音楽を通して、感動できる町の構築を目指し、次の4つの柱を目的として設定しております。

第1に、音楽が市民生活に自然にとけこみ調和の取れたまちづくり。

第2に、音楽を通して、市民のだれもが幸福感や一体感を得られるまちづくり。

第3に、感性豊かな市民の育成と品格のあるまちづくり。

第4に、音楽関連イベントなどの情報発信による高い認知度を持つまちづくりです。

この目的を達成するために、玉名市が有する歴史的背景を十分に理解認識し、さらに検証した上で、豊富で貴重な潜在的音楽資源を有効活用することにより魅力ある音楽活動を展開しております。

次に、「音楽の都 玉名」づくりのための具体的な取り組みとして、まず、就学前及び小中学生に対して、情操教育の一環として、演奏家を学校等に派遣し、生演奏の音楽に触れてもらうための授業として、アウトリーチ事業を行なっております。この事業は、平成23年から小学校で実施しておりまして、平成26年度は新たに幼稚園、保育所、保育園にも派遣し、間近で演奏を聴くだけでなく、楽器に触れる体験もできるなど、音楽の楽しさや音楽への興味を高めることができる授業です。なお、平成26年度は市内26カ所で開催することができ、大変好評を得ている授業であります。また、高校生や中学生による吹奏楽を中心にしたコンサートとして、スクールバンドコンサートを実施しております。学校における吹奏楽、コーラス等、日ごろの活動成果を多くの市民に披露し、また、一般市民に聞いていただくことで、演奏者、聴衆の層を心豊かな感性と情操を育み、子供たちの自信や意欲向上につなげ、合わせて、お互いの交流を深めることを目的に開催しております。今年度は第3回目の開催として、11月3日に市民会館で開催するよう準備を進めております。そして広く市民を対象に音楽に触れてもらうために、庁舎ロビーを活用した月に1回から2回のロビーコンサートや、今年度で9回目となります市民音楽祭、さらに博物館におきまして、ねむの木や星空という名を冠した季節に応じた年間5回ほどのコンサートを実施しております。なお、第9回市民音楽祭につきましては、平成28年1月17日を予定しております。また、「音楽の都 玉名」の認知度を向上させるために、マスコットキャラクターであるタマにゃんの缶バッジを作成して、イベント等で配布したり、公衆トイレに「音楽の都 玉名」をイメージしたタマにゃんのロゴマークを設置、市役所そばの歩道のマンホールのふたにタマにゃんをデザインしたふたの設置、タマにゃんをデザインした原動機つき自転車のナンバープレートを交付するなど、全庁的に取り組んでいるところでございます。

次に、現状と課題でございますが、教育委員会が企画運営する音楽関連事業のほかにも、民間団体等での音楽活動も盛んで、市民会館はもちろんですが、立願寺公園や高瀬蔵、老人保健施設などでの多岐にわたるコンサートが開催されております。また、玉名地区学校等警察連絡協議会が主催されますボウハンティアの大会が市内の4つの高校の吹奏楽などの発表なども玉名市総合体育館で実施され、参加者の方々より盛大な拍手が

送られております。

このように本市では、活発な音楽活動が行なわれていますが、平成25年に実施しました市民意識調査によると、「音楽の都 玉名」の認知度は、一般市民で50%以下、小中学生では30%以下程度と低く、市のブランドイメージとしても効果的な発信が求められているという課題があります。そこで、今後において文化活動の中心拠点である玉名市民会館を有効に活用し、市民の関心のある催しものを充実させたり、公民館や学校などにおいては、各地域に密着した文化芸術に触れることのできるイベントの充実を図ることにより、「音楽の都 玉名」の認知度向上に努めたいと考えております。そして、音楽活動の盛んな町として、「音楽の都 玉名」にふさわしいイベントを積極的に支援し、音楽を通して地域や年代を超えた多様な交流を盛んにするとともに、感性豊かな人間形成とまちづくり、あわせて芸術文化レベルの向上を目指してまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） はい、ありがとうございます。答弁いただきました。アウトリーチ、スクールバンドコンサート、ロビーコンサートなど、市民音楽祭いろんな事業を推進していらっしゃるような答弁でございました。「音楽の都 玉名」づくりには4つの柱を目標として、設定してあるとの答弁でありました。事業推進にあたり、この事業、催しものはこの目的を推進するため、毎年取り組んでいるものであり、大変成果が上がっておりますなどと、もっと具体的な一貫性のある取り組みなどの内容がほしかったように感じました。アウトリーチ事業に対しましては、大変すばらしい取り組みであると評価するところであります。就学前の児童、小中学の生徒たちへの音楽に触れることで心の豊かな感性と情操をはぐくむなど、効果が非常に期待できることと考えます。大いに力を入れていただきたいと考える次第であります。また、吹奏楽部での全国レベルにある玉名女子高校、専修大学附属玉名高校の2校については、玉名市の誇りであり、宝であると考えます。もっと市民に聞いてもらい、触れてもらう機会をつくり、楽しんでレベルの高さを感じ、音楽のすばらしさを知っていただけたらと思う次第です。こういう機会がたくさんあるものと思います。ほかにも音楽に対しては、いろいろ思うこと、考えることもありますが、再質問として4つのことをお伺いします。

アウトリーチ事業をもっと活性化するために、公民館や各地方の催しもの、高齢者などの集会など、音楽活動の裾野を広げる計画はないのか。1点目です。

2点目は、全国レベルにある2つの高等学校の吹奏楽を取り入れた事業推進の考えはおありでしょうか。

3番目に、官民合わせた音楽愛好者、関係者などで、「音楽の都 玉名」づくりの推進のため、協議会などの考えはないでしょうか。

4番目に、進行中であります市民会館建設に当たり、文化担当課として要望などの協議は行なわれているのでしょうか。

この4点をお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの永野議員の再質問ですが、まず、1点目の「音楽の都 玉名」の裾野を広げる取り組みはということですが、これまでの高齢介護あたりの取り組みとして、地域での介護予防サロン事業等が開催されております。こういった中で、歌や楽器の演奏等も行なわれていると聞いております。ただ、文化課のほうとしましては、事業の拡大という点でいけば老人健康福祉施設等へのアウトリーチ事業の拡大というようなところも検討してまいりたいと思います。

それから2つ目です。専大玉名高校や玉名女子高の2校の全国レベルの高校ありますが、こちらのほうの活用ということでございます。この2校につきましては、これまでもスクールバンドコンサートなどにおいて最大限の出席、出演のお願いをしてきたところでございます。今年度は10月3日の市政10周年の中で、なかよしの日のイベントを計画しております。こちらのほうで両校の演奏をお願いしているところでございます。また、11月3日に計画しております第3回のスクールバンドコンサートにおきましては、専修大学玉名高校の出演を予定しておるところです。市民に広く、披露できる場づくりとして、認知度を向上させるため、市民と接する機会をこれからもつくっていきたいと考えております。

4つ目の市民会館建設に当たり、文化課としての意見要望等は出してきたのかということでございます。こちらの市民会館建設につきましては、玉名市民会館建設検討委員会で御意見をいただき基本計画を策定しております。この策定の折に、庁内プロジェクト会議を設置しておりまして、その中で音楽も含め、文化芸術の立場から、協議の中に加わった経緯がございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） ありがとうございます。

音楽の活動の裾野を広げる計画はという問いに対するアウトリーチ事業を高齢者施設などに、今から広げていくことを検討するというところでございますかね、これはですね、大いにやってもらいたいんですね、私ももう高齢に入っている年代でありますけど、本当に私、これは地区懇談会のときにも言いましたけど、私の地域の中で、何年か前に公民館あたりになんか高齢者が集まる中にそういうアウトリーチみたいな形で音楽を聴かせる会があったそうです。しかしこれに対して非常に高齢者の方よろこんでおられて、私もそのあると思います。じかに見て、聞いてですね、そういう機会なかなか地域では

ないのでですね、こういうのを今から特に高齢者が多くなりますので、貴重じゃないかというふうに思います。大いに検討をしていただきたいと思います。

ちょっと私も一般質問を考えてる18日の朝刊でしたか、私は熊本日日新聞の記者さんがおいでですけども、熊日の新聞で玉名市中春出で片山先生が高齢者を集めた中で、音楽会を催されておった記事が載っておりました。私ちょっとそれを御紹介しようと思って切り抜きを持ってたんですけど、今日ちょっと忘れてですね、うまく言えませんが、しかし結論として、その中の1人が非常にやっぱりその音楽のところに行っていてですね、明るくなったということ、そこあたりの区長さんあたりがですね、絆ができて、みんな元気になったと、健康にもいいというふうにおっしゃってました。これでもわかるように、本当に意を得たりといいますかね、私もまさにこういうことを、高齢介護課でやるんですかね、文化課がやるんですかね、どちらでもよかったですけど、とにかくこういうことを大いに地域でやっていただくならというふうに感じました。もっともっと音楽活動の裾野を広げる計画を検討していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

それと2番目の全国レベルにある2つの高校の吹奏楽をですね、これを大いにトップレベルのやっぱり吹奏楽ですよ、なかなかこういうのをほかの地域で聞けることはないんですね、そういうのが2校もあるわけです。こういうのをもっともっと市民の方に知ってもらって、それをじかに聞いてもらって、触れてもらってですね、これは本当にもったいないことだというふうに思いますので、この辺は本当に検討していただいてからというふうに考える次第です。

3番目の協議会等についてちょっとですね、言うたらんど、今、答えるな。じゃあよろしく。済みません。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） はい、永野議員の御質問の中の1つがちょっと抜けておりました。

「音楽の都 玉名」を推進するにあたって、音楽関係者との組織化というか、それは今後考えないのかということだと思います。この音楽の愛好者、関係者との協議会ということでございますが、今現在も文芸、美術、園芸、伝統文化、音楽、舞踏等で組織した玉名市文化協会というものがございます。また、玉名市民音楽祭の開催に当たりましては、民間の音楽関係者等による実行委員会を組織しております。こうした団体と連携をとりながら進めているということでございます。今後もこういった団体と連携強化を図りながら活動を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 永野忠弘君。

○14番（永野忠弘君） はい、大いに官じゃなくてですね、民の知恵といいますか

ね、こういうものを大いに吸い上げてですね、音楽の推進に努めていただきたいというふうに思います。

ちなみに、さっき申し上げました、紹介しました片山先生は玉名市民合唱団の実行委員長かなんかなさっている方ですね、

市民音楽祭の実行委員長ですかね、はい、そういうことですので、地元ではそうやって先生も頑張っておられます。こういう民間の方を大いに何と申しますか、利用するというと語弊がありますが、参加していただいて「音楽の都 玉名」づくりを盛り上げていってもらったらというふうに思います。

最後に、音楽は人を和ませ、元気づけ、また一体感を持たせるなど、音楽の力はすばらしいと考えるところでございます。「音楽の都 玉名」づくりに対しては、期待しているし、頑張ってもらいたいと願うものです。明るい元気な玉名市の将来を切に願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（作本幸男君） 以上で、永野忠弘君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 1時50分 休憩

午後 2時02分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

16番 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） こんにちは。日本共産党の前田正治です。

通告に沿って一般質問を行ないます。

1、シェフコ熊本工場に関して。まず、今回の地下水汚濁問題の経過をもう一度ここで確認をいたします。

工場の稼動数カ月後、現地区長から「工場から大量の水が出ている。どうなっているのか。」という話があった。市が工場に出向き確認したところ、地下水に砂が混じり製造機械に影響を及ぼすために、大量に排水していると会社から説明を受けた。市は、できる限り地下水の取水量を減らすように会社へ要望をした。ところがその後、竹崎住民からポンプがエアを吸ったり、濁った水が出たなど、地下水への影響が報告された。市は再度工場に出向いて確認した。そして地下水の取水量が減っていないこと、製品にも現地の水を使用していることの説明を受けた。ここで当初の計画と違うという認識に至った。市と会社が住民説明会を開催し、地元からは地下水の取水量を減らすことや水量計の設置などが要望が上がった。会社からは、当初計画の1日当たり30トンに近づける。毎月経過報告を竹崎区と市に行なう約束があった。その後、砂を除去する装置と水

量計の設置で1日当たり30トンまで減らすことが可能になったと平成26年1月竹崎区の臨時総会で報告がされました。そのとき説明された資料と熊本県に提出された地下水採取報告書がこれです。平成25年の地下水採取料は、1日当たり29.58立方メートルとあります。29.58トンとあります。ところが、この報告書については、報告書提出の1年後には、実は1日当たり213.22立方メートル、200トンを超えていたという訂正になっております。ところで、1日当たり29.58立方メートルとは一体どのくらいの水量になると思われますか。玉名市の水道利用者の場合、平均的家族の使用水量は1カ月でおおよそ20立方メートル、約20トンとありますから、平均的戸数が45戸増加したことになります。会社が訂正をしました1日当たり213.22立方メートルとは330戸増加したことにあたります。330戸も一気にふえれば、地下水への影響が出てくるのは当然かと思えます。会社の大量の地下水くみ上げが、竹崎地区の地下水へ影響を与えたことについて、玉名市はないとは言えないです、その影響を与えたこととの関係がないとは言えないという判断ではありますが、私は、この会社の大量の地下水くみ上げが原因だと今でも確信をしております。シェフコに関して質問します。

①、今年の5月15日、企業から地元住民への説明会が開催してあります。玉名市長から竹崎区の皆さまへという案内文が出ておりましたが、我々議員への案内は全くありませんでした。なぜ、地元議員さえも案内しなかったのか、その理由をお聞かせください。

②、給水区域内で、配水管が通っていない地域の住民から、水道利用の申し込みがあった場合、今回のような工事をするのか。

③、給水区域内で、配水管が通っていない地域の住民から、水道利用の申し込みがあった場合、今までは資材の現物を支給して工事費は住民負担だったと聞いております。なぜ、シェフコでの工事は今までと対応が違うのか。

④、誘致を進めるにあたり、相談役というコンサルタントについては、会社の代理人という認識があったのかどうか。

⑤、企業進出に当たり、地元住民説明会が開催がなされていない。それ以外の企業誘致では行っており、シェフコだけが開催していない。なぜシェフコだけが開催しなかったのか。

⑥、熊本県地下水保全条例に基づく平成25年度の地下水採取報告書が、平成26年4月25日に提出されております。ところが先ほども言いましたように、1年後の平成27年4月15日にこの報告書の訂正が企業から提出してあります。訂正報告書のことを玉名市長は知っていましたか。

⑦、訂正は大幅修正であり、報告に対する企業の誠実さが全くありません。訂正も地

元住民から、平成26年4月25日付報告書に記載してある1日当たりの平均採取量29.58立方メートルが少ないのではないかという指摘を受けてのことです。大幅な訂正報告書を見た市長の見解を伺います。

⑧、シェフコの進出にあたり、住民説明会の未開催、シェフコとの連絡確認の不備、地下水採取報告に対する不誠実さなどを見れば、今回の市長の判断は間違っていたと私は思います。工事代金の負担は企業に求めるのが正解だったと思いますが、市長の見解はいかがですか。

⑨、シェフコの進出にあたり、住民説明会を開催していない責任、原料は阿蘇の水を使うというコンサルタントの説明をうのみにして、シェフコとの最終的な連絡確認の不備など、企業誘致の業務からすれば、今回の件は全く言語道断であり、大問題であります。企業誘致に関する業務のあり方としての市長の見解を伺います。

⑩、地元から提出してある工場の撤退決議に対して、市長は撤退は言われんということですが、シェフコ誘致に関する地元説明会を開催していないこと。原料は阿蘇の水を使うというコンサルタントの説明をうのみにして、シェフコとの連絡確認が不備などについての市長としての責任を伺いたいと思います。企業誘致の業務からすれば、今回の件は全くお粗末きわまりないことでもあります。そして、今回の工事にかかった費用は、その原資は水道利用者が支払った水道料金であります。市長が何の責任もとらないということでは、私も市民も納得しません。市長としての責任を伺いたい。

⑪、現在シェフコは市の水道で稼働がしておりますが、平成27年4月、5月のシェフコにおける水道、市の水道使用量についてお知らせ願いたい。

⑫、シェフコが提出した報告書や当初の節水及び水利用に関する計画書では、冷却水を1日当たり80立方メートル使うとなっております。市水道を使うことで、冷却水に使う水量はどうなったのか。

⑬、今回、配水管を延長したことで、新たな市水への接続は何戸あるのか。

⑭、今回、配水管を延長したことで、八嘉配水池の供給能力は問題ないか。現在、八嘉配水池を利用している住民に対して、供給不足は発生しないかどうか。まずお尋ねします。

○議長（作本幸男君） 企業局長 宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） 前田議員のシェフコ熊本工場に関しての質問の中で、水道事業に関する質問にお答えをいたします。

まず、水道利用の申し込みがあった場合に関してでございますが、水道装置は個人の財産であり、利用者個人の負担となっておりますが、構造上に複数の給水管が埋設され、もしくは既に複数の給水管が埋設されている場合は、維持管理上好ましくないために1

個にまとめていただくよう、申請者と協議を行ない、その場合の材料については水道事業で支給を行なっております。今回は、シェフコ熊本工場と竹崎区の間で起こっている地下水への不安を早期に解消することと同時に、地域の将来性を考慮し、沿線上のどれもが接続できる配水管として整備したものであります。配水管の布設はこれからも水道事業の清浄・豊富・低廉の3原則に基づき整備を行なってまいりたいと考えています。

また、4月、5月のシェフコ熊本工場における水道の使用量でございますけれども、4月1日から5月1日までの水道使用量は493立方メートル、5月1日から6月10日までは1,181立方メートル使用されております。シェフコ熊本工場が地下水を使用されていた1日当たり約30トン程度の使用を確認しております。

次に、今回、配水管を延長したことであらたな新接続は何戸あるかの質問でございますけれども、現在、水道の接続はシェフコ熊本工場だけですが、主要な幹線道路に配水管を整備したことで、幹線道路沿線のインフラを整備したことにより事業所などが進出しやすい環境を整えることができ、また、地域住民の皆さまにも今後給水が可能となりました。

次に、今回配水管を延長をしたことで、八嘉配水池の配水能力は問題ないか。八嘉配水池を利用している住民に対して供給不足は発生しないかどうかの質問でございますけれども、八嘉配水池は、田崎水源、一本松水源及び溝上水源より津留加圧所から送水し、八嘉地区、伊倉地区への配水を行なっております。現時点での供給不足は発生をしておりません。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 前田議員のシェフコ熊本工場に関する御質問にお答えいたします。

最初に、5月15日企業から地元住民への説明会に議員への案内はなぜなかったのかという質問についてでございますが、5月15日に竹崎区公民館で実施した寄り合いは、シェフコ熊本工場で使用する水が地下水から市水に切りかえが完了したことを受けて開催したものでございます。内容は、東京都板橋区のシェフコ本社から社長が竹崎区に出向き、地下水利用で与えた不安等に関して社長から竹崎区住民に対し、直接謝罪する場を設けるとともに、誘致企業と住民との意見交換を通じて、今後両者の良好な関係構築を目指し実施いたしましたものでございます。寄り合いの内容といたしましては、事前に区役員さんと打ち合わせを行なった上で、竹崎区の各世帯に対し、区長さんから会社の通知を配付していただきました。これまで地元の開催で、何度か開催されました竹崎区の寄り合いでは、地元の市議として内田議員と宮田議員に案内されていましたが、5月1

5日の寄り合いで御案内できなかったことに他意はございません。この件に関しましては、主催者として配慮が足りず大変申し訳なく思っております。

次に、コンサルタントが会社の代理人という認識はあったのかについてお答えいたします。シェフコ工場の進出の際に接触したコンサルタントは、当初地元企業の相談役の肩書も持っておりました。また、平成25年9月11日に締結した立地協定の前に、株式会社シェフコの相談役の肩書も名刺で確認しております。また、コンサルタントとのやり取りの中で、工場設置まではすべて任されているという説明だったので、市といたしましては、代理人の役目をもってると認識しておりました。

次に、地元住民説明会をシェフコだけ開催していないのはなぜかについてお答えいたします。誘致企業に関しましては、従来から立地協定を締結する前の段階で、関係する地元住民に対して、事業計画や事業内容などを説明する機会を設けるように努めております。しかしながら、株式会社シェフコの進出の際には、企業側が玉名への立地業務をコンサルタントに全面的に任せているという話もあり、市が直接企業と接触しなかったことや工場操業を急がれていたという期間的な問題などの事情もあり、説明会の開催に至りませんでした。

次に、市水道水を使うことで冷却水に使う量はどれだけかについてお答えいたします。水温が15度から20度程度で安定している地下水とは異なり、市水道水の水温は夏場は30度近くに達するとのことで、シェフコによると加熱殺菌のため90度近い温度になった製品を30度未満に下げることがあるため、水道水の水温をそのまま使用するわけにはいかず、チラーといって水温を下げて循環させる装置を5月中旬から導入しているとのことです。また、1日当たりの水道水がかわれば、当然ながら冷却水の量も変わるが、6月の検針結果を稼働日で単純に割って、1日当たり30トンから60トンという数値が目安として推測されるとのことでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 前田議員の株式会社シェフコ熊本工場に関する質問にお答えをいたします。

まず、地下水採取量報告書の訂正を知っていたのかについての質問でございますが、地下水採取量報告書は、県民が地下水の恵を将来にわたって享受できるよう、地下水の保全を図る目的で制定された「熊本県地下水保全条例」において、井戸ごとに1年間の地下水の採取量を知事に報告しなければならないという規定に基づいて報告していただくものでございます。この報告書に関しては、従来はすべて県の業務でございましたけれども、「熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づきまして、本

市がその受付に関する権限のみ移譲されております。したがって、市では提出された報告書の形式審査を行なった後、県に取り次ぐ事務を行なっているところでございます。なお、株式会社シェフコの地下水採取量報告書の提出対象事業者でございますが、提出された報告書の訂正に関しましては、今回、初めて知った次第でございます。

次に、大幅に訂正された地下水採取量の報告書を見た市長の見解を聞くという質問にお答えをいたします。地下水採取量報告書につきましては、1日当たりの平均採取料に誤りがあったことに関しましては、条例に定められた公的な報告書であり、地下水の採取者は地下水採取量の報告義務が課せられている趣旨を十分に理解した上で、慎重に書面の作成を行なっていただき、正確な報告書を提出しなければならないと考えております。しかしながら、誤りを指摘された後に、株式会社シェフコの対応は、県の指導のもとで速やかに訂正を行ない、さらに竹崎地区の各世帯に対して、誤りとなった原因、訂正の内容など詳細に説明した文章を配付するなど、誠実に行なわれたものと受けとめております。

次に、水道配水管工事費用は、企業に求めるべきで、市長の判断は間違っているのではないかという質問にお答えをいたします。質問にあります伊倉南方の水道配水管は、竹崎地区の地下水に関する将来にわたる不安解消と、子どもや孫の世代にも安心して暮らせる地域にしたいという住民の思いを尊重し、なおかつ工場にも安定した操業を行なってもらうために市水の使用という方法が最も有効であるとの判断に基づき、その工事費用につきましては、昨年12月議会におきまして、審議が十分つくされた上で議決をいただいたものでございます。

次に、シェフコに関する企業誘致業務のあり方について、市長の見解についてお答えをいたします。工場の立地にあたり、実施する関係住民への説明会は、法的に定められた手続きではなく任意であるものの、実際には実施できなかったこと、そして全面的に任されていると聞いておりましたコンサルタントの件など、当時の誘致の状況からすると仕方がない面もないとは言えませんが、誘致企業が地域に根ざして末永く操業していただくためには、地域住民と企業との相互理解が不可欠であることも踏まえ、反省すべき点は、今後の誘致活動にしっかりと生かす必要があると考えております。

次に、配水管布設工事の費用は水道加入者が支払った水道料が原資である。市長の責任を聞きたいということについてでございますが、配水管布設工事に関しましては、竹崎地区住民の将来にわたる不安解消と地下水の保全という地域課題を1日でも早く解決するために実施したものでございます。また、竹崎地区住民の不安解消に伴って工場の安定した操業が期待されることから、雇用の創出や地域経済等への波及など、企業誘致がもたらす効果がより一層引き出せるものと考えております。このようなことから、幹線道路沿線の社会インフラとして、沿線住民も給水可能な配水管を布設したものでござ

います。しかしながら、シェフコ誘致の過程において企業との連絡不足や関係住民に対し説明する機会が持てなかったことが住民の不安や懸念を抱いた要因の一つであるという事は、市といたしましては真摯に受けとめております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） じゃあ、再質問をしていきます。

まず、今回のような問題を繰り返さないためにですね、私は、企業誘致に際してのいわゆる業務マニュアル的なそういったものを進めてですね、この誘致業務を的確で公正に進めることが必要だと思いますが、市長あるいは執行部のお考えはいかがでしょうか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） ただいまの御質問ですが、企業誘致の際のマニュアルづくりということでございますが、これにつきましても正直、このような問題が二度と起こらないように、私たちが今から検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 企業局長にお尋ねします。

新たに布設をされた配水管、シェフコまでの地域において今日まで新しくつないでいるところはないということではありますが、水道の加入促進については、どういったことがされておりますか。

○議長（作本幸男君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 一応、幹線道路にこういう布設したことによって地域住民の方が加入されることは、今後見込めると思っております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 加入促進をまず一番最初にですね、これを布設するとき、地域の人にそういった案内をしたというのが12月議会であったわけですよ。それで地域の人にもこうやって引っ張ればつなぐことができると、今も答弁であったでしょ。なら4月に引っ張ったから、今日までどういった加入促進がしてあるかということ聞いたわけですよ。今までいっちゃんつないでないわけですので、やっぱりつないでいかんともつないでいないじゃないですか。

企業局長にお尋ねします。資材の現物を支給して行なう工事、これが局長の話の中でもちょっと出てきましたが、なされていますが、これは条例上のどういったものを根拠にされておりますか。その辺のことを、条例上の根拠を示していただきたいと思っております。

○議長（作本幸男君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 水道事業に関する条例におきまして、水道区域内の需要者

から給水の契約の申し込みがあったときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならないということで、水道事業者は何人からの申し込みに対しても用途、身上、社会的地位にかかわらず、給水契約を締結しなければならないとなっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 企業局長に質問します。

おっしゃった水道法第15条による給水区域内の需要者については、これは相手が会社だろうが住民だろうが、そういった区別はどこにもしてありません。ですから、給水区域内のそういう事業所から、従来水道を引きたいという申し出があれば、資材の現物支給で工事がなされておりました。ところがシェフコについては玉名市がわざわざ工事費を予算化しました。それも水道局の公金を使ってであります。これは今まで行なわれてきた資材支給で工事費は申込者負担という工事のあり方と大きく違います。シェフコへの水道工事が従来と違うのは、これは市民からすれば不公平であります。ですから会社にも工事費の負担を求めることが従来どおりであって、当然のことではないでしょうか。企業局長の見解を求めます。

○議長（作本幸男君） 企業局長 宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 先ほどの布設につきましては、済みません。地元の説明を行なっている次第でございました。

それから、資材支給についてはですね、工事に要する費用は、工事申請者の負担とする。ただし、市長が特に必要とあると認める者については、市においてその費用を負担することができる。配水管の布設をしていない地域で工事の申し込みがあった場合は、その配水管の布設に要する費用の負担について市長が別に定めとなっています。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） あとからまたしますので、コンサルタントについては、会社の代理人という認識があったということです。当然、玉名市はコンサルタントは会社の意向を説明している。会社もコンサルタントに任せてあるということで協議が進んで進出協定が結ばれたわけで、現在は稼動になっているわけです。ところが地下水の汚濁が発生したことで、当初の計画と違うことが判明しました。会社社長の今になってですよ、当初から地下水を使う予定だったが、コンサルタントと意思疎通の行き違いがあったと、先だっの寄り合いで発言をしているようであります。市長にお聞きします。会社の実際の稼動が当初の計画と違うわけでありますが、市長はこの事実を知ったとき、会社側に対してどのような対応を求められましたか。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） ただいまの御質問にお答えいたします。

当初、中間に入りましたコンサルタント、これが阿蘇から原材料を持ってくるというような説明で企業誘致の話が進んでおりました。ですが実際、企業が入りまして、地下水をくみ上げるというような形で、企業側としては一切阿蘇から運んでくるというようなことは申ししていないというようなことをお聞きしておりました。私たちもその当時は、話をお聞きしてみますと、間に入った、中間に入ったコンサルタントとの連絡を取ってはおりましたが、なかなか連絡が取れないような状況でございまして、今になって至っております。地元への説明も企業側を通じて何回となく地元には説明をした次第でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 市長にお聞きします。

配水管が布設されていない地域での給水申し込みには、従来は工事費の申込者負担、資材は現物支給で対応していました。これは水道条例の、要請ですよ、これが水道条例そがん書いてあるですよ、なぜシェフコに対して水道工事費の申込者負担を求めないのか、答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

今回の企業につきまして、水に関する地元の不安というのが非常にあったというようなことでございますので、この住民の不安を解消するという、先ほど申しましたように、子どもや孫の世代にも安心して暮らせる地域であるというような思いを尊重して、そしてまたこの支払いにつきましても十分に検討した上に、12月議会で議決をいただいたというような状況でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 次に、次々進めていきます。地下水採取報告書の訂正前と訂正後の違いをここで確認します。

水量測定の方法について、訂正前は流量積算計としてありますが、訂正後は計算による算出、平成25年4月から12月、水量測定器平成25年12月21日から3月と訂正されています。地下水採取日数について、年間207日が年間365日に訂正、1日当たりの平均運転時間、地下水の採取時間ではありますが、これは8時間が24時間に訂正、1日当たりの平均採取量は29.58立方メートルが213.22立方メートルに訂正、年間の総採取量は6,898立方メートルが7万7,828立方メートルに訂正、訂正前後の報告書をこのように比較して見ますと、平成25年度の報告書、つまり竹崎地区の地下水が濁った時期にあたる報告書は、これはまさにわざと少なく見せかけた過少

報告であります。こういうことでは、誘致企業として地元からも社会的にも信用がなく
なる、信頼性が損なわれる行為ではないかと思いますが、市長の見解をお尋ねします。
それでも誠実だとおっしゃいますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

○市長（高崙哲哉君） 先ほども述べましたように、玉名市におきましては受付をして
いるということでしたので、その結果、間違っていたということでしたので、シェフコといたしましてはその訂正の手続きを誠実にやって、住民にも説明した
ということですので、このことにつきましては、私としては訂正をちゃんとや
っているというふうに感じております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 手続きをすることは、それは誠実にされたでしょう。ただ間
違つとるとば手続きして訂正して、ああそれで済んだと、それだからちょっと許されん
なと思つとるわけですよ。先ほど冷却水のことを聞きましたが、冷却水も水道を使うこ
とによって、1日当たり30トンから60トンというような答弁がありました。この
答弁からも、最初にあった1日当たり30トン使うというのは、もともとその数字すら
どうだったのかなという疑問がですね、今湧いてくるわけです。

水道の工事費負担は、玉名市水道条例第12条で第1項工事に要する費用は、工事申
込者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めるものについては、市におい
てその費用を負担することができる。第2項配水管の布設をしていない地域での工事申
込込みがあった場合、その配水管の布設に要する費用の負担については、市長が別に定
める。このように、工事費は原則申込者負担を定めてあります。そして市長が別に定め
るのが、玉名市配水管工事費の負担金に関する規程で、資材支給をここで規定を
しております。先ほど、企業局長の答弁にあったように、建ったあとのいろんな維持管
理上の問題が出てくるから、その辺を考慮して別に玉名市配水管工事費の負担金に関す
る規程で材料を支給して、必要な材料以上に将来的にこれぐらいなかといかんというふ
うな水道局の判断で材料支給してそれを埋めると、しかし、工事費はやっぱり地元のそ
の必要な人に負担してもらおうと、これが条例上にうたわれていることじゃないかなと。

シェフコへの水道工事も申込者負担、すなわち会社負担で工事を行えば、従来の工
事方法と何ら違いがなく、住民との公平性も保たれたわけではありますが、今回は、シェ
フコに工事費負担を求めないがためにわざわざ市長の判断で工事費を予算化しました。
それでは、この市長の判断は適切なのかという問題です。市長の判断、これが条例上例
外規定でありますから、その例外を規定するには、文字通り道理のある判断、合理的で
市民が納得できる理由がある。これは当然のことです。市長は再三住民の不安解消、昨
年の12月議会も何遍も聞いてきました。今回も住民の不安解消を言われます。住民の

不安解消については、私もそれはやっぱり一番だと思います。それでは住民の不安の原因、これはどこにあったのかと考えてみますと、1つ、企業進出に当たり住民説明会を開催していなかったこと。2つ目、コンサルタントの説明をうのみにして協定をしました。阿蘇から水を運ぶということの偽り。地下水を1日30トンとるという予定が、300トンになっただけということがあとから判明した。3つ目、地下水汚濁時期の地下水取水報告書における過少報告。以上のようにですね、住民の不安の原因、これはシェフコとこの話を進めてきた、誘致を進めてきた玉名市にあるということ、これはもう歴然としています。この辺のことを考慮すれば、例外規定を適用する要素は全くなくて、市長の判断、いわゆる裁量権の逸脱、乱用だと私は思います。そして、工事費の予算化に当たっては、延長した配水管沿線住民から加入の同意も取っておらず、これは採算性の点からも従来の水道業務における工事とは全く整合性がなく、市民からすれば不公平そのものであります。

市長にお聞きします。平成26年11月26日、市の水道を引くことについて地元と協定書を結ぶに当たり、開催された地元寄り合いでは、配水管の布設について市が全額を負担するとか、あるいはシェフコが負担するとか、あるいは水道条例がこうなってますから、従来は申込者負担になっていたとか、あるいは条例に伴う配水管布設工事の負担金に関する規程、これで従来行なわれてきた資材支給と申込者負担などなどが決められているわけでありますが、このようなもろもろの説明をそのとき住民の皆さんにされたかどうか、そこだけちょっと。部長は出とんなはらんかもしれん、市長も出とんなはらんですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高壽哲哉君。

○市長（高壽哲哉君） 期日につきましては、昨年の住民との説明会といいますか、住民とお話をしたというような状況は、私も鮮明に覚えておりますし、そのときにやはり住民の皆さん方が大変不安がられたというような状況でございますので、そのときには、市水を引いて、地下水を使用しないようにするということの要望がございましたので、住民の不安解消のためには、そのことが一番ベストであるというふうに感じて、そのときには皆さんにそういう説明をしたということでございまして、もろもろについての説明は条例に載っているということでございますので、詳しくそこを説明したというような記憶はございません。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 住民の皆さんと最後に市の水道を引っ張るということでいろいろ約束をされて、住民の合意を取りつけておられるわけでありますが、不安解消のために市が予算をつけて工事を行なうから、住民の皆さん承認してくださいというようなことですね、地元の合意を取りつけたんじゃないかなと私は思っています。こういった

工事のときに、玉名市の従来の方法なんかをきちんと説明してですよ、そうなるこそら会社が負担せなりたいとか、あるいは半分ぐらい出させんといかんとか、そういう話があっても私はおかしくないと思います。私は、今回の水道工事につきましては、市長が例外を適用するに値する道理のある判断、合理的で市民が納得できる理由は全く見当たらないと思っています。ですから、シェフコに関する水道工事の工事費の予算化は市長の裁量権を逸脱した行為であり、絶対に容認することはできません。監査請求を先だつて提出をしましたが、却下されましたので、これについてはさらに次のステップに委ねたいと思っています。

静光園老人ホームの質問を次にします。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番(前田正治君) 次に、静光園老人ホームについて質問をします。現在民営化が検討されておりますが、まず、端的に4点質問します。

①、静光園老人ホーム内にあります納骨堂、いわゆる倉庫なんですけども、今後についてはどのような検討がなされているか。

②、現在静光園老人ホーム入所者の皆さんの健康チェックはどんなことが実施をされているか。

③、現在は入所者が定員割れに至っています。その改善に向けてどういったことをやっていくか。

④、民営化における民間募集の地域的範囲は執行部としてどう考えておられるか。

以上4点お願いします。

○議長(作本幸男君) 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長(村上隆之君) 前田議員の玉名市静光園老人ホームについての御質問にお答えします。

4点の御質問がありました。順次お答えいたします。

1点目に、納骨堂の今後についてどのような検討がなされているかについてでございますが、現在、静光園老人ホームの敷地に遺骨を保管している施設がございます。これらの遺骨は、入所中に亡くなられ引き取り手がない方、また本市において亡くなられ身元不明や身寄りがいない方の分、これらの遺骨を預かっており、現在50柱が現存しております。そのほとんどが現在地に移転する前の施設分でございますが、近年の使用頻度は1件の保管が確認できております。墓地整備につきましては、静光園老人ホームの民営化とは直接関係ないものと考えておりますけれども、民営化を進める上では、早急に対処しなくてはならないものだとも考えております。そこで現在、庁内で3つの方法を検討を進めております。1つに、新たに市で墓地を建設する。2つに、現在静光園にあ

る施設を納骨堂として整備し活用する。3つ目に、近隣のお寺に供養と管理をお願いする方法を検討しております。いずれもハードルが高く課題もあります。1つ目の新設の場合は、横島墓地公園等を検討いたしましたが、既にあいている箇所はなく、適当な場所が存在せず、多額の費用と時間を費やす問題点がございます。2つ目は、現在の建物、遺骨を保管している施設は、市の財産ではあるものの、新たに納骨堂とした場合は、半径200メートルの近隣の住居者の方に同意を取る必要がございます。現在までの経緯を考慮すると同意取得が大変難しい状況にある問題点がございます。3つ目に、3月と9月に現在静光園で実施しております彼岸供養で活用しているお寺にお骨を移し、永代供養という形で供養と管理をお願いするもので、できるならこの方法でできればと思っております。いずれにしろ、3つの方法でなるべく早く結論を出したいと考えております。

2点目に、入所者の健康チェックについてでございます。熊本県養護老人ホームの設置及び運営の基準に関する条例により、養護老人ホームは入所者について入所時及び毎年2回以上、定期的に健康診断を行わなければならないと定めがございます。本市においては、公立玉名中央病院企業団と契約を取り交わし、当該病院附属健診センターの健診を受けております。また、高齢者の健康維持には、口腔ケアが重要であることから、年1回の歯科健診についても実施しております。そのほか、個別の利用者でかかりつけ医の医療機関との連携で、毎日の検温を2名、血圧測定を7名、血中酸素濃度の測定を3名実施しており、利用者の健康チェックに努めているところでございます。

次、3点目に、現在は入所者が定員割れにあるその改善にむけてどうするかについての質問にお答えします。現在の入所者は定員50名に対し、39名の入所がありまして、11名の欠員が出ている状況でございます。本来の入所用件で把握しきれていない高齢者の再確認を行ないながら、専門的な知識を有している職員、ケアマネージャー等の説明会及び会合で情報の提供を行ない、新たに入所できるよう関係機関と連携を図っていきたくと考えております。

4点目に、民営化における民間募集の地域的範囲はどうかという、どう考えているかについてでございますが、議員御承知のとおり、玉名市内にも介護保険施設等を開設し、良好な運営を行なっていると思われる社会福祉法人が多数存在しますので、募集範囲に候補の一つとして考えられます。募集範囲の決定につきましては、仮称でございますが、玉名市静光園老人ホーム運営法人選定委員会と協議しながら決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 納骨堂の今後については、今3つの方法で検討しているとい

うことであります。なるべく早く結論を聞きたいと、納骨堂を今後どうするかという問題は、以前にも言いましたけど、これははっきり言って今までがなんというか、触らずにきたというかですね、そぎゃんふうになつとたんじゃないかなと、ちょっと言い方は悪かですけど、そういうふうに感じております。ですから、納骨堂を今後どうするかという問題は、これは民営化以前の課題だと思っております。

市長、民営化を今度選定委員会が、選定委員会も開かれるようになるし、今度の補正予算には、あそこの静光園老人ホームが建っている土地の分筆というのが補正に上がっておりますが、今部長から答弁がありましたこの結論を私はですね、やっぱり民営化が仮にですよ、来年の4月から民営化になるというなら、今年度中には結論ば出さんとでけていますけど、市長の御見解をお聞きします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

この問題につきましては、過去から前田議員も何回か御質問があったように、大変憂慮すべき問題もかなりございますし、結論がなかなか出てなかったというのも現実でございます。早く解決したほうがいいというのはすべての人が考えることだろうと思っておりますけども、現実的にそういう経過を経ているということも踏まえながら、今後検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 今までのですね、やっぱりそういったことでずっと延び延びになってきたんじゃないですか。民営化というのが今、視野にはいつてきたから、先ほど答弁があったように、3つの方法で検討が実際始まったというのが実態じゃないかなと、だからやっぱり早くそれをですね、執行部も私も早よ結論ば出せて、出したいと執行部もおっしゃってるわけですので、やっぱり民営化が始まるまでには、結論を出すということを言うてもらわんと、ちょっと納得しません。

次に、先ほど入所者の皆さんの健診の状況が報告がありました。私は、今いろんな法律に基づいての健診もあるかと思いますが、歯科健診を含む現在の健診がやっぱり民営化されても継続できるような、法律的に位置づけられている健診は当然民営化されてもせんといかんですけど、例えば歯科健診なんかは法律的にはどうかなと思います。しかし、やっぱり口腔ケアを考える点では、歯科健診は高齢者の皆さんにとっては特にかむ力ということにマスコミなんかでも言われておりますので、歯科健診含む今までの今日においてされてる健診ですね、これを民営化する一つの条件にきちんと位置づけしていただきたいなと思っておりますけど、執行部の見解を伺います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

入所者の健康診断について、現状をまず申し上げますと、新規入所者につきましては、入所時に公立玉名中央病院の健診センターに出向きまして、レントゲン、胸のレントゲンとそれから血液検査、尿検査、そして心電図等の検査を実施しております。また、定期の健康診断は、健診センターのほうから静光園に来ていただきまして、胸部のレントゲン、それから血液検査、尿検査、心電図の検査の4項目について年2回実施をしております。なお、レントゲンについては年1回の受診を行なっておるところでございます。そしてその検査を民間に移行した場合もですね、御質問のとおり引き継いでいただくよう、その辺のところは受けられる民間の法人の方と協議し、継続をしていただくようお願いしたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 民営化に当たって、土地建物を今後どうするかという問題があります。建物はあれは確か平成14年高崙市長のときだったですかね、建った建物だと思っております。内田議員の先般の質問の中で、償還残がどれくらいあるかということで答弁がございましたが、無償譲渡した場合でも平成33年までおおよそ1億5,680万円の支払が、これは市が継続しなければならないということになるかと思えます。これは、市民目線の感覚からすれば到底理解できないことではないかと思えます。民営化の受け手にそれなりの負担を求めるべきではないかと思えますが、執行部の答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問にお答えします。

建物土地の譲渡方法、土地の取り扱いについてでございますが、まずは建物につきましては、平成14年7月に開所しており、今年の6月末で満13年になります。10年間を経過しておりますので、無償譲渡した場合には、国、県への補助金の返還は生じないことが明確にはなっております。また、県内の養護老人ホームが民営化された際にも、多くの施設が無償譲渡であり、譲渡先の社会福祉法人への大きな支援方法と考え無償譲渡の方向で実際行なわれておりますし、本市においてもその方法で建物については考えておるところでございます。ただ、土地につきましては、やはり譲渡先の社会福祉法人に負担のかからないような方法を取り計らっていきたいと思えますけれども、やはり無償譲渡になるのか、それから有償の貸し付けになるのか、売買になるのか、その辺今後選定委員会と協議しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） ちょっと私、理解できませんけど、まだ償還残が残っているわけですね、現在の建物は。そうなると無償譲渡した場合に国に対して補助金の返還

は、これはただでやったんだけん免れると、ところがその建物は補助金と起債を使って建ててあると思いますので、その償還、いわゆる起債残が先ほど言いました1億5,000万円程度残っているから、その元利償還については、これは引き続き玉名が平成33年まで続けていかんとかんとじゃないかなとそぎゃんふう理解しているわけですよ、間違いありませんか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の再質問でありました償還につきましては、市のほうで償還していかなければならないというふうになっております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 建物は無料でやって、しかしその建物を建てたお金のかわりはあと1億5,000万円程度は市が返していくというのは、これはとても市民目線の感覚からは理解できないと思うわけです。市長、民営化の受け手にそれなりの負担を求めるといことは、これはできないのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 前田議員の再質問にお答えをいたします。

民営化した場合に、民営化の受け手に負担を求められないのかということでもありますけども、現時点で今検討する中で、負担を受けていただけるということであればそれに越したことはないというふうに思いますけども、現実、ほかのところ、いろんなところを見ておりますと、やはり無償譲渡ということでございますので、負担をいただくということになりますと、私たちもまた償還金の中から返済を求められるということになりますので、そういうものをあわせていろんなところが無償で譲渡しているということになるだろうと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） それじゃ償還金の問題あるいは、そのお金を借りてそれを戻していくという問題、その辺を諸々考えるとですね、民営化検討委員会では民間移譲という形で答えが出ているわけでありますが、これ内田議員のときの質問にもありました社会福祉協議会が運営にあると、指定管理者制度ということで、社会福祉協議会が運営すると、こういう選択肢もやっぱり施設が新しいからゆえにあってもいいんじゃないかなと思うわけです。大体、他地域の民営化に関する民営化のことでは、大体もう施設も建物ですね、古なって民間に移譲しているというのが多かったんじゃないかなと思いますけど、社会福祉協議会が運営するということについて、これは全くもう論外ですか、どがんですか、部長の答えを。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の社協の検討はという質問に対してでございますが、まず前回の、3月の内田議員の質問では、おおむね10年の経験を持った施設を管理運営している経験があるところにお任せしたいというふうな答弁がっております。そこで現在、玉名市において7つの社会福祉法人と社会福祉協議会も含めましてですね、社協含めると8つの法人があるわけですがけれども、有償の問題等も含めまして全くできないというふうなことではなく、やはり社協も含めて、社会福祉協議会は運営面での心配は確かに、経験がありませんので、心配ございますけれども、一番から外すということじゃなくて、検討委員会、選定委員会のほうにも御相談申し上げながら検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） さっきちょっと聞き漏らしたんですけど、土地についてです土地。土地は無償貸与か、あるいは有償貸与か、また、無償譲渡か、有償譲渡か、土地についての方針をちょっとお願いします。もう1回お願いします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の土地についての御質問ですが、それに関しましては、すべての譲渡まで選定委員会のほうにお諮りし、そこで検討を重ねていきたいというふうに思っております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） いやいや、そぎゃん選定委員会になんでんかんでんまかせられたら選定委員の皆さんもそらきつかっじゃなかですか、ですからやっぱり執行部のほうからですね、民間の募集の範囲なんか「大体、ここぼ考えてます。」とか、「土地は無償貸与を考えてます。」とか、それなりの方針ば示さんとですね、その方針を土地についての方針を示してくださいて言いよるわけですよ。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 市の今、案として考えている方策につきましては、施設に負担のかからないように、ある程度の御負担をいただきたいというふうなことで検討を、内部検討としてはそういう形ですすめております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 今度の6月に補正予算で土地が分筆してなかったから分筆するという補正予算が上がってますが、私はですね、仮に土地を無償で貸すならですね、別に分筆する必要はなかって思うとですよ、玉名市の土地です。あるいはその有償で貸し付けると、何年かたったら買い取ってもらうというような方法ならですね、買い取ってもらう時点で分筆すればよかかなと、そぎゃん思うとですよ、だけんなんかその辺の方針があんまり明確でなくてですね、今までずっと分筆されてなかったこの土地に対し

て、いきなり分筆せんとでけんということが出てきたから、なんか後先逆じゃなかつかなという気がするだけでですね。今回仮に分筆の予算がですね、議会にかかっておりますが、分筆をしなければ民営化の話が進んでいかんというような何かそれなりの理由があるとでしょうか。分筆ばせんと民営化の方向に歩いていかんというような。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の土地の分筆の問題につきましてお答えします。分筆が今度予算で上げております大きな要因はですね、やはり民営化になった場合にその民営化の法人がきちとした面積を管理をしていただくということで、やはり正確な面積を出して、明確にしておく必要があるというふうな観点から今回予算を計上しておるところであります。ただ、前田議員もおっしゃいましたように、市の貸し付けという点で、今市の土地でありますので、それは今後譲渡する、もしくは何らかの方法で将来変化するときに、そのとき登記をすればいいんじゃないかという、これも一つの方法かなというふうにも思っております。ただ現在は、やはり民営化した場合にその土地区分をきちとしておかなければ、やはり市との契約の面でですね、支障を来すことが将来発生するかと思っておりますので、今回そういう形で予算を計上させていただいております。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

[16番 前田正治君 登壇]

○16番（前田正治君） 土地の分筆につきましては、文教厚生委員会というところですね、予算がかかっていますので、そこでまた引き続き議論をしていきたいと思っております。

次に、3番子ども医療費助成について質問します。

①番、県内14市のこの子ども医療費の助成の状況、荒尾、玉名管内の状況に照らして、現在、玉名市の取り組みこれをどのように評価しておりますか。

②番、子ども医療費助成についての現物給付についての検討状況をお聞かせください。

③番、現物給付を導入する場合に必要な経費、不用となる経費、また、国保における減額の試算、これは25年度ベースで結構ですので、国保における減額の試算をお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 前田議員の子ども医療費助成に関しての御質問にお答えいたします。

まず県内14市の状況とそれから荒尾、玉名管内の状況に照らしての件でございますが、平成27年4月現在の県内14市の状況でございますが、13市は現物給付と償還

払いの併用をしており、本市は償還払いのみでございます。6市においては、全額助成はしておらず、医療機関ごと外来月額、入院月額などの区分がございまして、自己負担額を徴収しておられます。助成対象年齢は、高校3年までが山鹿市、中学3年までが本市、菊池市、阿蘇市、水俣市、人吉市、天草市の6市、それから小学6年生までが宇土市、宇城市、合志市、八代市、小学3年までが熊本市、荒尾市、上天草市となっております。荒尾、玉名管内では、本市以外は現物給付と償還払いの併用をとっております。対象年齢は和水町、玉東町が高校3年生まで、南関町、長洲町が中学3年生まで、荒尾市は小学3年生までとなっております。

本市は、医療機関の窓口で利用者負担金を支払ったあと、申請による償還払いとしておりますが、玉名郡市の医療関係機関の御協力により利便性を確保するため、直接申請書を医療関係機関から提出していただく方法をとっております。申請者が市役所に出向いての手続きは、玉名郡市以外の医療機関への通院と入院の場合で、これは現物給付方式をとっている他の自治体も同様の扱いです。償還払いではありますが、中学3年生まで利用者負担金を全額助成しており、子どもの医療健康保持と子育て世帯の経済的負担の軽減、子育てしやすい環境づくりの目的を十分に生かしており、県下の自治体では遜色のない子育て支援策であり、これまで同様に利便性の向上も考えて継続してまいります。

次に、現物給付を導入する場合の必要経費についてでございますが、初年度のみ現行の総合福祉システムを子ども医療費支払基金への対応システム改修費用が約300万円、通年の費用としては支払い基金及び国保連合会への委託料が約810万円、初年度は1,110万円程度が必要となります。また、不用となる経費につきましては、通院用の申請書用紙代、毎月の支払通知や医療機関への申請書の送料、申請書を処理するためのパンチ委託料等が約858万円になります。また、国民健康保険における現物給付を行なっている団体への国庫負担減額調整は約1,300万円になるものでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） まず、県内14市の状況、荒尾、玉名管内の状況に照らして、玉名市は自己負担額を取っとらんから中学3年までしてよかと、そういった評価かなというふうにお聞きしました。荒尾もですね、今年度中には中学3年までするというふうな話も聞いておりますし、そういう点ではだんだん、だんだん対象年齢も上がってきてるんじゃないかなというふうに感じています。

現物給付についてはですね、玉名市は償還払いですね、1回病院の窓口でお金を払ってから2カ月ぐらいしてから本人の口座にそれが払い戻されると、現物給付を併用しているところはもう窓口でそのお金を払う必要もないということで、市長にお尋ねしたい

んですけど、これも私、再三質問した中で、市長が現物給付を導入しない理由として、国庫負担金を減額されると、今答弁がありました25年度ベースでいくと1,300万円ぐらいということではありますが、現物給付実施により、国がこうやってですね、いわゆるペナルティー、減額をすることについては、市長はいかがお考えですか。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 前田議員の再質問にお答えいたします。

国が減額をしていることについての御質問でございますが、やはり国といたしましても医療費の増加というものについて、これはこういった医療費、子ども医療費だけでなく、医療費全体の問題にもかかわることだろうと思っておりますけれども、そういった医療無料によつての増加分というものが増えるというようなことの中で、医療費をいけば現物支給にしているところにつきましては、ペナルティーを科しているということでございますので、そういった意味から、私たち市長会におきましては医療費を減額をするのを廃止するようという市長会では要望をしているというような状況でございますけれども、今現在ではペナルティーがあるというようなことでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 現物給付に対してですね、国が国庫負担金を減額するとおっしゃったように、市長会も「そぎゃんこつはすんな。」と、国会でもですね、これは共産党に限らず、いろんなところがそういう無理なことはするなと、地方創生、地方創生と言いはるじゃなかかというふうな議論がされております。先だってですね、共産党議員が国会で、新交付金を活用して子どもの医療費の窓口で無料にした場合も国庫負担金の減額処置になるのかと質問しました。答弁ではですね、国民健康保険の事務費負担等の交付額等の算定に関する省令第4条第2号により、国の負担金補助金の交付を受けた場合にはその対象とならないと、そういう答弁があっているわけです。これはですね、私は、今国民健康保険の会計に、公費拡充等による財政基盤の強化として、玉名市に現在、毎年1億円が国から公布をされている、財政支援されていると思っておりますが、これを活用して現物給付の導入を実施すればですね、国庫の減額調整もない、ペナルティーもないということでもありますので、これはですね、国会の議論のことも一般質問の聞き取りのときに、担当課に資料をやっていますので、ぜひそういったことも参考にしてもらってですね、現物給付に対して前向きにちょっと検討してもらいたいと。

市長が現物給付すると国庫負担金が減額されるけん、減額されるけんということで、過去にも何回か答弁があつておりました。とはいえですね、玉名市が策定した子ども・子育て支援事業計画、この中ではですね、ニーズ調査で子育てに関する不安や悩みについて、子育て教育にかかる経済的負担が大きいと答えた割合が最も高くなっております。

窓口ですね、あとから払い戻されるていっても窓口で1回払わんといかんというような問題がですね、これはやっぱりどうしても保護者が財布の中身を心配して二の足を踏むと、ほんなこつは病院に早よ行ったほうがよかったですよ、やっぱりそういった経済的な負担が心配だと、こういった保護者の悩みに対して、その解決策の1つとして、子ども医療費の助成における現物給付につながっている、償還払いとの併用であります、そういったことで熊本県内14市中13市が採用していると。また、県内多くの町、村ですね、大体償還払いしよるところはですよ、美里町、高森町、南阿蘇村、錦町、あさぎり町、五木村、そして玉名市ですよ。だけんやっぱりいかがかなと。玉名市がですね、償還払いにいつまでも固執するという事は、保護者の要望ですね、本気で解決しようという姿勢に立っていないんじゃないかなとこういうふうに思います。

市長、ちょっとお答えをお願いします。先ほど紹介しました交付金の活用も検討してですね、現物給付の導入を実施する考えはありませんかどうか、最後に1つお願いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 前田議員の国民健康保険の国庫負担金の減額調整についての質問にお答えをいたします。

子ども医療費の助成事業につきましては、現物方式を導入している自治体には、国保の国庫負担金を減額するペナルティーを課しているということは、先ほど言いましたとおりでございます、理由は医療機関窓口で無料にしている自治体は通常よりも受診がふえるということ、そしてまた給付費が不必要に増加しているというそういう理由からということでございます、先ほど言いましたように全国市長会でも減額措置を廃止するように要望書を提出しているということを言いましたけども、議員の新交付税の交付金の活用についてでございますけども、新交付金の地方創生先行型を県などに問い合わせしておりますけども確認できない状況でございます。これにつきましては。本市の国保への財政支援にいただいております約1億円につきましては、国民健康保険税の軽減対象者数に応じた財政支援がございますけども減額調整には含まれていないということでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 前田正治君。

○16番（前田正治君） 最後の答弁ちょっとようと理解できんかったですけど、新交付金を活用しての子ども医療費助成の拡充に対してはですね、減額調整がしませんでした国会で答弁しとるわけですよ、そのなら国保に出とるおよそ1億円ですね、玉名は、これも活用できるのじゃないかなと言いはるわけですよ。ぜひ、そこら辺もですね、これからも県に問い合わせをされていかれると思いますので、前向きにですね、検討してもらい

ますことを言いまして、私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、前田正治君の質問は終わりました。

ここで、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時35分 休憩

午後 3時46分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

1番 北本将幸君。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 皆さんこんにちは、1番議員北本将幸です。本日最後の一般質問となりましたが、もうしばらくおつき合いいただきたいと思います。

世間においては選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が17日参院本会議にて全会一致で可決されました。来年の参院選から適用される見通しで、18歳と19歳の未成年者約240万人が新たな有権者となります。投票率低下、若い世代の政治離れが進んでいる中、新しい有権者に対してどのように政治参加を促していくのか、政治に携わる者として、しっかりと取り組んでいかなければならないと思います。

それでは通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

まず、空き家対策について質問いたします。空き家は人口減少や核家族化、建物の老朽化など、さまざまな問題を背景に現在全国でおよそ820万戸にふえ、全体の約13.5%が空き家となっているのが現状です。これは約7戸に1戸が空き家となることとなります。今後の人口減少によってその数はますます増加していくことが避けられそうにありません。玉名市におきましても今議会の新市計画の変更において、人口減少とは反対に世帯数は今後も増加していくことが予想され、これに伴いおそらく空き家数も増加していくものと思われます。空き家の増加に伴い、各自治体では倒壊のおそれのある空き家が防犯、防災、景観の面で地域に与える影響が問題となっています。空き家対策は現在どの自治体においても対応を迫られている問題であります。今まで多くの方たちが空き家の利活用や危険性など空き家対策についての質問をされてきましたが、なかなか思うように進んでいないのが現状です。それは個人情報保護の観点から所有者の把握が難しかったり、所有者が遠方にいたり、個人の財産なので勝手に立ち入り調査などできなかつたりとさまざまな問題がありました。しかし、このような中、空き家対策を推進するために国が法整備を実施し、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成26年11月に成立し、先月5月26日に全面施行されました。法律の施行と同

時に各自治体には空き家に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針についても通告されました。この法律の施行に伴い市町村が固定資産税など、内部の情報を利用して空き家の所有者を迅速に把握できるようにすることや所有者がわからない場合でも問題が生じるおそれがある空き家に立ち入り危険性などを調査できるようになりました。また、特に老朽化が進み倒壊などのおそれがある空き家を市町村が特定空き家と判断し、所有者に撤去や修繕の勧告や命令ができる上、勧告を受けると固定資産税などの住宅用地特例から除外されます。また、命令に従わない場合や所有者が不明の場合には、強制的に撤去できるようになります。

しかし、この特定空き家の判断を行なうためには一定の基準が必要になることから、国は市町村に向けた指針を公表しました。この法律において特定空き家とは、そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態。適切な管理が行なわれていないことにより、著しく景観を損なっている状態など、国が指針を示していますが、つまり特定空き家とみなす基準として建物が傾いていたり、屋根や外壁が落ちたりするおそれがあることやごみの放置によって衛生上有害となるおそれがあることなどが上げられます。この特定空き家に対しては、国は地域や住民などに対する影響や危険性を考慮した上で、勧告や命令などを行なうべきだとしています。法律により今後は所有者への指導が容易となりますが、個々の対応については千差万別などで丁寧な説明をした後、指導へと向かわないとトラブルなど新たな問題が生じてしまうと思います。このように個人の資産である建物を特定空き家とみなすには、市町村が個別のケースごとに判断する必要があり、そのため時間がかかります。また、強制的な撤去に踏み切ると財政負担が生じることも懸念されています。しかし、今後ふえると予想される空き家においては、しっかり自治体で対策をとっていく必要があります。そこで今回、空き家等対策の推進に関する特別措置法施行に伴う市の対応について5点質問いたします。

- (1) 同法に係る玉名市の実施体制整備について。
- (2) 空き家数の推移、現状、今後の見通しについて。
- (3) 玉名市空き家バンク制度による空き家の利活用について。
- (4) 「特定空き家」に対する計画の策定、データベースの整備について。
- (5) 空き家対策条例制定について。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 北本議員の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」施行に伴う市の対応についての中で、5点質問がございましたけれども、私のほうから4点について答弁させていただきます。

まず、同法に係る玉名市の実施体制整備についての質問にお答えをいたします。先月の26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が全面施行されましたが、国が示しております空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針におきまして、空き家対策の基本的な考え方として、市町村の役割として関係内部部局間の連携を明記してあります。空き家等がもたらす問題を解消するには、市役所内の組織を横断的に連携して、対策に対応できる体制を構築する必要があることから、条例の制定に向けて関係各課と協議を進めてまいります。玉名市におきましても空き家対策は、防災、防火、防犯、景観形成、建築指導、まちづくり、市道への影響、ごみ問題、空き家を有効活用するための空き家バンク制度、固定資産税情報の内部利用と多岐にわたることから、これらを解決するために関係部署と空き家情報を共有し対策を推進する必要があると考えます。

次に、空き家数の推移、現状、今後の見通しについてお答えをいたします。総務省が行なった住宅土地統計調査では、玉名市の住宅総数は平成20年調査で2万3,390軒、平成25年調査で2万4,050軒となり、660軒増加しており、別荘などの二次的住宅、賃貸又は売却用の住宅等を含む空き家数は3,450軒から3,830軒と380軒増加しております。今後当市におきましても人口減少による空き家の増加に加えて、高齢化の進展に伴い、適正な管理が困難な状態になることが懸念されることから、その結果として、住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすことが想定されております。

次に、「特定空き家等」に対する計画の策定、データベースの整備についてお答えをいたします。空き家等対策を効果的かつ効率的に推進するためには、空き家等の対策を総合的かつ計画的に実施するための空き家等対策計画を策定することになりますが、この計画を作成するに当たっては外部の専門家等を交えた協議会により作成することが考えられることから、この協議会の設置についてもあわせて検討を進めてまいります。また、協議会では、空き家等対策計画の一貫として、空き家等が特定空き家等に該当するか否かの判断をすることになりますので、今後データベースの整備を進めていく上でも、国が示しておりますガイドラインに基づいて特定空き家を認定し、固定資産税情報や登記、住民登録情報を活用して、所有者等を特定しデータベース化を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き家対策条例制定について御答弁いたします。今回の特別措置法につきましては、特定空き家に対する除去等の措置だけではありません。そのほかにも空き家そのものをふやさない予防の取り組み、そして利活用可能な空き家を活用していく取り組みが重要となります。本市の空き家対策条例につきましては、先ほど申し上げました予防、活用、除去を十分に検討し、市役所内の組織で横断的な連携を行ない、空き家対策に対応できる体制を構築する必要があると考えております。今後は、関係各課との協議を進

め、国、県等の動向も見きわめながら、今年度なるべく早い時期に、玉名市に適した条例整備を図ってまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の玉名市空き家バンク制度による空き家の利活用についてお答えをいたします。

空き家バンク制度の実績でございますけども、登録件数につきましては、平成22年の制度開設以来、登録された物件は計10件のうち契約まで至ったものが3件、登録を取り消したものが3件で、利用希望登録者数は約40人となっております。

次に、登録件数をふやすための取り組みでございますが、現在もホームページや広報紙での周知、区長への協力依頼等を行なっているところでございますが、思うように登録件数が伸びておらず、結果として契約までに至ったものが少ないのが現状でございます。これは空き家の情報提供や登録の申し出をいただいても、実際に調査をしてみると所有者が既に亡くなっておられたり、保存登記がなされていないことによるもので、平成25年度以降では約10件がこれらの理由で登録まで至ることができませんでした。一方で、他市町村の事例を見てみますと、制度の運営事態をNPO法人等の移住に関する中間支援団体に委託している例、また、空き家の登録、紹介等の業務について非常勤職員等を活用するなどして登録件数を増加させている例もございますので、このような例を参考に登録増大に向け効果的な手段を検討してもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

この特別措置法では、空き家に対する体制づくりということなんですけど、国は基本的な指針としては、空き家対策のための実施体制づくりに関することや実態把握のための調査に関すること、空き家対策の計画の作成に関すること、また、空き家に対する措置に関することなどを取り組みとしてあげてるんですけど、つまり簡単に言うと、庁内において空き家に対する体制づくりをしっかりと、調査して、その調査結果をもとに対策の計画を立て、それを実施していくということになるんですけど、先ほど答弁にて、実施体制として横断的な連携が必要との答弁があったんですけど、具体的にその横断的には横のつながりなんですけど、具体的に空き家対策に対して、その庁内で協議委員会などの設置についてのお考えは今の時点であられるか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 北本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申しましたように、空き家対策は防災、それから防火、防犯と多岐にわたると

ころでございます。空き家等の相談や要望を一元的に受け付け、実態把握ならびにその所有者等の特定を行なうとともに、関係部署が情報を共有する必要があると考えております。今後早い段階で庁内の連携会議等を開催いたしまして、空き家対策に取り組むことが重要であると考えているところでございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひともやっぱり横のつながりは必要になってくると思うんで、その専門的、専門的というか、しっかりと対策がとれるようなチームを庁内につくっていただきたいなと思います。

また、今回の特別措置法では、空き家の所有者及び周辺住民からの相談体制の整備に対応する部分も盛り込まれていますが、現在玉名市としては、空き家に対する相談体制は現在どのようになっているのか、また、逆にこっち側に、玉名市に移住してきたいという移住希望者側からの相談なども含めた相談窓口の設置などについてはどのようになっているのか御質問いたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 北本議員の空き家に対する相談体制はどのようになっているかとの質問にお答えをいたします。

現在、所有者や管理者が不明な空き家等の相談につきましては、区長さんからの相談を受けて防災安全課が対応を行なっているところでございます。また、御質問の移住者希望者からの相談につきましては、企画経営課のほうで対応を行なっております。今後は一元的な窓口の設置など検討する必要があるということで、今後準備をしていきたいというふうに思っております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 本当に今後空き家はやっぱりふえていくと思うんで、その空き家に対する相談はおそらくふえると思うんで、しっかりその相談体制を今の時点からつくっていただきたいと思います。

国の調査だと今、2万4,000世帯ぐらい玉名市に世帯数があって、その中で賃貸なども含めた空き家と考えられるのが3,800件ぐらいあるとのことでしたが、以前、内田議員かなんかの一般質問のときに、玉名市のほうが3年以上使っていないものを調査して460件ぐらいの空き家があったという答弁があったんですけど、今回の指針では、国は年間を通して建物などの使用実績がないことが空き家の一つの基準としているんですけど、年間を通してなんで1年を通して出入りや電気とかガスとかの使用がないことを空き家の定義としていると思うんですけど、玉名市としては何年ぐらい利用がないものに対して、現在空き家と考えてその対策を打っていこうと考えられているのか御質問いたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 先般、内田議員の質問の中で、昨年6月ですけれども、嘱託員の方に空き家状況を調査して、お願いをいたしております。その中で質問ではおおよそ3年以上ということですね、回答をお願いしておりましたけれども、今回、本市におきましても国の指針に沿ってですね、特定空き家ということで、1年間を通しての出入りとか、電気、ガス等の使用がないことを空き家の定義ということですので、国の指針に沿って行なっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひともやっぱり3年ぐらい使っていないとなると、いざ利活用もししようとしたときになかなか難しいところが出てくると思うんで、国も1年ぐらいと定めているので、1年ぐらいたっているところがあれば、その積極的に対策をとっていただきたいと思います。

今回の法律により、特定空き家に対する、危険といわれる特定空き家に対する対策は、もちろんとっていかねばならないと思いますけど、特定空き家は危険性があってもう本当に危ないんで撤去なりの対策が進んでいくと思います。それ以上に今後ふえていくと予想されるまだ利用できる空き家の利活用も重要な課題となってくると思います。今回法律においては、そこも重要なことだと思います。やはりそこをしっかりと考えなければ、結果的に危険とされる特定空き家が増加していくことになります。現在そのためにも玉名市でも行なわれていますが、空き家バンクのさらなる活用が必要になってくると思います。現在、空き家バンクが設置してあるものの、まだ十分に活用されているとは言いにくい状態にあると思います。先ほど、答弁で空き家バンクに登録された物件が10件ぐらいと答弁ありましたが、空き家数に対してやっぱりかなり少ないと思います。ホームページや広報などで紹介されていると思いますが、空き家になった時点で、先ほど1年ぐらいで国が指針を今出してるんですけど、こちら側から登録を促していくような、なんかそういう対策をとる、現時点で委員会などプロジェクトチームみたいな、登録数をふやしていくような取り組みや対策は現時点で取られたりはしてないですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 北本議員の今後ふえていく空き家の利活用についてでございますけども、提言の空き家バンクの登録増加させる関係部局が連携して横断的な体制で当たることについては、今後の条例にかかってくる部分が多ございますので、ここでまた確認してそういった体制を考えていきたいと思っております。

それにしてもこれまで地元のことに精通しておられます区長さん方に、受け持ち地区

の空き家情報等と呼びかけたところ、かなりの数が、情報提供があったというふうな事例もございます。それと先ほど答弁しましたとおり、非常勤職員の活用であるとか、いろいろな方法がございますので、まず持って現体制です、できることはないか、今一度効果的な手段を考えて、実施していきたいというふうに現在のところは考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその空き家もどんどんふえていって、待ってるだけじゃなかなかその登録数というのはふえていかないと思うんで、ぜひともこちら側からその登録の空き家を見つけてというか、空き家があるんだったらこちらが登録数をふやしていくような対策をとっていただきたいと思います。

移住希望者側の登録数もふやさないといけないと思うんですけど、今、40件ぐらいということだったんですけど、今、空き家バンクのその活動というのは市のホームページでもされてると思うんですけど、その市外というか、それ以上の広報というのは現在はまだされてないですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の再質問でございますけども、空き家バンク制度の市外へのPRにつきましては、もちろん市のホームページにも掲載しておりますけども、ふるさと回帰支援センター、都心部における地方への移住希望者を支援している団体のホームページがございます。それとか、熊本県移住定住ポータルサイト等から本市のホームページにリンクできるような制度をとっております。それから年に数回東京、大阪、福岡におきます移住相談会に相談ブース、スペースを設けまして、出店いたします。これは毎年行っております。その中で直接移住希望者とお話する機会がございますので、このような場所で制度の案内等を毎年実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひとも、そのPR的なものは続けていただきたいと思えます。やはりこっちに、玉名もいいところなんで、住みたいという人は多分いると思うんで、そういうPRもつとしていけば必ず利活用できるんじゃないかなと思えます。またその住みたいと思う移住希望者のニーズの把握も重要になってくると思うんですけど、どのような空き家が希望されているとか、例えば、畑がついているのがいいとか、駐車場が何台ぐらいあったほうがいいのか、そういう移住してくる側のこういう家があったら住みたいなというようなそういうニーズ把握とか、ニーズ分析のようなものをもっと空き家バンクに契約が増加していくと考えられるんですが、そういうニーズ調査

的なものはまだやられてないですか。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） ただいまの北本議員の移住希望者側のニーズ把握についてでございますけども、空き家バンク制度の利用を希望される方であったり、Uターン、移住を考えられている人に対して、あらかじめ利用希望者登録申請書というのを提出していただいております。申請書の中には希望する空き家の条件という項目を設けておりまして、希望する空き家の条件、例えばその賃貸なのか、売買なのか、希望価格はどのくらいなのか、どのような場所を希望しているのか、それと利用の目的、玉名市に定住し又は定期的に滞在し、地域の活性化に寄与したいでありますとか、玉名市の自然環境や生活文化を理解した上で、地域住民として生活したい等の移住希望者のニーズをその申請書の中に記載しておりますので、新たな空き家等が登録された時点で、これらの情報を見比べて、調べまして条件に合う方を探し、そのような方がおられた場合には、当該空き家に対する情報提供を行政のほうから行なっているというふうな現状でございます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりその空き家バンクの登録数もふやして、移住希望者側の登録数もふやしていけば、その利活用もどんどん進んでいくと思うんで、せっかくこの空き家バンクといういい制度がされてるんで、この物件を10件ぐらいじゃなくて、もっとこれがどんどん、どんどんふえていくように、その条例の制定もなるべく早くされるということなんで、空き家バンクをしっかりと活用できるような条例を制定していただきたいと思います。

現在空き家もどんどんふえてるんですけど、商店街など空き店舗も大分ふえてきてるんで、その空き店舗も空き家バンクみたいに利活用したりするようなことはできないですかね。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 北本議員の空き家だけではなく、空き店舗等も空き家バンクのような利活用はできないかの再質問にお答えいたします。

平成23年度に中心市街地におきまして調査いたしましたところ、空き店舗は47件ほどの物件でございました。これが空き店舗を対象とした空き家バンクに準じた制度は今のところ持ち合わせておりません。本市における空き店舗は住居兼用店舗であったものが多く、店舗スペースが空いているものの所有者の方の日常生活があり、トイレや水周りの利用等の課題もあって、なかなか空き店舗スペースの利活用につなげていないのが現状でございます。しかしながら空き家バンクならぬ空き店舗バンクにつきまして

は、商店街空き地、空き店舗対策事業補助制度の有効活用のためにも、そういった空き店舗の物件情報をデータベースとして整備しておくことは有効かと考えております。今後商店街の新規出店等の一助となるような各地域の商店街関係者の方々や空き店舗の所有者の方の御意見等をお聞きした上で、空き店舗バンク制度につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはり空き家もふえてるんですけど、空き店舗も47店舗あるということで、大分多くなってると思うんで、やっぱりしっかり対策取れるようにしていただきたいと思います。

今回の法律により、危険な空き家を行政が撤去や修繕を命令できるようになりますが、それは地域への影響や危険性が特に大きいものに限られ、個人の資産である建物を特定空き家とみなすには、個別のケースごとに判断が必要になる上、また、財政負担の面からもこういう対策がどこまで広がるかは、まだまだ不透明ですが、本当に危険なものがふえてきているので、国も法整備をしたんだと思います。しっかり対策をとらなければいけません。やはりこの特定空き家に対する取り組みだけでは増加する空き家全体の対策として限界があると思われます。今回、危険な空き家を撤去するだけでなく、それ以外の空き家をどう利活用して減らしていくのか、地域全体で考えていくことが求められているといえます。中古住宅市場やリフォーム市場を活性化させて、長く住むことができる住宅をふやしていくなど、空き家のニーズをふやすための中長期的な取り組みが必要になってくると思います。玉名においてもいち早く条例をきちんと制定していただいて、本腰を入れてこの空き家対策には力を入れていただきたいと要望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

[1番 北本将幸君 登壇]

○1番（北本将幸君） 次に、「生活困窮者自立支援法」について質問いたします。この件に関しては以前も質問いたしましたが、今年度4月より法律が施行され、玉名市でもくらしサポート課を新設され取り組まれているので再度質問させていただきました。

現在社会情勢の変化とともに、雇用形態も変化し、非正規雇用の増大などにより、生活に困り感のある生活困窮者や生活保護受給者が年々増大しています。現在所得が平均的な水準の半分以下の相対的貧困と呼ばれる層が約15%以上に達し、格差社会がどんどん広がっているように感じられます。生活保護費支給総額は2005年度において、2.6兆円だったのが、2010年度には3.3兆円となり、年々ふえ続けています。昨年度で受給者数も過去最多を更新して、216万人を超えたと発表されていました。生活保護受給者が今後も増加した場合、国や地方自治体の財政負担はさらに増加し、社会

保障制度そのものが崩壊する可能性もあるため、山積みしている生活保護制度の問題点を解消することが急務となっています。従来は高齢者世帯のほか、病気や障がいなどで働くことのできない世帯や母子家庭の世帯が受給者のほとんどを占めていましたが、失業や非正規雇用などによって、それ以外の現役世代、いわゆる仕事があれば働くことのできる稼働年齢層の受給者がふえ、約29万世帯が稼働年齢層の世帯となっています。これは10数年前と比較すると約5倍になっています。また、超高齢化社会に突入していくにあたり、急に家族の介護が必要になり、職場の転換を求められ所得が減ったり、自分自身もストレスでまいってしまい働けなくなったり、複数の要因が連鎖し、生活困窮に陥っていくということもあります。このように現在だれでも生活困窮につながる可能性があります。このような中、新たなセーフティネット構築のために生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援し、自立の促進を図る法律、生活困窮者自立支援法が本年度4月に施行されました。これは生活困窮者が抱える複合的な課題に対応して、包括的な相談支援を行なう自立相談支援事業を中心とし、個々の生活困窮者の状況に応じ、移住、就労、家計などの相談や支援を一体的に提供するものであります。本制度は、現在縦割りで行なわれてきた行政の横の連携など、これまでの自治体行政のあり方の転換を迫られるところがあります。それなりに当面の課題は少なくないと思いますが、この新制度をきちんと機能させていくために具体的にはどのような支援が必要になってくるのか、しっかり考え対策をとらなければいけません。そこで生活困窮者自立支援法の施行に伴う市の対応について4点質問いたします。

(1) 暮らしサポート課新設による支援体制について。

(2) 全庁的な支援体制、各関係機関・団体との連携について。

(3) 玉名市の抱えている現状、課題について。

(4) 今後の玉名市の取り組みについて。

以上、4点質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の「生活困窮者自立支援法」の施行に伴う市の対応についての御質問4点についてお答えをいたします。

1点目、暮らしサポート課新設による支援体制についてでございますが、生活困窮者自立支援法は、近年社会経済状況の変化から、生活保護受給者が増加しているほか、生活困窮に至るリスクの高い層が増加していることから、生活保護法の改正とあわせて、生活保護に至る前の段階で支援する、いわゆる第2のセーフティネットを整備するものでございます。このことから、玉名市におきましては、新たに生活支援係、保護係、消費生活センターからなる「暮らしサポート課」を設置し、相互に連携することによりワ

ンストップで切れ目のない支援体制を目指しております。生活に困窮して相談に来られる方は、経済的な問題だけでなく、心身の問題、家庭の問題などさまざまな問題を複合的に抱えられておられます。それらの問題に対応するために相談員、相談支援員及び就労相談員を配置し、問題の解決と自立した生活を営むことができるようにするために、早期に適切な支援へつなぐ体制をつくっております。具体的な支援事業につきましては、法に基づく必須事業といたしまして、まずワンストップ型の相談窓口である自立相談支援事業があります。生活に困窮している方に必要な支援を包括的、継続的に提供できるよう、本人の状況に応じた自立支援計画の作成や必要な支援を行なうものです。

次に、住宅を失い困窮している又は住居を失うおそれのある方に、安定した就職活動ができるように期限付きで家賃相当額を支援する住宅確保給付金があります。さらに、任意事業として、1つ目に就労準備支援事業、2つ目に一時生活支援事業、3つ目に家計相談支援事業、4つ目に学習支援事業の4つの事業を社会福祉法人等に委託するなど、他市に先んじた玉名市独自の支援体制を整備し、多様な困窮者の状況に対応しております。

2点目に、全庁的な支援体制、各関係機関・団体との連携についてでございますが、全庁的な支援体制につきましては、既に平成25年4月より当時の生活安全課において生活安心ネットワーク委員会を立ち上げて、情報交換や研修などを通じて生活困窮を初めとする市民の深刻な問題に向き合い支援を行なうための全庁的な連携体制づくりに取り組んでおります。また、関係機関、団体との連携につきましては、常時相談内容に応じてその解決のために必要があると思われた場合には、必要とする関係機関、団体との連携を図りながら適切な支援を図っております。

3点目に、玉名市の抱えている現状、課題についてでございます。玉名市の抱えている現状、課題につきましては、くらしサポート課において4月、5月の2カ月間で受けつけた生活困窮に係る相談件数は、4月25件、5月20件でございます。内容につきましては、収入、生活費が足りない、病気や健康障がいがある、仕事が見つからない、引きこもりの子のこと、債務、税滞納について等の相談が多くありました。こうした相談の背景には、地域経済の停滞や自助、互助、共助といった家族や地域の力の低下があると思われまます。また、相談者にはそれらの問題を複合的に抱えて困窮している方も多いため、包括的な支援を提供する体制として、全庁的な連携体制のさらなる強化が必要と考えております。

4点目に、今後の玉名市の取り組みについてでございますが、生活困窮者自律支援制度におきましては、その自治体の力量と申しますか、総合力が試されます。先ほども申し上げましたように、全庁的な支援体制につきましては、平成25年度庁内の関係課で組織する生活安心ネットワーク委員会を設置し、生活困窮を初めとする市民の深刻な問

題に向き合い、支援を行なうための全庁的な連携体制づくりに既に取り組んでいるところでございます。また、地域の社会支援やネットワークが果たす役割が大変重要となっておりまして、関係機関や関係団体との連携が欠かせません。このため協議会組織等の立ち上げについても検討をしているところでございます。

生活困窮者自立支援制度では、その目標として、生活困窮者の自立と尊厳の確保、そして生活困窮者支援を通じた地域づくりが上げられております。すなわちだれもが住みやすいまちづくりを目指すものでございますので、これらの目標に向かって努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） 答弁いただきました。

今年度より、生活支援係、保護係、消費センターが合わさってくらしサポート課が新設されましたが、熊本市などではその制度が、新設するに当たって、相談員など大幅に増員したとの報告がありますが、玉名市としては、その相談を受けるに当たって人員体制などは十分だと思われませんか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 玉名市におきまして、相談員等の配置について十分かという御質問でございます。現況、今の段階で相談員を3名、それから就労相談員を1名配置しておりますが、これはまだ目標といたしましては、相談支援員あたりを4名と就労相談員あたりもまだ増加しながら、市民の対応に心がけたいというふうに思っております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひとも相談体制しっかりとるためには、ある程度の人員が必要だと思うので、しっかり体制をとっていただきたいと思います。

今回この法律によっては、先ほど答弁でもありましたけど、自立相談支援事業と住宅確保給付金の2つの必須事業と就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業の4つの任意事業からなっているんですけど、2つは市でやるとして、4つは社会福祉法人に委託するということだったんですけど、そのほかモデル事業などではボランティアやNPOなども活用しているという事例もあるんですけど、そういう地域資源との連携というのは今後どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の再質問で、地域資源等の活用について、それから連携についてということで、現在、これら安心ネットワークの組織の中でそういった方々NPOの民間団体の方々もそのネットワークの組織委員会の中に入れ、また、

包括支援センター、それから九州看護福祉大学等も入れながら、地域資源のそういう組織の皆さんから幅広い御意見を拝聴しながら、今後の対応に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） ぜひともそういう玉名にある地域の社会資源等も連携していただいて、しっかりした制度をつくっていただきたいと思います。

現在、何十件かぐらい相談があっているということで、病気だったり、引きこもりのことだったり、生活費に関してといろいろ相談内容はあると思うんですけど、その相談支援事業の実施に当たっては、やはり心身の障がいや失業や家族の介護など、やっぱり多様で複合的な課題があると思います。そういう生活困窮者に対して信頼関係の構築や相談者のニーズの的確な把握など、包括的継続的な支援が適切に行なえるよう十分なやはり専門性を有する支援員や相談員の方たちを配置、また、養成していくことが重要だと思います。国も相談員の要請を進めているが、なかなか研修などの行政体制が追いついていないという話も聞きます。サポート体制をしっかり保っていくには、相談の質が重要になってきます。相談支援の質が低い場合は、相談する以前より状況が悪化することも容易に予想されます。玉名市においては、相談員はこのような専門性を持った方を今の時点で配置できているのか、また、今後そういった方を養成するために研修など行なっていく予定はあるのか、御質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 北本議員の相談員の質、それから質を上げるための研修等をどういうふうに考えているかという御質問でございますが、専門性を持った相談員といたしましては、その資格を持った職員といたしますか、そういう経験をされた職員の方等を面接をしながら、今受け入れているところでございますが、臨床心理士さんとか、社会福祉士さんとかいろいろおられますけど、なかなかそういう方が見つかっておりません。そういう方がおられれば一番よろしいんですけども、また、消費生活センターにつきましては、大体、素人の方がいろいろ相談を重ねながら、今研さんを積んで市民の皆さん方、今現在対応をされているところでございます。定期的に今後そういう相談員の皆さん方につきましては、研修並びにまたその相談員さんの方のそういう研修会、集団的な研修会も含めて参加できる体制をとりながら充実をさせていきたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） なかなかその人員確保も難しい面もあると思いますけども、せっかくこの6つの事業を玉名市でくらしサポート課新設されて取り組まれるということは、本当にいいことだと思うんで、人員体制のほうも本当にしっかりとっていただけれ

ば、もっといいくらいサポート課の事業ができるんじゃないかと思います。

全庁的な体制としては、今生活安心ネットワーク委員会を立ち上げられて、支援体制をとられているとのことですが、今制度の重要な点として、いかにその困っている人たちを早く発見して、支援をしていくかということになるんですけど、なかなか生活に困り感のある方たちは自ら支援を求めないことも多くて、窓口で開設して、ただ待っているだけでは、その地域の生活困窮の実態をつかめないということもあると思います。ニーズをきちんと把握して、市として相談件数をふやすというか、ただ相談件数をふやせばいいというわけじゃないんですけど、これまで支援できなかった人たちに対して、幅広く支援できるようにこちら側からこういう相談があるよというアピールというか、周知徹底をもっとしていかなければいけないと思うんですけど、広報による周知徹底はもう既にされていると思いますけど、それ以外に、こういうくらいサポート課を設置して相談支援してますというような別のチラシとか、そういう情報提供みたいなのは、今後されていくようなお考えはないでしょうか。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 今後の周知の方法等につきましての質問にお答えします。基本的にやはりニーズをきちんと把握するためには、地域のやはり、地域資源といえますか、社会資源、ネットワークそういったもの、それから地域のやはり皆さん方で地域を守るというふうな組織、そういったものをやはり活用する、そしてまた民生委員さん方ともですね、非常に連携をとりながら、依頼をかけながらそういう支援、そういう方々の発掘に努めてまいりたいというふうに思います。

周知に関しまして、やはりそういう団体の皆さん方、そして組織の皆さん方に、そういう制度の説明をしながら、新しいそういう皆さん方の情報確保に努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 北本将幸君。

○1番（北本将幸君） やはりそのなかなかその相談に來れないという方ももしかしたらいるかもしれないんで、そういう周知徹底をしっかりとされるのと、あと行政側から早めに発見できるような体制をつくっていかないといけないんですけど、全庁的な体制をとっていると税金の滞納があったりとか、子育て世帯の経済的に行き詰っている情報など、あらゆる情報があると思うんで、そういう横のつながりをしっかりといただいて、早めに発見して、こちら側からでも相談業務を行なっていくようなしっかりした、せっきく生活安心ネットワークという委員会を立ち上げられているので、活用してこの制度がしっかりとできるようにしていただきたいと思います。

いろいろしていただきたいという要望ばかりなんですけど、そのためにはやはりそれ相応の人員も必要になってくると思います。職員削減の流れがまだまだありますが、や

はり新たな人員をふやしてでも対策をとっていくべき制度だと思います。玉名市でも生活保護費が現在10億円を越えるまでになってます。ぜひとも市長のほうにはこの体制をしっかりとできるようにその人員のほうも増員して、しっかりと体制をとっていただきたいと思います。

生活困窮者自立支援法が施行され、まもなく3カ月がたちますが、この制度がしっかりと地域に根つき、効果を発揮していくために玉名においても何回も申しますけど、相談支援の充実や働く場、住む場所など、生活困窮からの出口となる社会資源の開発を行なっていく必要があります。地方創生が課題とされる中、まちづくりの視点から生活困窮者支援に取り組むことが求められていると思います。

今回大きく2つの項目に対して質問いたしました。空き家対策、生活困窮者支援とも今後ますます重要になってくると思います。状況をしっかりと把握し、地域資源を生かしていけば、具体的な方策がたくさん出てくるものと思います。ぜひともできない理由を考えるのではなく、できることから始めていただければと思います。今回の2つの質問でもまったく別のような感じもしますが、考え方によっては空き家を住宅支援の一因として活用することもできますし、現在まで縦割り行政で行なわれてきたことを社会情勢が複雑化した現代においては、各関係課横のつながりをもっと活用していき、なんにでも全庁的に対応していくことが必要になってくると思います。地方創生が叫ばれている今日ですが、地域には本当に困っている人たちがたくさんいると思います。地域から排除される人がいない、皆が支える地域をつくっていけば、必ず地域は活性化していきます。このような地域を目指して、玉名市においても何事においても全庁的に一体となって取り組んでいただきたいと思います。地方財政の厳しさから、職員削減の方向に進んでいかざるを得ない面もありますが、国のほうでもせっかく法整備されたので、必要などころには十分な人員を配置していただき、しっかりと相談、支援体制をとっていただきたいともう1回要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、北本将幸君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明23日は、定刻より会議を開き、一般質問を行ないます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時47分 散会

第 3 号

6 月 2 3 日 (火)

平成27年第3回玉名市議会定例会会議録（第3号）

議事日程（第3号）

平成27年6月23日（火曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 12番 近松 議員
 - 2 18番 高村 議員
 - 3 10番 田中 議員
 - 4 6番 西川 議員
 - 5 15番 宮田 議員
- 散会 宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 12番 近松 議員
 - 1 国民健康保険事業財政の見通しと対策について
 - (1) 国民健康保険の保険者が都道府県化されるまでの財政の見通しについて
 - (2) 薬の飲み残しの実態と対策について
 - 2 在宅介護支援体制について
 - (1) 小規模多機能事業所の実態について
 - (2) 有料老人ホームの数・入居者・費用（個人負担額）について
 - (3) 増加する高齢者と在宅介護支援計画について
 - 3 「日本版CCRC（継続的なケアつきリタイアメントコミュニティ）構想と定住促進事業について」
 - (1) 日本版CCRC構想について、日本創成会議の提言をどのように受けとめているか
 - (2) グリーンツーリズムの検討状況について
 - (3) 定住促進検討チームメンバーは
 - 4 学校における食育の取り組みについて
 - (1) 弁当の日の取り組み状況について
 - (2) 学校給食におけるデザート購入費について
 - (3) 冷凍食品の使用割合について
 - 5 受益者負担の公平性について
 - (1) 市内福祉施設の65歳以上入浴料金の違いについて

- (2) 施設利用条件の違い（減免の条件）について
- (3) 減免で使っている団体と頻度及び施設ごとの減免措置の内容の違いについて

2 18番 高村 議員

- 1 玉名市の未来の展望について
 - (1) 玉名市のこれまでと今後の市政運営について
- 2 企業誘致の締結と条件について
 - (1) 誘致企業、会社の優遇措置は
 - (2) 合併から10年になるが、これまでの誘致企業数と雇用の状況は
 - (3) 誘致企業への市としての要望は
- 3 セットバックに関する法律と制度について
 - (1) 敷地後退が必要な条件について
 - (2) セットバック後の措置について
 - (3) セットバック後に市道・里道として譲渡された敷地の件数について

3 10番 田中 議員

- 1 新市建設計画の見直しについて
 - (1) 市内JR4駅の利用推進について
 - (2) ユニバーサルデザインの10年間の成果と今後の対策について
 - (3) 人口増加策としての市役所の旧庁舎跡地利用策について
- 2 ふるさと納税について
 - (1) 玉名市のふるさと納税の現状について
 - (2) 玉名市独自の取り組みについて

4 6番 西川 議員

- 1 子ども医療費助成事業の現物給付の導入について
 - (1) 現在の玉名市の子ども医療費助成事業では医療費の償還払い方式がとられているが、母子家庭等に限り現物給付にできないか
- 2 防災無線のデジタル化について
 - (1) 玉名市安心メールの現在の加入状況について
 - (2) 現在計画されている防災無線のデジタル化の内容について
- 3 自主防災組織とふれあいネットワークについて
 - (1) 自主防災組織とふれあいネットワークの現状について
 - (2) 自主防災組織とふれあいネットワークを一体化した、より効率的な組織づくりについて
- 4 玉陵小学校（仮称）について

(1) 平成30年4月開校予定の玉陵小学校(仮称)の建設計画の進捗状況について

(2) 新しい学校づくり委員会も含め、地域内の話し合いは進んでいるのか

5 15番 宮田 議員

- 1 マイナンバー制度の市民への影響について
- 2 公共施設における防犯カメラの設置について

散会 宣告

出席議員(24名)

1番	北本 将幸 君	2番	多田隈 啓二 君
3番	松本 憲二 君	4番	徳村 登志郎 君
5番	城戸 淳 君	6番	西川 裕文 君
7番	嶋村 徹 君	8番	内田 靖信 君
9番	江田 計司 君	10番	田中 英雄 君
11番	横手 良弘 君	12番	近松 恵美子 さん
13番	福嶋 譲治 君	14番	永野 忠弘 君
15番	宮田 知美 君	16番	前田 正治 君
17番	森川 和博 君	18番	高村 四郎 君
19番	中尾 嘉男 君	20番	田畑 久吉 君
21番	小屋野 幸隆 君	22番	竹下 幸治 君
23番	吉田 喜徳 君	24番	作本 幸男 君

欠席議員(なし)

事務局職員出席者

事務局 長	吉川 義臣 君	事務局 次長	堀内 政信 君
次長 補佐	松下 匡 君	書 記	松尾 和俊 君
書 記	富田 享助 君		

説明のため出席した者

市 長	高 崙 哲哉 君	副 市 長	斉 藤 誠 君
総 務 部 長	西 田 美徳 君	企画経営部長	原 口 和義 君
市民生活部長	上 嶋 晃 君	健康福祉部長	村 上 隆之 君

産業經濟部長
會計管理者
教育委員長
教育部長

吉 永 訓 啓 君
北 本 義 博 君
桑 本 隆 則 君
伊 子 裕 幸 君

建設部長
企業局長
教育長
監查委員

磯 谷 章 君
宮 田 辰 也 君
池 田 誠 一 君
坂 口 勝 秀 君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は通告の順序によって許すことにいたします。

12番 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） おはようございます。無会派の近松です。

先日、夜の10時か10時半ころだったと思うんですけども、ちょうどその市役所の通りをとおりましたところ、この庁舎にかなり電気がついてまして、職員の皆さん方毎晩、毎晩こんなに遅くまで働いておられるのかなと、本当に感謝の思いと、また、体は大丈夫なんだろうかと、いろいろ心配いたしました。職員採用を減らしてる中で、職員の皆さん方に御負担がかかっていること重々わかっておりまして、これ以上議会で何も申し上げられないような気持ちになるような状況ではございますが、業務の優先順位をどうするか、人員配置をどうするかなど選択と集中、市長のお考え1つで解決できることがまだまだあるのではないかという思いで質問に立たせていただきます。

まず、1点と2点続けて質問いたします。

国民健康保険事業財政の見通しと対策について、5月22日の臨時議会において、玉名市国民健康保険税条例が改正され、後期高齢者支援金、介護納付金を含む限度額が4万円の値上げで、上限が85万円となりました。しかし、平成26年度の決算は大幅な赤字の見込みで、繰上充用が2億1,000万円、これは今回限度額を値上げしたことで解消できるのでしょうか。平成30年には国保会計の運営は市町村から県に移管されるということですが、それまでの3年間今までの医療費の伸びをみますと、赤字額が今後どのようになっていくとお考えか伺います。

また、2013年の厚労省の委託調査の結果では、薬の飲み残しが頻繁にあるという人が17.1%、ときどきが73.2%、つまり9割の方に飲み残しがあるという結果でしたが、これは500億円相当になるのだそうです。そしてこの4月から調剤薬局に飲み残しの確認を義務化してあります。先日私が市内で耳にした情報では、医院の医師自ら飲み残しをチェックし、その分を減らして処方してくださっているというふうなところもありました。このことは市民に周知されているのか、市としてはどのような対応をされているのかお伺いいたします。

2番目、在宅介護支援体制についてです。先日、配付されました新市建設計画の変更というものを、この資料を読んでいましたところ、在宅介護支援の充実というのが、変更前も変更後も書いてありました。これは当然のことではありますが、しかし、玉名市では急速に有料老人ホームがふえてきている現状を見ますと、とても在宅介護の支援に力を入れているとは感じられません。そもそも介護保険というものは、家族が同居している家族の介護を当てにして、前提にしてありますので、現代のように独居世帯が増加したり、高齢者世帯など、家庭介護力の弱い家庭がふえている昨今の事情では今の玉名市の介護サービスだけでは不十分であることは明白です。そのため玉名市では、有料老人ホームがどんどんふえてきておりますが、そのことに対する認識が行政には不足しているようですので、介護保険というものは、どこまで介護を担うことができるものであるかを具体的にここで述べてみたいと思います。

まず、どうにか家で暮らせるレベル、要介護3といいますが、ちょっと歩行に見守りや介助がいるというレベルの方としますと、このくらいの方になりますと買物、食事のしたく、洗面、歯磨き、入浴、掃除、洗濯、着替え、ポータブルトイレの始末、ごみ出しなど、日々介助が必要になります。大体毎回必要な介護、まずそこのお宅にヘルパーさんが行きまして、材料がそろっているとしまして、そこで御飯をつくりまして、食事を並べまして、そして要介護老人をお連れしまして、そして顔を拭くなり、手を拭くなり、いろいろしながら食べていただくと、その間に掃除をしたり、それから昼でしたら夜の段取りをしたり、ポータブルトイレを捨てたり、掃除をしたり、日によっては洗濯をしたり、そのようなことをしまして、また食事が終わりましたらお茶を入れてさし上げて、入れ歯を洗ってあげたり、そして排せつを済ませてベッドに誘導すると、このような介護をしますと大体1時間15分というふうなところが必要じゃないかと思いません。この1時間15分のサービスで介護保険でいいますと大体4,100円ほどかかります。事業所によって多少違いますので、これより多いところ、少ないところあるかもしれませんが、大体4,100円かかります。これを朝昼晩来ていただいて、御飯つくっていただいて、ちょっと身の回りのことをしていただきますと、大体、朝昼晩しますと3倍ですから、1万2,300円かかります。これを1カ月続けますと約3万5,000円かかります。ところが、介護保険で認められている金額は27万円なんです。つまり、10万円不足するんです。そうすると食事を1日2回にするか、それから弁当でも置いてもらって、ポータブルトイレのそばで食べるか、朝はパンだけかじっとくかというふうなことになるわけですけど、そのほかにこの案ではお風呂に入ることができません。せめて週2回はお風呂に入りたいと、そしてただ食べて排せつするだけの日々では生きてる張り合いもないから、週2回は外と交流を図りたい、デイサービスに行きたいとなりますと、これも限度額オーバーしてきますから、1回約1万円の8

回、8万円が自費となります。つまり、1日3回来ていただいて、食べて排泄するということ、その援助をしていただいて、そして週2回お風呂に入って交流を図るという生活をしますと、自費分が18万円ですかね、かかります。これに介護保険の1割負担を入れますと、約20万円かかるんですね、このほかに当然、光熱費、食費、髪を切ったり、医療費諸々かかりますので、22、3万円かかります。これだけ年金をもらっている人がどれだけいることでしょうか。この実態をどのくらい皆さま方が把握しておられるのかなということを今回思いました。

家族がいる場合は、家族が当然掃除をし、御飯をつくりますので、十分な介護サービスを受けられますけども、独居、そして高齢者世帯になりますと、老老介護になりますと多少、老老介護の場合多少足りない、独居になると全く足りないという、1人では心豊かな生活はできないということです。そこで寝たきり老人でもないけれども、ちょっと家で暮らせそうなんだけれども、こんなにお金がかかるならということで、有料老人ホームのニーズが出てくるわけです。しかし、私はここに小規模多機能事業所というのがあれば、住みなれた家で暮らすことができる。その期間をふやすことができると、これを数年前ここで申し上げました。小規模多機能の事業所をふやすべきではないかということも申し上げました。小規模多機能事業所というのは、登録が今度ふえましたけれども以前は25人ぐらいでしたでしょうか。25人の人が登録していながらベッド数は10ありませんから、毎日泊まるんじゃなくて、その人に応じて週3回泊まるとか、あとはおうちにいるとか、でもデイサービスに来るとか、泊まりと通いと、それから今日はちょっと家でサッカー見たいというときはヘルパーさんが来て御飯をしてくれるとか、それが自由自在に1つの事業所がしてくれるという事業所です。この場合、先ほどの要介護3の方が、ここを利用しますと大体食費を入れても8万円以内でサービスを受けることができます。ここは国民年金でも利用できるのです。家にいればお友達も来てくれます。子どもが来たときもあれこれしてくれて滞在時間も伸びます。施設にいれば子供たちが来て、そこに座って10分、15分の話で帰ってしまいます。この小規模多機能事業所をふやさないかということも質問したんですけども、その後、玉名市で1カ所ふえただけ、そしてなんとこの第6次介護保険計画でも3年間に1カ所ふやすだけという、そのような計画になっていることに、私は愕然といたしました。有料老人ホームがどんどんふえてきたのは、介護保険で運営されている施設が足りなくて、施設ではサービスが足りなくて行く先がないから需要がふえているのにもかかわらず、その対応策が全くといっていいほどされていません。

そこでまず現状からお伺いいたします。まず、玉名にあります小規模多機能居宅事業所の実態について市内に2つあるこの施設は、目的に沿った運用がなされているのかどうか、利用者数、介護度、利用状況についてお伺いいたします。現行では在宅が難しい

要介護2、3くらいの方が中心に利用されるのが本来の目的にあった使い方ではないかというふうには私は思っております。また、どんどんふえてきてます有料老人ホームの実態、かつ入居者数、費用、そして介護度がどのくらいの方が入っておられるのか。

そして最後に、増加する高齢者と在宅介護支援計画。具体的に、じゃあ、小規模多機能というのは在宅なんですね、これをふやさないということだったら、じゃあどうやって在宅支援をする計画を立てておられるのかということをお伺いしたいと思います。そして私は介護事業者からヘルパーさんが足りないのでお断りしなきゃいけないことが多いんですよということを聞きます。残念なんだけどヘルパーさんが足りない、やはりヘルパーさんに来ていただきたい時間は集中していますので、皆さんお昼の時間はお昼に来ていただきたい。お昼を10時に食べる人はいない、夜はやはり夕食に近い時間に来ていただきたいということで、非常に数が必要だと思うんですけども、事業所の方からヘルパー養成講座を市でしてくれないかというそういうふうな声がありましたので、そのことについての市のお考えをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） まず、国民健康保険事業財政の見通しと対策についての近松議員の御質問にお答えいたします。

1点目、国民健康保険の保険者が都道府県化されるまでの財政の見通しについてでございますが、議員御承知の通り、平成30年度から国民健康保険事業の保険者につきましては、これまでの市町村から都道府県へかわることが決定しております。熊本県への保険者移行に伴う事務の調整につきましては、今年5月より各種事務の部会検討会が発足し、協議を始めたところでございます。具体的な役割分担などについてはまだ示されておりませんが、国保財政の中心的な役割は保険者である熊本県が担い、保険料の賦課・徴収や資格管理、保険給付等については従来どおり市町村が担うことになるのではないかと予測をしておるところでございます。

本市の国民健康保険事業特別会計の財政状況は、平成25年度決算において約1億700万円の赤字となり、平成26年度予算から繰り上げて充用を行なったところがございます。残念ながら平成26年度決算におきましても約2億円の赤字が見込まれることから、先の5月の臨時議会で補正予算を提案させていただいたものでございます。このように厳しい国保会計の状況は年々増加している保険給付費用に対して、税収や国、県からの補助金等のほかに充当する財源がないことが大きな要因でございます。合併時に7億3,000万円あった基金は、毎年の単年度収支不足に充て、ついには平成24年度に枯渇しました。したがって、平成27年度からの毎年歳入不足となることは避けられないことと考えております。平成30年度には、財政運営責任が熊本県へ移りま

すが、本市としましては税収の確保や医療費の抑制に全力で取り組み赤字幅を縮小させるよう努力してまいります。なお、先の国会におきまして、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が可決され、保険者の都道府県化とともに国から市町村へ大幅な財政支援の拡充の内容が示されており、今後の国や県からの具体的な情報等を注視しながら、国保財政運営に当たってまいりたいと思っております。

2点目でございますが、薬の飲み残しの実態と対策についてでございますが、薬の飲み残しの実態につきましては、正直申し上げまして市としては把握できていない状況でございます。現状と対策について申し上げますと、御存じのとおり、玉名市国民健康保険事業特別会計は赤字決算が続いております。赤字の最大の要因として年々増加する医療費が上げられます。住民の方々が病気になったり怪我をされた場合に速やかに適切な医療を受けられ、健康になっていただくことが国民皆保険の目的の一つでもございます。日本では、長寿社会の実現とともに、一方では医療費の慢性的な増加という問題を抱えております。厚生労働省が平成25年度に行なった調査によりますと、医療費の約35%が薬剤費という結果でございました。議員の御質問のとおり、薬は医療費の中でも大きな部分を占めておりますので、適切な服薬がなされないと自身の病気治療への効果のみならず多額の医療費の損失となることは明らかでございます。本市の国民健康保険事業としましては、住民の皆さま方に薬剤に対して正しく認識していただき、適正な処方を受けられるようジェネリック医薬品の促進等にあわせて周知を行なっているところでございます。

今後の対策といたしましては、同一疾病で複数の医療機関の受診を繰り返しておられる方などを対象に、保健師や看護師が訪問や聞き取りを行ない、必要に応じて生活指導、服薬指導を行なう事業を実施するとともに、市から医師会へも患者の皆さま方へ薬の適切な指導を行なっていただけるよう御協力をいただきながら、周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、2番目の在宅介護支援体制についての御質問で、3点御質問がっております。順に御説明申し上げます。

1点目、小規模多機能事業所の実態についてでございますが、小規模多機能型居宅介護とは、市町村が事業者の指定や監督を行なう介護サービスで、規模が小さいので利用者のニーズにきめ細かく応えることができ、事業所が所在する市町村に居住するものが利用できる施設でございます。サービス内容は、通いを中心としながら訪問、短期の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの介護や支援を受けることができます。

介護保険サービスを整備していく中で、本市では北部、西部、南部の3つの日常生活圏域を設定しています。現在、北部に「ライフサポートいわさき」と南部に天水にごさ

います「きらめき」の2カ所の小規模多機能事業所がございます。この2カ所の事業所の利用状況を御報告いたします。

まず、北部の登録定員は20人で、平成27年3月の登録利用者数は17人、その利用内容につきましては、通い利用者16人、訪問利用者5人、宿泊利用者7人で、宿泊利用日数は2日から最長20日までとなっております。また、利用者の平均年齢は84.3歳で、認知症診断10人となっております。介護度は平均1.87で、要介護2までの人が70%を占めております。

次に、南部の登録定員は25人で、平成27年4月の登録者数は12人、その利用内容につきましては、通い利用者12人、訪問利用者4人、宿泊利用者8人、宿泊利用日数4日から最長30日となっております。また、利用者の平均年齢は79歳で、認知症診断のある方は7人となっております。介護度は平均2.41で、要介護2までの人が58%を占めております。

北部と南部を比較しますと、北部のほうがより高齢者の利用が多く、南部のほうは単身者の利用が多くなっております。さらに南部のほうは、介護度の重度の人が多く、現在入所待ちの6人の方が長期の宿泊利用となっております。

小規模多機能型事業所につきましては、玉名市が指定監督する事業所であり、1人、1人の状況背景など、その実態把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目に、有料老人ホーム数、それから入居者、費用についての御質問でございますが、有料老人ホームとは、老人福祉法による高齢者のための住居で、入浴、排せつ又は食事の介護、食事の提供、洗濯、掃除の家事、健康管理のいずれかを提供する事業をいう施設のことをいい、県への届け出が必要でございます。現在玉名市には、食事等のサービスがついた住宅型の有料老人ホームが22カ所ございます。玉名市内の有料老人ホームの定員は、22カ所全部で343人で、現在320人が入所されております。入所者の70%、224人が玉名市民の方の利用となっております。個人負担につきましては、施設によって設定は異なりますが、基本的には家賃、食費、施設管理費、水道光熱費で1カ月7万2,000円から13万4,000円の利用料となっております。介護が必要になった場合は、1割負担の介護保険サービスを利用しながら生活できますが、さらに個人負担が増すこととなります。適切な介護サービスの提供がなされるようケアプランの確認に努めていきたいと考えております。

3点目、増加する高齢者と在宅介護支援計画についてでございます。第6期玉名市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、在宅介護を支援するために平成28年度に既存の小規模多機能型居宅介護と地域密着型介護老人福祉入所者生活介護の定員を増加する予定にしております。また、平成29年度にはあらたに北部に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護1カ所、西部に小規模多機能型居宅介護1カ所を整備する計画

で、これにより北部、西部、南部の3圏域すべてに地域密着型のサービスが提供できることとなります。保険者である市は、地域の特性に応じて地域包括ケアシステムをつくり上げていくことが求められており、国は、団塊の世代が75歳以上となる2025年をめどに、重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域づくり、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。小規模多機能型居宅介護事業所が果たすべき本来の機能は、介護が必要になっても自宅の近くに安心して通う場所があり、必要に応じて宿泊でき、緊急時や夜間でも訪問してくれるといった24時間365日の安心があれば、介護のために自宅を離れるのではなく、これまでどおり住みなれた自宅・場所で暮らし続けることができるよう支援していくことでございます。これらのことから小規模多機能型居宅介護事業所が本来の機能を果たすことは地域包括ケアシステムに必要な要素をあわせ持ち、地域包括ケアの推進の中で住宅生活を支える拠点となることが期待されますが、第6期介護保険計画では、高齢者人口、認定率、介護サービスの実績の伸び率などの状況を考慮して、29年度までの3年間に要する費用を換算して保険料を推計しておりますので、第6期計画内の施設整備等は先ほど申しましたように、1カ所をふやすこととしているものでございます。第7期、8期計画において引き続き小規模多機能居宅介護などの介護サービスの充実を検討してまいりますので御理解よろしくお願いいたします。

訪問ヘルパーの養成研修は、介護職員初任者研修として県又は県指定の研修事業所が事業主体となり行なうことになっております。平成27年度には、県内18カ所開催する計画になっておりますが、玉名市独自で養成研修を行なうことは予定しておりません。ホームヘルプ、訪問看護は今後は、介護保険制度の改正に伴い、身体介護などの専門的なサービスは資格を有するヘルパーによるサービス提供を行ない、また、掃除や買物などの生活援助につきましては、地域住民の力を活用した、特に高齢者を担い手としたサービスの提供をしていくことが推進されてきます。現在、本市では、シルバー人材センターの登録会員によるふれあい生活支援事業を実施しており、今後、シルバー人材センターと連携協力しながら会員による生活支援の充実を図っていきたいと考えております。また、平成29年度に移行予定の新しい総合事業の準備として、生活支援介護予防サービスを提供するボランティアの養成研修を計画しております。このことは、高齢者自身が地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていく、社会参加の促進や生きがいづくり、介護予防にもつながっていくものと考えております。さらに、これからの在宅介護支援は、本人がどのように暮らしていきたいのか、自己決定し、本人の持てる力を生かし、これまでの暮らしの継続を支援する質の高いサービスが求められています。そのためには、地域の関係者が参加する小規模多機能型居宅事業所の運営推進会議を積

極的に活用し、サービスの強化を行なうことで、本来の機能を発揮できるよう質の向上を図っていきたいと考えております。また、今後ケアプランを立てる重要な役割を持つケアマネージャーとの連絡、連携を図り、介護の実態、情報等を共有しながら人生の最後まで、自分らしく暮らせる在宅生活を支援していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 詳細な調査をありがとうございました。

私、14分もしゃべってしまったのでびっくりして、ちょっとスピードを早くしたいと思います。

まず後ろから、ホームヘルパーの養成講座、市ではしないということでしたけども、相馬市ですね、相馬市では60歳以上の市民を対象に無料で養成講座を開催するとありました。今、部長から答弁ありましたように2025年の大介護時代を見据えて、私はこういうことも計画的に取り入れていいんじゃないかなと思っておりますので、今後このことについては御検討いただきたいと思います。

医療費削減の問題につきましては、これは市だけでできるような問題ではありませんので、大変国家的な問題だと思います。健診の受診率を上げることに集中するのではなくて、やはり生きがい対策、市民が主体として活動できる場をつくることを積極的に考えていてもらいたいと思います。またあわせて、薬の飲み残しに対しても、医療費問題に対しても、この情報をこれまでやはり財政圧迫していると、この情報をあらゆる機会に市民に伝えていただきたいと、医療と介護は本当に市民1人1人の理解がないと乗り越えられない問題ですので、情報は役所においておくのではなくて、あらゆる機会に啓蒙をお願いしたいというふうに思います。

では今、小規模多機能事業所の問題ですけども、山鹿市はですね、やはり菊水に近いほうの事業所の方は山鹿市の情報をよく御存じで言われるんですよ、「山鹿市すごいですよ。」で、「玉名市遅れてますよ、山鹿市に行ってみてくださいよ。」で言われるので、前回も行き、また改めて今回行ったんですけども、ちょっと山鹿市の情報をお伝えいたします。

山鹿市は、人口5万4,000人、玉名市よりも1万4,000人ちょっと小さいところですよ。ここはですね、小規模多機能事業所を市が計画的に設置しまして、現在12カ所あります。最終的には、6次計画で2カ所ふやしますので、この3年間14カ所になるわけですね、玉名市は3カ所ですね、6次計画までで3カ所。山鹿市は14カ所ですね、玉名市より人口が少ないんですけども、人口を同じにして考えるなら、玉名市であるなら18カ所あるという感じなんですよ、言いますなら、旧玉名市に10から11カ所、天水2カ所、横島1カ所、岱明4カ所、つまり、各小学校区1つあるというふうに

山鹿は配置しております。こういうふうな施策をとったところが、どういうふうの有料老人ホームの数に表れているかという、歴然と現れているんですね。山鹿市は有料老人ホームの数7カ所でした。入所者数107名、山鹿市じゃない方もいらっしゃるかもしれませんが、トータルして107名ですね。玉名市は今聞きますと22カ所で300何人でしたね、山鹿市も市外の方もいらっしゃるでしょうから、玉名市も市外の方いらっしゃるでしょうから、その単純に比較しますと、玉名市は3倍なんですね、有料老人ホームの数と入所者数が。これ人口比率でするともっと多いんですね。つまり玉名市の在宅介護というのは有料老人ホームでもっているようなもんなんですね。有料老人ホームが悪いというわけではありませんけども、問題が3つあります。まず、個人負担が高い、先ほど7万円から13万4,000円と言われていましたけども、7万円というのは私ちょっと知ってますけど、特殊なところですので、普通最低でも8万円、それから13万4,000円、そこに介護の費用を入れますと10万円から16万円ぐらいかかります。10万円から16万円のところにプラス医療費とか、髪を切りに行ったり、理美容のお金がいりますので、それだけ年金を持っている人がどれだけいるかということなんですね。貯金を取り崩しているのか、子供たちが1万円ずつ出しているのか、この300人の方はどういうふうにされているのか、お金がある方が行かれているのかもしれないけども。もう1つ、2つ目の問題は給付額が高いんですね。なぜ国が老人ホームをふやさないかといったら、施設に入りますと非常に経費が高いということでなかなかふやそうとしない。家で暮らすように支援していきたいという方針もあると思いますけれども、有料老人ホームの場合もやはり在宅扱いになってますけども、満額使うところが多いんじゃないかと思います。給付額は非常に高いと、小規模多機能と比べると非常に高いです。3つ目は、住みなれた地域、家で暮らすことができないということです。山鹿市の介護保険計画書には65歳以上の方で、収入が80万円以下の方が38%を占めていると書いてありました。こういう実態をきちっと見据えた上でこの80万円で、80万円以下の方が豊かな生活をできるためにはどういう介護サービスが必要かということを考えて、この小規模多機能を計画的に半径4、5キロメートル以内に設置するということでしてきているわけです。

私は、今後高齢化とともに自然死を望む人もふえてくると考えられるので、看護小規模多機能事業所も必要ではないかというふうに思われます、考えています。そこで市長に再質問したいんですけども、荒尾市の第6次介護保険事業計画には、このように書いてあります。「住みなれた地域で生活が続けられるよう、包括的なサービスが受けられる小規模多機能介護事業所を圏域ごとに整備します。有料老人ホームについては、支給限度額いっぱいになっていることが指摘されているので、適宜ケアプランを点検していきます」と。八代市、「地域包括ケアシステムの構築に向け、小規模多機能居宅介護に

ついて、地域偏在やサービスの質の向上に留意しながら整備していきます。9カ所と看護小規模多機能も2カ所つくります」と。山鹿、「有料老人ホームがふえてきたが、費用の面で低所得者は難しい、だから14カ所にするんだ」と。いろいろ公布し、いろいろインターネットで見れば見れますので、この小規模多機能と有料老人ホームをどのように位置づけているかということに視点を置いて私はいろいろ調べてみました。玉名の介護保険事業計画3年計画には残念なことに、玉名市の要介護老人300人、有料老人ホーム300人のうち7割なら200人でしょうか、200人もの方がお世話になっている有料老人ホームがふえている理由と問題点について触れていない。有料老人ホームの存在を認識していない、だから小規模多機能事業所の必要についての認識もなく3カ年計画ができてしまったと、これは非常に大変なことであると私は思っております。先ほど計画では1カ所にしましたので、第6次はとりあえずそれでいきますというふうな答弁でございましたけども、このままいきますと有料老人ホームがどんどんふえてきまして、小規模多機能をそのあとで設置しても経営がうまく成り立ちません。

市長にお伺いしますが、もう一度他市の計画を見比べながら、玉名市の計画は果たしてこのままでよいのか、検討しなおすべきではないか、そしてもっと小規模多機能事業所をふやす方針にかえたほうがよいのではないか、また、玉陵地区で、小学校再編後の活用方法を検討している、小学校の活用方法の一つとしても小規模多機能事業所も考えてもよいのではないかをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 近松議員の質問にお答えをいたします。

この計画につきましては、それぞれの人たちを選任して計画を立てているということでございますので、この3カ年計画については実行していくというようなことでございますし、また、将来につきましては、皆さんいろいろな御意見を出しながらやっていただいて、そして最良な状況の中で答えを出していくというのがいいんじゃないかなというふうに思っております。今、インターネットを通じていろんなところから情報を得るというような状況もございますし、また、玉名には玉名にあったような状況を考えながらやっていくということも大切だろうと思っておりますので、その地域にあわせながら、また、いろんな計画をする中で、それぞれのそれに携わる人たちが責任を持って将来計画を携えていくということでございますので、やはりこの市民の中でのニーズというものをとらえながら将来計画を立てていけばというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） ちょっと的にあった答弁いただきたいんですけども、つまり3年間待っているのでは遅いと、有料老人ホームがどんどんふえてきて、家で暮ら

すという選択肢がなくなってしまうということを私は申し上げているのでございます。その3年間の間に、人の人生は取り返しがつかないわけでございます。まず、ふやすかどうかの前に、もう一度検討してみるということをしたらどうかということをお願いしているのでございます。今のように玉名が特別これほど有料老人ホームが多くて、有料老人ホームに頼っているようなことであるということ、この問題に対して、お年寄りに対してどういう生活をしてほしいというふうに考えておられるのか、市長のビジョンをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） お年寄りは、やはり今まで精いっぱい仕事をされてきておるといような状況の中で、幸せに住んでいただきたいというのは私たちの願いでもありますので、将来にわたりまして、これはだれしものがそうでありますけれども、市民皆それぞれが住んでよかったと言われるようなまちづくりをしていくということが大切だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） もう時間もございませんので、新しくなられた、総がえとなられた健康福祉部長と担当課長と担当係長とに玉名市の将来を託して、健闘してくださることを期待して次に移ります。

では、3番目の日本版CCRC構想についてです。3月議会で定住促進について市長にお尋ねしましたが、先日再度議事録を読んで見ましたところ、市長はあまり定住促進についてはご熱心でないように感じました。この高齢者の問題に対してもあまり認識をお持ちじゃないように感じましたけれども、市長が他の自治体に誇れるサービスは何かと伺いましたところ、子ども医療費の中学生まで無料化を言われましたけれども、他の自治体でも中学生まで無料にするところはふえてきております。すると行政サービスで玉名が他の自治体より誇れるものはあるのでしょうか。減り続ける玉名の人口をふやすために、私は以前、都会の定年退職者を呼び込むような政策はいかがであろうかと尋ねたわけですが、確か、今のところは考えていないと企画経営部長がお答えになったと思います。ところが先日、6月5日の新聞に東京圏では10年後には43万人は介護難民になるという試算の発表がありまして、そこで地方移住の提言が出たわけでございます。まさに、私が指摘したとおりでございました。しかし、介護は必要になってもなっから来られても双方大変ですので、退職しましたら早めに田舎暮らしをしませんかというPRをしてはいかがかという提案をしたわけなんです。

そこで市長にお尋ねします。市長は日本創生会議の提言をどのように受けとめておられるかお伺いします。

それから2点目は副市長にお伺いいたします。できるだけ早期に玉名に来ていただくためには、グリーン・ツーリズムなどにも取り組んで玉名をPRしていく必要があると思います。定住促進のためだけではなく、玉名市民が豊かに暮らすためにもこの取り組みは必要なことと思います。3月議会で副市長は検討するとお答えいただきましたので、その後どのようにになりましたかお伺いいたします。

3点目は、企画経営部長にお伺いいたします。定住促進というのはこれからはソフト面が非常に大切になってくると私は持論でございますが、そのためにいろんな組織の方が集まって協議していく必要があると思います。現在のところどのようなメンバーで協議なさっているのかお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 近松議員の日本創生会議の提言をどのように受けとめているかというような御質問でございますけども、これは質問の趣旨の中に日本版CCRCの構想ということでございますけども、これは最終的にはアメリカでよかったといいますか、普及したといいますか、実行されているというような状況のContinuing Care Retirement Communityというようなことが、日本版として今受け取られているんじゃないかないうふうに思います。この日本版CCRCの構想につきましては、平成26年12月27日にまち・ひと・しごと創生総合戦略会議が閣議決定されたということに伴いまして、希望する高齢者が健康時から移住をして、自立した社会生活を継続的に営み、医療介護が必要なときにはケアを受けることができるような地域づくりをするということを目指しておるというような状況でございます。先日、日本版CCRCの導入に向けて開催された有識者会議の中で、素案が作成されて発表されたところでございます。その後、介護や医療の体制が整っていて、暮らしやすい地域として県内の熊本市と八代市を含む41の自治体が有力な移住先という報道がございました。報道を受け、人口減少の改善や雇用の創出が見込まれるといたしまして、歓迎を表明する自治体だけではなくて、医療費の圧迫や地元住民の利用する施設が不足するとして困惑を示す自治体があるということも耳にいたしております。

現在本市におきましては、人口減少の克服や地方創生に向けて、玉名市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を目指して、外部組織からなる玉名市総合戦略審議会や全庁的な取り組みを行なうという目的で、玉名市まち・ひと・しごと創生推進本部会議を開催しておりますけども、今後はこのような会議の中でも日本版CCRCについて検討を行なってまいりたいと考えております。今後検討を行なう上で、本市における高齢者の人口推移も重要であるというふうに考えておりますし、平成27年3月末現在で、全体の約30%を占めております高齢者の割合が、国立社会保障人口問題研究所によりますと15年後には約37%にも上るといふ報告がなされております。その場合、地元住民

の施設利用に支障が来さないような十分な議論が必要であるというふうに考えております。また、今回の日本版C C R Cについては、健康時から移住するということになりま
すので、移住後の社会活動や文化活動に積極的に参加いただくためのプログラムの構築
や地域に溶け込んでいただくための環境づくり等もあわせて取り組む必要があるという
ふうに思っております。

以上の点を踏まえた上で、日本版C C R Cの導入につきましては、さまざまな視点か
ら検討を行なう必要があるというふうに認識をいたしております。なお、定住促進とい
う意味では、現在展開しておりますおためし暮らし事業や移住するための相談等を引き
続き推進し、高齢者だけでなく、多世代の人々が玉名に移住していただけるよう取り
組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 副市長 齊藤 誠君。

○副市長（齊藤 誠君） グリーン・ツーリズムの検討状況ということで、3月議会に
おきまして、先進地である安心院のような取り組みを研究していく必要があるのではな
いかというふうな御提言と御質問がありまして、今後、検討する必要があるというふう
に御答弁を申し上げたところでございます。結論から申し上げますと、そのきょう現在
ではまだ研究、検討には入っておりませんが、早急に入るような体制はとっております。
安心院の例を上げられましたので、私も詳しい内容わかりませんでしたので、安心院の
ホームページを参考に見させていただきました。走りとしては、平成4年に県の農家8
人と担当者ということで担い手不足、耕作地の減少、あるいは生産者の高齢化というこ
とで、消費者と対等に手を結ぶ方法としてアグリツーリズムという研究会ということで
発足されているようでございます。平成8年にNPO法人の安心院グリーン・ツーリズ
ム研究会というような形になっておるということで、ホームページ見ますと、多くの農
家が登録されておりまして、現在、30件ほどが常時受け入れ可能だというふうな状況
でございます。それから年間の受け入れ実績が6,500人ということですので、非常
にすばらしい状況だというふうに感じております。

本市におきましての定住化促進に関しましての確認をさせていただきますと、総合計
画におきましては、官民の協力体制を推進し、スマイル構想これ19年度に策定をして
おりますけども、に掲げる施策の実現に努めるとしてございまして、そのスマイル構想
の中にツーリズムの実践に向けて取り組むものとしており、市、民間が実施主体となる
というふうな記述がございまして、でも現状から申し上げますと、民間では実施したいと
いう希望があれば対応するという、あるいは支援をするという、現在受けの体制でおる
という現状でございまして、今後は市として働きかけも必要ではないかというふうに考え
るところでございまして。

それと、今、商工会さんのほうが玉名市の補助金の一部を活用されまして「旬たまWEEK」というのを来月から始められる、来月第2弾として始められます。着地型観光ということで、体験プログラムも第1期昨年されたときが8プログラムで、募集定員100名に対して50名の申し込みがあったというふうに聞いておりますし、今後、来月される第2弾につきましては、200名を超える募集で6プログラムが用意されている状況でございます。それと昨年につきましては、地元には地元の資源を知っていただくというふうなことで、地元には宣伝というか、普及を図ったと、今回につきましては福岡の旅行会社とか、あるいは先日新聞にも取り上げていただきましたし、花しょうぶまつりや玉名郡市にもチラシを配るなどして、市外向けに今回は情報発信をされている状況でございます。現在が日帰り型という体験プログラムとなっておりますが、観光協会ともタイアップしての実施でございますので、第3弾も計画中ということでございます。今後さらに広がればというふうに期待をしております。

また、農家等受け入れがあれば発展する要素は非常にあるのかなと思いますので、対応次第では短期滞在型につながる可能性は大いにあると感じております。引き続き、取り組んでいただきたいというふうに感じます。ただ、現在が商工会さんの事業でございますので、活動及び事業エリアというのが旧3町ということになります。ただ、観光協会ともタイアップ図られておりますので、今後は全域に広がればすばらしい事業に発展するかなとも思いますし、今後そういう農家、あるいは各団体、そしてそういう波及も期待をするところでございます。このような現状から、玉名地域の特徴でございます海、山の自然の恵み、あるいは文化をテーマとした交流や宿泊体験など、玉名市で行なうのに適している可能な玉名版ツーリズム、それを調査研究する必要があるというふうに思っております。また、受け入れ団体の育成や農家、民宿等の宿泊体験施設も必要ですし、設置、あるいは企業支援も必要であるかというふうに思っております。これに関しましては行政主導ではなく民間団体での取り組みが必要でございますので、そのような取り組みも期待いたしますけども、市はそれを支援していく必要がございます。今後関係各課、私が考えているところは、まず企画経営課、それから農林水産政策課、商工観光課というふうに考えております。そのほか団体との連携も含めて研究してまいりたいと思っております。

今議会中に主管課となるところについては、すぐ協議に入るというふうな指示をしております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の定住促進検討メンバーについてお答えをいたします。

現在、定住促進に特化して検討する組織というのは現時点ではございません。ただ、先ほど市長も申されましたけども、地方創生に向けての玉名市総合戦略審議会まち・ひと・しごと総合推進本部の中です、地方への新しい人の流れをつくるといった基本目標にそって、これに関する施策についても見当を予定しております。

それから、定住促進に関する直接的な施策については、相談窓口として企画経営課が所管をしているところでございますけども、過去には庁内全体での市民サービスというのが定住促進に結びつくというふうな認識を持つために、興味を持つために、関係課長を対象としまして、定住促進関係課連絡会議というのを開催をしております。これによって各課の定住促進のための認識を強くするというような会議を行ない、意見交換等を行なった経緯がございます。

それから、定住促進に関しましては、市の魅力のイメージを高め全国に発信するというふうなことが大事でありますので、昨年度から、先ほどこれも市長が申しましたけども、市が貸し出す利用施設で一定期間生活体験ができるソフト事業として、おためし暮らし事業というのをスタートさせております。近松議員の御意見で金額だけの補助ということではなく、ソフト面の事業が必要ではないかということでございますので、ちょっとこのおためし暮らし事業について報告をさせていただきます。

この事業につきましては、本市への移住等を考えている方に市が所有している施設を貸し付け、これは天水地区に1棟ありますけども、当該施設に一定期間滞在していただくことで生活体験を行なうことができるもので、これまで昨年26年度ですけど、愛知県、大阪府、高知県等に在住します20歳から60歳までの5組16人の方に利用していただいております。期間については短い方で1週間、長い方で3カ月という期間で利用をいただいております。滞在中には、つまり玉名市の空気を吸って、玉名市とはどういうところかということを感じていただくためにこの事業をやっているわけでございますけども、農業体験であったり、いろんな経験をそのおためし暮らしの住んでおられる期間の中でされておるといふようなことを聞き、アンケート等でもかなり玉名市のイメージを感じることができたというふうな意見を伺っているところでございます。ただ、この事業については今後もかなりの需用があるというふうに思われますけども、現実として今1棟しかございません。玉名市の全体のことを考えたときに、例えばスマイルプランで定住ゾーンとして位置づけをされております岱明の睦合地区、天水の小天地区であったり、八嘉地区であったり、三ツ川地区であったり、こういった地区にこういったおためし暮らしができるような施設が整備するといった方針で自分たちも努力していきたいというふうには考えております。

それから、定住に関してはいつも申しますけども、一つの事業だけで玉名市に住んでいただくということはありませんので、すべての施策を充実して、バランスよく充実し

て、することが大事かと思えます。そのためにも横断的な各課、全庁的な体制で定住に結びつけるような施策を考えていきたいというふうに考えております。

それから先ほどCCRCのことですけれども、先ほど健康福祉部長が申されました医療福祉あたりの施設というのは、玉名市では不足しておるといふようなこともございまして、これを実現するためにはまずもって玉名市の人たちが施設あたりを満足していただけるというのも大事ですけれども、そういったハード、ソフト両面で環境を整えていかないと、ここの日本版CCRCというのも実現していかないのではないかというふうに感じております。

以上です。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） ただいま、近松恵美子議員の一般質問の途中でございますが、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） まず、グリーン・ツーリズムにつきましては、副市長が非常に多岐にわたり研究していただきまして本当にありがとうございます。ぜひ、玉名版グリーン・ツーリズムでいいと思うんですよね、また、グリーン・ツーリズムもどきでもいいと思うんですよね、ああいうのをあちこちに取り入れていただきたいと、これを前回申し上げたのは、非常に前回ミカンが非常に不作で、ミカン農家の収入が半分、3分の1になったというふうな現状でございましたので、私は天水地区なんかまさにぴったりだということで提案したわけでございますので、どんどん進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、企画経営部長からお答えいただきました連絡会議等につきまして、この定住促進につきましては、私がハードだけじゃなくてソフト面が大事なんだと、暮らしやすいまちをつくっていくということが一番大事なんだということを再三申し上げてきたことが本当におわかりいただいたんだなということで、これも大変うれしく思いました。そして、連絡会議ということで全庁的に連絡会を持っているということでしたけれども、先ほど申し上げました介護の状況、子育て、本当に他市に誇れる行政サービスが行なわれているのかどうかということを検討していただきたいというふうに思っています。

市長にまたお伺いしたいんですけれども、その市長はこの間、玉名が誇れるのは子ども

の医療が中学3年まで無料だということだということをお答えありましたけども、その玉名の魅力ですね、荒尾と比べて、大牟田と比べて、玉名の魅力は何で売ろうと考えているのか、どんな玉名をつくりたいと考えているのか、そのことをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長 高崎哲哉君。

○市長（高崎哲哉君） 近松議員の質問にお答えをいたします。

玉名はいわば山紫水明にというような地であるというふうに思っておりますし、また、皆さんも御承知のとおり小岱山、そして菊池川、有明海、玉名平野というふうに誇るところはたくさんあるだろうと思っておりますし、その中でも特に1次産業はトマト、イチゴ、ミカン等々が本当に全国に誇れるような生産地であるということは、よそにもまして玉名市はすぐれているなというふうに思っております。そういう中で、6次産業の推進ということも進めておりますし、観光であります玉名温泉というのもこの都市での温泉というのも全国的に少ないというところも大変誇れるんじゃないかなというふうに思っておりますし、誇れるところはたくさんあるそういう魅力を1つ1つ引き出しながらPRしアピールをしながらこれからも玉名にお越しいただく、そしてまた玉名に住んでいる皆さん方、本当に住んでよかったと言われるような行政をやっていくというのがこれからの行政のあり方であろうというふうに思っておりますので、玉名は誇れるところがたくさんございますので、そういうものをあわせてアピールしていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 確かに、トマト、メロン、イチゴ、玉名の特産物であるんですけども、定住促進という視点から暮らしやすいですよと、魅力ありますよと言うときに、私、大牟田に住んできたことがありますけども、大牟田にも自然がいっぱいございます。じゃあ、大牟田と玉名と競争したときに、玉名の引きつける魅力は何なのかという視点で私はお伺いしたわけでございます。

先ほど来言ってますように、これは自然環境だけでは勝てない、大牟田のほうが福岡に近こうございます。あとは、やっぱりこの行政サービスしかない、市民力だというふうに私は考えております。やはり市民の質、いきいきしている、元気である、そして楽しく暮らせる町、みんな玉名でよかったと言われるのはやはり友だちがたくさんいる人です。友だちがたくさんいる人は、玉名の市民会館なんか5年に1回行かなくても、例えば、岱明だけで暮らしてても「いいところだね。」て言います。そういうふうな市民力を高めるようなソフト面をぜひ力を入れていただきたいなというふうに思います。

企画経営部長にちょっともう1つお尋ねしたいんですけども、おためし事業が非常に盛んであるというふうなことを今、お答えいただきましたけども、このおためし事業で

各地から来て、そこで宿泊された方がどのくらいいるかということをお伺いしましたけど、もう1回その人数とそれが定住促進につながったのが何件あるかをお伺いします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 近松議員の再質問でございますけども、昨年度から始めましたおためし暮らし事業でございますけども、5組で16人の方が利用されております。ただまだ始めて1年ということでございますので、実際に5組16人の方々がその後玉名市に移住されたという実績はございません。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） やはり景観がよくても、食べ物がよくても、人とのつながりを保てないようなところには、なかなか越してこないんじゃないかというふうに私は思っておりますので、このおためし事業、今後利用される方いらっしゃいましたらその辺も心に留めて、地域とのつながりができるようなことを考えていていただきたいというふうに思います。

この日本版CCRC構想については、市長は検討していくということでしたので、ぜひ、玉名市も選ばれる、全国から選ばれる市になるように、住みやすい町という視点でみんなの力あわせて考えていていただきたいなというふうに思います。

もう1回確認しますけども、このCCRC構想について、高齢者がふえてサービスが足りなくなるんじゃないかという困惑する自治体もあるし、歓迎する自治体もあるということですけども、市長としては困惑するというよりは、前向きに検討してみるというふうなスタンスだということではよろしゅうございますか。市長にお伺いします。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 先ほども言いましたように、このCCRCというのは、アメリカで取り入れられたというようなことが、日本でこれからそういう方法も1つの方法としていいんじゃないかなということ、今、提言されているというような状況でございますので、その中では歓迎するところもあるし、また、困惑しているところもあるということでございますので、両面を考えながらベストな道を選び選んでいくというのが最終的な判断じゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 1つ市長にお伺いしますが、都会の有料老人ホームの入居費用御存じですか。御存じだったらお答えください。

○議長（作本幸男君） 市長 高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 都会の老人ホーム入居費用というのも私は金額はわかりません。

しかしながら、やはり田舎と都会との違いはあるんじゃないかなというふうには思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 先ほど困惑の部分とそれから検討の部分があるというふうなお答えでしたけども、私は地方が困惑しようが何をしようが、やはりこの流れというのはとどまらないだろうと思います。都会の有料老人ホームの入居費用というのは少なくとも25万円、30万円ぐらいします。その30万円に介護の費用を上げたら非常に高額になりまして、玉名の方でも結構な年金をいただいている方でありましたけども、子どもさんが2人都会にいるからということで、東京に行かれましたけども、向うの有料老人ホームが高いということで、子ども2人の側ではなくて、玉名に戻ってきて玉名の有料老人ホームに入っておられます。そのように都会は土地がとても高いですから、介護施設をなかなかふやすわけにも行かず、そして有料老人ホームの入居費用も高いということで、やはりその関係ない方が玉名に来ることは少ないかもしれないですけども、玉名出身の方はやはり子どもは側にいなくても親戚がいるから玉名に帰ろうとか、そういうふうな流れは出てくるだろうと思います。とてもとてもその何十万円という介護老人を受け入れるサービスは都会にはないと、無理であるということを申し上げます。困惑しててもそういう流れはくるということを考えて、あとは選ばれる自治体になっていくと、高齢者であってもたくさん来ていただければ、そこに消費活動が生まれ、そして雇用が生まれます。雇用がうまれば若い人がそこで働くことができ、暮らすことができます。もうあまり選んでいる、選ばれる時代ではないというふうに思いますので、これは必然であるというふうに考えて、日本版CCRCであろうが、玉名版CCRCであろうが、覚悟して準備をしていただきたいというふうに思います。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） じゃあ次は、学校における食育の取り組みについてお伺いいたします。

さっきはちょっと焦ってしまいまして失礼いたしました。

先ほどの定住促進の話も何回も何回も言っていけばやっぱりわかっていたらんだなということを感じまして、また、何回も何回もであります、食育のことを取り上げます。これを取り上げたきっかけはですね、私非常に残念だったんですけど、フッ化物洗口がこの間可決されましたけども、これがいいか、悪いかということよりも、食育について給食を改善したら非行も不登校もなくなって、成績も上がって病気も減ったというところがありますよと、それから玉名市にいる低体温の子20%の子も食育をしましたら、ここゼロになったところがありますよというふうなことをずっと申し上げてきま

したけども、そのことについて感心を持って取り入れられることがなかったのに国が県がフッ化物洗口を出したら、さっと教育委員会がそれを受け入れられたということが、私は非常に愕然といたしました。権威がある者が言ったことは受け入れると、でもその権威づけがされてないものに対しては、耳を傾けないのかということ非常に残念な思いがいたしました。私は教育委員会も小学校再編問題、それから小中一貫校の問題、玉名学の問題、非常にたくさんの方を着実にこなしてこられているので、お忙しいんだろうと、それはもう致し方ないかなと思っておりましたが、この手のかかるフッ化物洗口をさっと取り入れるだけの余力があるんでしたら、もっと食育に目を向けてくださっていいんじゃないかという思いで質問いたします。

まず、弁当の日の取り組み状況についてです。弁当の日というのは、子どもが自分で自分の弁当をつくってくるというものですけども、それを以前はしておまして、教育委員会からいただくスクールプライドにも書いてありました。それを非常に楽しみにしたんですけども最近見かけません。どうしてなくなってしまったのか、また、されているんでしたらその状況についてお伺いいたします。

それから、その低体温、20%もいる低体温をゼロにした、ほぼゼロにした学校の取り組みで、ミネラルは非常によい、アゴだしをどんどん使っておられたわけですけども、ゼリーとかあれ確か1個20円とか聞きましたけど、ああいうものを減らしていけばその分のお金が十分出るんじゃないかというふうに私は考えるんですけども、デザート購入費は幾らぐらい使っているのかお伺いします。

それから、冷凍食品の使用割合、これも数年前にお伺いしましたら、非常に単独校であっても冷凍食品をたくさん使っている学校と、非常に少ない、もうミックスベジタブルぐらいしか使っていないという学校とありました。また栄養士さんがかわると、そして栄養士さんがかわりますとその献立傾向も変わってくるのではないかというふうに思っております。冷凍食品の中には使われる素材がどこのものなのか、遺伝子組み換え食品は使われていないのか、添加物はどうかといろんなことも心配いたしますので、冷凍食品の使用割合をお伺いいたします。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） ただいまの近松議員の御質問にお答えいたします。

まず、弁当の日の取り組みについてでございますが、議員も御存じのとおり本市には小学校21校、中学校が6校ございますが、その中で平成26年度に弁当の日を設定した学校は、小学校5校、中学校1校でございます。自分で作る、親子で作る、親につくってもらうなど、それぞれ学年にあった取り組みを行なっているところでございま

す。また、そのほかにも食育を意識しての取り組みとして、遠足や運動会、授業参観などの学校行事やその予備日に弁当持参を行なっている学校が小学校5校、中学校1校あり、玉南中学校では給食委員会で、自分たちでつくれる弁当のレシピの紹介なども行なわれているところがございます。

御承知のとおり、玉名市の学校給食は、玉名中央学校給食センター、岱明学校給食センター、天水学校給食センター、それから玉名町小学校、横島小学校の5つの調理場で給食を提供しております。議員御質問の学校給食におけるデザートへの購入費についてでございますが、この5つの調理場で提供しているデザートの食品成分表の区分としては菓子類に分類されておりますゼリー、タルト、ケーキなどの年間使用料を合算しましたところ、玉名町小学校で年間物資購入額の2.6%、横島小学校で3.3%、玉名中央学校給食センターで3.8%、岱明学校給食センターで4.6%、天水学校給食センターで2.4%となっております。5つの調理場の年間合計購入額は1,037万2,635円で、年間物資購入額の3.6%という状況でございます。また、このようなデザートの中には4月の入学進級お祝いとしてイチゴのゼリー、5月のこどもの日のかしわ餅、さらに9月のお月見のお団子やお団子ゼリーなど、我が国の食文化の伝統を継承することを目的としたデザートへの提供など、工夫した取り組みを行なっているところがございます。

次に、冷凍食品の使用割合についてお答えします。食材に使用します加工食品などの年間の使用割合として、玉名町小学校で年間物資購入額の10.1%、横島小学校で5.8%、玉名中央学校給食センターで12.3%、岱明学校給食センターで9.6%、天水学校給食センターで10.3%になり、各調理場の年間合計購入額は3,135万7,378円で、年間物資購入額の11.0%となっております。この中には、和食のおいしさを伝えるために魚を積極的に使用することを目的に、冷凍魚を使用しておりますが、例えば生魚の切り身を購入し使用しますと、購入額が40グラムで100円を超え、1食当たりの給食費252円の約4割を魚の購入費で占めることとなるなどの問題があり、バランスのとれたメニューを提供する上では、どうしても安価で安定した供給を可能にする冷凍魚を購入せざるを得ない状況もございます。しかしながら学校給食で使用している冷凍食品は、学校給食専用につくられたものであり、添加物は最小限に抑えられており、安全面においても十分配慮された食品でもあります。教育委員会としましては、今後とも本来の食生活である規則正しい1日3回の食事、栄養バランスを考えた食事に加え、運動不足の解消など、子供たちに対する食育の重要性をより一層認識し、給食担当者、栄養士、学校、そして家庭も含め、子供たちの心身の成長のため1日のバランスのとれた給食を提供し、積極的な食育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 弁当の日の取り組みについては、これは以前より広がってるんじゃないかというふうに思ったんですけども、スクールプライドで見かけないので心配しておりましたけども、取り組みが続いているということ、小学校5校、中学校1校についても取り組まれているということですので、本当にうれしく思いました。ぜひ、この試みを広げていただきたいというふうに思います。これを提唱しましたのは、四国の校長先生、竹下先生という校長先生です。この先生の文があります。「この子にちゃんと御飯をつくってくれる人がいたら、この子は道を間違わなかったのかもしれないという発想しか自分にはありませんでした。」この先生が言われています。「なぜこの子に自分の食べるものを自分でつくる力をつけてやろうと思えなかったのか、悔やんでも悔やみきれません。」ということで、弁当の日を広める活動をされておられます。そして、親は忙しいからあっち行っとけということで、余りまた、部活で忙しい、勉強で忙しいで家事手伝いを今はさせませんけども、子どもが立ち上がろうとするときに、失敗しながら、失敗しながら立ち上がって歩けるように、その子どもを見守って家事ができるように育てていくことは、人の役に立つことは非常に価値があることだというメッセージになるんだということで、広げております。広げておられます。家事をさせないということは、自分のことだけ考えて行動すればいいんだよという、そういうメッセージを子どもに言葉と行動で伝えてしまうんだよということを言われております。今は部活で忙しくて、塾で忙しくて、子供たち本当に忙しい生活をしておりますけども、本当に大事なことを思い起こしてくれるこの竹下先生の言葉、この言葉があつてお弁当の日が続いているんだと思います。ぜひ、この先生の精神を受け継いだお弁当の日として玉名市内も広げていただきたいというふうに思います。

デザートを購入費につきましては、ちょっと私これは多いのか、少ないのか、パーセントでわかりませんが、調理場によって差がありますので、残念なことに我が岱明町が一番多かったなと思ったわけですけども、大体同じくらいにできないものかということも思います。そしてまた、季節ごとに日本の伝統文化を伝えるための和菓子であったり、ゼリーであったり、そういうことも必要なのでしょうけども、減らせるものだったら減らせて、もっとミネラル補給にまわせないかというふうに思いますので、その辺もぜひ御検討いただきたいというふうに思います。

それから、本当にいろんな面で改善して下さってるんだなということを感じましたけども、私はやはり思いを共有したい、先ほど企画のほうでも日本版CCRCのことを、グリーン・ツーリズムのことでもありましたけども、やはり玉名版をつくってほしいということ、この食育についても日本一で成果を出しているところあったら、それを一応学んでから、玉名版として取り入れるところを取り入れたらいいんじゃない

ないかと、そっくりそのままできなくても、まず耳を傾けてほしいなというふうに私は思うわけなんです、毎回毎回いっておられますけども、給食を変えたら非行がなくなり、不登校がなくなり、成績が上がったというこの長野県上田市の教育長さんのお話、その実践報告は毎日新聞社も応援しておられます。この本を読んでくださったのかなと、その上でやはり議論していけたらいいのになというふうに私は思うわけです。そしてまた、低体温のことについても今度、文部科学大臣表彰を受けられているわけですね、いつも私申し上げましたけども、入賞学校ですけども、低体温20%をゼロに近くした、そこの食育の取り組みは文部科学大臣表彰まで受けられているんですよね、それがどういうものかということインターネットで見れば出てくるんですよね、どういうものかということを見て、そしてどの部分だけは玉名で取り入れてみようとか、そういうふうな議論をしていきたいなというふうに思ってるわけなんですけども、そのこと2つについてのどういうふうな認識を教育長さんがお持ちか、そしてどういうふうに玉名の食育を子供たち食育を進めていかれるお気持ちがお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 近松議員の再質問について、まず学校の学校給食の方向性から話をしたいと思います。学校給食法にも定めてありますように、学校給食は児童および生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるということから、保護者の皆さまからいただいている給食費の範囲内で、その目的達成に向け給食センターそれから自校式の給食室はもとより、学校、保護者、教育委員会連携のもと創意工夫をしながら今後とも取り組んでまいりたいと考えております。議員の御質問の弁当の日の取り組み、それからデザートのある方、さらには冷凍食品の使い方につきましても、弁当の日の意義、目的や学校の取り組み状況の全小中学校の共有化を図ること、また、デザートのある方や冷凍食品の使用等につきましても限られた給食費の範囲内で先ほど申し上げました学校給食法の定める目的を達成するために、今後とも努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 本当に日々改善してくださってありがとうございます。関係者の努力に敬意を表します。私、役所にいましたときに3カ月で成果を出さないなら仕事していることにならないというふうに言われたことがずっと心に残っております。私になぜ食育にこだわるかということに、低体温、子どもが35度台しかないというこのとても考えられないようなこの現実においてなぜこの対策をしないのかということがどうしても納得できないわけなんです。私の食育の目標は、低体温を、20%を

10%以下にしたと、だから弁当の日をふやしたとか、デザートを減らしたとか、冷凍食を減らすとか、それはあくまでも手段であって目指すものは私は低体温がほとんどいなくなると、それから欠席が激変するとか、昔の子ども、そんなに病院行ってないんですよね、私たちのころ、一つの指標をもって、評価できる指標をもってやっぱりしていただきたいと思うんですけども、その辺で教育委員会としてはこの食育を早寝・早起き・朝御飯とか言われてますけど、評価の視点というのはどこにおいて、目標をどこに置いてされてるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 目標と言うことでございましたが、目標は子供たちの健康づくりということが目標と、究極の目標と考えております。今、近松議員のほうからもありましたが、学校における取り組みとしては、規則正しい生活を送る、いわゆる早寝・早起き・朝御飯運動の推進、これによって基本的な生活習慣を身につけると、また、運動不足の解消、栄養バランスを考えた食事の摂取で、これらの子供たちの健康づくりができるのではないかとということで、教育委員会としても努めているところでございます。数値的な目標というところについては、設定をしておりません。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） フッ化物洗口については、始めたところで今後虫歯が減っていくのかどうかということは今後ずっと追跡していかれると思いますので、食育のほうもぜひ、数値的なものを現在まだ定めてないということでしたけど、何か数値的なものを定めて、せつかくこれだけされているわけですから、されたことがどう数字に出るかということをやちゃんと見定めて、そして目標を修正しながら、手段を修正しながらその目的に向かって対策を考えていっていただきたいというふうに思います。

各種冷凍食品もかなり減ってきましたし、いろんな意味で、今まで言い続けてきたことで御努力いただいているんだなということをや非常によく感じましたので、目標設定のところもう一つまた取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

では最後になります。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） では最後に、受益者負担の公平性についてということで、先般、グラウンドとか体育施設の使用料を旧市、旧町と施設について利用料金を統一するというふうな案が出されました。それも大事なことであると思えますし、統一が必要でもあり、また、地域性というのを加味していくと統一できない部分もあるかとは思いますが。私はそこも考えますならば、市内の福祉施設、福祉センターであり、ふれあい健

康センターであり、横島のゆとり一むであり、天水老人の憩いの家であり、その施設についてもやはり統一を考えていくべきじゃないかなというふうに思います。無理に統一しなくても地域性により統一できないということがわかればいいわけですが、やはりどこに違いがあるかということはきちっと認識しておく必要があると思います。

そこでまず、入浴料金の違いについて。そしてまた、入浴以外にお部屋を借りておられますね、その施設利用条件の違いについてお伺いします。減免で使ってる団体と頻度及び施設ごとの減免措置の内容の違いについてお伺いいたします。私は何も取ったらいとか、取らないほうがいいということじゃなくて、やはり市民活動が活発に行われるためにはどういう条件であつたらいいかという視点で、これは考えていかなければいけないと思いますけども、まず違いがどうであるかということをお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の受益者負担の公平性についての御質問にお答えいたします。

健康福祉部で所管しております福祉施設は、玉名市福祉センター、岱明ふれあい健康センター、横島総合保健福祉センター「ゆとり一む」、天水老人憩いの家の4つの施設がございます。1点目の御質問の65歳以上の入浴料金の違いについて申し上げますと、玉名市福祉センターが100円、岱明ふれあい健康センターが250円、横島のゆとり一むが70歳未満が300円、それから70歳以上が200円、天水老人憩いの家が150円となっております。2点目の施設利用条件の違い（減免の条件）についてでございますが、各施設で共通に減免としている団体は、民生委員協議会、区長会、老人会、身体障害者福祉協議会及びボランティア活動に自主的に参加している団体となっております。しかし、一部のボランティア団体やそれ以外の団体の利用につきまして、施設ごとの地域性もあり減免の取り扱いに多少の違いがございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 違いがあることはよくわかりましたけども、今後その違いについてなんかどのようにされるのか、その方向性についてお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 近松議員の再質問の今後の方正についてでございますが、まず、減免の先ほど申し忘れました減免の頻度についてもう少し説明をつけ加えたいと思いますが、減免団体の利用頻度は、玉名福祉センターで利用回数が706回、これは全体で申し上げますと78.2%、岱明ふれあい健康センターでは利用回数576回、それと全体に対する利用頻度は91.1%でございます。横島総合保健福祉センタ

一では利用回数が218回、利用頻度は91.9%、天水老人憩いの家は入浴客のみの利用でございますので、施設の減免対象はございません。

今後、議員御指摘のように施設サービス内容の提供度合いなどを考慮しながら指定管理者の玉名市社会福祉協議会と協議して、まずは入浴料金につきましては、ばらつきのあるところをですね、ある程度緩和する意味で、高齢者の年齢設定を検討してまいりたいというふうに考えております。そしてまた、ボランティア団体等の減免措置につきましては、その4つの施設を統一できる方向で検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） じゃあ検討よろしくをお願いします。

今日4つ質問いたしましたけども、何回も何回も質問していく中で少しずつ進んでますこと、そして心にとめていただいていますこと、本当に感謝しております。ただやはり懸念しますのは、何回も申し上げましたけども、この介護保険計画のことです。先ほど休憩室で徳村議員とも話してましたら、「本当にこの小規模多機能事業所で助かるよね。」「これからだよ、これは。」「費用もかからないしいいよね。」「と使った人の声です。これが玉名がですね、出遅れているということが私は残念でたまりません。そして申し上げましたように、早く手を打たないと有料老人ホームがふえればふえるほどそこに入ってしまうとこれが経営が成り立たないと、この小規模多機能というのは経営的に結構厳しいものでありますので、そのことを非常に懸念しておりますので、これは変更ができるのか、できないのか、変更したらどういうふうなデメリットがあるのかも含めて、山鹿に行ってお話を聞いて、そして現実の山鹿の事業所にお話を聞きに行つて、もう一度玉名のこの在宅支援体制をどうするかを考えていただきたいなということをお思います。

なぜこのような問題が起きたのかと、玉名がこんなふうに出遅れてしまったのかと言いますと、私やはり人事が、異動が早すぎるからではないかというふうに思っています。介護保険というのは非常にもう私は多岐にわたり、また、制度の変更も多くて大変なところだと、どこも大変でしょうけども、介護保険は大変だというふうに思っていますので、どうか1、2年で異動することないように皆さん腰を据えて、山鹿の課長さんは8年在籍されておられたそうですので、ぜひ、どの部署もそうですけども、しっかり問題がわかって対策を立てれるように人事の配慮をしていただきたいと、それが必要じゃないかなということをお思います。

それと日本版CCRCについては、本当に時代の流れですので、残念なことに私が申し上げたときには受けとめてもらえませんでしたけども、国として提言が出ると変わる

ということもちょっと残念ではございましたけども、時代の流れでこの10年後の大介護時代を考えると、ソフト面をしっかりと充実していかなくちゃいけないですし、また、玉名に暮らす人が仲間がたくさんできると、友達がたくさんできるから安心して楽しいんであって、そういうふうな発想でハード面だけじゃなくて、そういうふうな発想をどこにも入れて、仲間がいて、仲間がいるから安心だ、仲間がいるから楽しいんだ、そういうふうな町づくりを考えていただきたいとそういうふうに願いましとおしまいになります。

長時間ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 先ほど申し上げました答弁の内容に間違いがございましたので、訂正させていただきます。

玉名市福祉センターでの利用回数を先ほど706回と申し上げましたが、406回の間違いでございました。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 済みません。私のほうもちょっと訂正といいますか、補足といいますか、先ほどおためし暮らし事業の中で、5組16人の方に利用していたいている、その実績はどうかというふうな御質問でございましたけども、その中の1人の方については学習塾というのを玉名のほうで経営、やるつもりでおるといふふうなところで、ちょっと今、実際もうやられとるかというのは確認できておりませんが、検討中、ほとんど実現しそうな感じであるという話は聞いております。

以上です。

○議長（作本幸男君） はい、どうぞ席についてください。

以上で、近松恵美子さんの質問は終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

18番、高村四郎君。

[18番 高村四郎君 登壇]

○18番（高村四郎君） こんにちは。自友クラブの高村でございます。久しぶりに質問をさせていただきます。できることなら近松議員の前がよかったと思っておりますけれども、くじ引きで決定したことでありますし、質問をさせていただきます。

私は、旧玉名市を含めて市議会議員になりましたはや17年目になります。その間3

名の市長さんに御指導していただき、そしてそれぞれの手腕を近くから、遠くからと拝見させていただきました。初当選は平成10年7月でしたけれども、任期は平成10年8月10日から平成11年10月29日までの1年2カ月間を松本市長に、短い期間でありましたが御指導いただき、その時期の松本市長は新幹線玉名駅誘致のために陳情に東京に行かれるときには、私も一緒に同行したこともありまして。また、九州看護福祉大学誘致のため、近隣市の市町村へ協力をお願いをされ、官民と地域一体となつての誘致活動ではなかったかと思ひ出します。そのときの松本市長は、この2大事業に対して大変な努力をされ、本当に政治生命をかけて将来の玉名市の発展への強い思いが感じられました。また、そのころの玉名市は夢が大きく膨らんだ時期ではなかったかと思ひ出します。玉名市の行く末を見ることなく、平成11年12月に亡くなられ、今の玉名市の発展をどのように思っておられるのか、ただ残念でなりません。そんな中に長期政権は弊害をもたらすからといって2期8年ぐらいが適当と発言され、平成11年10月30日より高寄市長が誕生されたところであります。そのころは細川知事も2期で後進へ譲られ、2期ぐらいでの交代がブームになっていたような気がいたします。細川知事の言われるのに首長は10年以上したらいけないという持論をもっておられたようであります。そして、平成の大合併の機運のもと、玉名市も1市8町での合併を目指し協議が始まりました。それぞれ思惑もあり、合併をしたい町、したくない町があり、玉名市においてもどちらかといえば後者のほうの意見のほうが強かったような気がいたしております。

そして平成17年10月に1市3町をもって合併、そのときにも前松本市長であれば1市8町の合併がまとまったのではないかという声があったことを思ひ出します。そして新玉名市の誕生とともに、初代島津市長が就任されました。行政の長として、市政の課題に対して、知識と政治的手腕には圧倒された思いがあります。何より感心させられたのは、物事を進めるに当たっては常に議会へ報告と相談をされ、慎重に物事を進められたことであります。また、そうした議会への対応は市職員にも浸透しつつあったのではないのでしょうか。そのころの市職員は、議会に丁寧な説明がありました。今になると、そう一層思うように感じます。そして国道208号線玉名バイパスや縣市協定を結ばれ、新幹線までの東西線とアクセス道路への道筋をつけられ、また、公立玉名中央病院の赤字が膨らんだとき、歳出削減をされ、経済的立て直しなど政治力を見た感じがあります。国、県と強いパイプがあり、連携ができる島津市長があと1期かじを取られたならば玉名市も大きく変わったのではないと言われる方もたくさんおられました。

その後、オバマ大統領だったですかね、チェンジと発言されて、チェンジの流行語のもと、「チェンジ玉名」高寄市長が市民の負託を受けて旧玉名市長から、再度2代目の新市長へ再任されました。現在2期目の6年目を迎えられたところであります。新鮮さ

もなく、市民の目線もほど遠く、強引さばかり目立つ気がするのは私だけでしょうか。まず、最初の仕事は人事異動で、残り2カ月で定年を迎える職員を部長へ昇格されました。もちろん人事権は市長がお持ちです。私たちがとやかく言うことはありませんが、選挙人事ではないかという話題になりました。また、公共事業500万円、これは公民館改修工事だと思いますけど、随意契約にされたこともあり、地元業者の指名外しで業者に訴訟を起こされたこともあります。まだ裁判は続いているのでしょうか。玉南中学校体育館の指名競争入札は、市内業者は指名せず、市外業者を2社指名され、そのときは市議会から市内業者を指名されるように要望書を提出した次第であります。そこで、まだ指名外しがあっているといううわさも聞きます。また、議会事務局の人事についても、議長の意見を取り入れることでしたので、何名かの議員さんから局長が1年後に退職されるのであれば業務に支障を来すので、一応残してほしい旨の意見があり、その趣旨を人事課と市長に何度もお願いしたところでありました。どうしても1年後に2人同時に異動すると支障を来すので、今回は次長を異動したいという説明を受け、納得せざるにいましたが、異動されました。その矢先、数カ月もしないうちに局長、次長を同時に異動されたのは、私もきつねにつままれた感じでありました。最近では、シェフコ問題で4,200万円もの支出をされたことに対して監査請求を受けられ、誰が見ても一企業のために上水道を引いてるとの考えられるという意見もあります。上水道を各家庭に引き込むには、それなりの規約とか条件があったはずですが、どれほど玉名市への見返りというか、恩恵があるのか、例えば、多くの市民を雇用されたとか、知りたいところがあります。

そして次に、特別顧問であります。誰も知らないところで公費が支給支払われていることと、そこで特別顧問の中に、玉陵校区学校づくり委員長を務めておられる方もおられます。特別顧問の肩書で学校づくり委員長とは恐れ入りました。としか言いようはありません。だから担当職員も意見もすることもできず、強引に玉陵校区小学校統合を進められたと思います。どうしてでしょうか、私にはそのように見えてなりません。もう一度白紙に戻して、小田、梅林地区の考えを真剣に聞いていただけたらと思います。そして、その方は区長会長でもあり、今回は県議会議員選挙において後援会長の職責を全うされたそうですが、選挙期間中は、区長、嘱託員を一時休職されたともお聞きしました。区長を辞職されたのならまだしも、選挙後には復職されたとか、区長、嘱託員は選挙には関わらないように通達までされたのに何だったのでしょうか。市長を初め行政側の考えではなかったのでしょうか。

また、高寄市長は何かにつけて検討委員会を設置されます。先ほどのサッカー場検討委員会において建議が行なわれ報告のあと、市の思惑とは違うと差し戻されたのはどうしたことだったのででしょうか。私には理解できません。それならば検討委員会は必要な

いのではないのでしょうか。行政でしっかりと検討され、立案されて、議会へ提案されたほうがよいのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

高寄市長は今後どのような市へと思ひ、考えられているのか、議会に全く伝わりません。「人と自然のひびきあう県北の都」ですか、具体的にはどのように考えておられるのか。聞くところでは、公立玉名中央病院建てかえもなんとか話も進んで、めどがつきそうだとお伺いしておりますが、建設場所の決定が今後大きな問題でしょう。都市計画マスタープランの中に都市づくりの課題で、人と人の交流、人と自然との触れ合い、住みやすい玉名、中心市街地の再活性化と考えであります。中心市街地の再生が本気でできると思っておられるのか、具体的なプランを聞きたいところでもあります。これから将来玉名市の夢に向かって都市計画マスタープランをもとに、しっかりと審議され、病院の場所、サッカー場の場所、市民会館の場所、市民会館の建築移転場所については、現在のおまつり広場を反対する声も大きく聞かれます。そして道の駅まで含め、新幹線玉名駅周辺の区画整備、インフラ整備を計画的に実行され、50年、100年先の玉名市を思い、市民の意見はもちろんしっかりと聞き、議会、公共工事等特別委員会の意見も取り入れていただき、市長の名が玉名市の歴史の1ページに残るような事業になるよう1歩1歩前に進めていただきたいと思います。

そこで、玉名市の将来はどんな町に、どんな方向へ向かっていくのか、諸問題は山ほどあると察しますが、国と県からの政策の方針が決定された場合、どのような議論をされ、対応をされているのか、先日、議会全員協議会の中で説明がありました。定住自立圏構想の推進要綱の定住自立圏形成協定も近隣市の町と比べ大きく出遅れた感があります。また、地方創生が国を打ち出したとき、県内市町村で一番遅くなり、市独自の創生計画を提出されたこともあります。

以上申した中から、3点ほど確認させていただきたいと思ひます。

庁内会議についてお尋ねをいたします。庁内会議とは、いつ、どこで、どんな議題を、月に何回、どのくらいの時間をかけて協議されているのか。庁内会議には、議事録はあるのか。また、傍聴は可能なのかをお伺いいたします。

2つ目に、議会事務局人事に議長の権限はあるのか、ないのかをお示ししたいと思ひます。

そして、区長、囑託員は選挙にかかわらないように通達をされているのはいつからか、また、その考えは継承されているのか確認させていただきます。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美德君。

[総務部長 西田美德君 登壇]

○総務部長（西田美德君） 高村議員の御質問にお答えをいたします。

まず、庁議とはどんなものかについてのお尋ねでございます。庁議は玉名市庁議規定

の第1条に規定されていますように、本市行政運営の重要事項について審議し、各部局相互の事務の連絡調整を行なうために設置されております。庁議の開催につきましては、毎月1回開催する定例会と、必要に応じて開催する臨時会とがございます。庁議が審議する事項としては、市政全般の運営方針及び執行に関すること、各部局間の事務の連絡調整に関すること、当面の問題についての措置に関すること、並びに市長が特に必要と定める事項に関する場合がございます。庁議の構成といたしましては、市長、副市長、教育長、各部長及び一部の課長の18名で構成しております。議事録につきましては、作成は義務づけられておりませんが、必要に応じて事務局の総務課で記録をいたしております。傍聴の可否につきましては、規定はございませんが、市の内部的期間として訓令で定めておりますので、想定しておりません。

続きまして、議長の人事権ということでお尋ねになっておりますので、お答えいたします。議長の人事権につきましては、地方自治法第138条において、市町村に議会事務局を置くことができること、事務局に事務局長、書記、その他職員を置くこと及び事務局長等は議長が任命することが規定され、また、地方公務員法第6条においても、議会事務局の職員の任命、休職、免職、懲戒等を行なう権限を有すると記載されているところでございます。これらのことから議長が人事権を有することとなりますが、人事権の執行、例えば、人事異動を行なうに当たりましては、市長、事務局を始め、各行政委員会と異動対象職員の調整が必要となるところでございます。そこで本市といたしましては、市長から議会や他の行政委員会の任命権者へ人事異動を示し、協議を行なった上で人事異動を行なっているところでございます。

それから、嘱託員の選挙運動の通達ということでございます。選挙運動の禁止の通達につきましては、平成21年8月24日を初回として、以後選挙が行なわれるたびに、全嘱託員を対象に事務連絡として通知をいたしております。また、現在も継承されているかについては、本年4月11日執行の熊本県議会議員一般選挙に対しましても注意喚起を促すため通知をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） まずは庁内会議でございますけども、市長初め各部長さん、そして庁内で最も優秀で知識と実績と豊かな経験を持っておられる皆さんで会議をされ、諸問題に対応されている中ですね、他市あたりとの問題が出遅れるということは、何か問題があるのではないかと思うところでございます。そこでですね、本当にそれぞれの分野の部長さん、精励されているわけですので、それぞれの考えをどんなふうにも発言されておられるのか非常に興味があるわけございまして、職員の皆さんもですね、どういふことを皆さん発言されてやっつてののかということ聞かれる方もおられるし、

部長さんはですね、優秀な職員がいっぱいおられると聞いております。その中で、そういうところで宝の持ち腐れにならないように、市長も職員も一丸となって進めてほしいのでありますけれども、そして都市計画マスタープラン策定体制がしっかりと機能しますことを心より思っているところがございますけれども、本来ならですね、ここでそれぞれの部長さんに自分の思いを聞きたいと思っておりますけれども、このことはまた次にいたしましてですね、今日はそういうことでよかったですらぜひ、玉名市のためを思うことであればですね、やっぱりその時間をかけて本当に自分の思いを市長にぶつけて、そして議論されて、本来ならけんか腰の議論になってもいいと思っておりますよ、玉名市の将来のためと思うならですね、なんかどこでどのように決定されているのか、本当にですね、検討委員会ばかりじゃなくて、皆さんがそれだけの優秀な人がおられるんだから、優秀な人しかなられんとじゃないとですか部長さんには、そういう私たちはそう思っております。そういうことでございますので、ぜひ、今後玉名市が皆さん市長、職員一丸となって前進されることを心より祈念しております。

なんか言いたいことがあるならどうぞ。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 議員の再質問かなんかわかりませんが、ちょっとお答えをさせていただきます。

庁議の中で審議事項につきましては、先ほど申しましたように、市政の運営方針とか執行に関する事とか、各部局間の事務連絡等も行なっているところでございます。当然、議題によりましてはもう喧々諤々としてですね、市長と庁議の中でですね、各部長さんも踏まえまして意見も交わしながらやっております。今後も議員が申されるとおりに、市長初めとして一丸となって玉名市の市政の発展のためにやっっていこうと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 高村四郎君。

[18番 高村四郎君 登壇]

○18番（高村四郎君） 次の質問に移りたいと思います。

玉名市は企業誘致の推進と取り組みは、企業誘致の締結と条件についてと題しておりますけれども、1つ目に、玉名市は企業誘致の推進と取り組みはどのような条件のもとに、企業への優遇措置をとっておられるのか、企業へ来ていただくための努力は大変な苦労があろうかと思いますが、その優遇措置とはどのようなものか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。例えば、固定資産税や所得税の減額等があるかと思っておりますけれども、どういうことかお示しいただきたいと思っております。

2つ目に、玉名市が合併してから10年、これまで誘致された企業、雇用された人

数、以前にも一度お尋ねしたことがありますけれども、改めてお示しお願いいたします。また、近隣市の市と町の状況もわかるならよろしくお願いいたします。例えば、玉名市が極端に少ないのか、それとも平均的であるのか、よろしくお願いをいたします。

玉名市としては、誘致してこられた企業に対して、優遇措置をとられた見返りとして、お願いはどのような形をとっておられるのか。もちろん玉名市民の雇用条件などをお願いされていると思いますが、現状はどのようになっているのか。例えば、5人以上雇用された企業とか、10人以上雇用された企業、全然雇用されない企業等を把握しておられればお示しをお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長 吉永訓啓君。

〔産業経済部長 吉永訓啓君 登壇〕

○産業経済部長（吉永訓啓君） 高村議員の企業誘致の締結と条件についての御質問にお答えいたします。

まず、誘致企業が会社の優遇措置についてでございますが、本市では産業の振興と雇用機会の拡大を図る目的で、市内に工場のほか試験研究施設、情報サービス事業施設及び観光施設の4種類の施設について、新設又は増設を行なう企業に対し奨励処置を講じております。具体的な条件を申し上げますと、新設は投下された固定資産総額5,000万円を超え、新規雇用された従業員が10人以上であること、増設は同様に2,000万円を超え、5人以上であることが条件となっております。これらの条件を満たす場合に設置奨励金、雇用奨励金、用地取得奨励金、大型企業誘致促進奨励金の4つの奨励金が対象となります。また、これらの条件を満たした上で、企業立地促進法に定めた計画に基づく工場等の新設又は増設で、投下固定資産総額が2億円を超えるものにつきましては3カ年にわたり固定資産税の課税を免除する優遇措置がございます。これらの奨励金や課税免除のほか、お金の面だけではなく新設又は増設に必要な資料の提供や用地の取得、労務の充足、輸送施設の整備のほか、必要な事項について援助及び協力を行なう便宜の供与も行なっているところでございます。

次に、合併後10年の誘致企業数と雇用の状況についての御質問にお答えいたします。本市合併後10年が経過いたしました。その間に立地協定を締結いたしました企業は、新設及び増設を含め12社、約160人の雇用が創出されております。また、おたずねの近隣市町村の立地状況ですが、把握している限りで、荒尾・玉名地域におきましては、この10年で29件の新設及び増設、約780人の雇用が創出されております。

次に、誘致企業への市としての要望についての御質問にお答えいたします。本市へ新設又は増設された企業とは、立地する際、協定書の締結を交わしております。その協定書では、環境保全のほか、企業側へ大きく2点をお願いしております。1点目は、地域

開発に関する協力でございます。内容といたしましては、工場等の建設に伴う、設計、工事、創業に伴う役務、資材、物資並びに原材料については、できる限り地元から優先して調達するよう努めること、また、地域開発の中核企業として極力地元関連企業との融和に努めるとともに、地域産業の発展に協力をすることでございます。2点目に、事業に必要な労働力につきましては、優先して地元出身者を雇用するよう配慮していただくことでございます。お尋ねの玉名市民の雇用の状況でございますが、本市誘致企業数は、現在合計24社で、雇用総数は1,925人であり、うち玉名市民が1,052人、割合にして54.6%となっております。最近の例を挙げてみますと、昨年度小田地区に立地しました株式会社農業生産法人たまな五葉倶楽部におかれましては、雇用総数65人に対し、35人の玉名市民の雇用が発生し、割合にして53.8%となっております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 再質問になりますけれども、誘致企業にはそれぞれの優遇措置をとっておられることはよくわかりましたけれども、優遇措置はですね、もう思い切ってとってやっているといますよ。思い切ってとってやっ、そしてとにかく若者を、玉名市民を1人でも多く雇用していただいて、若者が玉名市に定着できるように努めていただくのが企業誘致の目的じゃないかと思っております。企業誘致の職員の皆さんは非常によく頑張っておられ、御苦労なさっておることも重々わかっております。キャッチフレーズに定住化促進の定住化政策と地域の活性化、人と自然のひびきあうなど素晴らしい文言が踊っておりますけど、何をさておいてもですね、若者が地元に残ってくれんことには、こんな政策はできるわけがないんですよ、そういうことを思うときに、ぜひ、そのようにしていただきたいと。よそとちょっと比べてみましたが、今までの企業から1,900なんぼの中から1,050何名が玉名市民と言われておりますけれども、この私の地域に去年ですか、進出されました五葉フーズのほうはですね、30何名雇って、前からの引き継いで雇っておられますけれども、今度五葉倶楽部という新しくできた会社はおおよそ玉名市民はゼロと思いますよ、確認されただければわかると思いますけども、ゼロですよ。雇用はなかったんですよ。そういうことを思えばですね、ぜひ、それなりにお願いをされて企業に、できるなら1人でも、2人でも雇用していただけるように頑張っただけければと思っております。近隣市よりも少ないような感じがいたしておりますので、どうぞしていただければと思っておりますし、団地でもつくっておればですね、工業団地の整備しているならもっとたくさんの企業が話もふえるはずですので、その辺のところもお願いいたしまして再質問を終わりたいと思います。

[18番 高村四郎君 登壇]

○18番(高村四郎君) 次の質問に移りたいと思います。セットバックに関する法律と制度についてと題しておりますけども、これも3点ほどお伺いしたいと思っております。

セットバックは皆さんよくお聞きになると思いますが、新築されるときに宅地に沿って道路の幅が4メートルに満たない場合、道路センター中心線より2メートルの位置まで敷地を後退させ、将来的に4メートルの道路を確保することだと承知しておりますが、詳しい法律や内容はわかりませんので、いつ、どのような理由でできた法律かおたずねをいたしたいと思っております。

次に、貴重な土地をセットバック後、道路として使用されているところ、また、そのままの状態では雑草が生えて荒れているところなどさまざまあります。セットバック後の地目は道路なのか、そのまま個人の所有地ともお聞きしますが、登記はどうなっているのかお伺いをいたします。これまでセットバックで道路として譲られたところは何カ所あるのか。もう道路として、もう完全に道路にあげます、市にあげますというた場所です、それをお聞きいたします。

○議長(作本幸男君) 建設部長 礒谷 章君。

[建設部長 礒谷 章君 登壇]

○建設部長(礒谷 章君) 高村議員御質問のセットバックに関する法律と制度についてにお答えいたします。

まず、敷地後退が必要な条件についてでございますが、都市計画区域内において建物を建築する場合は、昭和25年に施行されました建築基準法に基づき原則4メートル以上の道路に接する必要があるとございます。ただし、4メートルに満たない狭い道路の場合でも熊本県が指定いたしました道路に限っては、その道路の中心より水平距離で2メートルセットバックすれば建築することができる救済措置がございまして、これは緊急車両等通行をスムーズに行なうとともに、交通の安全性を確保するために定められたものでございます。

次に、セットバック後の措置についてでございますが、セットバックした土地につきましても、分筆を必要とせず、その所有権は個人所有のままでございます。したがって、地目につきましても従前のままということになります。

最後に、セットバックで道路として譲渡された箇所は何カ所あるのかとの御質問でございますが、これまでの実績といたしましてはそのような箇所はございません。

以上でございます。

○議長(作本幸男君) 高村四郎君。

○18番(高村四郎君) これは登記をしなくて、私有地のままであるならば、なぜ登

記をされないのか、もちろん譲っておられないということでもございましたので、登記はできないかと思えますけれども、将来を考えればこのままでよいわけがありませんので、行政側としては地主様へ説明をして御理解をいただき、登記をするような方向へもっていかれたらどうかと思うわけでございます。行政は登記をされれば手数料は発生しないとも伺っておりますけれども、どうなのでしょう。私は、この質問をした理由でありますけれども、セットバックをされたあとをあるときに区長さんへ土地をセットバックしたから雑草が生えて困っているの、コンクリート舗装でもしてほしいとお願いされ、区役で作業することにして、建設管理課へ相談したところ、そこは私有地であるため、材料、生コン等は出せない旨の説明がありましたと報告を受けました。この問題は多くの地主さんや住民が困っていると思っておりますので、これからこの問題をどう対処されていくのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問につきましてお答えいたします。

セットバック部分は建築する場合の救済措置で発生した土地でありますので、個人所有の土地である以上、維持管理につきましては所有者で行なっていただくということになります。ただし、市へ寄附をしていただければ、当然、そのあとの管理は市のほうで行なうこととなります。なお、本年度より市道に接する部分を寄附された場合においては、測量及び分筆登記に関しましては、その費用に関しましては、市で負担することとしております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 登記もできないということもわかりますし、しかしながら私有地のままでもう道路としてその譲っておられるという気持ちでおられるわけですので、その雑草が生えたりですね、もう通りにくかったり、子どもが通学するのにそこに雑草が生えて通りにくかったりするのは何らかの名目で、その私有地の持ち主がコンクリートをしていいと言われれば、何らかの対応をしてもしかるべきじゃないかなと思えますけど、その辺のところはいかがでしょうか。もうそこだけは。

○議長（作本幸男君） 建設部長 礒谷 章君。

○建設部長（礒谷 章君） 再質問にお答えいたします。

基本的には先ほど申し上げましたように、私有地である以上、維持管理は所有者の方でやっていただくというのが原則でございますけど、これにつきましては他市の事例、先進地でございますので、そういうところを見まして、検討をしたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 高村四郎君。

○18番（高村四郎君） 市民が困っている諸問題に対して手を差し伸べてあげるのが市民目線じゃないかなと思っております。どうぞこれからも市民が困っていることには、しっかりと耳を傾けていただいて対応していただければと思います。

私の質問終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、高村四郎君の質問は終わりました。

10番、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 市民クラブの田中です。通告の順に従って質問させていただきます。

先ほど、松本虎之助元市長のお名前が出まして、私も前に市会議員、旧玉名市で議員をしておりましたときに大変お世話になったことを改めて思い出しているところでございます。今回、名誉市民ということで、松本元市長のお名前がまた上がっておりますが、その当時あの厳しい財政の中で、新幹線新玉名駅であるとか、九州看護福祉大学であるとかを誘致し、また、それ以外にも通常の業務として、さまざまな施策を前任の市長さんたちがやり残したことをやりながら同時にそういった自分の政策を実施し、なおかつその当時は、市職員の皆さんの給与も上がっていたように思います。その当時は7億5,000万円程度しか確か財政調整基金がなくて、本当に今思えば、時期もよかったのかもしれませんが、よくそんなことができたのだなと不思議に思うところがあります。今、松本市長は非常に名誉市民に推薦されるほど実績を残されて、その当時、与党議員として私もそれに末席ながら参加していた身としまして、非常に光栄であるところでございます。

きょう質問させていただきますのは、今は市民クラブの一員として、高寄市長に協力する会派の一員として質問いたしますので、今後高寄市長が名市長であったと言われるように私も質問して協力するつもりで今回質問させていただきますので、誠意ある答弁のほうをお願いしたいと思います。

今国会にて、公職選挙法の改正があり、18歳以上の国民が選挙権を持つこととなりました。2年後の玉名市の市長、市議会議員選挙では、今の高校1年生の多くの皆さんも有権者となります。テレビ、ラジオ等でも盛んに解説、予測がされておりますが、法改正のメリットの1つに、若年層の有権者の割合がふえることで、行政に若い人の声により届きやすくなると言われています。また、道路交通法の改正により、認知症の方の運転免許更新に規制の変更が加わるなど、あわせて社会に大きな影響を及ぼす法律の改正が行なわれています。また、国民にとって一番大事とも言える、国の安全保障についても今国会で盛んな議論がなされているところであります。戦後70年がたち、大きく世界情勢が変化する中に、我が国の憲法は時代に不適合なものになってしまっていて、解釈

の変更だけでは国民を守れないおかしな法律となっています。1日も早い必要な憲法改正の議論が望まれるところであります。

さて、国会はともかく我が玉名市においては、この玉名市議会での議論が玉名市の将来と住民の暮らしにとって大きな影響を与えるわけであり、真剣な気持ちで質問させていただきます。執行部の誠意ある御答弁を期待するものであります。

ではまず、議第78号新市建設計画の変更について3点ほどお伺いします。議第78号については、多くの変更修正点がありますが、計画策定から既に10年が経過し、既に完了した事業計画もあると思いますが、今回は以下の3つの事件を計画、結果、今後の事業計画についてお伺いします。

1、市内JR4駅、これは新玉名駅、大野下駅、玉名駅、肥後伊倉駅のことでありますが、今後は各駅の利便性を高めるような周辺整備を進めると今回計画されていますが、過去10年間の成果と今後の計画をお伺いします。

2、ユニバーサルデザインの推進についておたずねします。これについては、特に市内小中学校の現状について絞って、10年間の成果、今後の計画を具体的にお答えしてくださいようお願いします。

3、人口増加策としての市役所旧庁舎跡地利用策についてお伺いします。これについては、6月4日の公共施設等建設特別委員会において、検討委員会答申をもとに合併特例債を利用できる文化センター、教育センター、第1保育所の敷地を含めて今後検討するとの報告がありました。その際私は、合併特例債にこだわらず、一般財源を使ってでも解体、整地して民間の開発業者のアイデアを聞いて、寂しくなっている市役所周辺や高瀬商店街に活性化をもたらす事業を考えるべきだと申しました。例えば、解体後多くの住民が入居するマンションが建てられれば、民間の力を利用して建てた場合、市の財政負担は少なく済むし、土地の売却収入、固定資産税や住民税、さらには上下水道料金などの収入も期待できます。また、第1保育所については建てかえずに、新たに民間委託先を探し、別の敷地に委託者の事業所に建設してもらうことも考えれば、旧庁舎の周辺を購入して、3万平方メートル程度の用地が確保できる可能性があり、移転計画中の玉名中央病院の建設用地としても考えられる可能性があるとの指摘もさせていただきました。市庁舎跡地については、特に市長のお考えを伺いたいと思います。

よろしく御答弁のほどお願いします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の市内JR4駅の利用推進についてお答えをいたします。

本市では、平成17年の市町合併後、平成21年度に玉名駅におけるJR九州のバリ

アフリー事業に対する支援でありますとか、平成22年度からJR九州の無人化方針に伴う大野下駅と肥後伊倉駅2駅の駅管理業務の受託事業、さらに平成23年3月の新玉名駅開業にあわせ、駅前広場や駐車場、観光施設たまララの整備など、各駅の利便性の向上を進めてまいりました。大野下駅と肥後伊倉駅につきましては、平成22年3月と平成24年3月にJR九州により新しい駅舎に建てかえられ、それぞれ2つの駅の管理を委託をしている団体におかれましては、その委託されている方々が笑顔を絶やさず、時には会話の相手になったり、駅舎に花や絵手紙を飾りつけるなど、地元ならではの管理、地域住民の方を始め駅利用者からは好評を得ているものと思っております。また、毎年要望活動で行かれておりますが、平成26年度においてはJR九州に対して、高崙市長自ら福岡の本社に赴き、新幹線においては新玉名駅の大阪直通新幹線の停車本数の増便や新玉名駅も含めた各駅における利便性の高いダイヤ設定を、在来線については、特急、快速及び普通列車の増発等による在来線の利便性向上を要望されているところでございます。

今後の取り組みにつきましては、ハード面での年次的な計画はございませんが、これまで行なってまいりましたソフト面の取り組みを継続しながら、玉名駅、新玉名駅においては、結節機能のさらなる向上に向けた検討を行ない、利用される方や地域の皆さまに親しまれる駅を目指してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 田中議員のユニバーサルデザインの10年間の成果と今後の対策について、小中学校の施設に絞っての質問にお答えをいたします。

小中学校施設のユニバーサルデザインの整備につきましては、毎年、教育委員会で保育所、幼稚園及び小中学校へ支援の必要な児童、生徒の調査を行ない、医師や有明地域療育センターの療育相談員等の各種相談員、小中学校長、中学校区の特別支援教育コーディネーターなどの方々に組織する玉名市教育支援委員会、従来の就学指導委員会、この委員会にお諮りをいたしまして、教育上特別な支援を要する児童、生徒について協議を行なっていただいております。その内容をもとに、特別支援学級への入級及び特別支援学校への転入学の必要性が判断され、県教育委員会への申請のあと、個の実態に応じた在籍校が決定されることとなります。特別支援学級の新增設が認められた場合、学校の教室の配置や必要な改修内容等を検討していただき、その後要望が出された学校での現地立ち会いを行ない、段差部分の解消のためのスロープや手すり等の改修の必要な箇所の確認を行ない、順次必要な改修を行っております。

これまでにそれぞれの児童、生徒の状況や学校施設の状況にあわせて、移設可能なア

ルミ製のスロープの設置や児童、生徒を乗せた状態のまま階段を昇降できる介助式電動階段昇降車を導入した学校もございます。また、トイレを有する建物の新築時につきましては、多目的トイレを併設するようにしておりますし、既存のトイレにつきましては、各階に1個以上の洋式トイレを設置するよう改修を進めているところでございます。今後の全小中学校施設のユニバーサルデザインに基づく整備計画につきましては、これからも児童生徒の状況を見極めながら、順次整備を進めてまいりたいと考えております。また、学校規模配置適正化基本計画に沿った学校再編を行なっていく中で、エレベーターの設置やユニバーサルデザインも十分考慮しながら、整備を進めていきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 市長 高崙哲哉君。

〔市長 高崙哲哉君 登壇〕

○市長（高崙哲哉君） 田中議員の人口増加策としての市役所の旧庁舎跡地利用策についてお答えをいたします。

旧本庁舎の跡地利用につきましては、平成26年12月議会での招集あいさつでも述べましたが、昨年10月14日玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の委員長から、玉名市本庁舎跡地等の活用に関する答申がありました。その内容は、本庁舎の建物については、新庁舎への機能移転後、財源的に効果が高い方法で可能な限り早い時期に解体し、本庁舎跡地の有効活用を図ることとされております。また、跡地の活用案としては、具体的な箱物の施設の建設は示されなかったものの、活用の基本方針として、本庁舎跡地は新たなにぎわいを創出し、中心市街地の活性化に資することを念頭に置いて、人が集まる便利でにぎわいのある市街地環境の維持を図るため、市民や来訪者の世代間交流や人的交流を促すと期待される多世代交流機能、居住促進機能を備えた施設の整備を図ることということでございました。なお、これらの機能を備える具体的な施設といたしましては、駐車・駐輪場、交通機関に接続する施設やエリア、公園が明示されており、また、跡地の利用に密接に関連する事柄として、文化センターの改修についても言及されております。

議員御指摘の一般財源での本庁舎の解体につきましては、早急に解体することが重要であると認識をいたしておりますが、解体費用が1億円を超える高額なものとなると推察いたしますために、本庁舎跡地等活用検討委員会の答申もありましたように、解体は可能な限り財源的に効果が高く、有利な方法で実施すべきとの強い思いもございます。そのために今年度に策定する基本構想を受け、平成28年度中での解体を計画し、合併特例債を活用して実施してまいりたいと考えております。また、隣接の第1保育所は、公共施設の効率的な管理運営を推進するため、平成25年3月に策定した玉名市公共施設適正配置計画の建物状況と利用状況の評価結果において、耐震安全性が確保されてお

らず、老朽化のため、早急な安全性の確保が必要とされ、改善の方法として旧本庁舎跡地での建てかえも含めて検討するとされており。このことを踏まえまして、今年度庁内組織として設置いたしました関係各課の各課長10人で構成する玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会で具体的に検討し、基本構想を今年度中に策定をいたします。進捗につきましては、公共施設等建設特別委員会に随時報告してまいりたいと考えております。なお、議員が提案された民間資本による活性化につきましては、答申の趣旨に沿った形で民間資本投入のお話があれば、そのタイミングにもよりますが、積極的な活用や支援を図っていきたくと考えています。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 答弁ありがとうございます。

まずは、4駅の活用について再質問させていただきます。新聞等でも報道されておりますが、JR九州は平成33年春の完成予定で、約7万平方メートルの熊本駅ビルの建設を計画しており、分譲マンション、ホテル、オフィスの利用を見込んでいると報道されております。また、熊本市は産交バスセンター、県民百貨店等の跡地に大規模な商業施設を計画していることは御案内の通りであります。数年後にこれらの施設が完成した場合、玉名からも多くの若者が訪れ、また、職場として通勤することが考えられます。ところが現在の市内4駅では増加する電車利用者のニーズに十分に応えられるか疑問であります。具体的に言えば、駐車場の整備であるとか、バイク、自転車で通学する高校生、中学生の場合であればやはり屋根つきの駐輪場が必要であるとか、そういったことをこの新市建設計画の中で計画されているのかなと思ひまして、あえて今日はお伺いしたところでございますが、ハード面のことは計画していないという御答弁でございますので、ちょっとがっかりしたところであります。熊本市は、幸山市長が今度大西市長にかわられて、政治的な流れやいわゆる自民党本流にかわってきたところであります。これから県も国も一体となって、こういう言い方はいかななものかとも思ひますが、自民党の国会議員のいる熊本市、自民党系の市長のいる熊本市に対して力を入れてくる可能性があります。逆に言うと、今までが遅れていたということも考えられます。それに逆に、ただ玉名市が今までのとおりに特に何も努力しないでおくと、どんどん、どんどん都会に人も物も流れて、玉名市からますます人口が流出していくのではないかと、そういうことを私は恐れているわけです。そのためにやはり通勤、通学しやすい市ということで、道路整備はもちろんでございますけれども、やはり若い人たちは、今は車で通勤するよりも電車、バス等で通勤、通学することが多ございますので、やはりその利用を促すような、より利用を多くするような計画が必要だと思います。こういう視点からは、私が先ほど申し上げましたとおり、きのうも新玉名駅に無料の駐車場、無料かどうか

か知りませんが、広い駐車場を備えてはどうかという質問もありましたけれども、もちろん新玉名駅も含めまして、鉄道、電車利用車が使いやすいような駅前、駅周辺整備が必要かと思いますが、どうお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 田中議員の再質問でございますけれども、先ほど申しました平成23年から大野下駅と伊倉駅に限って申し上げますと、まずもってあそこがJRのほうから平成22年に無人化するというふうな相談があったわけですね。その中で当然、大野下駅、伊倉駅周辺の皆さま方から駅を残してほしいという話がありまして、今、大野下駅については大野支館関係の方々、それと肥後伊倉駅については日ノ出会だったですかね、老人が2人で今、やっておられるんですけども、団体つくられてやっておられます。その委託を開始する段階におきまして、肥後伊倉駅についても大野下駅についても、各関係者といいですか、その周辺の人たちというのが、あわせて10数回ほど集まっていたいてですね、例えば、その駅の利用しやすい形態、例えば、駅舎であったり、周辺の駐車場であったり、その辺も意見を酌んだところで今の整備がなされております。ただ、議員がおっしゃるとおり、今後、大野下駅、玉名駅、肥後伊倉駅、新玉名駅もそうなんですけども、まずもって在来線のこの3つの駅あたりの利活用を考えるときにですね、やっぱりその利用車の数をまずふやして、こちらからもふやして、将来ふえるというふうな御意見でございますけども、じゃあ今、何が足りないのかと、以前の大野下駅に限って言えば、以前の大野下駅に比べれば、もちろん屋根はありませんけども整然と今はしている状態です。ですから、利用者の意見等を聞きながらですね、どういった整備が利用者の皆さんのためになるかというのを聞きながら、それについてはその整備については、当然、市で整備するというふうな格好になるかと思っておりますので、当然、あそこの敷地というのは市の所有じゃございませんので、その辺の検討協議しながらどういった方向策がいいのかというのは検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。若干、部長は、今現在駅周辺でお住まいの方に御意見を聞かれたということでございますけども、それも大変な大事なことで一生懸命頑張っておられることは大変いいことだと思います。ただ、若干私が違うのは、どちらかというとももちろん市内に現在住んでいらっしゃる人にとって便利な駅であると同時に、市外から転入して駅の周辺に、例えば、住宅を買って駅から通勤しようとか、そういったことが可能になるような駅であること、そういったことを考えて利便性を高めていってはどうかという御提案でございます。

今の玉名駅に渡線橋ができて、駅南側ですかね、あそこに80台、今はもう100台近くとまっているかと思いますが、無料の駐車場ができてからどっとその玉名駅の利用がふえて、通勤、通学される方もふえたように私は感じております。たまに利用しますと、こんなにたくさんの方が玉名駅で降りるのかとびっくりするところでもあります。大野下駅を使われる方もひょっとしたら車で玉名駅まで来て通勤されている方もいらっしゃるかと思います。ですから、新幹線の無料駐車場も大事でございますけれども、在来線にも無料駐車場がもっとあっていいし、駐輪場には雨よけがあってもいいし、防犯カメラもこれは先だって私の一般質問で既にしておるところでございますけれども、あってしかるべきだと思います。そういったところをこれから検討されて、ぜひ、活性化策の1つとして、駅を利用する方の増加については心を砕いていただきたいと思えます。

次に、ユニバーサルデザインの小中学校の現行についてということで、丁寧な御答弁ありがとうございます。ただ、現在、そういった検討をして必要なものがあれば整備していくということでございましたけれども、実際問題として去年でありますけれども、岱明中学校に車いすの生徒さんが入学されて、入学された時点では車いすを利用して通学することが困難であったり、各クラスに移動することが困難であったような状況が4月の時点では困難さが見受けられました。その後早急に対応されて遅ればせながら事なきを得たかとは思いますが、ただまだ何か所か御要望には応えられてないところがあったかと思えます。その際に、担当課の皆さんは御努力はしていただいたんですけども、予算がないと、今年分の予算はもうないので、もうできませんというようなお答えが若干あったわけです。その辺に関しては、こういったことは予算がどうのこうのという話ではなくて、必要ならば補正でも、専決処分でもそのやっつけかきだと思っておりますが、そこを担当課のほうで予算がないといって断られると、一応議員である私もちょっとそこでとまるわけですが、一般の生徒さんの保護者の方はどういった気持ちになるのかなど。極端な言い方をすればそういったことが見受けられるのであればもう前の段階でそれなりにバリアフリーの、ユニバーサルデザインの完成したようなところに入学する、もしくは教育委員会等でもそっちの小中学校に行ってくださいというような御指導をされるのかもしれませんが、それはちょっと違うと思うんですよね。すべての公共施設には、障がいのある方が入学される、されないは別にして、新市計画にこうやってうたっている以上、10年もたっているのであれば、十分なユニバーサルデザインの施策が完成されてしかるべきだと思います。こういう考え方についてはどう思われますか。教育長、突然の指名で恐縮ですが、どう教育委員会教育長としては、こういった私の言うことはおかしいことでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育長 池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 議員の今の御意見の確かに子供たちの体、あるいは精神的な面、そういったものに対応する取り組みというのは必要でございます。しかし、その実態に応じて対応していくという今の状況で、子供たちに今後もできるだけその事前の指導、就学指導委員会等での状況を把握して、そして早めの対応をしていくということをやっていきたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ちょっと突然お伺いして、要するにそういった検討、就学指導委員会というのがやはり年度末に近づいてされていると聞いております。やはりもう半年なり、1年近く前倒ししてきちんと話し合いをする余裕を持って、じゃないと予算措置でも、施工も間に合いませんので、今後はしていただきたいと思います。ちなみに、現在玉名市内の小中学校において、そういったバリアフリー、いわゆるユニバーサルデザインにおいて若干整備が遅れている、もしくは要望があってできてないというような施設はございますでしょうか。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 現時点で学校からユニバーサルデザインに関する整備の要望については伺ってないところです。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） じゃあもう、失礼な言い方かもしれませんが、そういった生徒さんがいらっしゃらないので話し合いそのものが行なわれていない可能性もございますので、大変お忙しいかとは思いますが、改めて新市計画で10年もたつて、まずは公共施設からそういったものはしていくというふうな考え方がやっぱり常識と思われることとございますので、改めて大変恐縮ではございますが、調査検討していただきたいと思っております。

ちょっと市長にお願い、ちょっとお伺いしたいんですけども、そういった要望があった際に、担当課が予算がないと言って断るとするのは、これは市長としてはどう思われますか。

○議長（作本幸男君） 市長 高峯哲哉君。

○市長（高峯哲哉君） 田中議員の難しい質問といいますか、単純明快に答えれば予算がないときにはできないという答えしかないわけでありまして、それにつきまして、以前、事前からいろんな会合をしながらそういう要望を聞きながら予算を計上していくというような計画的段階としてやっていくというのが通常でありますので、言われたときに予算がないのをつくれと言われてもですね、これはない袖は振れないというのは現実でありますので、そういうものを超えるために、事前からいろいろ検討する。そしてまた、予算がないときには補正予算を組めるかどうかということも検討するというような

形で対応していかなければならないわけでありますので、予算がないのをせれというふうなことだけは言わないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） 失礼いたしました。予算がないのにできないのは行政として当然のことだと思いますが、要するに、担当課の方も言いにくいのかもしれませんけども、必要であれば勇気を持って予算要求をしていただいて、補正予算でも専決処分でも、こういうのが必要でありますという保護者とか担当課の熱意があれば「よしわかった。」と言ってすぐ市長はやってくださると思いますので、勇気を持って計画を実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、市役所旧市庁舎の活用についてお伺いいたします。私の申し述べました民間の力を利用して、今後そういうのがあれば考えていくというありがたい答弁ありがとうございました。ただ、1つ気になりますのがですね、今後、玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会、これは関係各課の部課長さん10人で構成されるということでございますけれども、大変失礼な言い方だと思いますけれども、やはり部課長さんはそういったデベロッパーの仕事は本職ではいらっしゃいませんので、こういったことはやはり開発業者さんにいろいろ意見を聞きながらやるべき案件ではないのかと、私は思うわけがあります。最近、大阪都構想ということで、さんざん報道されましたことの議論のなかに、大阪市がつくったそういった開発行為はすべてもう失敗して廃墟のようになっているというあるコメンテーターの方がおっしゃっておりました。それに引きかえ民間事業者がやった開発行為は大成功してとてもにぎわっていると、そういったことがやはりこの大阪都構想をするに至った1つの理由でもあり、こういったことをしていかないと大阪はだめなんだというふうに力説されておりました。玉名市の職員の皆さんがだめとは申しませんが、得手、不得手は当然あると思います。不動産を売ったり、買ったりして、そこで収益を上げるということはそれなりにその道に通じたプロフェッショナルという方がいらっしゃいますので、あの市内でも一等地、中心市街地の中心となるような地域に対しては、やはり意見を聞いてされるべきだと思いますので、今後、この検討委員会の中で十分に検討されることをお願い申し上げます。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） それではふるさと納税についてお伺いします。3月議会で同僚議員である田畑議員も質問されましたが、4月になり大きな法改正があり、サラリーマンの方は確定申告がいらなくなり、税額控除額もほぼ2倍に増額されて状況が大きく変化し、テレビでも大きく取り上げられ書店にはふるさと納税の解説本が数多く出版され大きなブームが起きているところであります。玉名市でも他の自治体同様に、特産品を

寄附のお礼として用意されているところでありますが、そこで私からの現状に対する御質問と、私からの提案ですが、お礼として玉名市独自の工夫として、通常寄附していただいた御本人に地域の特産物をお礼として送るのでありますが、その希望者には本人以外の指定する方に玉名市から「〇〇さんからのプレゼントです」といって送るシステムと加えてその特産品以外に、玉名市の地域で使える商品券もお礼の1つの選択肢の中に入れて選べるように考えてはどうかと提案するところであります。これは他の自治体の特産品のその賞品の豪華さに大変申しわけない言い方かもしれませんが、玉名市の特産品が勝てるのかなといった若干の不安と、品物よりもむしろ商品券であったようなほうがいろんなものに使える、また、玉名市外の人が玉名市の商品券をもらってどうするのか、いらないだろうというようなことがあると思いますが、それを市内に在住する自分の親戚や友人、知人にプレゼントとして、あるいはお中元、お歳暮のかわりに自分の費用を少なくして送ることも可能になるような気がします。ですから何も特産品がなくても、地域外に住む自分の子どもやもしくはおじいちゃん、おばあちゃんが自分の孫や子にふるさと納税というシステムを使ってプレゼントをすることが可能になるのではないかと考えるからであります。今般法改正により、昨年よりも倍近くふるさと納税の利用が考えられます。玉名市外からも多くの寄附金が来るかもしれませんが、玉名市内からも相当な額が流出すると考えられます。そのためには知恵を絞って、今後どうそういったものを利用していくかということを行政としては考えるべきだと思いますので、執行部の見解をお伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 田中議員のふるさと納税の現状についてということで、まず、私のほうからお答えをいたします。

ふるさと納税につきましては、国において個人住民税の所得割額の特例控除額の上限を1割から2割へ拡充し、さらに1年間に5自治体以内の寄附であれば給与所得者の確定申告が不要となるワンストップ特例の導入で、より寄附がしやすい制度となったところでございます。

まず、本市の寄附金の実績でございますが、平成26年度は県内5名、県外56名の方から総額290万円の寄附をいただいております。寄附金の活用事業といたしましては、1つ、元気で長寿の町づくり。2つ、小中学生のスポーツの振興と児童図書館の購入。3つ、花いっぱい町づくり。4つ、ふるさと玉名の環境づくり。5つ、音楽の都玉名づくりの5つの事業の中から寄附を申し込む際に、希望の使い道を指定していただき、翌年度に予算化しているところでございます。また、本年度から「キラリかがやけ玉名応援寄附金」をふるさと納税のキャッチフレーズに掲げ、1万円以上3万円未満の

寄附をされた方に対し、玉名市6次産品を、3万円以上の寄附に対し、イチゴ、ミカン、トマトなどの地元農産物をお礼として送ることといたしました。

また、本市に居住されている方が、他の市町村に寄附をされた実績でございますが、平成27年度の住民税寄附金控除対象の寄附金を支出した人のうち、寄附先が地方公共団体であることが明らかである方は65名で、寄附総額は173万2,000円でございます。

以上でございます。

それでは続きまして、玉名市の独自の取り組みということでお答えをいたします。田中議員の寄附者が希望すれば特産品のかわりに寄附者が指定した個人、例えば親とか親戚等に対して福祉サービス券を送ってはどうかについてお答えをいたします。このふらさと寄附金につきましては、1人でも多くの方々に寄附をいただけるよう積極的に玉名の魅力を発信し、さらなる自主財源の確保を図っていくことが重要であると考えているところでございます。議員御指摘の福祉サービス券等の送付でございますが、今後寄附金の活用事業としまして、福祉サービスに関する事業の新設を含め検討してまいりたいと考えております。また、お礼の品につきましては、ふらさを応援したいという思いに対するお礼として寄附者本人へ特産品等の品物をお届けしたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 田中英雄君。

○10番（田中英雄君） ありがとうございます。商品券というのは福祉に使える商品券ということで、福祉サービス券という御答弁だったかと思いますが、やはりそのふらさと納税の解説本といいますか、そういったものを読んでおりますと非常に牛肉でありますとかカニでありますとかですね、さすがにちょっとこっちとしては気が引けるような、もちろん玉名市にもすばらしい特産物はありますので、心配なくていい部分もあるんですけども、1つのバリエーションと、納めていただく方にとって利便性が高いように、「いやもう自分はいいから、うちの父、母に送ってくれ。」とか「孫に送ってくれ。」とかいうことはそんな難しいことではないと思いますので、ぜひ、検討をしていただきたいと思います。

そして現在は玉名市の場合は、それこそ解説本で読みますとカードが使えないという自治体になっておりますので、やっぱりカード決済、クレジット決済ができるように早急に対応していただくべきであろうと思いますし、その商品券的なものを送っている自治体はちょっとざっと読んだだけではわかりませんでした、気づきませんでしたけれども、何で商品券とかそういう福祉サービス券とか私が申すのかと申しますとですね、玉名のタクシー事業者さんが3年ほど前に警察署の、玉名警察署の御要望によりまして、最近交通事故が多いので、お年寄りの方にタクシーを利用して行き来していただければ

交通事故が減るんじゃないかということで、「なんとかタクシー事業者さん協力していただませんか」というお話がありまして、合同タクシーさん、玉名タクシーさん、岱洋タクシーさんの3社さんがお話し合いになられて自主的に、じゃあ75歳以上の方と免許を返納された方は1割引といたしましよというのを自主的にされました。その結果、利用された方は大変喜んでおられたと思いますけれども、結果として、昨年の4月に消費税が上がる際に、年間、合同さん、玉名さんが200万円ほどのマイナスで、岱洋さんが70万円ほどだったかと伺っておりますけれどもマイナス、さらにこれが消費税が上がるとなるととてもじゃないけどもたないというところでおやめになりました。その時点で、苦情がなんか市のほうに一部来たらしいんですけれども、その玉名の事業者さん自分でやっておられましたので、するのもやめるのもその3社の話し合いでなされたところだったと思いますけれども、ただ利用されてる方は市が福祉政策の一環としてやっていると勘違いされてて、そういう意味では非常に高寄市長の行政運営がすばらしいということにそのタクシー事業者さんは結果として協力されたような形になったかと思っておりますけれども、だからといってはなんですけれども、もし可能であればタクシーにはわかりませんが、そういった高齢の方が買物に行くのに往復4,000円ほどのタクシー料金を払って、タクシーを利用せざるを得ないような玉名市の現状がございます。その点は、これは本当に高寄市長の御努力ですけれども、きのうも話題になりました、しおかぜタクシー・いちごタクシーの導入によって往復600円で買物ができるようなことにもなりましたけれども、市外の病院でありますとか、病院に行く場合必ずしも区域内というわけではありませんので、そういったもし補助制度が導入できるのであれば、通常のタクシー利用の方にも、また割引制度が適用できる可能性があるわけなんです。じゃあその財源はなんとかと、また、財源はどうするのかと同時に、財源も考えた上で御提案しないということは何となく不十分でございますので、先ほど申しましたそういったものに利用できるような福祉サービス券、商品券があればそのタクシーに乗っている方のお子さんが都会に出て、仕事をされている場合なんかは、そういった形での寄附が期待できるのではないかなというふうなことを思いまして、本日御提案した次第であります。こういったことも考慮していただいでですね、ぜひ、ふるさと納税が増額できるようなアイデアの検討をしていただきたいと思っております。

以上、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（作本幸男君） 以上で、田中英雄君の質問は終わりました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時45分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

6番 西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。本日4番目、6番、新生クラブ西川裕文です。通告に従いまして一般質問をいたします。

まず1番目になりますけども、子ども医療費助成事業の現物給付の導入についてということで質問いたします。

昨日、前田議員さんより子ども医療費助成に関しての一般質問がなされ、県内他の自治体の状況について詳しい内容の答弁がありました。その中で、現在玉名市の場合は中学生以下の子供たちには医療費の助成が行なわれております。その医療費の支払い方法は、昨日の執行部の答弁の中にもありますように、県下でも割合の少ない償還払い方式がとられております。先日住民の方より、償還払いによってむやみに病院に行くことができないようになることは理解ができるけれども、生活に苦慮されている家庭、特に小さい子どもさんをお持ちの方は、子どもが病気になってもいったんお金を出さなくてはいけないというところで、なかなか病院に行くことをためらうことがあるという話を伺いました。現在、少子化という中で人口増のためには、多くの若い方に安心して生活ができる機会づくりが必要なときであります。昨日の返答の中では、現在の償還払いを即現物払いにはできないという話がありましたけれども、それならば、現在経済的に一般の家庭より苦しいと思われる母子家庭等に限り、現物給付の対応ができないものか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

[健康福祉部長 村上隆之君 登壇]

○健康福祉部長（村上隆之君） 西川議員の子ども医療費助成事業の現物給付の導入についての質問にお答えいたします。

本市の子ども医療費助成の給付方法は、いったん医療機関の窓口で利用者の方が負担金をお支払いいただき、後日助成金を給付する償還払い方式をとっております。母子家庭等一部の対象者を現物給付扱いすることは、現在の電算システムや事務処理では取り扱いができず、関係機関や医療機関との協議が必要となっております。母子家庭等におきましては、ひとり親家庭等医療費助成制度がございます。20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父又は母と、子ども医療費助成の対象外となった18歳に達する日以降の3月31日までの児童を対象に、所得制限等の条件はございますが、利用者負担額の3分の2を助成しております。医療費が高額になる場合は、社会福祉協議会の貸付制度や保険窓口で発行する限度額適用認定書を案内しております。ひとり親家庭等の相談は、随時母子担当者、婦人相談員が適切に対応しておりますので、御理解をい

ただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。今、部長のほうからもろもろの対応はやっておるといふような話をいただきました。これも昨日の答弁の中にちょっとありましたと思いますが、償還払い、現物給付の併用があると、ちょっと私の聞き間違いか、ちょっとその辺のところをわかりませんが、併用しているところもあるといふような話もありましたけれども、それについてちょっと再質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長 村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 西川議員の再質問にお答えいたします。

きのう答弁で申し上げました13市、玉名市以外の13市については、併用型というふうに申し上げましたが、これは市内は現物給付、そして市外の医療機関は償還払いという、そういうことでくくりがされております。通常のやり方がそういうやり方でどこの市町村のやっておる、それを併用型と申しますので、そのことを申し上げた次第でございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。という中で、玉名市の場合がそういう中で、償還払いというふうなところになっているというところで理解してよろしいですか。

他の自治体ではそういうところで、市内ではそういうふうなことがなされておるといふことがあれば、検討していただければというふうなところで思います。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○6番（西川裕文君） はい、もう2つばかり。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） 続きまして、防災無線のデジタル化について質問をいたします。本年度、私の地区の住居個数の少ない、今まで防災無線の声になかなか届かなかった区にスピーカーの設置をしていただきました。住民の方々から「これで今まで何と言ってるかわからなかったのが、はっきり聞き取れるようになりました。」というふうなところでの言葉をいただきました。これをまずは報告しておきます。こういう中で、1年前6月定例会でも防災無線の質問をいたしましたけども、まず、現在地区の方々に、私も地区総会等々ではチラシを配っておりますけども、加入の呼びかけをしておる玉名市の安心メールの現在の加入状況につきまして現状をお伺いしたいと、どれくらいの加入状況があるか、伺いたいと思います。

続きまして、平成30年に計画されている防災無線のアナログ化からデジタル化への

移行がなっておりますけれども、具体的な移行の内容について、また、デジタル化のメリット等を詳しく説明をお願いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 西川議員の御質問にお答えをいたします。

まず、玉名市安心メールの現在の加入状況についてでございますけれども、玉名市安心メールは、火災や気象情報等の緊急情報など、防災行政無線で放送した内容を登録者の携帯電話等で、メールで文字として情報発信するものであります。防災行政無線の聞き逃しの確認や消防団員の火災現場への出動が迅速に行なわれるなどの効果が上がっており、現在約2,600件の登録がございます。登録推進につきましては、消防団、区長会を始めとする関係機関への直接の登録依頼や広報紙掲載やホームページ等で登録勧誘を図るなど、啓発活動を行ない普及に努めており、今後も災害情報の重要な伝達手段の1つとして充実を図ってまいります。

次に、防災行政無線の整備計画でございますが、平成30年度にアナログ方式からデジタル方式へ完全移行を目指しております。概略といたしまして、基本設計を平成24年3月に作成して、平成28年度に実施設計の作成を行ない、平成29年から30年の2カ年で本体工事を実施する計画です。具体的な内容につきましては、本庁と各支所にある4つのアナログ式親局を1つに統合し、デジタル方式による一元化を図る防災行政無線のアナログ方式から、統合デジタル方式へ移行することにより、緊急の際には本庁からの一括放送で迅速かつ効果的な情報の伝達や収集が行なうことが可能となります。また、導入のメリットとして、目に見える情報などの応用が実現可能となり、より一層市民の安心・安全の確保が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） それでは、今部長のほうから答弁いただきましたけれども、まず、安心メールについて現在多くの方が必需品となっておりますけれども携帯電話を持っておられます。若者と言うよりも、子どもから大人、お年寄りまで持っておられまして、これにつきましては端末機があるのと同じだというふうに考えております。ただいま説明ありましたけれども、2,600件ということで、これが多いか、少ないかというのは、今の人口からして携帯電話を持っておられる方々の普及からして、なかなかまだ少ないんじゃないかなというふうな感じを受けますし、普及活動につきましても、消防団及び区長会、広報紙には毎回毎回出させていただいておるし、ホームページもあるのはわかりますけれども、より多くの方々に安心メール加入していただくために、例えば、お年寄りの方々は隣の福祉センターによく来られておりますし、公民館での健康ダ

ンスとかもされておりますので、ぜひ、そういうところに赴いてですね、ぜひ、直接入力をして差し上げるとか、そういうところで加入者をふやすとか、具体的な行動をとっていただければ、ますます端末機といますか、携帯電話といますか、加入がふえるんじゃないかなというふうな感じがありますので、ぜひお願いしたいというふうに思いますし、市内全域のまたデジタル化につきましては、特に一元化というのもありますし、デジタル化によりまして当然市内全域又は地区を限定した広報等々もできると思います。そういうことも考慮に入れていただきたいと思うし、最後の部長のほうからありましたように、障がい者の方々、特に目が悪い方、また、これはわかりませんが、どういう形になるかわかりませんが、耳が聞こえられない方とか、独居老人の方々、年寄りに2人でお住まいの方々等々、やっぱり適時適宜的確な伝達ができるというふうに思いますので、そういうところで市民の方々がより安心・安全で暮らしていただくための機能を整えていただきたいと思います。

そこでもう1つ再質問を、ここで突然ですけども、安心メールに登録されていない方はいらっしゃるでしょうか。質問です。

[挙手]

○6番(西川裕文君) はい、ありがとうございました。

そういうところで特に職員さん方、市の職員さん方にもぜひ、まずは職員さんたちが登録をしていただいて、一般の方々にも直接安心メールのほう2,600件ぐらいしかありません。そういうところでぜひ端末機ふやしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番(西川裕文君) それでは続いて3番目に移ります。自主防災組織とふれあいネットワークについて質問いたします。これにつきましても、私の校区でようやく昨年、区長さん、支館長さんその他役員の皆さまの協力を得て、ふれあいネットワークの組織ができました。また、自主防災組織の立ち上げもようやくなされました。おかげさまで玉名市は他の市町村と比較しても、災害が少ないところですね、本当にありがたいことだと思います。しかし、いつ、何が起こるかかわからないと思います。日ごろより住民の皆さま方の横のつながりを持ち、日ごろは住民の方々が明るく楽しく元気で生活ができ、自助共助による互いに支え合うことのできる人のつながりがある地域づくり、それはもう今でもされておるとは思いますけども、そして何かあった場合にはふれあいネットワーク又は自主防災組織の活用があると思います。これが行政が行なう共助であると思いますけれども、各自治区によってその結成状況は違うと思います。もう既に旧町の場合には以前からそういう体制ができておまして、今ごろ何ば言うかいというふうなところもあるかもしれませんが、まだできていない地域もあります。その中でま

ず、現在の自主防災組織とふれあいネットワークの現状について伺います。どういうふうな組織の状況になっているか、伺います。

それから続きまして、実際、具体的活動をしてまだ1年はたっておりませんが、活動して思うことですが、自主防災組織とふれあいネットワークの柱として動いている方々は、地域の役員さん方がほぼ同じ方々が私たちのところはしております。内容は当然、やる内容と違いますか、仕事自体は異なるわけですが、地域住民の方々をまず知ること、昨日の一般質問の中にありましたけども、空き屋対策も含めまして、より深く地域内の人、物、環境の把握、すなわち地区の現状把握はどちらも基本となると思います。その次に、具体的な行動計画になります。このようなことを考えると別々の組織体でなく、一体化することでより効率的な組織づくりができるのではないかと思います。この一体化について質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長 西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 西川議員の自主防災組織とふれあいネットワークの現状についての御質問にお答えをいたします。

まず、自主防災組織の現状は、平成26年度において結成促進の強化を行なったことにより、前年と比較し22.17%増の組織結成が行なわれ、本年6月12日現在で、69.90%の組織結成率となっております。今後も引き続き、未結成団体に対して、県と共催し、各種講演会、研修会などを通じた防災意識の向上、自主防災組織の結成促進を図ってまいります。また、ふれあいネットワークにつきましては、現在玉名市社会福祉協議会を中心とし、組織の結成促進が行なわれ、21校区中12校区で設置が完了しております。今後も年間2校区の結成を目指し、推進強化を行なっているとの報告を受けております。

次に、自主防災組織とふれあいネットワークを一体化したより効率的な組織づくりについての御質問にお答えをいたします。まず、双方の基本理念として、ふれあいネットワークは校区単位を基本に結成されており、平常時における地域のネットワークとして地域福祉の問題点や課題に向けた協議を行なう地域福祉法での組織です。一方、自主防災組織は、よりきめ細やかな行政区単位を基本とした災害時における地域のネットワークであり、地域の助け合いによる防災活動や防災力の向上を目的としております。平常時の活動と災害時の活動という違いはあるものの、どちらも地域活動を行なうネットワークとしての活動目的には違いがございません。区長や役員及び隣保班長などの構成メンバーも重複しているのも現状です。ただし、現在はそれぞれ組織化され活動されており、現時点での早急な組織の一元化は難しいと考えております。今後はお互いの特徴を生かし、連携できるところは連携し、住みなれた地域で安心して暮らせる地域づくりの

推進を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。これはちょうど昨日、熊本日日新聞の総合版に自主防災組織の組織率というところで、県内の行政45市町村の組織率が載っております。4月1日の数値ですので、今部長がおっしゃられたのは、少しまたアップしていると思いますけども、昨年1年間で玉名市のほうも先ほど約22%アップをされておるといの中で、現在約45市町村の中で37番目というふうな組織率の、まだされた中でもそういう状況だと思います。100%が多いですけども、逆に100%だからなんかあったときにそれでは対応ができるかという、やっぱりそういうことはできんと思いますし、逆にふれあいネットワークという組織体もありますので、逆に横のつながりというのは、それに比べてまた以上にまた強いところがあるかなと、私としては感じますので、先ほど部長がおっしゃられましたように、独立どうこうじゃなくてですね、ぜひ、いつも全庁内の話をされますけども、やっぱり市の総務課、自主防災の場合は総務課かなと思いますけど、総務のほうになると思いますけども、やはり全庁内の中のまとめをやっぱり市のほうに取りまとめをしていただいで、お互いに市民の方々の生活と安全を守る、そして明るく楽しく生きるというようなところで先ほどありましたように、即一元化はできんけども、というふうなところでの話ありました。今後、主体的に、中の役員さんたちはほぼ一緒でありますので、全体となってやっていくようなことでお願いしたいと思います。

以上です。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは4番目最後になります。仮称玉陵小学校について質問いたします。平成30年4月開校予定の仮称玉陵小学校の建設計画の進捗の状況について伺います。

昨年、12月の一般質問の返答の中で、体育館、プールについても同時に開校するという方向でいきたいというふうな答弁がありました。今のスケジュール案の中を見ますと、今の段階では、農地転用の申請及び文化財試掘調査等がされているというような計画のスケジュール案の中の今の状況になっていると思いますけども、現在、計画通りに進んでいるかどうか伺います。また、特に小学校がなくなる校区については、以前から多くの意見がそれぞれ出されておりました。新しい学校づくり委員会の進捗も含めまして、地域内での話し合いといいますか、昨年の第1回の定例議会の一般質問の中で、高寄市長より地域活性化対策においては、個別に関係各課と協議を行ないたいと、教育委員会を超えた全庁的なプロジェクト組織の設置も視野に入れて検討してまいりたいと

いうふうな答弁をいただいております。そういう中で、地域内での話し合いはどのように進んでいるか伺いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 西川議員の御質問の平成30年4月開校における玉陵小学校、仮称でございますが、そちらの建設計画の進捗状況についてお答えをいたします。

昨年の12月に（仮称）玉陵小学校新築工事及び玉陵中学校改修工事の基本実施設計業務委託を発注し、本年1月に契約を済ませ、現在、小学校及び中学校改修の基本設計を行なっているところでございます。この業務委託には、小学校体育館及びプールの基本実施設計業務も含まれており、平成30年4月開校に間に合うように進めているところです。先日、平成28年度の補助事業建築計画を熊本県を通しまして、文部科学省へ提出を行なったところです。本年度の予定としましては、7月までに開発行為申請、農地転用申請等を行ない、学校用地の仮用地計画を考えております。その後、9月議会で財産の取得議案を上程し、議会の議決をいただいたあとに本契約を行ない、文化財試掘調査を予定しているところでございます。さらに11月から12月には工事車両用の通路工事を行ない、用地造成工事についても開始したいと考えております。

次に、新しい学校づくり委員会を含め、地域内の話し合いは進んでいるのかについてでございますが、本年度に入り、新しい学校づくり委員会及び専門部会の役員交代の申し出がっております。4月末までに各校区の役員選出をいただき、5月1日付で委嘱又は先生方に任命をお願いしたところでございます。この間1中6小の校長先生を始めとする先生方に必要な教室等に関する諸室アンケートやそのレイアウト、小中学校の配置平面図について御意見を伺いながら案を作成し、6月に入り総務部会において審議していただくとともに、そのほかの保存継承跡地利用部会、PTA通学部会等にも説明を行ないながらレイアウトや配置平面図を決定に向けて取り組んでいるところです。なお、各部会の審議事項については、各地域においても地域住民の方々に御意見を伺っておられるところでございます。また、地元の島区等におきましては、用排水路協議や市道迫間岡線の協議を複数回行なっております。これからも地域の御意見や御要望を十分に伺いながら、新しい学校づくり委員会を中心に平成30年開校を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。今、部長のほうから新しい学校づくり委員会については、役員交代があつておるといふようなところで説明いただきましたけれども、どれくらいの割合といたしますか、全体で、一番心配するのは逆にかんりの方

が交代されれば、今まで積み重ねる中の話し合いというのが継続していくかどうか、その辺ちょっと心配ですけれども、どれくらいの割合で交代をなさっているか質問いたします。

○議長（作本幸男君） 教育部長 伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 今回の部会の変更というのは、それぞれ部会でちょっと状況は違いますが、1割から3割ぐらいの変更というふうに考えていただければと思います。

○議長（作本幸男君） 西川裕文君。

○6番（西川裕文君） ありがとうございます。私自身はずっとですけれども反対をした中でですね、特に今回玉名市としては初めての統合ということで、6校が1つになる大事な、一番最初の学校の統合になります。模範にならんといかんというところであります。学校の統合だけでなく、やっぱり地域が一番心配されておる地域が変わるところの心配もありますし、そういうところで学校づくりだけでなく、今までもお願いをしておりましたけれども、地域を全体を考えた統合というところを今後も考えていただいて、学校づくりだけでなく全庁的な言いますように、プロジェクト組織といいますか、地域づくりのプロジェクト組織等々も考えた中での地域対応を今後とも続けていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、西川裕文君の質問は終わりました。

15番 宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） お疲れさまです。私、きょう最後なので、急いで終わりたいと思いますので、しっかりと聞いてってください。

市民クラブの宮田知美です。まずはマイナンバー制度の市民への影響についてお尋ねをいたします。

国民に割り当てられる個人番号を、金融機関にも通用するマイナンバー法改正案と個人情報保護法改正案が、先月の5月21日に衆議院本会議で可決されました。6月中にも参議院で可決成立する見通しでしたが、しかし、年金情報の流出問題を踏まえ、政府の原因究明や国民の不安解消を優先させるということで、今月中の法案成立は困難になりました。ただ、この法案は平成13年にマイナンバー法として成立しておりまして、国からの開発手当も手厚くあり、地方自治体のソフト開発も本格化し、熊本でも市町村からマイナンバー関連のソフト開発の依頼があり、先だつての新聞などによりますとRKKコンピューターサービスなど、3月期の決算状況では昨年比利益60.7%増のマイナンバーバブルが起こっているようです。このようなマイナンバー制度ですが、私た

ち市民にとっては非常に関わりが深く重要な制度で、使い方によっては便利な制度ですので、市民の方に正しく理解していただくために質問をいたします。

マイナンバー制度が来年1月からスタートします。5月臨時議会では税条例の改正が出ていましたが、社会保障・税という文言が得るのが主だったかと思います。社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、住民票を有する全住民に対して、12桁の重複のない個人番号を市町村長が指定するものであります。複数の機関に存在する特定の個人情報が同一人物の情報であるということの確認を行ない、市民にとって利便性の高い公平、公正な社会の実現を目指すものだといわれております。来年1月から申請によって取得できる個人番号カード、これは2つあるんですね、通知と個人番号とですね、個人番号の確認や本人確認のための公的証明書として個人番号カードは活躍、活用するものです。これは市町村や国における多目的カードとして活用や各種行政手続きのオンライン申請の手段としての活用も可能であり、各種民間のオンライン取引や口座開設の手段としても今後活用が期待されています。

さて、このマイナンバー制度がスタートする大きな契機になったのは、4年前の東日本大震災の時、金融機関の名寄せがなかなかできなかったということだと聞いております。また、一般的には子育て関連のサービスで例を述べますと、市民が子どもが生まれたというような申請をしない限りサービスが受けられないなど、知らないから市民が不利益を被るといったことをなくしていくマイナンバー制度はこういう各々の事業にあう、各々に違う番号が付番されているものを一本化しようとするものです。また、年金未払い問題も本人の申請主義からきた問題であり、臨時特例給付金にしても税情報を福祉事務と同じ番号でスムーズに共有できれば、もし申請がなくても漏れのない確実な給付が可能となります。そのほか預貯金口座へのマイナンバー付番や予防接種、特定健康診断等の把握なども今後利用が予定されております。また、このマイナンバー制度によって将来的には、国民や法人などに付番されるオープンデータ、いわゆるビッグデータの活用は、自治体次第であり条例改正で自治体は独自にさまざまな活用ができるということになっております。一方では、先ほど申しましたように、日本年金機構から125万件の年金情報が流出した事件が起きました。市民の皆さんにとって個人情報の保護がどのようにされているかという不安が払拭しなければ、マイナンバー制度は前へ進みません。テレビやインターネットではマイナンバー制度について少しずつですが説明がなされています。しかし、マイナンバー制度はまだまだ市民に理解されていないため、今回はマイナンバー制度の市民への影響についてという内容で、マイナンバー制度の準備と市民への周知を図るための質問をすることにいたしました。

1番目に、マイナンバー制度について質問します。今年10月から、これは少しづれるかもしれませんが、先ほど言いましたように、年金流出問題、年金番号の流出問題が

ありましたので、情報漏れがありましたので、少し参議院が遅れますので、少し遅れるかもしれませんが、一応、予定では今年の10月から始まる通知カードの送付、それから来年1月から具体的に行政手続きなどをすれば、個人番号カードをもらえていろんな手続きができる個人番号カードの流れについてはどのようになっているのか、また、その個人番号カードの役割についても説明を求めたいと思います。

2番目に、マイナンバーの受付窓口や受付専用回線について質問します。県下14市の中で、熊本市や上天草市ではマイナンバー準備室が設置されていると聞いております。玉名市では、10月の通知カード送付や1月の個人番号カードの受付や窓口体制及び問い合わせの際の専用回線はどうするのかお尋ねをいたします。インターネットでマイナンバーの説明を聞くと、通知カードは簡易書留で送付されるということですが、家に受け取る人がいなければ配達されないこととなります。どのくらいの未着分、いわゆる届かなかった分が予想されているのかお尋ねします。また、どれくらいの個人番号カードの受付を想定されているのか質問します。

3番目に、市民への周知方法について質問します。10月に通知カード、実質的には申請があれば1月から個人番号カード交付ということですが、このマイナンバー制度について私もインターネットで見て何度も見ましたが、なかなかわかりにくいし、市民にもなかなか理解されていないのが実情です。広報、ホームページ、チラシなどでどのように市民に周知されるのかお尋ねします。

4番目に、システム改修の進捗や条例の整備について質問します。昨年度から予算化し取り組んでいる住民基本台帳システムや税システムの改修については、来年1月からのスタートに間に合うのではないかと思います。社会保障関係の高齢介護、子育て福祉分野については、本年中のシステム改修は間に合うのか、続けて4つの質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

〔市民生活部長 上嶋 晃君 登壇〕

○市民生活部長（上嶋 晃君） 宮田議員御質問のマイナンバー制度の市民への影響についてお答えいたします。

まず、マイナンバー制度についてでございますが、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度は平成25年5月31日に行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法の公布により日本国内の市町村に住民登録のあるすべての方1人1人に12桁の個人番号、マイナンバーを付番し、同一人であることを確認するため創設されるもので、公平公正な社会の実現や行政手続きの利便性の向上、行政の効率化を図るための社会基盤となる番号でございます。マイナンバーの利用が開始されますのは、平成28年1月から法律や地方公共団体の条例で定め

られた社会保障・税・災害対策の分野で、行政機関などに提出する書類にマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバーの利用が開始されるまでの流れを御説明させていただきますと、マイナンバーを利用するに当たっては、先ほど議員申されました通知カードと個人番号カード、この2種類のカードが用意されることになっております。まず、今年10月から順次住民票があるすべての市民の方に通知カードによってマイナンバーをお知らせいたします。住民票の住所に簡易書留で郵送をいたしますが、郵便物の中には通知カードのほか、個人番号カード交付申請書、返信用封筒などが入っております。マイナンバー通知後に個人番号カードを申請していただくこととなりますけれども、個人番号カードの申請をする、しないは御本人の自由となっております。そのあと申請をされた方には、来年1月から個人番号カードが交付されますが、個人番号カードの受け取りの際には通知カードと個人番号カード申請後の御自宅にはがきで届きます交付通知書、あわせて運転免許証など本人確認書類を窓口へお持ちいただくこととなります。個人番号カードの役割についてでございますが、個人番号カードは本人確認のための身分証明書として利用できるほか、個人番号カードに搭載されるICチップを活用して市町村が条例で定めさまざまな行政サービスにもご利用いただけることとなります。さらに税の申告書、eタックスを始めとする各種電子申請を行なうことができます。

次に、2点目のマイナンバーの受付窓口や受付専用回線についてお答えをいたします。市民の皆さまには10月から玉名市の全世帯に対し、世帯ごとに通知カードを送付いたしますけれども、このうち住民票と実際の居住地が違うというケースが未着分として出てくることが件数として多いと予想されますので、その対策を早急に検討しなければならないと考えております。個人番号カードの申請件数につきましては、カードを作成するのが強制的ではありませんので、現時点では予想できませんが、市民の皆さんからの個人番号カードの交付申請や制度についての電話問い合わせが殺到すると思われる。そこでスムーズに対応するために体制を強化するとともに、専用回線をもうける必要があると考えているところでございます。また、個人番号カードは無料で作成することができることから、数多くの方が来庁されることも予想されますので、来年1月からは個人番号カードの交付のための専用スペースが必要であると考えております。

次に、3点目のマイナンバー制度の市民への周知についてお答えをさせていただきます。マイナンバー制度は国や県におきましては、テレビ、ラジオ、インターネットなどを通してPRしておりますが、本市におきましてはマイナンバー制度について数多くの市民の方に知っていただくために、本庁舎を初め、各支所や市民会館、市民図書館、市民体育館、保健センターなどに啓発ポスターを配布しております。また、広報たまなでは7月号から順次マイナンバー制度についての記事を掲載してまいりますし、市のホー

ムページには既にマイナンバー制度について掲載しており、国のホームページにリンクさせ、詳しい情報を見られるようにしております。さらに今後周知用の小冊子を本庁、支所窓口等に配置する予定であり、マイナンバー制度について市民の皆さんに対しまして、さらにPRに努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目のマイナンバー制度導入に伴います情報システムの改修と条例の整備についてお答えをいたします。情報システムの改修につきましては、平成26年度からマイナンバーに対応するように住民基本台帳システム、総合宛名システムの改修を既に行なっており、今年度には市民税や固定資産税、国民健康保険税などに個人番号、法人番号を付番して活用するための地方税システムの改修をシステム会社と連携して行なっております。そのほかに子育て支援、介護保険、福祉など社会保障関連システムの改修等も今年12月までには間に合うように準備をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、部長のほうから私が4点質問したことに答えていただきました。その中で、心配されるのが10月から通知カードを配られます。これは書留によって届けられるんですが、なかなか夫婦共働き、また、仕事に出かけられていてなかなか未着分というのが非常に多いんじゃないかと予想されます。ですからその対応と、それと今度は来年の1月から行政のほうに申請して個人番号カードというのをもらって、そしてそれをいろんな手続き等、年金や介護保険の手続き、いろんなものに使われていくわけなんです。その交付の時の対応もなかなかわからない、どうしていいのかわからない、自分の番号が人に知らないかなとか、いろんなものを心配しながら手続きをされると思うんですよ。その辺のところも踏まえて、再質問をしたいと思いますが、個人情報の保護について次質問したいと思います。

マイナンバー制度によって12桁の番号が振られ、社会保障と税と災害分野で大きく生かされ、将来的には便利になっていくのは先ほどの説明でわかりました。しかし、冒頭にも述べましたが、今日2日、日本年金機構から先ほども述べましたが、125万の年金情報が流出し、マイナンバー制度への影響を懸念する記事がほとんど毎日出ております。マイナンバーの漏洩や個人情報の不正利用に対する国民の不安も根強いものがあると思います。今回マイナンバー制度の市民への影響について質問をしておりますが、マイナンバー制度は情報が一元化されるということで、個人情報が漏洩することはないのか、どのように個人情報が保護されていくのか、個人番号カードからの情報漏えいについて、個人番号カード申請の際のなりすましと申しますか、そういった防止について再質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） 議員の個人情報保護についての再質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナンバー制度において個人情報が漏えいすることがないのかというようなことでございますけれども、マイナンバーを安心・安全に御利用いただくため、国におきましては制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じております。まず、制度面の保護措置としましては、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止しております。また、特定個人情報保護委員会という国の第三者の機関がございますけれども、それによってマイナンバーが適切に管理されているか監視、監督をすることになっております。さらに法律に違反した場合の罰則も従来よりも重くなっているということです。また、システム面の保護措置としましては、個人情報を一元管理せず、従来どおり年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散して管理されます。また、行政機関の間で情報のやりとりをする場合、マイナンバーを直接使わずに、システムにアクセスできる人を制限して暗号を用いて通信することとなっております。

次に個人番号カードからの情報漏えいについてでございますけれども、この情報漏えいはないかということでございますが、個人番号カードを利用いただく際には4桁の暗証番号が必要であります。それによってセキュリティは保たれます。また、個人番号カードのICチップに記録される情報、これはカード面に記載されている情報や市町村が条例で定めた公的な個人認証の電子証明書等に限られております。税や年金などそういう情報のプライバシー性の高い情報はこのICチップには記録はされないようになっております。

次に、個人番号カードの交付の際のなりすまし取得の防止についてでございますけれども、個人番号カードの交付を受ける際になりすまし等によりますカードの不正取得を防止するために、市の窓口において運転免許証あるいはパスポートといった顔写真つきの本人確認書類を提示していただくことで確実に本人であることを確認することとしております。また、本人確認書類を提出できない方には、住所に送付されます申請書が本人の意思に基づくものであることを確認するための照会書というのが届きます。その照会書を持参していただいてあわせて健康保険証とか年金証書などの複数の証明書を提示していただくことで本人確認を行なうことになっているところであります。

以上です。

○議長（作本幸男君） ここでお知らせをいたします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

宮田知美君。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 次に、マイナンバー制度については、今から始まることですので、追々周知をしながら、また、疑問点があれば質問をしていきたいと思っております。

次に、市民課窓口延長の他市の状況について質問します。県下14市のうち、8市が大体、週1回で7時まで延長、税証明なども発行しておりますが、玉名市も本庁のみ週2回、火曜日と木曜日に6時15分まで、これは税証明は発行されておられません、を延長しております。これを他市のように7時まで見直す気はないのか、一方では、個人番号カードが普及すれば将来的には窓口交付からコンビニ交付にかなりの申請が移行していくのではないかと思います。具体的には2人の職員が他市のように週に1時間、時間外勤務をするよりコンビニ交付のほうが市民サービスにつながるとは思います。お尋ねします。

次に、コンビニ交付について質問します。コンビニ交付はマイナンバー制度普及のための非常に便利なシステムで、日本国内でどこからでも住民票、印鑑証明、税証明、戸籍がとれることとなります。個人番号カードを普及させるために国はシステム改修に5,000万円を上限に2分の1の特別交付税を出すと聞いております。また、保守料も向こう3年間助成措置があると聞いております。私個人的には、窓口延長より早くコンビニ交付をした方がよいと思っておりますが、県内の他市の状況やこれから先、玉名市の取り組みについて質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 市民生活部長 上嶋 晃君。

○市民生活部長（上嶋 晃君） それでは宮田議員の質問にお答えいたします。

まず、市民課窓口延長の状況についてでございますけれども、県下14市のうち熊本市、荒尾市、合志市この3市では土曜日から日曜日、あるいは両日でございますけれども窓口延長をしております。また、八代市、人吉市、山鹿市、宇土市、宇城市この5市につきましては、週1回でございますけれども、19時まで窓口延長をしております。菊池市につきましては、週1回20時まで延長をしております。本市では毎週火曜日と木曜日でございますけれども、18時15分まで1時間ですけど窓口を延長し、税証明を除く戸籍、住民票、印鑑証明などの発行に対応をしているところであります。

19時まで延長している市は、1回当たり約10件程度の利用があっていると聞いておりますけれども、本市におきましては1回平均的な利用件数は、約2件の利用にとどまっております。

次に、コンビニ交付についてお答えをさせていただきます。コンビニ交付と申しますのは、個人番号カード又は住民基本台帳カードを利用して、住民票の写し等の各種証明書がコンビニエンスストアに設置されております端末で取得できるサービスでございます。マイナンバー制度のもとでのコンビニ交付におきましては、住民票の写しを初め、

住民記載事項証明書、印鑑登録証明書、各種税の証明書と戸籍証明書、また、戸籍の附票などにつきまして、全国どこでも取得が可能となります。また、これらの証明書のコンビニ交付は平日に限らず、土日でも対応できるものでございます。国ではマイナンバー制度の浸透を図るため、また、個人番号カードの利便性を生かすために、今、議員おっしゃいましたようにコンビニ交付のシステム改修費5,000万円を上限として2分の1の特別交付税で措置をされますし、保守料も向こう3年間助成措置が設けられています。県下14市のコンビニ交付の取り組み状況につきましては、山鹿市と菊池市が来年2月から実施予定です。また熊本市が3月から、八代市が6月から実施を予定しております。一方、それ以外の荒尾市ほか8市は導入についてはまだ検討中とのことでございます。本市といたしましては、市民の利便性という観点から、費用対効果も十分考慮してコンビニ交付を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） 今、窓口のサービス延長についてお尋ねしたんですが、やはり6時15分まで本市は火曜と木曜日に行なわれております。ただやっぱり使い勝手が悪いんでしょうね、1日に今、聞きますと1回につき2件の割合と、ほかのところは7時まで延長で1回につき10件来られているということです。人口割りからしても人吉市とか山鹿市、宇土市、宇城市というのは玉名市よりちょっと小さいところですので、そういうところでもやっぱり10件ぐらいの利用がある。玉名市として2件の利用しかないということになれば、やはりそういうふうにならばちょっと週1回でもいいから、何曜日と決めた日にちょっと長くしたほうがいいような気がします。それと同時に、今度はコンビニ交付のほうも各市町村始まっているようですので、山鹿市、菊池市はもう2月から、熊本市は3月からで八代市は6月から、ほかの市も検討中ということですので、玉名市もぜひ検討されて、市民の方々が安心して、そしてまた便利になるようにコンビニの広報もよろしく願います。

[15番 宮田知美君 登壇]

○15番（宮田知美君） 次に、公共施設における防犯カメラの設置状況について質問します。この頃は、監視カメラの設置をよく見かけます。下通り、新市街などの町中などには防犯カメラが柱の上の方についております。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○15番（宮田知美君） 高速を走れば通過車両確認カメラや速度取り締まりカメラが設置されています。ゴルフ場もキャディさんがいないセルフプレーが多くなり、ホールインワン確認カメラなど身の回りには結構カメラが設置されているようです。監視カメラの設置によって常に誰かに見られている感覚はまだありませんが、ただ何かあったと

きにそれを証明してくれる見方があるようで心強い感じがいたします。防犯や防災などの監視カメラについて少し触れますと、最近の監視カメラ機能は、当初単なる画像の撮影と保管のみを行なうものだったのですが、近年では続々と画像処理システムを組み合わせたものが登場しております。画像処理システムとしては先日の北海道で家族4人が死亡した自動車事故で解析されたように、道路に設置し通過する車両の速度の計測やナンバープレート画像をデータ分析し、自動車ナンバー自動読み取り装置として活用、空港などでは旅行者の顔を犯罪者の顔写真データベースと自動照合する顔写真システムやさらに行動を分析し、異常行動を検知するという画像システムなどがあります。集音マイクの機能を持つ音声の録画が可能な防犯カメラも出つつあり、叫び声やガラスの割れる音などの不審な音声を感知して、自動的に通報することができるシステムや温度や湿度、においの記録も行なわれております。主な用途としては、防災においてはダムの水量監視、道路災害、崩落監視、火山監視、新幹線などの駅のホームの乗降状況確認などに使われ、防犯としては店舗などの各種施設内や施設内の監視、街頭、駅、空港、学校があり、また、近ごろでは価格が下がったので個人の住宅などにも多く設置されております。また、日本の都道府県の警察は、街頭防犯システムと呼ばれるものを繁華街や人が密集する場所や駐車違反多発地域などに監視カメラを設置しております。一般に目に触れるように設置してあるものは防犯を主な目的としております。コンビニや銀行などの金融機関、集合店舗のエレベーター、公的機関の天井などさまざまな場所に仕掛けられております。目的は金融、公的機関の場合、侵入者や不審者の監視記録はもちろんです。従業員の不審行為を抑止するためでもあるようです。エレベーターでは乗客の異常行動を感知し、近くの階でとまる機能もあるようです。設置場所としては用途と設置場所は似たようなものですが、防犯用に設置される監視カメラの場合、監視していることによる犯罪抑止力を求めるケースと犯罪が起きたときの証拠確保を目的とする場合とに別れ、監視していることによる犯罪抑止効果を求めるケースの場合は、目立つ場所に設置され、犯罪が起きたときの証拠確保を目的とする場合は目立たない場所に設置される。犯罪抑止力としては、新幹線にはN700系からすべての車両内と乗降口や運転室出入口に監視カメラを設置されております。このように抑止力や犯罪の証拠になるということで、人の往来が多い公共機関や公共施設などでは、防犯を強く意識した防犯カメラの設置が進んでおります。

そこで質問をいたします。玉名市においても学校や保育所、庁舎、支所、公園、駐車場など多くの公共施設があります。また、先だつての花しょうぶまつりやよさこいまつり、大俵ころがしなど人が多く集まるイベントが開催されておりますが、防犯カメラはどこに、どのように設置されているのか、また、他市の取り組みやこの設置に対する補助のあり方や今後の取り組みについて質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長 原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の公共施設における防犯カメラの設置に関する御質問にお答えをいたします。

本市のまず、公共施設のみに限って答弁いたします。本市の公共施設における防犯カメラの設置状況については、合併後の平成18年度に地域イントラネット基盤施設整備事業による国庫補助を受け、市内全小学校や保育所への設置を進めた結果、平成25年度末で43カ所、138台の設置の実績がございます。具体的には、市内21小学校に各4台で、84台、保育所7園に21台、新玉名駅前広場と蛇ヶ谷公園にそれぞれ4台、歴史博物館ころろピアに5台などでございます。また、本年1月から開庁いたしました市役所新庁舎においても、庁舎内の主に1階の出入口付近と周囲の駐車場に合計11台を設置しておりまして、現時点での公共施設への設置台数は149台となり、その中で市役所新庁舎で録画した映像はおおむね2週間は、後日であっても確認ができることが可能となっております。なお、先ほど申しました平成25年度末での設置実績43カ所、138台につきましては、熊本市の77カ所652台に次いで多い県内2位というふうになっております。

次に、防犯カメラ設置の財源についてでございますけれども、平成18年度の地域イントラ事業の際には2分の1の国庫補助で、補助裏には合併特例債を充当しております。ただし、光回線やパソコンなどの整備とあわせたイントラネット基盤整備に対するものでございましたので、防犯カメラ単体に対してのものではございません。昨年設置しました新庁舎の防犯カメラについては、国庫補助等はなく合併特例債のみを充当しております。

最後に今後の整備方針についてでございますけれども、先ほど申しました通り、県内の自治体では比較的進んでいるもののすべてを網羅しているものではございませんし、今後公共施設の適正配置計画に基づき、複合化等を進める中で、施設によっては利用時間帯が多岐にわたるものが発生することも十分考えられますので、その必要性和個人情報保護の措置等も十分に検討し、可能な限り対応すべきものというふうに考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 宮田知美君。

○15番（宮田知美君） ありがとうございます。私が思っていたより意外と多かったですね、ただ、先ほど言いましたように、イベント会場、立願寺公園であるとか、そういったところも非常に人がにぎわっておりますので、また、足湯なんかもあって観光客が非常に来られております。それでこれを、質問をなぜするかといいますと、1カ月

ほど前に天水町において何回か車上荒らしがありました。被害の遭った場所から何度か同じ車種の車が去っていくのが見かけられたんですが、警察も証拠がないので手が出せないというようなことでした。犯罪が起きたときの証拠確保のためにもですが、犯罪抑止のためにも必要だと痛感しております。先ほど言いましたようにイベント広場など観光客の人たちのためにも、市民の安心・安全のためにも防犯カメラの設置はこれから先、十分必要になっていくものだと思いますので、よろしく願いいたします。また、この防犯カメラですが、こういうものについては聞き取りのときだったんですが、各所管別につけてらっしゃるみたいなんですよ、小中学校は教育総務課、公園などは公園係というか、駐車場なんかはなにになに課など、ばらばらに設置管理がされているようですので、できればこの種の場合は公共施設を管理する管財課かどっかが管理し、また、必要などころには取りつけていくというようなものがいいかと思いますが、よろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、宮田知美君の質問は終わりました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明24日は定刻より会議を開き、一般質問を行いません。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時02分 散会

第 4 号

6月24日 (水)

平成27年第3回玉名市議会定例会会議録（第4号）

議事日程（第4号）

平成27年6月24日（水曜日）午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 19番 中尾議員
- 2 3番 松本議員
- 3 4番 徳村議員
- 4 9番 江田議員
- 5 11番 横手議員

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

散会宣告

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

- 1 19番 中尾議員
 - 1 空き家等対策の推進に関する特別措置法について
 - 2 上水道の未整備地区について
- 2 3番 松本議員
 - 1 農林水産省の多面的機能支払交付金について
- 3 4番 徳村議員
 - 1 18歳選挙権について
 - (1) 学校現場における主権者教育の充実について
 - (2) 高校と大学内への期日前投票所の設置について
 - 2 旧庁舎跡地と玉名第1保育所の今後についてと「安心子ども基金」の利用について
 - (1) 玉名第1保育所の今後について
 - (2) 旧庁舎跡地における玉名第1保育所と子育て支援施設の複合施設の設置について
 - (3) 安心子ども基金の活用について
- 4 9番 江田議員
 - 1 市の公共施設のあり方について
 - (1) 新庁舎を検証する
 - (2) これからの市の公共施設はどうか
 - 2 災害対策はどうなっているか

- (1) 高道海岸長保地区の進捗状況は
- (2) 大野下地区の冠水対策の進捗状況は

3 通学路の交通安全について

- (1) 歩道等がない道路の規制は

5 11番 横手 議員

1 玉名市の空き家対策について

- (1) 現在、市が把握している空き家が市全体でどれくらいあるか
- (2) その中で、空き家バンクの登録はあるのか
- (3) 近隣住民からの苦情の声は、年間どれくらいあるか
- (4) 老人のひとり暮らしの把握はできているか
- (5) 区長、民生委員からの情報は届いているか

2 玉名市の公共下水道事業について

- (1) 玉名市が公共下水道事業を始めて何年経過しているのか
- (2) 玉名市の現在の公共下水道の布設状況は
- (3) 排水管の耐用年数の把握はできているか
- (4) 耐用年数切れの排水管は順次布設がえはできているか
- (5) 菊池川左岸側の工事拡張の方向性は
- (6) 汚水を利用した発電の考えはないか

3 玉名市に対するサイバー攻撃について

- (1) 職員のパソコンは大丈夫か
- (2) 各出先機関における指導は徹底できているか
- (3) 小中学校のパソコンは大丈夫か

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

日程第3 議員提出議案上程

議員提出第2号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 議員提出議案審議（質疑・討論・採決）

議員提出第2号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第5 意見書案上程

意見書案第1号 認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について

日程第6 提案理由の説明

意見書案第1号 認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について

日程第7 議案の委員会付託

散 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

+++++

欠席議員（なし）

+++++

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高崙哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	磯谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

○議長（作本幸男君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（作本幸男君） 日程第1、「一般質問」を行ないます。質問は、通告の順序によって許すことにいたします。

19番、中尾嘉男君。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） おはようございます。19番、中尾嘉男でございます。

今回、空き家対策等の推進に関する特別措置法についてお尋ねをいたします。北本議員とですね、重複する点もありますが、通告の順で質問をしてみたいと思います。

この法律で地域住民の安心安全、環境、また活用、景観等に解消されることで、大いに期待をされております。熊本日日新聞を見てみますと、最近は空き家対策ということで、かなりの投稿がなされております。その中でですね、これは6月14日の小中学生新聞の記事でございますけども、皆さんも御存じだったかもしれませんけども、ここでちょっとその内容を読みたいと思います。

「空き家対策、近所迷惑ならないように」という課題で載っております。

「人が住まない空き家をよく見かけます。壊れかけていたり、ごみがたまったりする空き家をどうするかという対策が法律で決められました。日本は人口が減り、お年寄りの割合が多くなっています。年を取った親が亡くなるなどしたあと、子どもが親の家には住まないといった理由で空き家がふえています。」こう、記載をされております。

それからですね、まあいろいろ書いてありますけれども、「この法律で近所にひどく迷惑をかける空き家を直したり、きれいにしたりするよう市町村が持ち主に指導や命令ができることになりました。従わないときは取り壊しもできます。」と、このように載っております。まあ私たちも空き家に対してはいろいろな思いがあります。で、小中学生の新聞ですので、小学校が書いたのか中学校が書いたかわかりませんが、今から先、将来を担っていく子供たちがこういう思いを持っております。

それでは質問に入らせてもらいます。

空き家対策の推進に関する特別措置法について。

1. 空き家対策の推進に関する特別措置法の概要及び実施予定について。

①特別措置法の設置における概要。

②市はどのような条例整備を行なうのか。

2番、現状での空き家、廃屋等の解体における補助制度及び近隣の状況についてお尋ねします。現在玉名市の状況どうなっているのか。また県内及び近隣の独自の補助状況についてお尋ねいたします。

3番目に、市内の空き家及び廃屋の軒数の把握や所有者の内容状況についてお尋ねいたします。

4番目に、解体費用の立てかえ及び所有者からの徴収についてお尋ねいたします。

最後に5番目、さら地にした場合の税金についてお尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） おはようございます。

中尾議員の空き家対策等の推進に関する特別措置法についての御質問にお答えをいたします。5点あったかと思えます。順番に答弁をさせていただきます。

この特別措置法は、適切な管理が行なわれていない空き家が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のため対応が必要なことを背景として施行されました。この特別措置法により、空き家等の所有者等の責務として、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるように提起した上で、市町村の責務として国の基本方針に則した空き家等対策計画を策定するとともに協議会を組織し、空き家等に関する対策の実施と必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとしています。

また、空き家等についての情報収集について法律で規定する限度において、空き家等への立ち入り調査と固定資産税情報の内部利用が可能となり、空き家等に関するデータベースの整備等を行なうよう努めるものとしております。さらに所有者等による空き家等の適切な管理を促進するため、空き家等及びその跡地に関する情報の提供、その他、これらの活用のための対策を実施するように努めるものとしており、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家を「特定空き家」とし、特定空き家等に対しては除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言、または指導、監督、命令が可能となり、さらに要件が明確化された行政代執行が可能となりました。

次に、その実施予定の時期につきましては、空き家等がもたらす問題を解決するためには、特定空き家に対する除去等の措置だけではなく、まず空き家そのものをふやさない予防の取り組み、そして利活用可能な空き家を活用していく取り組みも重要となります。そのためには、市役所内の組織を横断的に連携して対策に対応できる体制を構築する必要があることから、関係各課との協議を進め、国・県等の動向を見比べながら、今年度なるべく早い時期に玉名市に適した条例整備を図ってまいりたいと考えておりま

す。

また、空き家対策を効果的に進めるため空き家等の調査も含めたデータベースの構築や総合的な対策計画の策定、外部の専門家を交えた協議会の設置についてもあわせて検討を進めてまいります。

次に、2点目でございます。

現状での空き家、廃屋等の解体における補助制度及び近隣の状況についてお答えをいたします。

平成27年4月に国土交通省住宅局が実施した地方公共団体における空き家等対策に関する取り組み状況調査によりますと、熊本県下で、すでに除去支援の取り組みを実施済みと回答した市町村は、八代市、人吉市、天草市、美里町の3市1町となっております。県内におきまして、八代市では老朽危険空き家の解体費用の10分の8を補助対象経費として、その3分の2の金額で60万円を上限として補助されております。

また、近隣の大牟田市におきましては、市の定める判定基準を超える老朽危険家屋等の解体工事費用の2分の1の金額で45万円を上限に補助をされております。ちなみに、本市におきましては、独自事業で解体に対する補助事業は行なわれておりません。

次に、市内の空き家及び廃屋軒数の把握や所有者の内容状況についてお答えをいたします。

昨年6月に市内の嘱託員に空き家の状況調査を依頼しており、258行政区のうち195行政区から回答をいただいております。調査の中身につきましては、嘱託員が把握している範囲において、行政区内に安全上、生活環境上の問題が発生するおそれのある、おおよそ3年以上所有者が確認できない空き家について回答をお願いしており、466軒の空き家があり、その内当面の危険性がないと思われる空き家は359軒、台風や強風等で屋根瓦や壁が落下する危険性のある空き家は107軒との集計結果となっております。

次に、空き家の所有者の内容状況につきましては、嘱託員から個別に相談があった時点で嘱託員を通じて状況等を確認し、現況確認や登記名義人、納税管理者等を調査しているため、嘱託員からの回答物件すべての所有者について把握はできておりません。

次に、解体費用の立てかえ及び所有者からの徴収についてお答えをいたします。

特別措置法におきましては、特定空き家等に対して除去、修繕、立木竹の伐採等の措置の助言、または指導、勧告、命令が可能となり、さらに要件が明確化された行政代執行が可能となりましたが、行政が執行を実施した場合、代執行に実際に使用した費用は義務者から徴収することになります。業務の徴収については、国税滞納処分の例による強制徴収が認められ、代執行費用については国税及び地方税に次ぐ順位の先取得権を優先することになります。ただし、所有者が亡くなっており相続登記がなされていない

場合等、管理者不明の場合も多く、立てかえた費用を回収できないことも十分考えられます。今後、この回収手法についても、先行事例等も参考にしながら、条例や対策計画の作成の中で検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、さら地にした場合の税金についてお答えをいたします。

住宅の敷地として利用されている土地につきましては、地方税法において特例措置があり、固定資産税が軽減されています。固定資産税の課税対象額である本則課税標準額を算出するにあたり、200平方メートル以下の部分については評価額に6分の1を乗じ、また200平方メートルを超える部分については評価額に3分の1を乗じて算出することにより税額が軽減されております。

一方、住宅を解体、撤去したあと、さら地にした場合は、住宅用地特例の適用が解除され税負担がふえることになり、空き家放置の一因になっていると指摘されております。例を挙げて申しますと、宅地面積500平方メートル、固定資産評価額500万円の土地を例にとりて試算してみますと、住宅用地の場合は、年税額は1万8,600円となり、住宅を解体撤去し、住宅用地の特例措置の適用が解除された場合は、年税額は約4万9,000円となり、3万400円の増額で、特例適用時の約2.6倍となります。

なお、平成27年度の地方税法改正により管理不全の空き家の除去、適正管理を促進するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による必要な措置の勧告対象となった特定空家等に係る土地については、住宅用地特例の対象から除外することになりましたので、特定空家等の指定を受けた場合は空き家を解体しなくても固定資産税がさら地の場合と同様の額となります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ありがとうございます。

ちょっと再質問をお願いします。

まず1点目のですね、1番について市役所内の組織を横断的に構築ということ、今説明がありました。また新たにこの課を新設するのか、そうでなければこの対策に対しての窓口っていいですか、これはどの課にあたるのかを、まずお願いします。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） この措置法に関しましては、先ほど言いましたように除去だけでなく活用とか保存とかいろんな観点からの対応が必要になっております。

今現在は相談窓口といたしましては、防災安全課のほうで行なっておりますけれども、早い時期に各課の連携した横断的な会議を開催しまして、その中で今後どのような対応をしていくかということも含めて考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） そうなれば、また新たに課を設けるということもありうつと
ですかね。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） その辺も、可能性も含めて検討をしたいと思っております。
よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） まあ、できるもんなら、そのやっぱり専用の部署っていいま
すか、そういうところがきちっとあって、やったほうがいいんじゃないかなという気が
するわけです。

やはり、この問題は個人の不動産、これにかかわるもんですから、相当やっぱり苦
慮することがあるかと思えます。数名の職員でいいんじゃないかと思うわけですから、
やはりできるならば新しい課を設置して、やったほうがいいんじゃないかというふう
に思います。

次に、協議会のメンバーということで協議会を立ち上げる、そういうようなことが
いわれておりますね。で、外部の専門家を入れて、これにはいろいろ個人の財産うんぬ
んがありますので、弁護士とかいろんな方が、専門分野の方がおられると思うとです
よ。それでまたこの新聞のことをいうといかんけども、6月の20日の熊本日日新聞に
載ってました「空き家管理士九州第1号誕生」というようなことですね、これは空き
家を管理とか、掃除とかもろもろを、まあ、これは多分、個人名、会社名は書いてあり
ますけども、そういった仕事をされてるものじゃないかなというふうにも思うわけ
です。ただ、今回資格が全国で23人、第1回目の認定というようなことですね、やは
りこういった専門分野の方も入れて協議をなされたほうがいいんじゃないかというふう
に思うわけですよ。その辺はどうですかね。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 中尾議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま中尾議員のほうから紹介されました空き家管理士の資格は、管理業務の健
全化と質の向上を目的に一般社団法人空き家管理士協会、東京になんかあるようですけ
れども、そこが5月から認定登録を始めた制度というふうにお聞きをいたしております。
今回の協議会の設置のメンバーといたしましては、現在のところ住民の方とか、代
表の方とか、議員さん、それから外部の有識者等と建築士とか法律に関係の方を考
えております。

その辺も含めて、今後スムーズにそういうふうな協議会ができますように考えてい
きたいと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 続いて玉名市に適した条例整備ということでお尋ねしたいんですよ。

いろいろるる国のほうからの指示があつてるかと思ひますけども、条例は条例で玉名市独自、やっぱりどこにでもないような玉名市独自の条例を設定してもらいたいわけですよね。この法律もあるけれども、ただ単にこの法律ができて単純に人さまのやつを、迷惑しとるからということ壊したりなんたりも簡単にはでけんと思ふですよ。ただ、玉名市の条例があつて、これを表に出してひけらかすような条例整備を思ふわけですよ。その辺については、どのように考えてありますかね。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 中尾議員の御質問にお答えをいたします。

この法律は平成26年の11月に施行、公布されたわけでございますけれども、この先般5月に完全執行ということで、特定空家等に対する措置のガイドラインが、まず示されております。

基本的には、やはりこのガイドラインに沿った形で条例等も進めていくのがいいのかなというふうに思っております。ただ、議員が言われるように、玉名市の独自性も出したいということで、今度の関係課等の協議等あたりで、その辺の提案等も含めて出てくればいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） それでは、2番目の現状での空き家、廃屋等の解体における補助制度、また近隣の状況について再質問いたします。

現在、玉名市では補助はしてないということだったですね。いろいろ、今回の質問のことではないですけども、もうきょうで3日目になりますけれども、この一般質問を聞いておりますと、なんかやっぱ我が玉名市は、よその町村に比べてかげとるちゅうか、手厚くないちゅうか、そのような感じがするわけですよ。これが、もしも解体をするとき多少の補助なんかがあれば、ここまで、そういった物件が存在がしたのかという気も起きるわけですよ。

先ほどの説明によりますと、大牟田市なんかは2分の1、限度額が45万円ですか。まあ2分の1の45万円といえば、やはり相当な金額だと私は思うんですよ。まあ、そこまではせんでもいいかなというふうにも思いますし。それと、これは私の例で計算をしたのですが、今、特定空家が107軒、玉名市に存在しとるわけですよ。この特定空家の中の内容は、ちょっと把握はしてませんけれども、これを例にとって40

坪の家を大体坪2万5,000円でしたとするですね。

普通の、今建つとる、存在しとる家で大体2万円から2万5,000円ぐらいと聞くわけですよ。ほんでまあ、このように特定空家、倒壊しとる家なんかは、瓦が落ちとる、壁も壊れて分別ていいますかね、これをせないかんわけですよ、本来。

こういうのが、そういった家だったら可能じゃなかごんなってくるわけなんですよ。すべてをミックスして最終処分場、あるいは、そういうとこに持っていった場合、単価的にすごく大きくなって思うとですよ。

ちなみに、その40坪のを2万5,000円として100万円ですね、これの3分の1ぐらいを補助するならいかなもんかと思うわけですよ。大体33万円ですね。これを全部107軒を仮に代執行してやった場合は、大きな金額になってくるわけですよ。またあとでその回収方法なんか、また話はしますけれども、そういった面で水際ちいいますか、手前で回収でくるやつは回収するというような考えもあっていいんじゃないかというふうに思います。

壊れて、こりゃあもうだれの持ちもんかもわからん、持ち主が亡くなって登記もできないということになれば、しかも道路にはみ出してるとか、そういうふうになれば、やはり行政のほうで面倒をみらないかんというふうになってくっじゃないですか。その辺を思うわけですよ。

どうですかね、それに対しては。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 今回の特別措置法を施行されたについては、今後は国庫主体の空き家の体制の除去事業とか、その辺の補助メニュー等が、またいろいろ出てきてると思います。

その辺を、今のところ玉名市では補助は行なっておりませんが、その辺の補助メニューあたりも今後精査して、なるべくいい補助ができるように考えていきたいというふうに思いますし、ただ基本的には、さっき申しましたように、代執行した場合も所有者本人からの徴収ということになりますので、その辺が回収も、他も今単独で行なってる市町村あたりの状況を聞きますと、ちょっと難しいとか苦慮しているところもありますので、その辺のことも考慮しながら今後検討をしていきたいと思います。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 今度は、建設部長にちょっとお尋ねします。

これは、市内、道路とかいろんなところに破損して、家が倒れたり通行の妨げになって通行どめになったりしとる箇所もあるかと思います。

以前、錦館通りですね、これがしばらく通行どめじゃなかったかなという記憶があるわけですよ。今現在、ちょっと私も見に行けばいいんですけども、なかなか行かんも

んだけん、今そういったあそこの状況ですね、現状、それとなんか2軒ぐらい潰れたんじゃないかなという気がずっとですよ。そのときの処理の方法をお尋ねします。

それとですね、先だって朝から私の家に市民の方が来られて、「なんさまね、あそこの空き家のね、軒が道路に面して出てどうにもならんぞ。」と、「議員ななんしよつとや。」っていうようなこっでお叱りを受けたっですよ。そのとき、部長のところの課にすぐ電話したっですよ。そしてしばらくして、まあ1時間程度だったですかね。私がこの玉名に来るとこんの通り道だったけん、通ったら、もうそれは撤去してあるわけですよ。「ほお、早かなあ。」と、こらどがんとした体系をもって、やりよつとかなというふうに感心したっですよ。

それを、わかる範囲内で説明をよかですかね。

○議長（作本幸男君） 建設部長、磯谷章君。

○建設部長（磯谷 章君） まず、第1点目の再質問にお答えします。

市道田中町横町線、通称錦館通りと申しておりますが、平成19年に家屋の一部が倒壊するおそれがあったため、市道管理者の立場から通行に危険であると判断しまして通行規制を行なった経緯がございます。その後、市道へ倒壊した家屋の一部につきましては、市でその家屋の敷地内に戻しまして緊急対応を行なったところでございます。現在も4軒ほどの老朽家屋が、あの沿線にはございます。そのうち1軒につきましては、市道に影響を及ぼすおそれがあったので、所有者に連絡し、早急に対応を図ったところでございます。

それと2点目の質問で、道路沿いの竹の撤去ということでございますが、大雨とか強風の際には、市道や生活道路沿いの竹などが倒れ、通行に支障を来す場合がございます。そのような連絡を受けた場合につきましては、市道パトロール業務委託をシルバー人材センターと契約しておりますので、緊急連絡を行ない、対応を図っているところでございます。以上です。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） はい、大体わかりました。

シルバー人材センターのほうと連携をとりわけですね。これは、役所のほうからシルバー人材センターのほうに、こう一報を入れて、どこどこに何がしらのなんがある、道路が引っこんどると、陥没しとるといようなことで連絡をするわけでしょうね。

それで、錦館通りは持ち主のほうで費用をみてもらったということですかね。

○議長（作本幸男君） 建設部長、磯谷章君。

○建設部長（磯谷 章君） 最後に言いました1軒、影響を及ぼすおそれがあるというところにつきましては、所有者のほうでお願いいたしました。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 続いて3番目の市内の空き家及び廃屋の軒数把握や所有者の内容状況について再度質問をいたします。

この、およそ3年以前の所有者が確認できない空き家云々と、その答弁の中でおっしゃっておりますね。これは、なんかの3年っていう規則か規定かがあるわけですか。

私は思うとに、もう1年でも空き家になれば、人が住まないということになれば、空き家じゃないかなという気はするわけですよ。

ちょっとその辺をお願いします。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 昨年の6月に嘱託員さんを通じて空き家等の状況把握をしたわけでございますけれども、その中で、一応おおよそ3年っていうことで所有者を確認できない方を調べてくれというふうにしております。

その根拠は、私もはっきりしませんが、今回ガイドラインの中で定義として、空き家の定義といたしまして、「1年間を通じて人の出入りや電気・ガス・水道等の使用がないこと」ということが示されております。

今後は、これに沿った形で本市としましても空き家等の軒数ちゅうか、数については調査をしていきたいというふうを考えております。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 今回の規定で1年住まわないと、これは空き家というふうにみなすというような解釈だったろうかと思えます。

そうなれば、3年以上、平成26年でしたかね、その調査をされたのは。26年の段階では、466軒が空き家ということで、当面の危険性が無い物件に対しては、359軒。これは、1年と3年のその境で相当ふえとるとじゃないかなというふうに思うわけですね。この空き家自体がですよ。そういったのも、また再度把握をされて、やってもらいたいなというふうに思います。

ちょっと質問になりますけれども、空き家がこの段階で359軒、その賃貸物件として空き家バンクに登録、これは北本君の質問の中で、なんかに10軒ぐらいと、こうおっしゃったんですね。その空き家の斡旋ち言いますか、「空き家が、議員どけかなかかい。」というふうな声が相当あるわけですよ。それで、「なんすつとですか。」って、「んね、ちょっと家ばね、建て直すけん、アパートにはすぐ入れんし、もう一軒家がよかったいね。」というふうな相談が相当あるわけですよ。近くに「あそこにも空き家あつたい。」って、「行ってみなっせ。」って、というようなことですね、相当そういったふうな利用、また我が横島町には、農家のほうに外国人が来られてるですね。今度も若い青年が、後継者が4人ほど来るけん、どこか空き家なかるうか、というふうな話が

あるわけですよ。2カ所ほど、私が今度紹介しましたけども、もう何軒か行って、その2軒ほどを紹介したんですよ。「貸しては、いいですよ。」と、まあだ立派にしとるわけですよ、家そのものがですね。「貸しては、いいですよ。」で、「ただ、中に荷物が入っとつですもんね。」というような話があるわけです。「ならよかならば、貸してもらえんのか。荷物ば出してくれんな、借るけん。」て言うた場合ですね、「もうああた、私は年寄っでな、扱いきらんたい。」ていうようなことで、これでまた業者さんあたりに頼めば費用が発生してくるわけですよ。ほで、1軒は「なら、借るほうが、ちょっとそんなら荷物を出してしましようか。」ていうことで、そういうことで成立はしたんですけども。

利用ちゅうことで、相当やっぱりもったいない家が、相当あつとじゃないかなと思うわけですよ。ほんで、それを一軒一軒を把握されて、今度その説明では、先ほどの答弁では、それをやっていくというようなことだったけどもですね。

やっぱり、その専門の課が新設をされて、窓口になってそういうのを一つ一つ解消していけば、最終的には私は市のほうのプラス面になつとじゃなからうかというふうにするわけですよ。

そういうことも、空き家バンクの10軒じゃありませんけれども、そういうな案も含めたところで空き家バンクの登録の活用にいってもらいたいと思います。

次に、4番目の解体費用の立てかえ及び所有者からの徴収の件について再質問を行ないます。

なかなか、この強制執行ちいいいますか、行政が立てかえるということは、あまりにもない話じゃないかなというふうに思いますけれども、ちょっとお尋ねいたします。

行政が代執行した物件を、一時的に行政の所有にすることはできないんですか。

先ほどの最初の説明の中では国税ですか、県税ですか、次にもろもろの、その差し押さえちいいいますか、そういうようなるる説明がありましたね。そういった中で、一時的に、市もなんらかの方策を取らんといかんと思うわけですけども。その費用を所有者が払えばもとに戻していいんですよ。そういったことが、再度この条例の中で盛り込んで生かすわけにはいかんかなという気がするわけですよ。その辺をお願いします。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 中尾議員の御質問にお答えをいたします。

行政代執行をした場合には、その費用は行政が一旦立てかえたあとに所有者から回収をするということに、先ほど言いましたように、なります。

で、所有者の納付がなかった場合は、その国税滞納処分の例によって強制徴収、すなわち差し押さえ等を行なうこととなりますけれども、議員がおっしゃられたのは一時的に市の所有にしてはというふうなことは、ちょっとできないかなというふうな考えて

おります。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） それじゃあ、その費用を行政が立てかえて、やった場合には、その費用の分だけ他の物件で、その費用の徴収ができるちゅうことですかね。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 差し押さえ等によりまして公売等による不動産の売却をできた場合は、まずは国税あたりを優先しますけれども、その後に費用分については市のほうの徴収ができるというふうに思っております。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） やはり、この代執行までに行くには相当いろいろあって、その費用の面でなかなかでけん人たちもおらるとじゃなかかなという気がするわけですよ。それは、最初申し上げたように個人のいろいろの状況を、そういう中で、その行政代執行をした場合、これはなかなか厳しいもんだろうというふうに思うわけですよ。

その撤去した土地を、一時的に名義を、所有者を変えてすれば、なんも問題がなかと思うとですよ。やはり市町村の権限ちいいますか、権限でこの強制的なこともできるし、国がこういうことで今回こういう法律をつくってやってするんだから。

あんまり私も認識はないけれども、またこれからだと思いますけれども、そういったつくらるるものであれば、そういった制度をつくっていかしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 行政代執行については、今度のガイドラインの中にも協議会あたりの設置を述べられております。この中で安易にそういうふうなことをするのはなくて、この協議会の中で十分検討して、最終的にはそういうふうな判断が出れば、行なうということでありまして。ただ、その制度については、民地でございますのでなかなか行政のほうとして、それを行なうというのはいかがなものかというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 最後に、5番目のさら地にした場合の税金ということで、先ほど答弁の中で説明がありましたけれども、これは再質問になりますけれども、もともと住宅用地として土地を購入すっですね、そして家を建てる。そういった場合は、減免があるということだろうと思うとですよ。そして、この特定空き家になったならば、この減免措置は解除して、一般の土地言いますか、そういうふうなことになるというような解釈だったかなというふうに思うわけですよ。

そこで通常、まあどっだけだったですかね、通常その住宅適用の場合は、通常の

2.6かな、この2.6は玉名单独で、まだそういった物件に対しては税金がよんのかかるというようなふうにはでけんのですか。

なぜ、この質問するかちゅうとですね。やっぱり真面目にしとる方、先ほどもその前に言いましたけども、いろいろと個人的に事情があつて、それはできないというふうなこともあるかもしれませんが、やはり家が建つとるけん、税金が安かということがまず1番だったろうと思うとですよ。それを特定空家にした場合は、それを外して通常のその税を乗せると、それが2.6くらいと、それをもう少し大きくするわけにはいかんとですか。これはなんか、法の改正があつとですかね。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 先ほども申しましたけれども、固定資産税につきましては、算出にあたっては、200平方メートル以下の分については評価額に6分の1を乗じて計算、それから200平方メートル超える分については3分の1を乗じるということで、税の軽減措置が現在なされております。

この空き家の放置の一因になっているのが、この税負担がふえるということであるかというふうに思いますけれども。これは、税については固定資産税法になりますかね、国の制度に沿った形になりますので、単市単独でこれを変えるというのはいかなうかというふうに思います。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 最後に、市長お尋ねいたします。

市町村の責務として国の基本方針に則した空き家対策計画策定をするとともに、協議会を組織し必要な措置を適切に講じる。また法律で規定する限度において、空き家等への立ち入り調査と固定資産税の情報、内部の利用が可能となり、指導、勧告、命令が可能となり、要件が明確化された空き家、特定空家については、行政代執行を可能することになっています。

市長、このようなことで行政代執行をしますか。

○議長（作本幸男君） 市長、高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） 中尾議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

この空き家対策につきましては、今までいろんな面で無理が生じていたというような状況の中で、今回法改正という形で我々も少しはやりやすくなったかなというふうな感じしております。そしてまた、家が解体をしなければならぬというような状況の中でも、やはり解体をすることによって税金が高くなると。本当でしたら、そのままであれば解く人もたぶんおるだろうと思いますけれども、かえって解いてきれいにしたために税金が高くなるというようなことでございますので、なかなか法のそういったところの矛盾が出てきてるんじゃないかなというふうに思います。

今、特に耕作放棄地等々の土地のあり方について、今、国のほうで相当議論をされております。放棄地については、本当にないような形に国も持っていきたいというような状況でありますけども、やはり都会と田舎の違い、あるいはまた、持っている人たちの考え方よっての違い等々がございますし、こういった問題は本当に我々も頭を痛めているような状況でございますので、代執行につきましては、これは当然やらなければならないときにはやるということは、当然行政としてはあることでございますけども、なるべくその前の段階の中でいろいろ話し合いをする、そしてできる限り我々行政の指導の中でやっていただくというようなことになれば、一番ありがたいということでございます。以上です。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） わかりました。次の質問をいたします。

[19番 中尾嘉男君 登壇]

○19番（中尾嘉男君） 続いて上水道未整備地区について質問いたします。上水道の未整備、玉名市の全体の何%になるのか。また、地区名を示してください。また、遅れている原因は何かということでもお尋ねいたします。

2番目に、未整備地区の今後の計画はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（作本幸男君） 企業局長、宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） 中尾議員の、上水道の未整備についてお答えしたいと思います。

まず、水道未整備地区は玉名市の何%でございますけれども、行政区内人口に対する水道加入者の割合を示す水道普及率でありますけれども、これは各自治体の水道の普及状況を示しており、全国平均で97.7%、県平均で86.9%であり、玉名市は平成26年度末で74.7%と、全国でも低い値であります。これにつきましては、熊本県は阿蘇山系を水脈とする地下水を有しており、全国的にも恵まれていると考えているところでございます。

次に、水道の整備で水道が整備できていない地区割りについてでございますが、現在本市は上水道事業と簡易水道事業を有しておりますが、それぞれにまだ整備ができていない地区が点在しています。まず、玉名地区では三ツ川の川床と奥野、天水地区では天水町簡易水道区域を除く地区、また、横島地区は共栄を除く地区が未整備でございます。岱明地区におきましては、水道の整備は完備しております。

次に、未整備地区の水道整備が遅れている原因についてでございますけれども、先ほども述べましたが、玉名の水道普及率は74.7%は、全国的にも低い水準となって

おりますが、これは社会インフラの整備が遅くなっているということではなく、自家用の井戸の生活用水を確保されている世帯が多いことによるものと考えております。

今般、全国的に水道事業を取り巻く環境は、高度経済成長時に急速に整備された水道施設の老朽化が進行しており、大規模な更新ピークを迎えつつあります。本市も玉名東部地区におきましても同様であり、昭和37年開始の東部簡易水道事業は、開始以来50年を経過しています。東部地区全体の施設の更新を含め、見直しを検討しています。近い将来を迎え、大規模な更新に備え、財源を確保することも必要となっております。今後におきましても、安心して安全な水道環境を整えると同時に未整備地区の解消につきましても、東部地区の更新計画とあわせて検討をしたいと考えております。

次に、未整備地区の水道整備の今後の計画についてでございますが、玉名市のおおむね10年にわたる水道の運営に関する方針と施策推進の基本的な考え方を示した「玉名市水道ビジョン」を平成20年度に作成しております。この業務目標に、「信頼されるライフライン」を目指して、老朽化しつつある施設の整備更新を行ない、災害時にも水道水の安定供給ができる体制を築き、そのためには、「安全な水道水を安定して送り続けるために」を基本理念にあげ、その施策実現に誠意努力しているところでございます。さらに、水道事業策定のときに、今後の水道事業に反映させるため水道未普及地区にアンケートを実施し、水道に対する意向調査を行なっております。

水道課といたしましては、アンケートの結果で整備の有無を決定するわけではございませんが、玉名市全体の整備計画を進めていく中での重要な目安と考えております。なお、水道ビジョン策定以降は、未整備地区でありました箱谷地区、三ツ川地区の一部の整備を完了させております。これから簡易水道事業の統合を控え、経営の健全化に向けた適正な料金水準の設定や経費削減の検討も必要と考えております。今後におきましては、まず老朽化しつつある施設の整備、更新を行ない、災害時においても水道水の安定供給ができる施設更新を重点的に整備し、あわせて未整備地区についても向こう10年のビジョンの策定に当たり、段階的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） はい、ありがとうございました。

再質問を行ないます。

水道設備が遅れている原因について、インフラ整備が遅れているとは言えないと。

自家用の井戸で確保されている世帯が多いというふうには、その旨の答弁でございましたけれども。玉名市水道ビジョンが、これあります。平成21年から平成30年、10年間ですかね、その中で玉名市水道未普及及び地域に関するアンケートの報告書がこれに入るとるわけでございます。その中で配布の数が3,250人、回収の数が1,01

9人、回収率が31.3%。その中で問いの5番目に、「あなたの家で現在利用されている生活水の安全性について、どのような思いがありますか。」って、安心が34、どがんだろかと言うとるのが32、不安という方が17、それと問いの6の中で、「あなたの家で、現在利用されている生活水について将来的に不安視されていることがありますか。」という中で水質の悪化が34%、地下水量減少が32%、ということなんですよ。それと次の、問いの8が、「将来的に、安心安全、安定を考えて水道が必要だと思いますか。」という問いなんですよね。その中で、必要が52%、必要でないが41%。問い9、その問い8に対して必要とされる方に対しての質問なんですよ。そして、「水道を供給してほしい時期についてお尋ねをします。」、早急に供給をしてほしいが34%、5年以内に供給してほしいが20%、5年以上先に供給でもかまわないという方が46%。このような結果が出るとるわけですよ。それで、ただ自家用の井戸があっても水質が悪かったり、水の量が少なかったり、いろいろあるわけですよ。相当、私も、この水問題には苦勞しとります。そういう中でアンケートをとって、この受益者が少ないというようなことで、費用対効果が出ないというようなことでされていないとじゃないかというふうに思うわけですよ。ただ、「井戸があるけん、満足しとっですよ。」っていう方がすべてならそっでいいけどですね、一日も早くしてくださいっていう方も、相当おられるわけですよ。その辺を、どのように思っておられるのかを再質問いたします。

○議長（作本幸男君） 企業局長、宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 未整備地区の解消、老朽化等の更新、簡易水道の事業の統合、水道整備の耐震を目標に挙げ、ビジョン策定から7年が経過しております。

当初設定した給水人口の見通しも伸び悩んでおります。人口の減少や水需要の変化に伴う収入も低迷しております。更新時期を迎える水道施設の急増、耐震や豪雨等、大規模災害の頻発等の近年の水道事情を取り巻く、さまざまな環境の変化に即応することが難しくなってきました。このため、当初目標としていた施策の達成が遅れているのが現状であります。そういう中、未整備地区の解消につきましては、箱谷地区及び三ツ川地区の一部を解消し、簡易水道事業の統合においては、平成27年度までに整備を完了し統廃合に向けた準備を行なっております。一定の成果は上がっているところでございます。

今後、老朽施設の更新及び水道施設の耐震の施設整備を進めてまいりたいと考えております。また、これにあわせて未整備地区も段階的に解消を図っていききたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） 次に、竹崎地区のことをちょっと質問してみたいと思います。

この工場に対しての給水云々よりも、私が今回賛同したのは、竹崎地区の水道が悪くなる一方じゃないかという懸念があって、水を使用せんでも一遍悪くなった水は、なかなかよくはならんとじゃないかなというようなことば思いましてですね。今度の企業のほうの水道管の布設に対しては、私は賛成したんですよ。

そういう中で竹崎地区の方は、家庭内の給水を待っておられるのではないかと思います。現に私のほうにも、あの問題があったときに「我々のところも市水が必要なんですよ。」という方がおられたんですよ。その当時、担当課に聞いてみたら、「竹崎地区のほうに給水する容量の分の管は、入ってますよ。」というようなことだったんですよ。

そういうこともしてあるから、早急に竹崎地区あたりの整備をやってもらいたいなと思うわけですよ。いかがですか。

○議長（作本幸男君） 企業局長、宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 今回、伊倉の県道に配水管を埋設したことによりまして、竹崎区の一部の住民の方には、供給が可能になっております。これからも、そういう竹崎区の住民の方々に供給できるよう事業を進めてまいりたいと考えております。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） これを定住促進ということで、しきりに定住促進、定住促進ということでしきりにおっしゃっておられます。その中でも先ほどの特別対策法の中の活用という中でも、そういったインフラ整備をきちんとしとけば、その活用に対して利用者があるじゃないかというふうに思うわけですよ。できるだけ早急に、そういったことも解消できるように努力をされてやってほしいなと思います。

最後に「今後の計画について」、これは10年前にアンケートをとられておられますね。再度また、アンケートなりをとって、どのように思われてますかとか、実際職員が未整備地区のところに出向いて、現状を把握されてやってもらいたいというふうに思うわけですよ。それじゃないと、このインフラ整備あるとことないとことって相当違うとですよ。ほっでまあ、そういうことで、これを今度の30年ですか、新しい水道ビジョンができますね。その中に必ず未整備地区の整備ということで織り込んでもらって、そういった生活に支障がないようお願いしておきます。どうですか。

○議長（作本幸男君） 企業局長、宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 今、議員のほうからアンケートはとるかとおっしゃったけど、これは、次のビジョンを進めていく中で重要な項目だと思いますので、またアンケートをとって、その中に反映をさせていかなければならないと思います。

議員おっしゃいましたけども、要望、その件数が、聞く件数が少なかったりしても、その数によって整備をするんじゃないかと、今、議員がおっしゃいましたけども、地区がどういう状況にあるかをこちらとしても判断をいたしまして、段階的に考えていきたいと

考えております。

○議長（作本幸男君） 中尾嘉男君。

○19番（中尾嘉男君） ありがとうございます。これで、私の一般質問を終わらせてもらいます。

○議長（作本幸男君） 以上で、中尾嘉男君の質問は終わりました。

ここで議事の都合により、暫時休憩をいたします。

午前11時14分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

3番、松本憲二君。

[3番、松本憲二君 登壇]

○3番（松本憲二君） お疲れさまです。3番、自友クラブの松本でございます。

本当に今年は非常に雨が多くて、九州南部のほうでは1年間の年間雨量の5倍とか3倍とか、熊本でも約2倍ほど降ってるというような状況で、農作物のほうにも非常に被害が出ておまして、この6月議会の開会日の11日の日に、この議会が開催されて、ちょうどお昼で終わって全員協議会があつてるときに、宮田議員は自分の保育園のほうで冠水ということでお帰りになったんですけども、天水の尾田地区ではハウスの中が60センチほど冠水して、トマトとかメロンとか非常に影響が出ているということで、この災害っていうか、この天候に一番農業面では左右をされまして、排水路とか排水機場の問題も、非常に先行き、見通しが全然立ってないまま、なかなか農家も苦労しているということで、今回私は一般質問で、農林水産省が行なっております「多面的機能支払交付金」、この1つに絞って質問をしたいと思います。

私は、農林水産省が行なっている「多面的機能支払交付金」について、質問をいたします。

この事業は、25年度までは「農地・水保全管理支払交付金」という名称で活用されていた事業で、26年度から事業名変更、活動内容の追加により始められた新しい事業です。

事業の内容は、①で「農地維持支払交付金」、地域資源の基礎的保全活動ということなんです。②で「資源向上支払交付金」、地域資源の質的向上を図る共同活動となっております。③で「資源向上支払交付金」で施設の長寿命化のための活動となっております。

以前の事業と現在の事業で活動内容が追加された、ちょっと変更されたという部分は、農村文化の継承や防災、減災の強化などがあるようです。

現在玉名市では、50の組織が多面的事業支払交付金事業に取り組んでおられ、農

地面積といたしまして、田んぼで2,889ヘクタール、畑で310ヘクタール、進捗率は、田んぼでいきますと81%、畑では18.8%。事業交付金ですね、国・県あたりからの交付金、合計でいきますと2億4,311万9,908円ということです。負担の割合は、国が50%、県が25%、市が25%。このような状況になっております。玉名市での事業対象となる農地の全体、面積ですね、一応、耕作放棄地は除くというふうになつていきますけれども、田んぼでいきますと3,568ヘクタール、畑で1,649ヘクタール。今は、まだ活動に取り組んでない農地が、田んぼで679ヘクタール、畑で1,339ヘクタールというふうになっております。これは、事業交付金の額でみますと1億3,051万760円となります。負担割合で合計しますと、国・県の負担金が9,788万3,070円。この9,788万3,070円というのは、すべての地区が、この多面的機能の事業対象となる農地がすべて入っていれば、この9,800万円近いお金が玉名市に交付金としていただけるんですけれども、なかなか入っていない、まだ、この多面的機能事業に参加をされていないという地区があります。

この状況を打開するには、非常に御苦勞をおかけするんですけれども、各地域の皆さんに取り組んでいただく必要があります。取り組んでいただくに当たっては、本当、市のほうが率先して、地域のそこの未加入地区の地域の皆さんと話し合いをしていたきながら、事業の内容をしっかりと理解をしていただき、そしてまた、地域の皆さんの協力を得ながら、この事業に取り組んでいただくと、このようなスタンスを市がとるべきだと、私はいつも、このように思ってるわけなんですけれども。

昨年、26年度にこの新事業が始まりまして、この事業に取り組まれる地域の代表者に対しまして事業説明会が2回ほど開催されまして、私もその説明会に参加をしたわけなんですけれども、参加者の多くの方が事務処理が大変厳しいと。これは、今、会計監査の、交付金というのは、会計監査員の対象ということで非常に提出書類がいっぱいありまして、これが皆さん口々に、この説明会に参加をされてた方々は、口々にどうしても事務処理、提出書類がものすごく多いから、自分たちの地域では、なかなか事務処理の対応ができないですということをおっしゃってました。

以前までの事業は書類作成も大変ということで、ほとんどの地区が、農家の方がその事務をされるということで、「手書きでもOKですよ。」ということだったそうですけれども、「今後はパソコンをちゃんと導入をして、書類作成もきっちりやってくださいよ。」ということで、省庁のほうから指導があつてるようです。

現在、50の組織が入っておられますけれども、どれぐらいの組織がパソコンを導入をされて、書類の作成を行なっておられるかわかりませんが、玉名市の土地改良区に書類を委託されている組織もあるようで、玉名市土地改良区の職員さんたちに話を、1何箇所ぐらい、その土地改良区さんのほうに書類作成を依頼されているということで、

職員さんたちにちょっとお話を伺ったところ、年度末になると、その委託をされておられる組織から、もう一遍に一年分の書類をどんと持って来られるということで、なかなか年度末は土地改良区の事務整理もあるて、その中でこの多面的機能の事務整理も一緒にしなきゃいけないということで、毎日年度末は、残業、残業ということで大変苦勞をされているというお話でした。

もちろん委託をされている組織に関しましては、土地改良さんに委託料は払ってらっしゃるということですが、その書類作成、事務体制を市のほうでもう少し考える必要があるのではないかとというふうに、私は思っています。

昨年度から、この新事業に加入しました、私が住んでいる横島干拓のことを例に話しますと、横島干拓といっても一部旧玉名市の干拓地も含まれます。25年度までは、その農地・水保全管理支払交付金事業には参加ができなかったんですよ。干拓地ということで、干拓は地目が畑ということで、ちょっと参加が全然できないような状態で、26年度のこの新事業に変更になりまして、「干拓地も入っていいよ。」ということでなんとか入れるようになりました。その3区の区長さんを初め、土地改良の役員さんたちと事業説明会に行きまして、さっき事業をいいました①、②の事業を、ほとんど皆さんの地区でも行なわれております区役、排水路とか用水路とか、その辺の草を切ったりですね、そういう区役と同様の活動ということでスムーズに取り組めたんですけども、やっぱり説明会で皆さんがおっしゃってましたように、年度末の提出書類を作成するのに、夕方の農作業を終えられて、地区の役員さんたちでみんな公民館に集まって約1カ月ほど毎晩のように、全然、初めて行なったものですから、1カ月ほどかかって書類を作成しました。しかしながら、幸いにも私たちの地区の書類づくりにお手伝いをいただいた方がいらっしやいまして、その方無しでは提出書類が完成しなかったのかなと思っております。

そのお手伝いをしてもらった方は、御自分の地域の事業の取り組みの書類作成も数年にわたり手がけておられて、その方がおっしゃるのには、「自分も、最初は大変苦勞をしたよ。」というふうに、大変苦勞をしたというふうにおっしゃられておりました。

3番の長寿命化という事業については、うちの地区では土掘りだった排水路を約500メートル、U字構の排水路の工事をすることができましたし、幅約10メートルほどある排水路を長さ1,000メートルにしゅんせつすることができました。地域の皆さんの中には、「もっとこういう事業に早くから取り組むことができたなら」というふうに、非常に悔やまれる方もいらっしやいましたが、大半の方が自分たちの地域がよくなっていくというふうにおっしゃられて喜んでおられました。

私の地域の例を、今、話ただけですけども、まだ整備をされていない排水路や農道。こういうふうな事業を活用して整備ができるわけですね。ここで言いますと、こ

ちらの庁舎、議場の北側の窓から見ていただけるとわかるんですけども、この地区には、今はまだ多面的機能には加入をされておりませんが、まだ排水路とか農道が全然整備をされていないような状況で、やっぱりこういうところも入っていただいて、そういう整備を早く進めていくと、もっと使い勝手のよい農地になりまして、今見てわかるように耕作放棄地が大分点々とありますけれども、こういう解消もされるんじゃないかなというふうに思っております。

この事業は、自分たちの地域を自分たちの力で守りながら発展させていく事業だと、私は思っております。玉名市としましても、この事業を推進していく中で、もう少し専門的な職員さんをふやしていただくべきんじゃないかなというふうに思っております。

そこで、質問をいたします。

玉名市では、このような事業に未加入の地域の今後の対応はどうされるのか。

それと、2番で、今まで自分たちで事務処理をされている地域が何か所かあります。玉名市土地改良区さんのほうに依頼をされている組織も何か所かあります。今後も事務処理の対応は、どう検討されるのか、その2点を質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長、吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 松本議員御質問の農林水産省の多面的機能支払交付金について、お答えいたします。

この交付金は、当初「農地・水環境保全向上対策事業」の名称で平成19年度より始まり、農村の過疎化、高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりその適切な保全管理が困難となっている状況に対し、支援する事業であります。

昨年度より活動内容の項目が追加されて、事業名も「多面的機能支払交付金事業」として再スタートしております。本市におきましては、14の組織がふえ、現在50の組織の方々が事業活動を行なわれております。議員が言われますように、組織を立ち上げ活動するには、事務的にも技術的にも大変であり、この事業を担う専門的な人材の確保が必要と考えております。

また、事業を委託できれば、組織を立ち上げて多面的機能支払交付金を活用したいという地域があるということも伺っております。現在、50組織のうち17組織、34%が委託料を支払い、市土地改良区への業務委託をなされております。ただ、市土地改良区といたしましては、通常業務もあり、現状以上の業務受託につきましては限界があるとの見解であります。

本事業を活用することで、土地改良施設等の整備が早期にでき、市の負担も軽減できることから、今後この事業の業務を担う人材を確保し、多くの地域が交付金を活用で

きるような体制づくりを検討するとともに、未加入地区の加入促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

17組織、今50組織が参加をされておまして、17組織が玉名市土地改良区のほうに依頼をされておると。この制度が始まったのが平成19年からと、今の答弁の中でありました。まず、19年から始まって、僕がちょっと調べたら、23年から長寿化の部分は入ったということも調べてわかったんですけども、まだ、未加入地域があるという中で、今、部長の答弁で、「やっぱり事務的に非常に大変だから、なかなか入るに、入ろうかな、入るまいかな。」というふうに、戸惑ってらっしゃる地区もいっぱいあるということですね。ましてや、今、17組織が土地改良区のほうに依頼をされてるという中で、土地改良区さんのほうも土地改良のそっちの事務処理もあるということで、これ以上ふえたらどうかなという思いも多分あられるんでしょう。

その中で未加入地域を解消をしていきながら、少しでもいただける交付金はいただいて、その整備をしていくというふうに考えるべきだと、私は思います。

再質問ですけれども、27年度で排水路の整備事業の要望が、大体玉名市のほうにどれぐらい挙がってるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長、吉永訓啓君。

○産業経済部長（吉永訓啓君） 議員御質問の団体営農業農村整備事業での排水路工事の要望につきましては、現在15地区、12キロの要望がっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） はい、答弁いただきました。

15地区から、12キロメートルということだったんですけども、玉名市が27年度当初予算で国・県に要望していました農業基盤整備促進事業や団体営農業農村整備事業の排水路工事5.5キロを要望していたわけでありまして、国・県の採択は696メートルというふうな状況でございます。国・県の農業予算も少しずつ削減されています。もちろん、健康福祉のほうに大分費用がかかるということで、農業、土木、そういった面が少しずつ予算が削減されているようですけれども、そのような中で、この多面的機能の事業が1番最初に1回入れば、5年間の継続ということで、昨年度、説明会にいきましたら、説明会のほうに県の土地改良事業団体連合会からいらっしゃって、「ほんといい事業ですから、5年間継続できるんですよ。」と、1年目にいただく交付金が、ずっと5年間いただけるということで、うちの地区を申しますと、横島干拓広

うございます。1年あたり約3,000万円ほどいただいております。それ、5年間継続すれば1億5,000万円です。それで、排水路、農道のまだ舗装されていない農道とかの舗装とかですね。そういうのができていくわけですね。

やっぱり、玉名市も27年度当初予算で5.5キロを要求しとった中で、国・県の採択は696メートルということで、なかなか今、部長が答弁されたように15地区から12キロメートルの整備の要望が挙がってるという中で、なかなか進まない。排水路の整備がですね、なかなか進まないという状況で、こういう事業をフル活用しながら少しずつでも排水路の工事だったり、農道の工事をしていく必要があると思います。

今、私が申しましたことを実践していただきたいなというふうに思いますし、この多面的機能支払交付金、今、農地整備課のほうで担当者が1人ということで、なかなか1人では、全部の地区のいろんな把握ができないということで、もちろん事務的にも土地改良区さんは土地改良区のちゃんと仕事がありますから、やっぱりそこは玉名市のほうできっちり事務方なり、その事務と一緒にその事業のいろいろ指導とか、そういうものを含めた中で人材を確保していただきたいなというふうに思います。

この人材を確保していただくというのは、なかなか部長では答弁がしづらいだらうと思いますので、市長は、その辺はどういうふうにお考えか、市長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（作本幸男君） 市長、高嵯哲哉君。

○市長（高嵯哲哉君） 松本議員の再質問にお答えいたします。

この多面的機能支払交付金につきましては、大変立派なと言いますか、農業をやっている方にとりましては、大変有利な状況だろうというふうに考えておりますし、また、農業をやっている人自体も、そういうふうに思われている。ただ、その中には手続きが大変複雑だとか、大変だとかというようなところで、ちゅうちょされているところが非常に多いというようなことだろうというふうに思います。

私たちもなるべく、こういったものを利用して、本来であるとなかなか用排水路の整備等々もできないけども、こういうのを利用してやるということが、非常にできるわけでありますので、なるべくこういうものに加担していただけるようにというようなことで、広くそういう面でアピールをしながら、やってるということで、今回も14の組織がふえたということは、そういうこともしながら、いいことだということで、わかっていただけたんじゃないかなというふうに思いますけれども、まだまだそういった、いいというのはわかってるけども加入できないというようなところにつきましては、これからも、加入に対しての促進はやっていくというような状況でありますし、また、土地改良区が事務を受けてるという状況でありますけれども、多く加入された方が、事務を土地改良に請け負いますと、その事務が土地改良区の中では一般的な土地改良区の事

務でございますけれども、その多面的機能支払交付金の仕事につきましては、手数料をいただいているというような状況でございますので、そういったところがふえれば、また人材もふやして対応をするということが出来ますので、これから、なるべく多くの方に加入できるようなことで、我々も普及に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 松本憲二君。

○3番（松本憲二君） 答弁いただきました。

もちろん、土地改良区には事務費というのは、払われてるというようなことですが、土地改良区も今までの局長が3月で定年をされて、それから人員の増員はあってないと。その前にも、お1人辞められて、今、一番当初からは2人の人員削減のまま、今、事務方を行なっているというような状況も伺っております。

そんな中で、もちろん委託料は払われているわけですが、この事務処理だけじゃなくて、私が言ってるのは使い方であったりとか、いろんな非常に難しいわけですね。ここにいっぱい書いてある書類を持っているんですけども、やっぱりそこは、きっちり理解していただくような専門的な職員を、あと1人なり2人なり、つけていただくというような感じが、私は一番いいのかなというふうに思っています。

これは会計監査員の対象でもありますし、市役所を定年された先輩方を再雇用で、こういう御指導をいただくとか、農林水産関係を定年された方をもう一回ここに来ていただくとか、もちろん農協なんかも非常にこういう面の事務的な面だとか、いろいろ農協がほとんど農地とかは把握をされてるんで、農協の定年された職員さんを再雇用するだとか、そういう面で補えるんじゃないかというふうに、私は考えております。

この事業は、地域の伝統、文化の継承ということで神楽だったり、その子供たちにも非常に優遇されたどんどやであったりだとか、そういうのにも使える交付金でありますし、それとか、あとは老人会の植栽であったりとか、環境美化、空き缶拾いであったりとかにも、日当というか、ある程度の手数料が払えるわけですね。

そういう面を非常に活用をしていただいて、老人会の方々とか子供たちには、そういうちょっとした作業とかをしていただいて、そのお金でゆっくり温泉に行っていたとか、そういう活用の仕方もありますんで、今後その辺もしっかり検討をしていただきながら、国・県の農業予算もだいぶ削減をされていますので、その辺をしっかりこういう事業を活用していただいて、もっともっと玉名市がよくなることを願ひまして、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（作本幸男君） 以上で、松本憲二君の質問が終わりました。

ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時01分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

4番、徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 皆さんこんにちは、4番、公明党、徳村登志郎でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、皆さん御存じのとおり選挙年齢の18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が11日に国会で成立しました。選挙権年齢の引き下げは、1945年に25歳以上の男子から現在の20歳以上の男女に変更されて以来、実に70年振りであります。

世界各国の選挙権年齢については、昨年2月に国立国会図書館が調べたところによると、調査可能な191か国地域のうち9割以上が18歳選挙権を導入しており、今回の改正は世界の潮流にあわせる改革となりました。選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる対象は、衆院選、参院選のほか地方自治体の首長や議会の選挙、最高裁判官の国民審査などです。来年夏の参院選から適用される見通しで、新たな有権者となる18歳、19歳は、高校3年生を含めて約240万人。これは、全有権者の約2%に当たります。今回の改正に伴い18歳、19歳の選挙運動や政治活動も認められるようになります。そのため、地域の教育委員会によるガイドラインの作成や、それに基づく学校の自主的な規制などのルールづくりが焦点となります。若者の政治参加への意識を高めるため、教育現場における主権者教育も必要となっていくと思います。

そこで、まずお尋ねします。18歳選挙権は、主権者としての自覚と社会参画の力を育む教育において有効な契機となると思いますが、教育現場における主権者教育の充実についてお聞かせください。

○議長（作本幸男君） 教育長、池田誠一君。

[教育長 池田誠一君 登壇]

○教育長（池田誠一君） 徳村議員の学校現場における主権者教育の現状及び充実についてというお尋ねにお答えいたします。

徳村議員も御承知のとおり、戦後、新憲法の制定により国民主権の原理が採用されました。国民主権とは、国の政治の決定権は国民が持ち、政治は国民の意志に基づいて行なわれるという原理です。昨今、投票率の低下に象徴されるように、若者の政治離れが進み、政治に関する無関心が大きな社会問題となっております。次世代を担う若者の政治への関心を高め参画を促すことも、今回の公職選挙法改正の狙いと考えられます。これらの課題を解決するために、若者の政治的教養を高め、政治に参加する態度を育成

するための小中学校の教育に対する期待の相対的に高まることが予想されます。

そのような中、現在本市小学校におきましては、6年生の社会科及び中学校の社会科公民分野で児童生徒の発達段階に応じて、国民主権に至るまでの経緯や国会の仕組みなどを初め、政治的な教養に関する学習を行なっております。中学校においては、政治的知識のみではなく、具体的に仮想の都市を設定し、そこに存在する課題の解決に向けて政策等について自分の考えを持ち、それを出し合い、練り上げていくなどの活動を取り入れ、政治をより身近に感じるような教材を使った学習を取り入れております。

また、学校をよりよくするための児童会及び生徒会の活動への参加とその役員選挙を通しまして、具体的に国民主権と議会制民主主義の基礎について学習します。多くの学校で児童会、生徒会の役員選挙を主権者教育ミニ体験と位置づけ、立候補者の演説会を実施し、その内容をもとに投票するというシステムをとっております。その際、投票の秘密についても学習いたします。実際に、本市選挙管理委員会より借用した本物の投票箱を使用し臨場感を醸し、選挙を体験させる取り組みも行なっております。このほか、学級会活動の時間には、住民自治の基礎となるよりよい学校生活のために、自分たちの意見を出し合い、子供たちの総意に基づく学級づくり、学校づくりを行なっております。

次に、本市が実施しております子ども議会についてお答えいたします。

本事業は、平成21年度から始まったもので、今回が3回目、3年に1回実施されております。本市6中学校及び、今回から県立中学校の代表が玉名市の将来について考え、実際に一般質問の形式で質問や提案を行ない、市行政の答弁を聞くことにより市政への興味、関心を高め、住民自治について学ぶ場として実施しております。

開催の頻度についてであります。実施に向けての事前学習会、質問及び提案者の原稿作成、リハーサル、本番までの生徒の負担等を考え、隔年ごとの実施について検討しているところです。

このように、現行の学習指導要領のもと、児童生徒の発達段階を考慮し、基礎的な政治的教養と公民的資質を身につけ、よりよい社会を形成していくための社会参画の意欲、態度の育成に努めております。

今後は、公職選挙法及び次期学習指導要領の改正内容を見守りながら、義務教育終了後3年以内に与えられる選挙権の行使を、より一層意識した主権者としての教育の充実が図れるよう対応してまいります。

最後に、18歳選挙権に伴いより踏み込んだ政党の主張等に関する政治内容についてですが、現時点では、教育基本法第14条に特定の政党の支持や反対のための政治教育、その他政治的活動を禁止していることに鑑み、具体的な政党の主張内容等に踏み込んでいくような教育内容にはみずから限界があるものと考えています。

以上、徳村議員のお尋ねにお答えいたしました。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

18歳選挙権をめぐる議論の深まりの中で、未成年の子供たちが冷静に政策を見きわめ懸命な1票を行使できるのかといった批判的な意見もあるようです。しかし、大切なことは、選挙権という権利によって市民としての自覚を持ってもらい、身近な問題への興味と関心を通じて地域社会とつながっていこうとする意欲を芽生えさせることだと思います。18歳選挙権を認める以上は、選挙運動や政治活動も基本的に自由です。ただし、学校は大切な教育の場所です。その目的に反しないように、一定のルールが必要だと思います。法律による規制よりも、地域の教育委員会でガイドラインを作成し、それに基づいて学校が自主的に規制する方法が望まれます。これまで日本の教育現場は、政治をテーマにすることがありませんでした。この状況では、若い人たちが政治の動きや自分と政治とのかかわりを理解することができません。これが、政治への無関心や不審につながる要因の1つとなっていたと思います。ぜひともこの点については、教育委員会がリーダーシップをとっていただきたいと切望いたします。

そこで、1点再質問させていただきます。

本年8月に実施される予定と伺った子ども議会の開催も、このちょうど18歳選挙権成立の時期に合ったものだと思います。子ども議会は、議会、行政の意義や仕組みを理解してもらうことだけではなく、町づくりや教育行政など児童生徒に身近なテーマについて、質問、提案する機会づくりでもあります。今回の18歳選挙権の成立に伴い、さらにその開催意義も教育上大きいと思われれます。すでに熊本市等では、この子ども議会を毎年開催しており、議会や行政に対する関心、理解を深めることに大いに役立っていると思われれます。ぜひ玉名市においても、現在の3年越しの開催から毎年の開催を提案いたしますので、それに対する答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 教育長、池田誠一君。

○教育長（池田誠一君） 現在3年ごとに実施しております。

議員のお尋ねのとおり、今後子供たちの政治的教養という言葉、私たちは小中学校の場合には使っておりますけれども、政治的教養を高める上で、学校現場のいろんな事情もありますので、その付近と協議をしながら、できる限り取り組んでまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

ぜひとも毎年開催できるような、そういう方向にもっていただければという

ふうに思います。大変有意義な子ども議会だと思います。

子ども議会は、子供たちに政治の興味を持たせる機会でもなると思います。小中学校での総合的な学習の時間や社会科の授業の一環として、また主権者教育の上でも積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

全国的に大学キャンパス内への期日前投票の設置が検討されているようです。その中で、先駆けてこの設置をした松山市の事例を知ったのですが、松山大学キャンパス内に期日前投票所を設置した松山市は、20代前半の投票率が向上したそうです。さらに、松山大学の学生から選挙コンシェルジュを選挙管理委員会が認定し、その学生が大学内の期日前投票所の利用促進を中心とした企画を立案、実施していくという画期的な内容が報道されておりました。ぜひ、若者が投票しやすい場所に期日前投票所を設置することを検討していただきたい。

そこで、お尋ねいたします。本市において18歳選挙権成立後、ふえる有権者の実態と本市の高校と九州看護福祉大学のキャンパス内への設置が可能か否か、答弁をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 徳村議員の、高校と大学への期日前投票所設置について、お答えをいたします。

選挙権が18歳に引き下げられることに伴い有権者の増加は、現時点で申し上げますと18歳の人が676人、19歳の人が656人の合計1,332人でございます。九州看護福祉大学への期日前投票所設置につきましては、すでに検討を行なっております。結論から申しますと、現段階では設置を見合わせることにしております。

理由といたしましては、現在玉名市内に居住する九州看護福祉大学の学生が700人程度、その内、選挙権の要件となります玉名市に住民票がある18歳以上の学生は、その半分にも満たないであろうとお聞きをいたしております。

一方、期日前投票所を設置するためには、期日前投票システムが使用できるように投票所と施設までネットワーク接続するための工事及び屋内工事等の所要の工事が必要となり、多額の費用負担が想定されます。また、期日前投票所を設置することになれば、投票所スペースを大学構内のどこにするのか、配線工事が可能かどうか、セキュリティー管理をどうするのか、という問題がございますし、投票箱や投票用紙を日々運搬することになりますので、そのための安全対策が必要となります。さらには、投票管理者、投票立会人、事務従事者等の人員を新たに確保する負担も発生します。

このように、大学内に期日前投票所を設置するメリットとデメリットを総合的に考慮し、現時点では見合わせることにしております。

全国的に見ましても、先般の統一地方選挙において期日前投票所が設置された大学は、近畿大学、大阪大学を初めとした全国12のいずれも学生数1万人程度か、それ以上の規模の大きな大学でございます。

続きまして、市内の高校への休日前投票所の設置でございますが、ただいま申し上げました九州看護福祉大学への休日前投票所の設置と同様の理由から現時点では見合わせることにしております。

ちなみに、玉名市における直近の18歳人口が現在676人でございますので、たとえば3月末に執行される選挙では、そのほとんどが玉名市に住民票があり、市内外の高校に通学する高校3年生ということになります。逆に4月初めに執行される選挙では、そのほとんどが高校生以外になります。したがって、市内5つの高校に期日前投票所を設置する費用対効果はかなり低いと考えております。

さて、市内の高校、大学への期日前投票所の設置は行なわないにしても、選挙権年齢が引き下げられることに伴い、今まで以上に若者の投票率向上に力を注いでいかなければならないことは、十分認識をいたしております。本市では、現在各種選挙時におきまして投開票事務にアルバイトの任用を行なっております。選挙事務を経験することで、選挙や政治に対する関心を高めることにもつながっているのではないかと考えております。

今後も他の自治体の先進事例を参考にしながら、各学校とも連携を図り、高校生大学生に対する効果的な啓発活動を行なってまいります。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

何かと費用対効果の問題はあるかと思えますけれども、今回の18歳選挙権というのは70年ぶりの改正でございます。それだけ大きく変わったというところで、なかなか費用対効果のことをずっと答弁でいただきましたけれども、期日前投票というのは投票率を上げるためにも力を入れていくべきものだと思っております。

一旦、ここで参考にしたいのでお聞きしますが、現在の期日前投票所の現状をちょっとあわせて教えていただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 現状ということは、数値的なものも含んでですか。

○4番（徳村登志郎君） そうですね。

○総務部長（西田美徳君） 資料を準備しておりませんので、あとで報告いたしてよろしいでしょうか。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） とにかく、今回の18歳選挙権の実施に伴って若者にも投票に行きやすい環境を期日前投票所の新たな設置を含めて検討していただきたいと思います。現在の各支所とかにおける期日前投票が行なわれていると思いますけれども、そちらのほうの状況も、結構それで期日前投票率が上がっているというふうなお話も聞いておりましたので、参考までにですね、できたらと思いますので、また後ほどわかれば、教えていただければと思います。

ともあれ、今回の18歳選挙権の導入について、公明党は45年以上も前から国会質問で取り上げるなど、一貫して推進してまいりました。今回の法案提出に向けても、大学生や高校生らと活発に意見交換をしてきました。一方、18歳選挙権の議論をめぐっては、現行法の不備も問題になりました。20歳になり選挙権を得た直後に引っ越した場合、新住所所在地に転入してから3カ月未満で国政選挙を迎えると選挙人名簿に登録されていないため、投票できません。そこで公明党は、引っ越し前の住所地に選挙権年齢に達する前も含めて3カ月以上住んでいれば、転居前の住所地で投票できるようにする公職選挙法改正案を自民党などと共同で今国会に提出、18歳選挙権と同時に適用できるように成立を目指しています。

とにかく、若者に魅力ある政策の実現のため、その責任を担って私自身も議員として取り組んでまいる決意でございます。

それでは、次の質問に移ります。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

現在、公共施設等建設特別委員会でも検討されている旧庁舎跡地と隣接する第1保育所の今後について質問いたします。

まず、老朽化に伴い建てかえが検討されている第1保育所についてお尋ねします。

4月にスタートした子ども・子育て支援新制度により、認定こども園の移行推進が本市でもなされております。認定こども園とは、3歳から就学前の子どもに幼児教育を提供する幼稚園機能、0歳から就学前の子どもへ保育を提供する保育園機能、すべての子育て家庭を対象に子育ての不安に対応した相談活動や親子が交流する場の提供などの子育て支援機能をあわせ持つ施設で、都道府県知事が認定こども園として認定して施設をいいますが、その認定こども園には4つのタイプがあるそうです。1つは幼保連携型、そして幼稚園型、保育所型、地方裁量型、この4つのうち、第1保育所は、移行するとすれば保育所型になるかと思います。今後、認定こども園の移行は、第1保育所において視野に入っているのでしょうか。また、民営化も今後ありえるのでしょうか。

現在の建てかえも含め、またその規模とか、そういうものも含めて答弁をお願いい

たします。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長、村上隆之君。

〔健康福祉部長 村上隆之君 登壇〕

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の「第1保育所の今後について」、旧庁舎の跡地と第1保育所の今後ということでの御質問にお答えいたします。

平成25年度策定の玉名市公共施設適正配置計画におきまして、改善の方向性として跡地も含めて建てかえを検討するとされております。また、玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会の答申におきましても、隣接する玉名第1保育所や文化センターの敷地や施設を含めた一体的な整備について検討するとされております。基本構想を今年度中に策定されることになっております。

玉名第1保育所は玉名市の中心部に位置しておりまして、公立保育所の役割として玉名市全体の就学前児童の保育、教育を、子どもの視点での質を長期にとらえた専門性から地道な定評ある保育を担い、保育事業者間の質を高める役割を果たしてほしいと考えております。

第1保育所の認定こども園の移行についての御質問でございますが、玉名市子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、保育と教育施設が、ただいま本市におきまして充足している状況でございますので、今後玉名の第1保育園の認定こども園への移行は現在のところは考えておりません。また、今後民営化につきましても公立の担う役割という、中心という部分を考えますと、公立のまま、そのまま維持してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

今回の第1保育所について質問させていただいたのも、第1保育所の今後を見据えて、また、この建てかえの機会に複合施設への提案を考えていたからでございます。

実際、保育所と子育て支援センター、学童クラブといった機能をあわせ持つ複合施設が各自治体で建設されております。本市におきましても、旧庁舎跡地に保育と幼稚園機能、子育て支援機能、また高校生まで利用可能な文化教育機能、これらをあわせ持つ複合施設を切望するものであります。

例をとりますと、隣接の熊本市には、熊本市こども文化会館がございます。

コンセプトとして5つの機能を持っておりますが、1つ目が、市の各施設の子どもに関する催し物紹介、子どもの興味関心を深めたり、新しい発見を手助けするような情報、親の子育てに役立つような情報、図書等の提供。2つ目が、子供に関する幅広い相談窓口の設置。3つ目が、体験型の学び、情操教育の場の提供。4つ目が、遊びの場の

提供。5つ目が、安心して子供たちが集える地域や年齢の違う子供たちの交流ができる触れ合いの場の提供です。このように複合的に子育て支援の施設として、市内外の子供たちと保護者に利用されております。

本市におきましても、旧庁舎跡地は市の中心でもあります。子育て教育の町としてのアピールをする意味でも、1つ、保育園。2、だれもが自由に利用できる児童文化会館。3、子育てや家庭に関する保護者の相談を受ける子ども家庭支援センター。4つ、子どもと一般市民も安心して利用できる公園等。これらの機能をあわせ持つ複合施設を、この機会に建設して、市内外に発信していただきたいと切望しております。

そこで、お尋ねいたします。

実際執行部に、どのような具体案がこの旧庁舎跡地の利用にあるのか、お尋ねしたいと思います。

答弁をよろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長、原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の「旧庁舎跡地における第1保育所等子育て支援施設の複合施設の設置」についてお答えをいたします。

まず、経緯と今後のスケジュールについて説明をさせていただきます。

平成26年度、昨年度でございますけれども、外部委員15名で設置をいたしました玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会が答申した概要を踏まえまして、本年度具体的な施設等を決定するために、今年4月に庁内組織として玉名市本庁舎跡地等活用基本構想検討委員会を設置をいたしました。現在までに2回会議を開催いたしまして、答申書を踏まえた基本方針等について、検討をしております。今年度中には、基本構想を策定をいたします。

また、平成28年度以降は、旧本庁舎の解体や実施計画及び関係工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

答申内容については、先日の田中議員の一般質問に対し、市長が答弁されましたとおりではございますけれども、答申書では、「旧本庁舎での建物につきましては、新庁舎への機能移転後、財源的に効果が高い方法で可能な限り早い時期に解体し、本庁舎跡地の有効活用を図ること」とされており、多世代交流機能と居住促進機能を備える具体的な施設として駐車場、駐輪場、交通機関に接続する施設やエリア、公園が明示をされております。加えて、跡地の利用に密接に関連する事柄といたしましては、本庁舎跡地の整備に伴う相乗効果を図るため、文化センターを、「さらに人が集う利用しやすい公共施設として機能充実やリニューアルを実施すること、隣接する市の所有者などを含めた一体的な整備計画を策定すべきである。」と言及をされているところでございます。

そこで、議員御提案の「子育てしやすいまちでアピールする必要がある」や「いろ

いろな機能を持った複合施設が望ましいのでは」についてでございますけども、昨年の外部委員での活用検討委員会の答申の中でも、第1保育所と子育て支援施設の複合施設の建設、玉名市公共施設適正配置計画の中でも、「第1保育所については、旧本庁舎跡地での建てかえも含めて検討する」とされております。そこで、複合施設、こういった具体案があるのかというふうなご質問でございますけども、まだ今、検討段階でございます、複合施設として想定されるものとしては、子育て支援センターや児童館などを併設し、子育て支援事業の総合的拠点を創設することで市民の皆さまが子育てしやすいと感じていただけるよう、庁内におきます構想検討委員会の中で今後十分検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございます。

いろいろお話をお伺いしまして、特にこの複合施設、できるとすれば玉名市文化センターが隣接するということになると思います。図書館も併設しております。この図書館と子ども施設の連携で、たとえば絵本を通じた親子の心の触れ合いの場の創出を初め新たな複合施設との融合とかも図れるのではないかなと私自身考えております。

この旧庁舎跡地ですね、ぜひ市の子育て教育の拠点として再開発できるのではないかとこのように私も確信しております。

それでは最後に、これまでの支援事業を確認する意味でも、平成20年度から22年度まで実施された安心子ども基金の活用についてお尋ねします。

事業概要は、「1 保育所等整備事業」「2 家庭的保育改修等事業」「3 保育の質の向上のための研修事業等」で実施されておりました。本市の活用状況の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（作本幸男君） 健康福祉部長、村上隆之君。

○健康福祉部長（村上隆之君） 徳村議員の3点目の「安心子ども基金の活用について」の御質問にお答えいたします。

安心子ども基金は、国から交付された交付金を財源に県が基金を造成し、保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか地域の子育て力を育む取り組み等、すべての子ども、家庭への支援、ひとり親家庭、社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備について、平成22年から26年までの間、活用された基金でございます。

本市におきましては、平成24年度にちどり保育園移転の新築事業に約8,600万円、平成25年度のファミリーサポートセンター事業、一時預かり事業などの子育て支援強化事業に約2,500万円、保育士等処遇改善臨時特例事業に約2,400万円が充当されております。子ども安心基金を活用していた事業につきましては、平成27年度

以降名称を変え継続されることとなっております。今後も引き続き、国・県の補助を最大限活用し、子育て支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 徳村登志郎君。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。

合併特例債とかもわかりですが、あらゆる財源を駆使して子育て支援の拡充を提案したこの複合施設に限らず、推進してもらいたいというふうに考えております。

質問は以上となりますが、政府は今、地方創生を進める自治体への支援を、まち・ひと・しごと創生基本方針2015として作成しています。同方針は、政府が昨年末に決めた地方創生への総合戦略を踏まえ、2016年度の予算に盛り込む地方創生関連施策の指針となるものでございます。

公明党は、この策定に提言しております。人口減少で地域経済の活力が低下するとともに、人口の多い都市部への雇用の集中で地方での人口減少に拍車がかかっているとの指摘、また75歳以上の高齢者人口がふえ高まる医療や介護のニーズに応じていく必要性を訴えています。

政府が地方創生に向けた地方版総合戦略に基づく事業などを対象とする地方自治体向けの新型交付金についても、必要な財源確保を訴えております。さらに提言では、若者に地方定住を促すため、仕事や生活の情報を一元的に提供する地域仕事支援センターの全国展開や、妊娠期から子育て期の支援をワンストップで行なう子育て世代包括支援センターの整備を要請しております。これを受けて、石破地方創生担当相は「人が輝く地方創生へ」ということで、提言を検討していくという意向を示してくださいました。今回の一般質問も、この地方創生の流れを受けてさせていただいたものです。これからも議員として、地方創生の役に立てるよう頑張ってまいります。

以上で、私の一般質問は終わります。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 大変失礼をいたしました。先ほど答弁が漏れておりましたのでお答えをいたします。

期日前投票所の現状ということでございますけれども、現在玉名市役所の本庁舎及び各支所の4カ所に設置をいたしております。たとえば、今年度の4月12日執行の熊本県議会議員一般選挙におきましては、市本庁舎が5,199名、岱明支所が1,677名、横島支所が930名、天水支所が719名の合計8,525名となっております。これは、投票日当日を含めました投票者総数2万8,525人に対して、約30%となっております。この状況は、ここ数年の状況からするとほぼ同程度の率となっております。

一方、投票率そのものが年々低下する傾向にございますので、その分、期日前投票を利用される方は増加している形になる状況でございます。今後、さらなる投票率の向上に向けまして、有権者の利便性が高い場所に期日前投票所を開設するということが、時代の要請でもございますので、今後検討を行なっていきたいと考えております。

以上でございます。

○4番（徳村登志郎君） 答弁ありがとうございました。参考になりました。

以上です。

○議長（作本幸男君） 以上で、徳村登志郎君の質問が終わりました。

引き続き、9番、江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） こんにちは、9番、無党派という会派の江田です。

いつもながら最終日でございますけども、もう少し御辛抱をお願いいたします。そして、いつもながら傍聴席の皆さん、ありがとうございます。先ほどの徳村議員のすがすがしい若いあとに、年寄りが出てまいります。ちょっと辛抱してください。

合併をいたしまして、早いもので10月で10年がたとうとしております。きのうも合併につきましてのいきさつは、高村議員から詳しく説明がありました。

国が進めた平成の大合併、合併すれば、まずは経費が削減できる。行政はニーズも多様になり、専門的な職員も可能になり、市民のためにプラスになるなど、いろいろと甘い言葉に乗せられて合併特例債というニンジンをおろして、1市3町が合併をいたしました。果たしてこれでよかったのかどうか、10年がたって、そろそろ結果が出るんじゃないかと思えます。

一番の目的は、267億円という合併特例債をどのように使うのか。合併協議会でいろいろ検討され、一番の目玉は新庁舎建設であったと聞いております。当時、旧玉名市長であった高嶋市長が会長のもとで新庁舎建設費は70億円以内と決まったことは、皆さん御存じのとおりであります。平成17年10月に新玉名市が誕生し、初代市長に島津市長が選ばれました。そのことに関しては、昨日の高村議員から詳しく述べられたとおりであります。新庁舎建設に当たっては、前島津市長は新庁舎建設準備室をつくり、商工会議所などいろいろな意見を聞き、慎重な上に慎重過ぎるほど、やっとのことで建設予定地が決まり、基本計画が決まりました。設計事務所が出した見積もりは59億何千万円とですね。また、用地交渉は100%できていないので実施設計が発注されない、そのために、県の事業認定が下りなかったわけですね。その当時、島津市長は言いよらした。本来ならば、実施設計ができていころなんですね。ところが、「100%同意が得てなかったから、その上に図面を書くところか」ということで、その当時はそうでした。そして、平成21年の10月の市長選挙になったんです。だから、その

当時も前島津氏が言われてました。「恐らく、この新庁舎建設が選挙の争点になるんじゃないだろうか。」とですね。当時、アメリカのオバマ大統領から始まりまして、チェンジちゅうことがですね。日本各地で嵐が吹き荒れました。鳩山首相が誕生し、玉名までが「チェンジ玉名」ということで、「新庁舎建設の60億円は、税金の無駄遣い」というビラが回りました。そして、高寄市長が誕生すれば、「30億円で新庁舎建設するんだ。」、そういううわさが流れたのは事実であります。また、いろいろなうわさも出ました。もう、土地はだれかとだれかが買ったとかですね、いろんないうわさが流れました。結果、高寄市長が選ばれたわけです。平成21年の12月の定例会では、12人の議員さんが一般質問をされました。その12人の中で7人の議員さんが、この新庁舎建設に対して質問がありました。

要するに、30億円で建設する根拠はなんなのかと。

その当時の議事録を読んでみました。今おられるベテラン議員さんも30億円を言われて、場所のことまで大変な熱弁をされました。時がたてば、変わるも変わるものがあります。そして、平成25年の10月の選挙では、「新庁舎建設で20億円の削減ができました。」と、これも、各家庭にビラが回りました。市民からは、「さすがは、高寄さん」と評価をされ、今日に至ったわけであります。

高寄市長は建築に関しては、工場から店舗、アパート、住宅と何軒もかかわってこられておりますので、相当勉強、研究もされております。これは、プロ並みでありますね。むしろ、客観的な立場から見れば、この新庁舎建設に対しても相当な指導力を発揮されたんじゃないかならうかと思えますね。その努力の甲斐がありました。その執念には、敬意を表したいと思えます。高寄市長、金額の割りには大変よくできていると、私は思います。ただ残念に思うのは、本体工事においては、機械設備の九電工だけで地元の下請けさんはだれもやってないんですね。なぜかといえば、大変金額が受ける金額が厳しかったんですね。だから、地元の方は、相当恨みを言っていたようです。また、仕事をされる下請けの別の大牟田から来られる方も、相当な恨み、つらみは聞いております。そういうわけで、この新庁舎は完成をしたわけであります。

それでは、通告に従いまして、「①市の公共施設のあり方について、新庁舎を検証する」と題しました。できてしまったものを、いまさら言うのは何かケチをつけるようでもありますけれども、これは私が言うのではなくて、市民からの声、いろんな人からの声を代弁をいたしますので、あしからず。

まず、1といたしまして、電話がありました。「新庁舎に行ったけど、写真とちいっと違うぞ。」と、「建物ばかりで、殺風景ね。」と。この電話帳の表紙に載っただけですよ、皆さん家庭からですね。これがこう、植栽がいっぱいあつとですよ。ところが、今こう見ると全部駐車場になって、これと大分違うとですね。だから、恐らくこれは植

栽の件を言われてるんじゃないですね。建物に対してじゃなくて、植栽のことだろうと思います。

そして、2番目に雨がちょっと降ったときに、玄関前とかいろんなところに水が溜まるわけですね。今、見ると、ちょっと舗装し直したりなんかをこう、いろいろしてあるですね。だから、「あら、なんか。」というような言い方だったんですね。

それと、これは我々も4階に行くとわかるんですけど、4階からひさしが出てバルコニーになっとるわけですね。上から見ると、穴んほげとっですね。そのひさしの水が、何間置きかに、ポトポトつこけくるわけですね。雨んひどかと、ジョロばまいたごっして落ちるわけです。それが3番目ですね。

4番目として、5月26日に市の職員さんが、体の不調を訴え救急車に出動依頼がなされたとのこと。ところが、この新庁舎のエレベーターが2基ありますけれども、そのエレベーターに緊急搬送用のストレッチャーは乗らんそうですね。それで、階段を担架で運ばれたそうなんです。これは、消防署に聞いてみましたところ、建物が完成したときは消防署の検査があるわけですから、その時点で担架は乗らんから、ストレッチャーは乗らんからということで、その要請で来られたそうですね。

それと、エレベーターが狭いんですね。皆さん乗られたら、わかると思うんですけども。ですから、身体障がい者の方ですか、車いすだと回すのに、普通でも乗っておられたら、ちょっと回りにっかつですよ。エレベーターというのは、あんまり使わんですけれども、調べに行ったら、ちょうどエレベーターの前に鏡がついとっです。だから、乗られた方はバックして出られるみたいですね。だから、実際的にエレベーターが狭いということですね。

5番目に、市の職員さんの駐車場ですか、そこに入れますね。ここが、大雨のときとかなんかには、「一部の車は停めるな」ということらしいですね。あと、私も見に行ったら、その隣の国の庁舎ですか、その駐車場よりも低かつですよ。ですから、恐らく水がたまっただろうと思います。ですから、どれくらい低いのか、どういう目的で低くされているのか、それを伺いたいと思います。

それと、本館の駐車場の横に調整池があるんですね。あの調整池が、ちょうど3月議会のときだったですかね、コンクリートの準備をして、今も見られるとこ全部コンクリートになっとるわけですね。なぜなのかですね。

7番目、18年のその基本計画の中には「突発的な停電に対応できるような非常用の電源設備を設置する」となっているんですね。これは、どうなのか。

最後に、追加工事も含めまして総事業費はどれくらいかかったのか、お尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長、原口和義君。

[企画経営部長 原口和義君 登壇]

○企画経営部長（原口和義君） 議員の「新庁舎の検証」ということでの御質問にお答えをいたします。

8点ほど、質問があったかと思えます。順次説明をいたします。

まず1点目であります。「緑地、樹木の減」についてでございます。

庁舎周りの植栽が減ったことの経緯でございます。平成23年度に実施設計を完成した時点では、確かに来客用の駐車場付近にも植栽が計画されている完成予想図がございました。ただ、議会特別委員会での審議の中には「緑地帯は、樹木より芝生のほうが見通しもよく、より安全ではないか」等の御意見もあり、緑地の計画については、その後も検討をしていたところでございますが、最終的に、緑地を減らさざるを得なかった1番の要因といたしましては、土地収用法の事業認定申請でございました。その事業認定では、敷地面積は最小限にする必要があり、緑地については都市計画法の開発許可にある敷地全体の面積の3%程度に近づけることになりましたので、変更をしたものでございます。

続いて、2点目、「駐車場の舗装の補修の件」でございます。

新庁舎の造成工事の工期につきましては、平成20年度12月補正予算により承認をいただき、平成25年1月末から工事に着手をいたしました。このことは、消費税の増税の影響を最小限にするためと用地の周りも耕作地でありますので、「隣接する東側の擁壁と排水路の整備を6月下旬までに完了することが可能になる」などのメリットもございましたので、工事を前倒しして造成工事を実施したところでございます。

また、現場が低湿地であるため、議会特別委員会の中でも地盤沈下などを心配される御意見もございましたので、造成に係る盛土の方法につきましては、十分検討し、1月末の着手後、直ちに表土を剥ぎ取り、2月中旬からは大量の土を現場に搬入をいたしました。その際、道路工事等でみられる工法であります。地表面から土を3メートル以上の高さまで盛って、約3カ月の間、土の重さによって荷重をかけ、その後の転圧方法も少しずつ土地をかさ上げしながら、慎重に工事を実施したところでございます。

工期につきましても、幸い悪天候も少なく、十分な余裕をもって竣工をしたところでございます。なお、平成25年8月中旬の造成工事の完了から建築工事による大型重機の往来などで現場内にも転圧がされ、最後の駐車場の舗装工事の、平成26年12月末の完成までには、約1年半の期間がございましたので、地盤の沈下についても落ち着いていると思われませんが、議員御指摘のとおり駐車場の舗装の一部に水たまりができています。部分的に舗装の補修を行なっているところでございます。

次に、3点目でございます。「雨どいの件」でございます。

庁舎の雨どいに関する御質問でございますけれども、建物の屋上に降った多くの雨

につきましては、建物の内外に雨どいができる限り見えないような経路を配管し、屋外の調整池に集まるようになっております。ただ、多分1階の滴り落ちるといふようなところだろうと思っておりますけれども、御指摘の箇所につきましては最近の庁舎などの建築物の多くの特徴でもございますが、この新庁舎の南側及び東と西側の一部に大きく突き出しましたひさしに降った雨の最終処理の方法だと思われまゝ。御承知のとおり、正面の外観及び周囲からの景観を考えて、雨どいを取りつけない設計になっております。しかしながら、雨が強く降る日には、西側の駐車場と東側の自販機スペース及び喫煙スペース付近では、ひさしの先端の穴から雨が滴り、地面に落ちた雨水がブロックで跳ねていることがあります。今後とも状況確認を継続しながら、対応についてもひどいということであれば、考えていきたいというふうを考えております。

次に、4点目、「エレベーターについて」でございます。

新庁舎に設置しましたエレベーターの規格及び使用については、定員が15人乗りで積載荷重が1,000キログラムのエレベーターを、御存じのとおり東西に計2台設置しております。また、周辺施設や他の公共施設を調査しましたところ、新玉名駅、福祉センター、地域振興局、桃田体育館が11人乗りで積載荷重が750キログラム、隣の合同庁舎が13人乗りで積載荷重が900キログラムのエレベーターが設置されておりますが、いずれも、ストレッチャー対応型ではございません。議員も御承知と思っておりますけれども、エレベーターを設置する際に、ストレッチャーの対応型にするなどの法的な規制はございません。ただ、マンション等の高層階の建築物につきましては、関係機関への事前協議や建築確認申請の際に消防署からの指導や助言を受け、ストレッチャーに対応できる規格のエレベーターが設置されることがございます。また、この新庁舎にストレッチャー対応型のエレベーターを設置しなかった理由といたしましては、庁舎が高層階の建物ではなく4階建てであることと、ストレッチャー対応型の特徴としてエレベーターの内かごの奥行きが必要となり、そのため、幅が狭くなってしまい、先ほど議員がおっしゃいましたとおり、車いすでの利用や荷物の運搬の際にも使いづらいというデメリットもあるため、ストレッチャーの利用よりも車いすでの利用を優先し、一般的なエレベーターの規格である奥行きと幅が正方形に近い形のエレベーターを設置したものでございます。なお、医療機関やショッピングモール等にありますがような多種多様な目的で利用する大型のエレベーターの設置につきましては、検討をしておりません。

次、5点目です。「職員駐車場について」でございます。

議員も御承知のとおり、5,000平方メートルを超える敷地の盛り土などの造成工事を行なう場合には、周辺への影響を最小限にするため、たとえその目的が職員駐車場での使用であっても、開発行為申請により雨水の排水対策などを実施する必要があります。しかしながら、こちらの庁舎側の来客用駐車場の東側にあります調整池のよう

に、掘り下げた形の雨水処理方式では職員の駐車台数を確保することができない、困難であるため、駐車場、職員駐車場全体を調整池の機能を含めた整備を実施したところでございます。

それから、6点目であります「現庁舎の南の東側にあります調整池の底張りコンクリート」につきましては、当初普通の土の底板で考えておったんですけども、庁舎開庁後、その後の管理について、当然土だったら草等あたりが出てきますので、その後の管理のことを考えまして、庁舎開庁後に底板を打ったというふうな経緯でございます。

それから、7点目、「自家発電設備について」。

新庁舎の自家発電設備につきましては、停電時のバックアップ電源と最重要負荷及び防災負荷への電源を供給するため、自家発電設備を設置しております。72時間3日分を敷地の北東側の地下タンクにA重油を約2万リットル備蓄し、災害時に必要とする電気の安定供給を可能にしております。

それから、最後でございますけども、「最終的な総事業費について」でございます。

この新庁舎の総事業費でございますけども、庁舎完成後に、追加発注した、先ほど申しました底板コンクリートでありますとか、職員駐車場のグレーチング蓋設置でございますけども、それも含めた主な内訳を申し上げますと、建築本体工事と造成及び外溝工事などの工事請負費が約31億5,400万円、用地取得費に係る費用が約5億7,500万円、その他設計業務や備品の購入及び事務費経費が約2億3,700万円でありまして、新庁舎建設の総事業費は合計で39億6,600万円となっております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 説明をいただきました。

新庁舎が殺風景である。このことに関しては、新庁舎というのは事務所と考えるようですね。市長が言われてます「市民の憩いの場である」のであれば、もう少し、なんかいろいろ考えることができたんじゃないかと思うんですね。

たとえば県庁、行かれるとわかるんですけども、本体があって、プロムナードっていうんですか、あそこにずっとイチョウが並木になっとっすね。だから、やっぱりこう、和みがあるんですね。それと、この新幹線の広場でも、恐らくこの新幹線の駅自身が森の駅という名目だから、恐らくそれをあれして、いろんな植栽はやってあると思うんですね。だから、人から見ればぜいたくと言われる方も、やっぱりそれだけの和みが出てくるんじゃないかならうと思います。ですから、なんかやっぱり、ちょっと見た感じ殺風景なんですね。だから、開発許可取るときには、それは指導はなかったんですかね。恐らく、この電話帳に載っとっとなんかは、最初からこう描いてあるんですね。ですから、その辺は、私たちも来てから、「ああ、えらいなんか、ものすごく建物はよか

ばってんが」、入って、なんか都会の真ん中におるごたっ感じのしてですね。ですから、その辺はできてるから何にも言うあれは、ありませんけども。

それと舗装の件ですけど、それは先ほどからいろいろ言われてます。これは、業者の責任ではないと思うんですけどもですね。先ほど部長から言われました。これは、新庁舎の特別委員会でも言うたっですね。やっぱ、道路新しくでくっときは、見ればわかるように盛土がしてあつとです。だから、その不同沈下なんかは、そら1年や2年そこらであるもんじゃなか、決まるもんじゃなかつですよ。大体1立方メートルで言うと、この立方メートルで2トンぐらいあるとですよ。だから、玉名警察署があるでしょう、あそこは、5メートルどん盛土ばしとっですかね。だから、オープンして何年かで20センチメートルどま下がったっですよ。ですから、その土圧ちゅうですかね、だから、極端にいうと不同沈下はひょっとすると、その通路が通りよるけん、そこだけが固とうなってほかんところが柔かったかもしれんです。だから、これはやっぱり、私は業者の責任じゃないと思うんです。1つは、工期の問題もあつとですよ。ですね。これはもう、いまさらどうのこうの言っても仕方ありません。ただ昔、建設部長だった赤松さんも、この件に関しては、いろいろ、「この盛土ば1メートル500すつとだんね、これはどうのこうの」ということは、言われよったです。ですから、これは仕方ないと思います。

それと、3番目の「といの件」ですけども。1番は、美観とかなんとかも確かにあるばってんですね。あらとっぺんにあるけん、たてどいこうするともあるでしょうが。工法はもう、やり方いろいろあると思うですよ。勾配をこっちにつくつと、根っこにつけらるつとですけん、といは、たてどいは。あら、とっぺんについとるけんが、ですね。

だから、あそこの穴から、我々がおるとき、ボトボトと落ちよるです。東側だけじゃなかつですよ、全部ですよ。だから、一番心配すつとは、あれからボトボト落ちつと、水の飛ばしりのすっでしょうが、そうすつと、全面が全部ガラスですよ。そうすると、ガラスは、があんあるばってん劣化すつとですよ、やっぱですね。だから、問題は「将来にわたって」を、専門の人は言われる方がよくおられます。

それと、「エレベーターの件」ですけど、私も以前、新庁舎に関しては、十何回ぐらい一般質問しています。それで、当初の18年度のこの計画案のときに、これには、「その他の機能」で書いてあつてですね、「あいうえお」ありますけども、「十分な広さを確保したエレベーターを設置します。」と書いてあつたとです。だから、いろいろな打ち合わせしよつたとき、極端に言うとも視察に来られる方が「わあ、2基もあつてすな。よかですな。」って言われるけども、ただせっかくエレベーターばつくとだっけんですね。1つぐらいは、測つたごとすつと1メートル、入り口合わせたら90センチ

メートルしかなかったですよ。幅とあって中に車いすは。もう1つ、一回り太かつはすつとですね、1,500の1,600くらいあつとですよ。だから、今から言うても仕方なかばってんですね。値段なこしこぞ、こしこぞってなつてくつと、当然こしこになつとですね。

よそは、確かにストレッチャー乗らんつて。しかし、自慢でくつた、こら万が一だけんですね。とおしあるこつあなかばってんですね。ここに來られている傍聴席の皆さんが、結構御高齢の方と思いなはつてですね。なんかあつとき、「4階から、さあどがんするか」、ですね。それと、いざなんかあつたときは、ここの建物ば。やっぱ、非常用の拠点ですよ。ひよつとすると、ここでなんか、せなんかもしれん。ほんとに、せつかく建つつとだからというのを申し上げるだけであつてです。

いろいろ言うても、経費がこしこだけんと言うてしまえば、そうなつてですね。

それと、職員さんの駐車場の件ですけども、いろいろ聞くと、確かにあそこは調整池ていうんですか、調整池ていうんですか。そのかわりにもなつとつとでしよう、部長。

○9番（江田計司君） ですね。だから、相当研究して、そこまで研究しとんなつとですよ。ほんなら、こつちんほうもまちつと研究をすつと、なんかどがんかなつと。あんまらよか格好、見てくれじゃなかつてですよ、ですね。

我々も3月議会のとき來たとき、確かに草の植わつとつたけんですね。そしたら、議会の終わり方になつたら、なんかこうこうしよつてから、いつの間にかコンクリート打ちなはつた。こん草ん植わつとも最初わかつとつたばいた、突然出てくつとじゃなかつたけんですね。だから、そういうこと言うつちやいかんけん、それ以上は言いません。

それと、非常用の電源は、びしゃつとしとんなはるごたる、今こういうとは納得しました。しかし、私はたばこ吸わんからあれですけど、たばこ吸われる方は、屋上に上つてみると、屋上は言うちゃ悪かばつてん、物置のごたつてですね。線はこうこうなつとる、ああなんのこうこういろいろでいっぴやあつてですね。確か、西川議員だったですかね、その太陽光のあるごつなつとつたばつてんですね。当初の18年度の計画のときは、太陽光は計画してあつたつてですよ。しかし最終的には、やっぱ予算ですね。だから、新庁舎の特別委員会でもいろんなところを見学行くけども、いろいろ新庁舎あたりは、屋上を見晴らしのいい、いろいろこう研究をされつてつてです。ここは、屋上は全然使われんとですよ。もう、かかうえになるけんですね。まあこれを言うても仕方なかですね、やっぱ金額の問題だから。だから、総事業費は聞きましたけども、まあ見事なもんですね、こら、40億円を切つてあつてです。さすがちゅうかですね、やっぱ、高寄市長のその御指導でしようね。執行部の人たちも大変苦勞されたつじやなからうかと思う

んですね。しかし、40億円は切ったと。1回私も言ったけども、市長もふのよか努力はしよったといいなつたばってん、この盛土んところも、市長、ただで打ったですね。こら、何千万円もやっぱ助かつとんなつとですね、3,000万円分助かったですかね。7,000万円、7,000万円助かったですね。だから、逆算して、建築に関しては予算に合わせてあるような感じをいたします。合理的ていうか、むしろ金がかからないような建物ができてるんじゃないかと思います。

先ほど、私は、市長に大変素晴らしい建物とほめました。市長が言われております「城北の雄」玉名市の拠点として、誇れるかどうか。子や孫に将来のツケを残さないと言われております。果たして、よかったか悪かったかは、これはわかりませんが、市長に、御感想をひとつ伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 市長、高寄哲哉君。

○市長（高寄哲哉君） よかったか悪かったかの感想でございますか。

○9番（江田計司君） いえいえ、これが自分で満足しとんなつとは思いますが、自分の思ったとおりで。

○市長（高寄哲哉君） 私は、決して満足はいたしておりません。

やはり私は、この庁舎につきましては、極力市民の負担が軽くなるようにとこの努力をしたということでございますので、埋め立ての土地も菊池川工事事務所の廃土を、いいところからぜひくださいというようなことでやったし。決して39億円という数字の計算をしたわけでは全くございません。これは、入札の残高が出たとか、いろんなことで、すべてがうまく回ったんじゃないかなというふうに思っておりますし、100%満足をしていいという問題でもございませんし、私はやはり、市民の付託を受けている以上は、なるべく将来にわたって負担がかからないように、そしてすばらしい庁舎ができるという、この目的に向かって精いっぱい努力をした結果だというふうに思っております。以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はい、わかりました。

よかったか悪かったというのは、恐らくこれは歴史が決めるものと、今というよりも、たとえば10年たって、20年たって、30年たって、が決めるんじゃないかなと思います。ただ、昔からよく言われておるのは、「安物買いの銭うすて」と言われないうように、私はひとり思っているわけでありませぬ。

それでは、次の質問に入ります。

○議長（作本幸男君） 江田議員、休憩。

○9番（江田計司君） はい、よかです、よかです、すみません。

○議長（作本幸男君） ここで、江田計司議員の一般質問の途中でございますけども、

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時22分 休憩

午後 2時35分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き再開し、一般質問を行ないます。

江田計司君。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 大きい2といたしまして、これからの市の公共施設はどうか、についてお尋ねをいたします。

「①市民会館建設について」、お尋ねをいたします。

建設位置については、福島議員から質問があったので、私は金額について質問をいたします。

大体どれくらいの予算を計画されているのか、お尋ねをいたします。

「②サッカー場建設について」、お尋ねをいたします。

3月議会で西川議員が、サッカー場建設の修正案が可決をされましたことは、言うまでもありません。やはり、まだまだ検討する余地があるのではないかと、なんのためのサッカー場なのか、お尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 市長、高崙哲哉君。

[市長 高崙哲哉君 登壇]

○市長（高崙哲哉君） 議員の「これからの市の公共施設はどうか」ということの御質問にお答えをいたします。

まず最初に、市民会館の建設につきましては、福島議員の御質問で部長が答弁したとおりでございます。建設位置が決定し、現在は、昨年12月に契約いたしました基本設計を進めており、先般の公共施設等建設特別委員会において建設中の素案を示して説明したところでございます。

また、建設事業費についての御質問でございますが、平成23年9月に玉名市民会館建設検討委員会での検討を経て、玉名市民会館整備基本計画を策定いたしまして、10月の議会全員協議会で整備の概要と概算事業費につきましても、平成23年当時にすでに完成しておりました他市の類似施設の建設費の経費単価などを参考に試算いたしまして、22億円と説明したところでございます。

しかし、皆さん御存じのとおり、計画当時の公共事業における建設費と昨今の建設資材の高騰や国土交通省が定めます工事関係者の労務単価は、ここ数年の間に上昇をいたしております。私も当然承知をいたしておりますし、消費税の増税もありますので、建設費もふえてくるものと考えております。

まだ、基本設計を進める段階ですので、現時点での建設費がいくらになるかというものはわかっておりませんが、市民会館の建てかえは、老朽化や耐震性の問題もありますが、利用者アンケートなどの貴重な御意見の中に、大ホールの音響の問題や座席の狭さの問題、さらにはトイレの数不足、そしてまたバリアフリーなど、数々の問題を解決するため、今後の実施計画に反映させ、多くの市民の方に音楽、芸術、文化の拠点施設として喜んで利用されるような施設整備をしまいたいと思っております。

次に、「何のためのサッカー場なのか」という質問にお答えをいたします。

現在サッカー競技は、世界的にも日本国内においても大変人気があるスポーツでございます。このことは、皆さん御承知のとおりでありまして、本市におきましても子どもから大人まで多くの市民がサッカーを楽しんでおり、市内小中学生のスポーツをやっている子供たちの中でサッカーが1番多い競技種目となっております。また、熊本県下の公共のサッカー場は、県下14市を見ても、唯一玉名市のみが設置をされておらず、このように公共のサッカー場を有しない玉名市では大会等が開催しづらく、市サッカー協会等の団体も大変苦慮されている状況でございます。

サッカー場建設につきましては、市町合併による新市建設計画に位置づけられており、これまで申し上げました世界的な人気スポーツである点、本市でも1番の競技人口であるスポーツである点、県下14市で唯一公共のサッカー場が無い点を理由として、事業を進めていきたいと考えております。

また、この施設の利用目的といたしましては、利用種目といたしましては、サッカーのみならず、ラグビーやグラウンドゴルフ等の多目的な施設としても整備するものでございます。

事業効果といたしましては、市民のスポーツ振興や健康増進にあわせて、多くの大会、合宿等を誘致できるものであり、宿泊等にもつながるもので地域活性化に大いに貢献できるものと考えております。

以上です。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） 市民会館建設に当たりましては、確かに22億円という数字は、当時検討委員会1回目は出なかったんですけども、あとは傍聴可能ということで、あとの4回は傍聴しに行きました。それで、いろんな人の話が出て最終的には、800席、300席という結論になったようですね。

金額については、その当時は平米の50万円ぐらいだろうということで、22億だけというのが出たわけですね。ただ、私がひとり思ったのは、そのころはまだそういう物価は上がってないけども、その市民会館というのは、平米で出すような問題じゃなかつたですよ。高さが、3階建てぐらいあつとんあるわけですね。それで、時代とと

もに、いろんな使い勝手ちゃ変わってくつとですよ。だから、せっかくつくるなら、やっぱ市長どがんですか、自慢するごたつとば。これは、場所以外はなんも反対せんとですよ。ひょっとすると、これは50億円以上かかるかもしれんとですよ。しかしせっかくつくるなら、それくらいのやっぱつくらんと、ただ市民会館というだけじゃ何も無い。

こん前、山鹿に行ったけど、すばらしい文化センターがでけとったですね。

ですから、金ばかくつとは、やっぱよかんのでくつとですよ。だからその辺には、恐らく金かくるけんって、みんな反対はせんですよ。これは、選挙公約の市民会館は、いくらで載とらんけん、どうあつですか。

だから、せっかくつくるなら、あん市民会館なおがつくつたつぞって、そしたとこんな市長の名前どん定礎で書いて、もう50年先でんぴしゃつとするごたつとばつたつたらんですか。だれも反対せんばいた。そういうことを言いたかつたんですね。

それと、東日本震災から4年がたつたつですよ。結局、津波は、こらしょうがなかつたつですよ。こらもう、あれだけのマグネチュード6だつたつですか、9だつたつですかね。そういうのが来て、20メートルも30メートルも来るような。しかしあれも、ずっと何百年前は来るごたる、どこかに印あつたつつですよ。だから、月日がたつとだんだん忘れてしもうてああいう形になると。

しかし、東京電力の原発は、銭かけとらんつですよ。そりゃ、津波だけの被害よりも、放射能の被害のほうが、まだ、太かつつですよ。恐らく何兆円つていりよつとつですよ。

だから、あの原発の建物自身は震度7でしてあつたつです。これが、なんが一番いかんだつたつは、やっぱ発電装置がつかつて、結局は冷却がでけんだつたけん、すぐ爆発したりなつたりすつたつです。だから、想定外というばつて、あら人災つですよ。

だから、震度7を震度8にしたら建設費がものすごく高なつとつですよ。しかし、そん高なつたぐらいどこつじゃなか、今どつだけいりよつたつですか。30年なつとあそこは行かれんとつすけん。だから、そういうことのためにも、この、なんつていうんですか、公共施設ちゆうたら、ある程度金はかくつとはかけてよかつつですよ。

サッカー場にしても、確かに当初7億円という話がありました。しかし、そのあとに、検討委員会かなんか、なんかいろいろあつたときで、11億円どしこつていう見積もりが出たつたつですか。しかし、これも中途半端つですよ。人によれば、こらほんなこつたつかどうかからんつすけども、何年か前にロアツソからそういう話もあつたつと聞いております。20億円は持つてくるばいたつと、そのかわりに3面つくつてくれて。やっぱ40億円はかかつつつですよ。それは、恐らく、市はそがんなかけられんつというような話だつたつと聞いておりますが。だから、何でんつくんなら、いろいろありよつとつすけど、例

の桃田運動公園の野球場にしても何にしても、トラックにしても、もうちょっとぴしゃっと規定どおりにしとけば、何でん使えっとです。だからその、何でも金ばかくっときゃかけてください。議員な、なあん反対せんですよ。これはもう、市長が言いなはるが、すぐ子孫にそのツケは回すちゅうばってんが。やっぱ、ツケば回すよりも、それだけ投資して、金ば産むような方法も考えてもよかつじゃなかろうかと思えます。

はい、それでは次にいきます。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番（江田計司君） 次に、大きい2番目です。「災害対策はどうなっているか」について、お尋ねをいたします。

6月に入りまして、いやな梅雨の時期になりました。ちょうど、この議会が開催日も大変な雨でありました。松本議員からも大雨のことに關しては、いろいろありました。近年は、地球温暖化の影響もあって、異常気象で予期せぬことがあります。今年ももうすでに台風は7号ですか、発生しとつとですね。だから、今まであんまり太か台風は来んだったけん、ひょっとすと今年あたりは太か台風が来るかもしれんですね。これはなぜかという、台風のエネルギーの源は海水温ですよ。海水温がだんだん高こうなって来よつとですね。だから今、北海道までも台風の衰えんでしょうが。あら、ずっと海水温が高かけん衰えんとですよ。何回も申し上げておりますけども、高道海岸の長保地区ですか、ここにやっとなりて堤防全面被覆整備が行なわれようとしております。消波ブロックの設置もできておりませんが、これがどのようになってるか、その進捗状況をお願いします。

(2)として、「大野下地区の冠水対策の進捗状況はどうなっているか」、お尋ねをいたします。

○議長（作本幸男君） 産業経済部長、吉永訓啓君。

[産業経済部長 吉永訓啓君 登壇]

○産業経済部長（吉永訓啓君） 江田議員の「災害対策はどうなっているのか」の御質問にお答えをいたします。

まず、高道海岸長保地区の進捗状況についてでございますが、本地区の進捗状況につきましては、延長910メートルの海岸堤防を県営高道地区海岸保全整備事業高潮対策として、完成を平成31年までの計画で整備を実施しております。事業の内容といたしましては、堤防かさ上げを910メートル、消波ブロックを700メートル計画し、総事業費として7億2,000万円となっております。昨年度は、測量試験費に1,960万円をかけ、実施設計を行ない、今年度は4,100万円の予算で工事を行なう予定となっております。まだまだ進捗率につきましては、本年度も含めて8.4%と低うございますが、今後も農地の塩害被害軽減及び住民の安全対策として、要望を行なつてま

いりたいと考えております。

次に、御質問の「大野下地区冠水対策進捗状況について」、お答えいたします。

本地区は、流域面積が広く豪雨の度ごとに冠水被害を起こしてきている状況であります。この主な要因といたしまして、下流域の水田地帯が未整備のため排水路の能力不足によるものと考えております。この下流域の農地につきましては、現在県営扇崎大野下地区基盤整備事業が進められており、その進捗状況につきましては、現在地元推進委員及び換地委員並びに営農代表者の方々の努力により、事業推進のための重要課題である換地計画原案の作成ができ、このたび100%の同意を得ることができました。

よって、本年度より工事が着手することができ、平成31年度末の工事完成を目指しているところでございます。この工事が完成することで幹線排水路が整備され、下流に位置します明神排水機場の能力を十二分に発揮することができ、これまでより短時間の排水ができ、大野下地区の冠水被害の解消が図られます。

また、基盤整備地区の西側に隣接しております県道大野下停車場線の下を流れる排水路の幅が狭く、直角に曲がっているため、流れに支障を来しているのも原因の1つであります。この箇所につきましては、平成31年度末の基盤整備事業完成までに関係機関と協議を重ね改善し、冠水被害の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はい、ありがとうございました。

長保地区に関しては、なんかちいっと遅れよるごたる感じのするですね。というのは、やっぱり力の1番あった林田彪元代議士、この人のおらっさんごんなったもんだけん、ちょっと力のバランスが狂うてきとっとですよ。だからほんとは、今年度ぐらいから、もうちょっと予算のつくはずだったっすね。私が農林水産省に行って、いろいろ調べたけども、最終的に代議士さんの力というのはすごかっすね。だから、31年度ですか、完成が。そうすつと今年あたり、できるだけ頑張っていたきたいと思います。

それと、大野下のですけども、これも今日来ておられますけども、相当もう10何年前からこれを苦労されとっとですよ。やっつと、これは島津さんが市長時代に、平成あれば21年だったですかね、同意率が100%ということじゃなくて、95%でOKということで、やっとなつて、そして洪水対策という面で受益者負担が軽うなったっすよ。1つは、これは、あそこに都市計画道路が無くなったけん、受益者負担が太なつたけども、そういう面でいろいろされたけども、下のほうはよかっすよ。問題は、今、直角に曲がとっとこなんすね。あの馬場公民館の前すね。これが、岱明中学校から全部降ってくつとですよ。ところが、以前な、あの角の土地が低かっただけん、全

部オーバーフローしよったばってん、台風の雨につかるもんだけん、かさ上げさしたっですよ。それで、あそこにしわ寄せがきたっです。だから、この工事は市の工事であるっというけども、今、市の工事は厳しかけん、またそら31年度までにでくっですかね、こら。こんの解決せんと上んほうは解決せんとですよ。だからその辺は、よろしくお願いしときます。

[9番 江田計司君 登壇]

○9番(江田計司君) 最後になります。3番目の「通学路の交通安全について」であります。

歩道橋がないところの道路の規制について、お尋ねをいたします。

テレビなどで通学中に学童が事故に巻き込まれる大変危険な悲惨な状況が報道されておりますけども、通学路、歩道があるところはよかったですね。ところが、狭か道になると通学路がない。そういうところで、学童が通学をしているときに、まあ大体の人は気をつけるけども、中には気をつけん人もおっです。ところが、よおっ見てむっ、30キロとか40キロ、なんだかんだ通学路、規制がなかつです。で、この前私が見よったところは、ある人から、「こういって、こらどがんかならんとかね。」で、「こん前3件も事故んあったぞ。」でです。だからそういうとは、どんなふうにしていいかどうか、お尋ねをしたいと思えます。

○議長(作本幸男君) 総務部長、西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長(西田美徳君) 江田議員の「歩道等がない道路の規制は」との質問にお答えをいたします。

まず、規制外の対応につきましては、交通安全上の危険な箇所に対し、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の設置を行ない、運転者や歩行者等の交通安全を確保し、円滑な交通環境整備を図っております。これらの設置要望につきましては、まず行政区長、もしくは交通安全協会の支部長から、交通危険箇所改善要望書を提出いただいております。その後、現地の調査を行ない、場合によっては関係部署等と協議を行ない、必要に応じ設置を行なっております。今回議員質問の最高速度を制限する標識を初めとする規制標識や、信号機、横断歩道等の設置要望に関しましては、県の公安委員会が所管となりますので、提出いただきました要望書に対し、市においても内容等を十分精査し、必要である旨の意見書を添付し、玉名警察署を通じ熊本県公安委員会への上申をお願いをいたしております。

以上、規制標識の要望に対する一般的な流れでございます。今後とも、地元と協議し、玉名警察署交通課と連携を図り、玉名市の交通安全対策を講じてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） そうすると部長、手続きというのは地元の区長さんを通じて、なんかして、市はなんかお手伝いするわけですか。直接警察ですか。交通安全ですか。市は、お手伝いをするわけですか。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美徳君） 江田議員の質問にお答えをいたします。

先ほど申しましたように、県の制限する標識とは、県の公安委員会が所管となりますので、提出いただきました要望書を、市においても精査をいたしまして、必要であるということで意見書を添付して、警察署を通じて県の公安委員会のほうへ答申を行なうことにしております。

○議長（作本幸男君） 江田計司君。

○9番（江田計司君） はい、わかりました。それでよろしくお願いしときます。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、江田計司君の質問は終わりました。

引き続き、11番、横手良弘君。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） こんにちは、市民クラブの横手です。

今議会のいよいよ最後の一般質問になりましたけれども、先ほど江田議員の話にもありましたけれども、傍聴席の皆さま方、本当に最後までおつき合いいただきまして、ありがとうございます。もうちょっとで終わりますので、よろしくお願いします。

今朝の新聞に戦後70年慰霊の日ということで、70年前日本本土で唯一の地上戦が行なわれました沖縄で、一般人も含め20万人もの人がお亡くなりになり、その記念碑がある糸満市摩文仁の平和記念公園で行なわれた。私が印象的だったのは、その横にあった写真が首相と沖縄の知事、2人をとらえてあったんですけれども、その写り方が非常に強く、今日は朝から新聞を見たときに印象的でありました。今も沖縄で事件があると日米の地位協定という約束事が立ちはだかり、なかなか前へ進まない現状があります。沖縄の人たちの苦悩する姿が、本当に目に焼きついてなりません。そのような中で、現在国会では、安保法案が審議されております。やはり、賛否両論ある中で安倍首相には、ぜひ頑張っていたきたいものであります。

さっそく、通告に従い、一般質問に入りたいと思います。

今回、大きく3つのタイトルを出しておりますけれども、その中の1番目に、「空き家対策について」ということであっておりますが、本日の中尾議員、そしてまた北本議員とかぶる点があります。あると思いますけれども、2人の一般質問を聞いてたときに、非常に、ああやはり同じことであっても、それぞれが個性があるというか、切り口

が全然違うなというのを感じております。

今回、本市の空き家対策についての質問ですが、以前から各地域で問題になっていた防災や衛生面などで地域に深刻な影響を及ぼす空き家問題の解消に向け、空家対策特別措置法が先月26日に全面施行をされました。このことにより、市は、「1. 倒壊のおそれがある。」「2. 衛生上著しく有害。」「3. 景観を著しく損なう。」「4. 生活環境を保てない。」などのいずれかに該当する空き家を「特定空家」と認定して、立ち入り調査や所有者に対して撤去や修繕の指導や勧告、命令が可能となります。それに、所有者が勧告に従わない場合には、固定資産税の優遇措置を打ち切ることができたり、命令に従わなければ強制的に解体したりすることもできるようにもしました。また、国土交通省は、同じ日に「特定空家への措置に関するガイドライン」を発表し、特定空家の判断基準として、「柱が傾斜している」「ごみなどの放置」「不法投棄による臭気の発生」「多数の窓ガラスが割れたままの放置」などの実例を挙げた上で、立ち入り調査や勧告の手順を具体的に示しております。

そこで質問ですが、「(1) 現在、市が把握している空き家が、市全体でどれくらいあるか。」「(2) その中で空き家バンクの登録はあるのか。」「(3) 近隣住民からの苦情の声は、年間どれくらい市のほうに届いているのか。」「(4) 老人のひとり暮らしの把握は、どれくらいできているのか。」「(5) 区長さん民生委員さんからの情報も年間どれくらい届いているのか。」以上の5項目について、質問をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

[総務部長 西田美徳君 登壇]

○総務部長（西田美徳君） 横手議員の「玉名市の空き家対策について」の御質問にお答えをいたします。

5点あったかと思えます。順番に答弁をいたします。

まず、「市が把握している空き家が、市全体でどれくらいあるか」の質問についてお答えをいたします。

昨年6月に市内の嘱託員に空き家状況調査を依頼し、258行政区のうち195行政区から回答をいただいております。調査では、行政区内に安全上、生活環境上の問題が発生するおそれのあるおおむね3年以上所有者が確認できない空き家で466軒の空き家があり、その内、当面の危険性がないと思われる空き家は359軒、台風や強風等で屋根瓦や壁が落下する危険性がある空き家は107軒でございました。

続きまして、「防災安全課が把握している物件の中に空き家バンクでの登録はあるのか」ということをございますけども、空き家バンクの登録はあると考えております。6月15日現在の空き家バンク登録件数は4件でございます。

次に、「近隣住民からの需要の声は、年間どれくらいあるのか」ということで、お尋ねございますが、老朽化した危険な廃屋についての相談は、区長を窓口として、平成22年度に1軒、平成23年度に6軒、平成24年度に3軒、平成25年度に5軒、平成26年度に6軒となっており、本年度に入りまして「空家等対策の推進に関する特別措置法」の影響もございまして、6月1日現在で4件の相談が寄せられております。

次に、「老人のひとり暮らしの把握は」ということでございますが、高齢介護課が把握しています要援護者のひとり暮らしの高齢者数は4,507人となっております。この数字はあくまで住民基本台帳上のもので、実態とは若干異なる場合も考えられるところでございます。

最後になります。「区長、民生委員からの情報が届いているか」について、お答えをいたします。現状では、区長を代表として地域からの苦情相談や問題事項を取りまとめ、要望書として提出をいただいております。市側への情報は届いていると考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今、空き家が全部で359だったですかね、ある中で107戸が、ちょっと危ないってような話がありましたけれども。やはり、先ほどの話の中でもありましたように、危険箇所があるような空き家に対しては、今後も注意深く見ていただきたいと思えます。

それと、再質問になりますけれども、空き家バンクの登録のほうは4軒あると言われましたが、その中で、今、何軒くらい利用されているのかっていうのをお伺いしたいと思います。

それと、放置されている空き家に対して近隣住民の皆さんから苦情が各年度ごとに数件ずつあるということをおっしゃいましたが、今回の法律の施行で、この件はどれくらい市のほうは改善されるのかなという認識でおられますか。そこを再度、2点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長、原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の「空き家バンク制度の活用実績について」お答えをいたします。

登録件数につきましては、平成22年の制度開設以来、登録された物件は計10件であります。その内、契約まで至ったものが3件、登録を取り消したものが3件、利用希望登録者は約40人となっております。以上です。

○議長（作本幸男君） 総務部長、西田美徳君。

○総務部長（西田美德君） 横手議員の再質問にお答えをいたします。

区長さんからの相談事項におきましては、長年居住者が不在だったということで適正管理ができていない、それから強風などにより瓦等の飛散や樹木の倒木等が心配をされるというふうな、いろんな相談がっております。このまま放置すれば、倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家に対して、今回除去とか修繕、それから助言、指導などが可能となっております。これらによって、特定空家に対しての改善が今後期待されるというふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

現在の日本の家屋の考え方として、古くなった家を取り壊して建てかえるという方法を現在とっておりますが、私は、今後は欧米のように古い家を改装して、少しでも長く住むようなことができたかどうかということを考えております。そして、今後はその辺にも補助金のほうを検討していただいたらどうかということを考えます。そうすることによって、今現在人口のほうも減ってきておりますし、空き家対策も、今後ふえるのを少しでも食い止めることができるのではないかなというふうに思います。

それと、空き家バンクのほうは利用希望者の割には少ないようですが、先日も私のほうも、知り合いのほうから「一戸建ての貸家を紹介してもらえないか」というようなことが、話があったときに、その空き家をお持ちの方のところに相談に行ったところ、「あなたが来たので貸してやりたい気持ちはやまやまですが、親の法事などをするとき、仏壇があるこの実家がどうしても必要だから、そのとき、どなたかに貸していたら、なかなか自分が思うように使えない。」というふうなお話で、なかなか空き家を貸してもらえることができなかったことがありました。

今後は、放置されている空き家の持ち主や地域住民の人と協力して、随時地域の皆さんに御迷惑がかからないように早期の対応をしていただきたいと思います。

それと、先ほど高齢介護課が把握している要援護者のひとり暮らしの高齢者数は4,507人と言われましたが、今後もこの「高齢者のひとり暮らし」という問題につきましては、ふえることはあっても減ることはないと思いますので、地域の区長さんや民生委員、そして地域住民の方々と今後も密に連携をとられて、この玉名から孤独死などを出さないように、お互い情報の収集をお願いしておきたいと思います。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 次に、「本市の公共下水道事業について」お伺いしたいと思います。

私たちが日々の生活をしていく上で、公共のインフラ整備は欠かせないものです。

中でも、上下水道は最も大切なものであり、先の東日本大震災のときも、そのとき私の知人が千葉に住んでおりました、何が一番困ったかという「上下水道がとまり、水洗トイレが使えなかったのが、一番大変だった」という話でありました。

というのも、知り合いがマンションの13階に住んでいたのも、当時仮設のトイレが、その人が住んでいるマンションの近くの公園に設置されたのはいいんですが、用を足すのに、わざわざその公園まで行かなくてはならず、地震が起きた当初はエレベーターも使えなくて、階段を利用して下まで降りて、そしてその公園のトイレに行ったそうであります。そして、そのトイレが空いているときはいいのですが、「何人か並んでいたときは最悪だった」と話してくれました。

私たちが日ごろ普通に生活できているときは何も感じないのですが、このように大きな災害など一旦起こると、大変な不自由をこうむることになるのかなと心配するものであります。最近、日本の各地で火山が噴火しておりますし、今年は5月のうちから台風が発生、そして日本列島に接近、かすめたりしております。南米のペルー沖では、海水温が高い、いわゆるエルニーニョ現象が起きており、今年は台風の発生も例年になく多く、しかも大型化するのではと予想されております。私たちハウス農家にとっては、非常に心配してるところでもあります。そのような中、常日頃からインフラ整備は欠かせないと思い、中でも先に申し上げました公共上下水道は特に大切ではないかと思い、次の質問をいたします。

「(1) 玉名市が公共下水道事業を始めて、現在で何年経過しているのか。」「(2) 玉名市の現在の公共下水道の布設状況は。」「(3)、排水管の耐用年数の把握はできているのか。」「(4)、耐用年数切れの排水管は順次布設がえできているのか。」「(5) 現在、菊池川右岸の整備はなされているが、左岸の今後の方向性は。」「(6) 全国で、いくつかの自治体が行っている汚水を利用した発電の考えはないのか。」以上の6項目について質問をいたします。

○議長（作本幸男君） 企業局長、宮田辰也君。

[企業局長 宮田辰也君 登壇]

○企業局長（宮田辰也君） 横手議員の「公共下水道について」御説明いたします。

まず、1番目の「公共下水道事業を始めて何年経過するか」でございますけども、玉名市の公共下水道事業は、玉名処理区が昭和47年に国の事業認可取得し、昭和48年に事業着手、昭和56年4月に供用を開始しております。また、同じく岱明処理区が昭和52年に事業着手、平成3年4月に供用を開始しております。現在事業着手から数えまして42年と38年が経過しております。

次に、現在の公共下水道の布設状況でございますが、面積にして玉名処理区が694.7ヘクタール、岱明処理区が439.6ヘクタールの面的整備を完了しております。

排水管の本支管の総延長は244.7キロメートルを埋設している状況でございます。施設につきましては、処理場を含め施設の種類、管路図、施行年度、管の種類、延長や管の大きさなど施設台帳を整備し、その中で管理を行なっているところでございます。

3番目の「排水管の耐用年数の把握」でございますが、標準耐用年数はコンクリート製、硬質塩化ビニール製とも50年となっております。現在までに耐用年数を超えている管渠はございません。

次に、4番目の「耐用年数切れの排水管布設がえ」でございますが、標準耐用年数を超えたり、老朽化した排水管等の布設がえにつきましては、下水道技術の進歩から現在は掘り返して行なう布設がえではなく、「管更生」といって管の内部から樹脂などの「更生材」を挿入し、老朽化した管自体の強度を再生され、新管と同等の耐久性をもたせる工法などが主流となっております。現場での施工期間が短縮でき、交通の支障が最小限に抑えることができるなど現場施工を容易に進めることが可能となっており、現場の状況や費用など考慮いたしまして、選択したいと考えております。

次に、5番目の「菊池川左岸の工事拡張について」でございますが、平成25年度の下水道審議会におきまして、玉名市生活排水処理施設整備構想の見直しにより、公共下水道等の新たな整備を行なうよりも、今後は合併浄化槽の整備が適正であるとの答申を受け、合併浄化槽を進めることといたしております。

次に、「汚水を利用した発電の考えはないか」とのことですが、新聞やテレビ等の技術革新の報道があったようですが、汚水を処理する過程で「汚泥」「メタンガス」「処理水」といった副産物が生まれます。放送の中では、その副産物を再生可能エネルギーとして利用している技術の話ではないかと思えます。都市部の下水道処理施設においては、汚泥を原料とした肥料やペレット燃料の開発、メタンガスを燃料とした発電所の建設、またメタンガスから水素を取り出した燃料電池自動車の開発など、さまざまな研究が行なわれております。このような中に本市では、今年度下水道の処理過程で発生するメタンガスを利用したガス発電技術の可能性を探る基本計画の策定を行なってまいりたいと考えております。

本市の施設は小規模施設ではありますが、費用対効果がどのようになるか、将来に向けた中長期的な次元の計画策定を目指し、再生エネルギーを利用したコスト削減の方策を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今のお答えの中で玉名処理区のほうは42年、そしてまた岱明町処理区のほうは38年で、まだ耐用年数まで至っていないというようなお答えでございましたけども、

今までの地震や自然災害などでのひずみやひび割れ、工事などによる破損はなかったのか。また、そのようなことを何年か置きに定期検査などはしていないのか。そしてまた、菊池川左岸の整備については合併浄化槽でいくということが決まっているということでございますので、その合併浄化槽への補助などは、現在どのようになっているのか、そして話にありました現在全国で数十カ所での行政区においての汚水から出るメタンガスを利用した発電があると云われましたが、答えの中にも出てきてましたように、現在北九州市はメタンガスから水素を取り出しまして、トヨタが開発いたしました究極のエコカーといわれる水素を燃料として走る車の燃料を供給するというのも報道されておりました。このメタンガスを利用した発電においては、現在の玉名市全体のキャパシティの問題もあると思いますが、福島原発事故以来、自然再生エネルギーが叫ばれておりますので、今後もぜひ前向きに検討を重ねていくことが非常に大切でないかと思っております。

以上の点について、再度お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企業局長、宮田辰也君。

○企業局長（宮田辰也君） 横手議員の再質問にお答えします。

管渠の標準耐用年数は先ほど申しましたけども、50年となっておりますが、場合によっては地震によりクラックが発生したり、硫化水素ガスにより劣化が激しく耐用年数が到来する前に補修が必要となる箇所が発生することも考えられます。

このような中で、布設年数が30年以上経過した古い下水道管を中心に平成23年、24年度におきましてテレビカメラによる調査をいたしております。本市の下水道配水管渠は、大きいもので2.7メートル、小さいものは15センチメートルとさまざま大きなサイズの管が地下深く埋設されております。また、供用を開始しており、汚水が流れていることやガスの発生により、人が管の中に入り直接目視による調査を行なうことが困難なため、テレビカメラ等による調査を実施したところでございます。

調査の結果、管更生などの早急な対応が必要な管渠はありませんでした。

今後も順次調査を実施し、損傷があれば適切な対応を行なってまいりたいと考えております。

次に、「合併浄化槽への補助金」ということでありますけども、個人住宅の窒素又はリン除去以上の高度処理合併浄化槽を設置する場合は、5人槽で44万4,000円、7人槽で48万6,000円、10人槽で57万6,000円の設置補助を行なっております。また、くみ取り便所から合併浄化槽への転換で20万円、単独浄化槽からの転換で10万円の付帯工事として上積みの補助を行なっているところでございます。

今後も、この補助を活用していくことで対応したいと考えております。

6番目の現在、玉名浄化センターにおいては、平成25年度には月平均で約1万2,

400立方メートルのメタンガスが発生しており、このうち8,700立方メートルを消化槽加温のためのボイラー燃料として使用し、残り約3,700立方メートルを余剰ガスとして焼却処分を行なっているところでございます。

このガスを利用して発電し、処理場の一部の電力を賄うことでコストの削減をすることができます。メタンガスを有効利用している施設は、日本下水道協会の資料によりますと47カ所となっております。そのうち九州におきましても、北九州、福岡等12カ所となっております。本市としましても、コストの削減をすることは重要な課題でございますが、本市浄化センターの汚水量でのガス発生は、前に述べました市と比べますと、かなり少ない状況にあります。今後は、農業集落施設の汚泥の利用、近隣自治体との連携、その他バイオマスの利活用など重要な資源を有効に利用するため、さまざまな観点から検討を考えてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

下水道管の幹線を中心に平成23年と24年にテレビカメラによる調査を実施したということで、そのときは異常はなかったとのことではありますが、大きい管に関しましては、テレビカメラ等が入って中を見ることはできると思えますけれども、小さい管に関してテレビカメラが入ったりとかはできないんじゃないかなと思います。それで、今後も常に緊張感を持って、見落としがないように十分な検査をしていただきますようお願いしときます。

次に、「合併浄化槽の補助」であります。今のお話ですと現在新設する人にだけ補助を行なっているようであります。これを、現在合併浄化槽を備えつけて使用している人も2カ月ごとの点検とか年に1回のくみ上げての清掃などで相当の負担になっております。その点に対しても、何らかの補助の検討を今後行なったらどうかと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、「メタンガスや汚水を利用した発電」であります。全国で47カ所、九州でも12カ所が行なっているということですが、確かにこれは、より多くの人口を抱えているところが、より多くのガスが発生し、費用対効果も十分にできるわけでありまして、玉名市の場合はその点ちょっと無理をするのかなという思いもありますけれども、今後十分そういう機器類等々も年々発達し、そしていい品物が出てきますので、今後も十分検討をされていきますことをよろしく願いしておきます。

[11番 横手良弘君 登壇]

○11番（横手良弘君） 次に、「玉名市に対するサイバー攻撃について」ということで質問いたします。

このところマスコミで騒がれております日本年金機構の職員が電子メールの添付フ

ファイルを開封したところで、端末1台がサイバー攻撃を受けウイルスに感染し、異常な通信を始めたことにより、基礎年金番号と氏名、生年月日や住所などの個人情報約125万件も外部に流出したとの発表があり、さらに件数がふえる可能性があるとも言われました。その後、日本各地で年金機構の職員を装い不審な電話などがかかったりしたとの報道がなされていましたが、本県、熊本県におきましても数件、それに類似した件数が発生していると聞きました。玉名市民の皆さんも「自分のは大丈夫だろうか」と心配されているところではないでしょうか。

このパソコンに関しましては、昨年の3月の定例会の一般質問でも私がしたところでもあります。あの時は、「XPのサポート切れ」による対応に関して聞きましたが、その中で今回質問のサイバー攻撃にも関しても触れたところでありましたが、玉名市においても年間相当数のサイバー攻撃があっているように聞いた覚えがあります。これまでのところは情報の流出等の事案は発生していないのか、再度お伺いしたいと思います。

1人のちょっとした不注意が市のシステム全体を危険にさらし、重要な情報の流出等につながりかねないということを職員各々が自覚を持ち、日々の業務に対して当たることが大切ではないでしょうか。

そこで、次の質問についてお伺いいたします。

「(1)本市の職員のパソコンは大丈夫なのか。」「(2)各出先機関におけるパソコンの取り扱いの指導は徹底できているのか。」「(3)USBにも入り込むと聞いているが、その点も大丈夫なのか。」「(4)各小中学校のパソコンは大丈夫か。また、XPのサポート切れによる対応は、その後どうなったのか。」以上の4項目と合わせて、よかったらお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長、原口和義君。

〔企画経営部長 原口和義君 登壇〕

○企画経営部長（原口和義君） 議員の「玉名市に対するサイバー攻撃について」をお答えをいたします。

まず第1点目に、「サイバー攻撃における本市の職員のパソコンは大丈夫なのか」との質問でありますけれども、日本年金機構の職員が使用している端末に対し、外部からのウイルスメールによる不正アクセスにより、議員が申されたとおり日本年金機構が保有している個人情報、年金番号等を含む約125万件の情報が外部に流出したと公表されております。本市におきましても、現在ホームページの公開や外部とのメールの送受信などインターネットでの接続を行ない、運用を行なっているところでございます。

このインターネットを経由し、大量の情報を送信し、サービスの提供を停止させるD o S攻撃やホームページに公開しております各課等代表メール宛てに送信されるウイルス攻撃などサイバー攻撃を受けております。この大量の情報を送信し、サービスの提

供を停止させるD o S攻撃については、平成26年度の件数で約1,600回の攻撃を受けている状況でございます。この外部からのサイバー攻撃の不正アクセス、改ざん、破壊などを防ぐシステムとして、ファイアウォール、防火壁という意味でございますけれども、これを設置し、外部からのデータを監視し、不正なアクセスを検出、遮断しております。また、インターネットの閲覧やメールの送受信において、内部へ通過してくるデータにつきましては、専用監視装置により監視を行ない、ウイルスが含まれていると削除する仕組みを構築し対策を行なっております。しかしながら、最終的には、全職員等の運用が重要でありまして、業務に関係のないメールや送信先が不明なものについては、開封をせず削除することや、添付ファイルについてはウイルス検査のあとに展開するなど周知徹底をしており、現在、現時点でウイルス感染・情報流出等についてはございませんが、今回の日本年金機構の事件を受け、平成27年6月9日付で「情報管理課長名で個人情報を含む重要情報の適正な管理について」ということで、文書にて臨時職員を含めました全職員に対して、改めて適正運用の周知徹底を行なったところでございます。

次、2点目の「各出先機関での対策、パソコンの取り扱い等について」でございますけれども、現在職員等がいる61施設の出先機関と接続するネットワークにパソコンをつなぎ業務を行なっております。この行政ネットワークの外部との接続については、ファイアウォールを設置している集中管理型での運用を行なっており、パソコン等の取り扱いについてもソフトウェアのインストールや機器の改変等も職員でできないような運用を行なっております。また、全職員を対象に情報セキュリティー自己点検を行なうとともに、情報セキュリティー研修を新任職員を初め、臨時・非常勤等職員、業務委託受託者へ実施するとともに、全国での情報漏えい等事件、事故情報を全職員へ注意喚起として周知し、厳正なる運用に努めております。

3点目の「USBストレージからのウイルス感染がないのか、またその対策について」でございますけれども、職員が使用するパソコンにつきましては、原則USBストレージ等の外部メディアにつきましては使用禁止としており、USBストレージを接続してもパソコンが認識しないような設定を行なっております。業務上やむを得ずUSBストレージを使用する必要がある場合には、申請により許可をして使用できるようになり、データの取得時、取り込み時、各パソコンでのウイルス対策ソフトにより検閲を行なうことによりウイルス感染への防止策を講じております。

最後に、平成26年度に実施した職員用パソコンの更改、変更でございますけれども、現在すべてのパソコンを「Windows 7」に更改が完了し、セキュリティー対策には万全な対応と管理運用を行なっております。以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長、伊子裕幸君。

[教育部長 伊子裕幸君 登壇]

○教育部長（伊子裕幸君） 横手議員の御質問の中の「小中学校のパソコンは大丈夫か」という御質問にお答えいたします。

小学校21校、中学校6校、計27の小中学校は、教育ネットワークにより接続されています。インターネットへの接続については、各学校それぞれが単独のインターネット回線にて接続しているものではなく、センター集中管理の方法で接続しております。インターネットとの接続を一カ所に集約し、不正アクセス、改ざん、破壊などを防ぐシステムとしてファイアウォールを設置し、外部からのデータを監視し、不正なアクセスを検出、遮断しているところです。インターネットの閲覧やメールの送受信においては、内部へ通過してくるデータは、専用監視装置により監視を行ない、ウイルスが含まれていると削除する仕組みを構築し対策を行なっております。また、教育ネットワーク内における各学校間の相互通信につきましても制限し、他学校からの進入、不正アクセスについてもできないようにしております。運用面に関しましても、USBストレージ等の利用につきましても、使用禁止等の措置はしてはおりませんが、利用時にウイルスチェックを行なうことを周知徹底しており、メールの送受信につきましても、サーバー側で迷惑メールとして判断したものについては削除するとともに、添付ファイルにつきましても各端末のウイルスチェックソフトにより検閲しております。さらに、各学校に対し、「不審なメール等は開封せず、速やかに削除する」旨の通知を周知徹底しております。なお、「学校におけるXPの対応について」でございますが、パソコン教室の更新、それから公務用のパソコンの整備をする中で計画的に進めており、今年度公務用のパソコン10校分を整備しますので、すべての学校で対応を終えることとなります。

○議長（作本幸男君） 横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

先ほどの答弁の中で「市の出先機関からは入ってこられないようにしてあるのか」という私の質問に対して、ファイアウォールを設置して各職員がインストール等もできないようにしているとの答弁でございましたが、今後とも、今、年金機構にも入る、そしてまた、前回も言ったようにアメリカのペンタゴンのほうにも、やはりウイルスは入っていったりするの容易なことのようでございますので、ぜひ市役所のほうもその辺の徹底をしていただいて、ウイルスの侵入には気をつけていただきたいと思います。

また、本市へのサイバー攻撃は平成26年に1,600回との答えでございましたが、昨年私が質問をしたときは、もっと確か数が多かったように記憶しておりますが、その辺が年で減っているのであれば、よいことだなと思います。

それと、先ほどの答えの中で今年の一般質問で聞いた「XPのサポート切れ」による対応についての「本庁のパソコンは、すべて入れかわっている」というお答えでござ

いましたが、その中で、じゃあ今まで職員が使用していたパソコンの処理に関しては、どのような処理をなされているのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。今まで使用していたパソコンのハードディスクの中には、本当に膨大なデータが残されておると思いますが、それを第三者のパソコンに詳しい人が故意に悪用できないような、ちゃんとした処理がなされているのか、再度お伺いしたいと思います。

また、今回の上程議案の中にありますサーバー機等の機器類の取得であります、金額にして約4,200万円と随分大きな額であります、今回は随意契約になっておりますが、その点につきましても関連がありますので、お答えをいただきたいと思ます。

また、各小中学校でパソコンを取り扱ってるわけでございますけれども、子供たちは、我々大人が思いもつかないようなことをいい意味でも悪い意味でもすることがございますが、その点のパソコンの取り扱いについてもちゃんと管理がなされているのでしょうか。今までにまた、そのことにより不正な外部とのアクセス等の事案は無かったのでしょうか。また、それに対する対策はどのようにされているのか、再度お伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 企画経営部長、原口和義君。

○企画経営部長（原口和義君） 議員の「パソコン更改に伴う入れかえ後の旧パソコンの処理について」、お答えをいたします。

パソコン更改後の旧パソコンにつきましては、一部使用可能なものを除きすべて廃棄処理を行っております。廃棄処理につきましては、産業廃棄物処分業許可並びに一般廃棄物処理業許可を有した業者へ処理を依頼しまして、パソコン等の内部記憶装置「ハードディスク」ですけれども、これを1つずつ取り出し、穴を開け、物理的な破壊を行ない、情報を読み取れないようにする処理を行ない、すべての確認が取れるよう番号を付したハードディスクの処理前と処理後の写真を報告書としてマニフェスト「産業廃棄物管理表」といいますけれども、このマニフェストとあわせて確認を行っております。

続きまして、「サーバー機等の更改はどうなっているのか」ということですが、現在運用しております住民基本情報・税情報等を取り扱う基幹業務システムのサーバー機等の耐用年数であります5年を経過することに伴い、今年度に機器類等の更改を行なう予定でございます。先ほど申されました今議会で提出をしております議第79号についても、その更改の一部でありまして、取得財産の主な内訳といたしましてサーバー機9台、無停電電源装置8台、ネットワーク機器4台、大型プリンター1台等となっております。5年で機器類を更改する理由でございますけれども、機器類は耐用年数を超えると故障頻度も多くなり、また適切な整備点検等ができなくなるおそれがあり、セキュリ

ティーン上でも問題があります。特に基幹業務システムにおいては、住民サービスの提供、行政事務の遂行にはかかせないため、安定的に稼働することが必要であります。そのために、今年度に5年の保守期限を迎える機器類の更改を行ない、システムの安定稼働を図るものでございます。

それから、「契約の方法を随意契約としている理由」ということですが、業務システムは業務用ソフトウェアと機器類とが密接に関係しているために、支障のない更改業務の実施、安定的な稼働のためには、一元的な管理と対応が必要でございまして、システムの構成機能を熟知している必要がございます。そのため、住民基本台帳等システムの開発導入を行なった現行のシステム業者を相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び玉名市財務規則第82条第1項第1号の規定により、随意契約としてのものでございます。今後の主な予定としましては、今年10月に新庁舎のサーバー室に新しい機器類を設置をし、11月、12月で稼働テスト、印刷テスト、データ移行テスト、システム間のデータ連携の確認等を行なうこととしております。さらには、12月には情報管理課の事務所を本庁舎に移転をいたしまして、年末年始の休日にシステムの入替え・動作確認作業等を行なって、平成28年1月4日には新しい機器類でのシステム本稼働の予定をしております。以上です。

○議長（作本幸男君） 教育部長、伊子裕幸君。

○教育部長（伊子裕幸君） 御質問にありました「子供たちは我々が思いもつかないようなことをするが、そのことによる不正アクセスはないのか」についてお答えいたします。

児童生徒がインターネットのアクセスを行なう際に、有害サイトへのアクセスを制御するシステム「Webフィルタリング」を導入し、制限を行なっております。また、学校内ネットワークにおいても、教職員用ネットワークと児童生徒用ネットワークに切り分けを行ない、児童生徒用ネットワークから教職員用ネットワークへの不正アクセス等を防止する対策を行なっております。このことにより、万が一、児童生徒用の端末が外部からの攻撃によりウイルスに感染したとしても、学校内の重要情報等が外部に漏れる可能性は限りなく低いと考えておりますし、これまでもそういった不正アクセス、外部漏えい等の事故は発生しておりません。以上です。

○議長（作本幸男君） 横手議員の質問の途中でございますけれども、お知らせをいたします。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

横手良弘君。

○11番（横手良弘君） ありがとうございます。

今の教育部長の話にありましたけれども、Webによるフィルタリングをかけているから大丈夫だということでございますけれども、これは要するに言葉等々のフィルタ

リングをかけるとなると、なかなかパソコン自体が今度は入っていくのに使いづらいという、いい面がある反面、使いづらいというような反面もありますので、その辺はよくよく考えられて、これからも生徒に対する指導のほうはお願いしたいと思います。

それと、パソコンの更改に関しまして、廃棄したパソコンについて処理業者に依頼して、すべてのパソコンからハードディスクを取り出し、そしてまたそのハードディスクに穴をドリルで開けられるのか、「穴を開けてデータの取り出しができないように処理をしているので」ということで、安心いたしましたけれども、今後も市の大切なデータなどが流出しないように最新の注意を払っていただきたいと思います。

次に、議第79号のサーバー機などの更改についての件ですが、システムの安定稼働を図るために保守期限を迎えるので交換をするとのことですが、金額が大きかったので、随意契約でいいのかなという思いがありましたので、この件についても質問させていただきました。

システム開発と密接に関係するとのこと、致し方ないかなというふうに思いました。今後の予定として、今年の10月から新庁舎のほうに新しい機器類を設置し、随時連データ移行や稼働テスト、そしてデータ連携などを行ない、12月には情報管理課の事務所も本庁に移転し、年末年始の休日を利用して28年の1月4日からの新しい庁舎での事務所での新しい機器での本稼働を予定しているということでありましたけれども、昨年の末から今年の年始の休みにおきましても、本庁舎が本年1月5日にオープンするということで、非常に情報管理課の職員の皆さんも2年連続の年末年始の返上で頑張るということがございますけれども、ぜひ市民の皆さんのために今後も頑張っていただきたいと思います。

これで私の質問は終わりになりますけれども、今回一番最後の一般質問ということで、いろんな議員の方がいろんな御質問をされる、特色あるそれぞれの質問の仕方であったかなというふうに思っております。市長を初め、執行部の皆さんも非常に耳が痛い御発言もあったかと思っておりますけれども、それは何や何や玉名市民の皆さんの幸福実現のために議員の皆さんはそれぞれにお考えになつての御発言だと思います。今後とも、市民の皆さん方の幸福のために頑張っていきたいと思っておりますので、どうか嫌な顔をせずにお答えをよろしくお願ひいたしまして、私の一般質問を閉じたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 以上で、横手良弘君の質問は終わりました。

これもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

日程第2 議案及び請願・陳情の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第2、「議案及び請願・陳情の委員会付託」を行ないます。

議第 6 1 号平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）から議第 8 3 号玉名市名誉市民の選定についてまでの市長提出議案 2 3 件、請第 3 号天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願及び請第 4 号岱明 B & G 海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願の請願 2 件、陳第 2 号労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情及び陳第 3 号安全保障法制 1 1 法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情の陳情 2 件、以上の事件を一括議題といたします。

まず先に、ただいま議題となっております事件のうち人事案件の委員会付託を省略することについて、お諮りいたします。

議第 8 0 号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第 8 3 号玉名市名誉市民の選定についてまでの人事案件 4 件については、議事の都合により会議規則第 3 7 条第 3 項の規定に基づき、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議第 8 0 号から議第 8 3 号までの人事案件 4 件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議第 8 0 号から議第 8 3 号までの人事案件 4 件については委員会付託を省略し、あとに譲り、会議にて審議することにいたします。

それでは、ただいま委員会付託の省略を決定した事件を除き、議題となっております事件につきましては、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案及び請願・陳情付託表

総務委員会

議第 6 1 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）

（総則・第 1 表歳入の部・第 1 表歳出の部、①議会費、②総務費、③民生費 1 項社会福祉費中 8 目人権推進費 9 目男女共生推進費、④衛生費〔1 項保健衛生費中 1 目保健衛生総務費 8 目水道費 9 目浄化槽設置整備費を除く〕、⑨消防費、⑫公債費）

議第 7 8 号 新市建設計画の変更について

議第 7 9 号 財産の取得について

陳第 2 号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情

陳第 3 号 安全保障法制 1 1 法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する

る陳情

建設経済委員会

- 議第61号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（第1表歳出の部、④衛生費1項保健衛生費中8目水道費9目浄化槽設置整備費、⑥農林水産業費、⑦商工費〔1項商工費中5目消費者行政推進費を除く〕、⑧土木費）
- 議第64号 平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第65号 平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第66号 平成27年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第67号 平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第68号 平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第69号 平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

文教厚生委員会

- 議第61号 平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）
（第1表歳出の部、③民生費〔1項社会福祉費中8目人権推進費9目男女共生推進費を除く〕、④衛生費1項保健衛生費中1目保健衛生総務費、⑦商工費1項商工費中5目消費者行政推進費、⑩教育費）
- 議第62号 平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第63号 平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第70号 玉名市社会体育施設条例の制定について
- 議第71号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第72号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第73号 玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第74号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第75号 玉名市岱明B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第76号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定

について

議第 77 号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

請第 3 号 天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願

請第 4 号 岱明 B & G 海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願

○議長（作本幸男君） 各委員会におかれましては、会期日程に従い、審査をお願いいたします。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 4 時 04 分 休憩

午後 4 時 41 分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加について、お諮りいたします。

日程第 3 議員提出議案上程

議員提出第 2 号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 4 議員提出議案審議

議員提出第 2 号 玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 5 意見書案上程

意見書案第 1 号 認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について

日程第 6 提出理由の説明

意見書案第 1 号 認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について

日程第 7 議案の委員会付託

以上、日程表のとおり日程に追加したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、日程表のとおり日程に追加することに決定いたしました。

日程第 3 議員提出議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第 3、「議員提出議案上程」を行ないます。

これより、議員提出議案を上程します。

議員提出第2号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、以上、議員提出議案1件を議題といたします。

お手元に配付しております議案の朗読は、これを省略いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提出第2号については、議事の都合により会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明を省略したいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出第2号については、提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明を省略いたします。

また、議員提出第2号については委員会提出の議案であるため、会議規則第37条第2項の規定により委員会に付託しないことになっております。

よって、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第4 議員提出議案審議

○議長（作本幸男君） 日程第4、「議員提出議案審議」を行ないます。

これより議員提出第2号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

議員提出第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。議員提出第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

議員提出第2号玉名市議会会議規則の一部を改正する規則の制定については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。

よって、原案のとおり決定いたしました。

日程第5 意見書案上程

○議長（作本幸男君） 日程第5、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程いたします。

意見書案第1号認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について、以上意見書案1件を議題といたします。

お手元に配付しております意見書案の朗読は、これを省略いたします。

日程第6 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第6、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの意見書案第1号について、提案理由の説明を求めます。

4番、徳村登志郎君。

[4番 徳村登志郎君 登壇]

○4番（徳村登志郎君） 「認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について」、提案理由を述べさせていただきます。

政府は、本年1月認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症付託推進総合戦略「新オレンジプラン」を策定したが、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の設備、予防、治療法の確立などさらなる総合的な取り組みが求められるため、政府における適切な措置を求めるべく、関係行政庁への意見書の提出を求めるものである。

よろしく願いいたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

日程第7 議案の委員会付託

○議長（作本幸男君） 日程第7、「議案の委員会付託」を行ないます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第1号については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、文教厚生委員会に付託いたします。

議案付託表

文教厚生委員会

意見書案第1号 認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員会におかれましては、会期日程に従い審査をお願いいたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明25日から7月2日までは委員会審査のため休会とし、7月3日は定刻より会議を開き、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時46分 散会

第 5 号

7 月 3 日 (金)

平成27年第3回玉名市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成27年7月3日（金曜日）午前10時00分開議

- 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達
- 日程第2 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第3 質疑・討論・採決
(議第61号から議第79号まで、意見書案第1号、請第3号及び請第4号、陳第2号)
- 日程第4 委員長報告
- 1 議会運営委員長報告
- 日程第5 質疑・討論・採決
(陳第1号)
- 日程第6 議案審議（質疑・討論・採決）
(議第80号から議第83号まで)
- 日程第7 委員長報告
- 1 公共施設等建設特別委員長報告
- 閉 会 宣 告

本日の会議に付した事件

- 日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達
- 日程第2 委員長報告
- 1 総務委員長報告
 - 2 建設経済委員長報告
 - 3 文教厚生委員長報告
- 日程第3 質疑・討論・採決
(議第61号から議第79号まで、意見書案第1号、請第3号及び請第4号、陳第2号)
- 日程第4 委員長報告
- 1 議会運営委員長報告
- 日程第5 質疑・討論・採決
(陳第1号)

日程第6 議案審議（質疑・討論・採決）

（議第80号から議第83号まで）

日程第7 委員長報告

1 公共施設等建設特別委員長報告

日程第8 意見書案上程

意見書案第2号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出について

日程第9 意見書案審議（質疑・討論・採決）

意見書案第2号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出について

日程第10 決議案上程

決議案第3号 新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

日程第11 提案理由の説明

決議案第3号 新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

日程第12 決議案審議（質疑・討論・採決）

決議案第3号 新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

日程第13 玉名市農業委員会委員の推薦について

閉 会 宣 告

出席議員（24名）

1番	北本将幸君	2番	多田隈啓二君
3番	松本憲二君	4番	徳村登志郎君
5番	城戸淳君	6番	西川裕文君
7番	嶋村徹君	8番	内田靖信君
9番	江田計司君	10番	田中英雄君
11番	横手良弘君	12番	近松恵美子さん
13番	福嶋譲治君	14番	永野忠弘君
15番	宮田知美君	16番	前田正治君
17番	森川和博君	18番	高村四郎君
19番	中尾嘉男君	20番	田畑久吉君
21番	小屋野幸隆君	22番	竹下幸治君
23番	吉田喜徳君	24番	作本幸男君

欠席議員（なし）

事務局職員出席者

事務局長	吉川義臣君	事務局次長	堀内政信君
次長補佐	松下匡君	書記	松尾和俊君
書記	富田享助君		

+++++

説明のため出席した者

市長	高寄哲哉君	副市長	斉藤誠君
総務部長	西田美德君	企画経営部長	原口和義君
市民生活部長	上嶋晃君	健康福祉部長	村上隆之君
産業経済部長	吉永訓啓君	建設部長	礒谷章君
会計管理者	北本義博君	企業局長	宮田辰也君
教育委員長	桑本隆則君	教育長	池田誠一君
教育部長	伊子裕幸君	監査委員	坂口勝秀君

午前10時01分 開議

○議長（作本幸男君） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 全国市議会議長会表彰状の伝達

○議長（作本幸男君） 日程第1、「全国市議会議長会表彰状の伝達」を行ないます。

去る6月17日、東京都の日比谷公会堂で開催されました全国市議会議長会第91回定期総会におきまして、本市議会から3名の諸君が自治功労者として表彰を受けられました。このたび表彰を受けられましたのは、議員20年以上の永年勤続特別表彰に田畑久吉議員、議員10年以上の永年勤続に福嶋譲治議員、近松恵美子議員、以上の諸君であります。ここにその栄誉をたたえ、心からお喜び申し上げる次第であります。

それではこれより表彰状の伝達を行ないます。被表彰者の方は演壇の前へおいで願います。

[20番 田畑久吉君、13番 福嶋譲治君、12番 近松恵美子さん 演壇前へ]

○議長（作本幸男君） 表彰状、玉名市、田畑久吉殿。あなたは市議会議員として20年の長きにわたり市政の発展に尽くされ、その功績は特に著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定によって特別表彰をいたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長 岡下勝彦。

おめでとうございます。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（作本幸男君） 表彰状、玉名市、福嶋譲治殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長 岡下勝彦。

おめでとうございます。

[表彰状の伝達]

[拍手]

○議長（作本幸男君） 表彰状、玉名市、近松恵美子殿。あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第91回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。平成27年6月17日、全国市議会議長会会長 岡下勝彦。

おめでとうございます。

[表彰状の伝達]

[拍手]

日程第2 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第2、「委員長報告」を行ないます。

これより各常任委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について各委員長の報告を求めます。

議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）から議第79号財産の取得についてまでの市長提出議案19件、意見書案第1号認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出についての意見書案1件、請第3号天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願及び請第4号岱明B&G海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願の請願2件、陳第2号労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情の1件、以上の事件を一括議題といたします。

御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、各委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

あわせて継続審査の申し出があります。平成26年陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情及び陳第3号安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情の陳情2件について中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。

各委員長の報告を求めます。

総務委員長 江田計司君。

[総務委員長 江田計司君 登壇]

○総務委員長（江田計司君） おはようございます。

表彰を受けられた3名の方、おめでとうございます。

それでは、総務委員会に付託されました案件は、議案3件、陳情2件であります。委員会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

まず、議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分であります。

執行部から、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,978万円を追加し、歳入歳出予算の総額を302億3,769万3,000円とするもの、今回の補正予算の主なものとしては、平成26年度に受け入れられたふるさと給付金を財源とした事業についてと、4月の定期異動及び機構改革に伴う人件費の組み替えを行なったもので、歳入歳出それぞれ予算項目ごとに説明がありました。

委員から、4月1日の異動で人件費の予算はふえているのか、減っているのかとの質疑に、執行部から、全会計で2,966万9,000円の減との答弁でした。委員から、農地集積集約化対策事業補助金は、どのような内容で、何団体あるのかとの質疑に、執行部から、経営を転換し、リタイアする農業者への補助金で、0.5ヘクタール以下が30万円、対象戸数34戸、0.5ヘクタールを超える2ヘクタールまでが50万円、対象戸数17戸、2ヘクタールを超えると70万円で、対象戸数はないとの答弁でした。委員から、今現在で国の補助事業の見通しがついているものはあるのかとの質疑に、執行部から、社会資本整備交付金事業で7割ぐらい、農林関係は把握していないとの答弁でした。委員から、現在の正職員、非常勤職員、臨時職員の人数と男女数、女性管理職の人数と比率、女性登用の数値的目標はあるのか、目標値を達成できるように取り組んでもらいたいとの質疑に、執行部から、正職員男311人、女203人、計514人、非常勤職員男7人、女180人、計187人、臨時職員男1人、男59人、計60人、現在の管理職の女性職員は3人で7.3%、目標数値は平成29年度で10%、目標数値より上げるよう課題はあるが、心がけるとの答弁でした。委員から、消費者行政推進事業補助金について、具体的にどんなものかとの質疑に、執行部から、国の制度が変わり名称が変わったもので、主に消費者への相談事業であるとの答弁でした。委員から、パスポートの申請件数と手数料は幾らか、何日ぐらいでできるのかとの質疑に、執行部から、平成26年で1,116件の申請があり、申請から発行まで9日間できる。申請手数料は10年旅券で1万6,000円、12歳以下は5年旅券で6,000円、12歳以上は1万1,000円との答弁でした。委員から、「水俣に学ぶ肥後っ子教室」事業は、学校ごとで行くのかとの質疑に、執行部から、小学校5年生を対象として、玉陵中校区6校、天水中校区3校は合同で、あとは各小学校で単独で行かれるとの答弁でした。委員から、災害時の各避難所に飲料水、食料の備蓄等の方向性はどの質疑に、執行部から、常備備蓄と流通備蓄との双方を考え、よりよい方法を精査していくとの答弁でした。委員から、低所得者介護保険料軽減負担金とあるが、低所得者とは具体的にどれぐらいで何人ぐらいいるのかとの質疑に、執行部から、生活保護被保護者、世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金の受給者、世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等が80万円以下が第一段階で、対象者が4,196人との答弁でした。委員から、乗り合いタクシーのマップは新しくつくられたのか、市民に配るのか、登録者数はふえているのかとの質疑に、執行部から、新しく印刷し、全世帯と主な施設に配布する。登録者数はふえているとの答弁でした。委員から、大型店舗等への選挙投票所の設置する考えはあるのかとの質疑に、執行部から、今後スペース等の問題も考え、検討していくとの答弁でした。委員から、総務費の一般管理費の中の報償費の内容を詳しく選考の過程と他市の状況はどの質疑に、執行部から、名誉市民に贈る褒賞盾及び記念品で、20

万円の2人分、経過として各部に調査を行ない3名の候補者が上がって、副市長、教育長及び各部長からなる選考委員会で選考し、1人の方はまだ若く、これからまだまだ活躍される可能性があるので見送り、1人の方は皇后陛下のデザイナーを長く務められたので、全員一致で決定。もう1人の方は政治家ではあるが、九州看護福祉大学の設立や当初計画駅としての九州新幹線新玉名駅の設置に尽力をされるなど、功績は大きいと、全員一致で決定。他市の状況としては、平成23年に人吉市で1人表彰、山鹿市、菊池市及び合志市の10周年記念式典での名誉市民表彰は行なわれていないとの答弁でした。委員から、名誉市民候補者のお一人の方にふさわしくない経歴があると思われるので、報償費の予算には反対するとの意見、名誉市民等の選考には、本人や家族への配慮が必要、全員一致で推薦できるような選考方法を研究してほしいとの意見がありました。委員から、特別顧問に報償費を払ったのは、適切か否かとの質疑に、執行部から、何回か会議をされ、その対価として支払われているので正当であるとの答弁でした。委員から、今回発行されるプレミアム券の発行はいつか、準備周知方法はとの質疑に、執行部から、7月19、20日に発行、温泉券については10月ごろをめどに発行する。7月号の広報誌、ホームページでも周知するとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第61号中付託分については、原案のとおり賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第78号新市建設計画の変更についてであります。執行部から、新市建設計画を変更する場合は、市町村の合併の特例に関する法律第5条第7項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するもの、また、合併市町村が新市建設計画に基づいて行なう、公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間が、東日本大震災の発生後における合併市町村の実情に鑑み、関連法案が施行され、本市においても最大で5年間の期間延長が可能となったため提案するものであるとの説明のあと、具体的な変更点についても説明がありました。委員から、仮称玉陵小学校と玉名町小学校の建設はどちらが早いのかとの質疑に、仮称玉陵小学校は平成30年4月開校予定で、平成28年、29年に本体工事、玉名町小学校は本体工事が平成28年、29年に行われる予定との答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第78号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第79号財産の取得についてであります。執行部から、玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によるもので、2,000万円以上の財産の取得となるため、取得の目的は本市の基幹業務システムを稼働する機器に使用するため、取得する財産はサーバー機等の機器類、主な内訳は、サーバー機9台、無停電電源装置8台、ネットワーク機器4台、大型プリンター1台、契約の

方法は随意契約、不足予定価格は4,242万5,056円、契約の相手方は、熊本市中央区紺屋今町9番6号、行政システム九州株式会社熊本支店で、現在運用している住民基本台帳等システムの開発、導入を行ない、運用支援及び補修を行なっているシステム業者であるとの説明がありました。委員から、随意契約の理由はとの質疑に、執行部から、業務システムは業務用ソフトウェアと機器類とが密接に関係しているため、支障のない更改業務の実施、安定的な稼働のためには一元的な管理と対応が必要であり、システムの構成、機能を熟知している必要がある。また、業務用ソフトウェアの開発、導入を行なった者以外の者から機器類を取得した場合、正常なシステム稼働の保証は得られない、あるいはシステム障害の発生時に責任の所在が不明確になる。さらには迅速な復旧ができないなど、著しい支障が生じるおそれもある。このようなことは特に基幹業務システムに関してはあってはならない。このためシステム更改に関する機器の設定、機器の調達、システムの再構築、データ移行、稼働テスト等を実施できる業者は、システムの開発、導入を行なった現行のシステム業者以外には存在しないので、随意契約したものと答弁でした。委員から、そのほかの業者からは見積もりをとらなかったのか、財務規則に根拠はあるのかとの質疑に、執行部から、見積書の徴収は1社だけで、財務規則第82条に見積書の徴収に関する規定があり、契約しようとする1人から見積書を徴収すればよい場合は、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定しているときという規定があるとの答弁でした。

審査を終了し、採決の結果、議第79号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、陳第2号労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情であります。

特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、陳第2号については、原案のとおり全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、陳第3号安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情であります。

委員から、今国会は延長されるが、この目的は安全保障法案を国民に詳しく説明するためのものと思う。ここで結論を出すより当面国会の動向、説明等を聞き、9月議会で審議、判断したほうがよい。陳状の内容には極論的な傾向が見受けられるので、国会の状況を見届けたいなどの意見が出されました。

審査を終了し、採決の結果、陳第3号については、継続審査とすべきものと決しました。

以上で、総務委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 建設経済委員長 福嶋讓治君。

[建設経済委員長 福嶋譲治君 登壇]

○建設経済委員長（福嶋譲治君） おはようございます。最終日にもかかわらずたくさんの方の傍聴席の皆さん本当にお疲れさまです。

建設経済委員会の報告をさせていただきます。

今期、建設経済委員会に付託されております議案7件について、委員会の審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。歳出の部4款衛生費1項保健衛生費8目水道費、これが215万4,000円の増額、9目浄化槽設置整備費が6万円の増額、6款農林水産業費が3,101万9,000円の増額、そのうち主なものは、くまもと稼げる園芸産地育成対策事業補助金で7組合40戸の農家のハウスを内張りカーテン、光合成促進装置、自動かん水装置などの施設整備に対する補助で1,597万円の増、経営転換協力補助金は、経営転換やリタイヤなどをされる51戸の農家に対する補助の追加分で、1,120万円の増などによるものです。7款商工費では42万7,000円の減額、8款土木費は847万3,000円の減額、また、各款共通して職員の定期異動に伴う職員給与等の調整による増減が計上されております。

以上、執行部の説明を受け、委員から、経営転換協力補助金について、貸し付けの場合も対象になるのかとの質疑に、執行部から、貸し付けは10年以上の場合が対象となるとの答弁でした。また、委員から、農業委員会費で人件費が560万9,000円も減額になっていることについての質疑に、執行部から、平成26年度まで各支所に1名ずつ再任用職員を配置していたが、27年度からは3支所を曜日ごとに2名で回る体制になり、再任用職員が1名減となったことが主な理由であるとの答弁でした。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第61号中付託分については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第64号平成27年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ215万4,000円を増額するもので、職員の定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第64号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第65号平成27年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出にそれぞれ6万円を増額するもので、職員の定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第65号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第66号平成27年度玉名市九州新幹線濁水等被害対策事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ20万3,000円を増額するもので、職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第66号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第67号平成27年度玉名市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出で434万7,000円の減額、これは職員の定期異動に伴う、職員給与等の調整によるものであります。

委員から特段の質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第67号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第68号平成27年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出で703万4,000円の減額、これは職員の定期異動に伴う、職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第68号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第69号平成27年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）についてであります。収益的支出で277万1,000円の増額、これは職員の定期異動に伴う、職員給与等の調整によるものであります。

委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第69号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

以上で今期、建設経済委員会に付託されました議案7件の報告は終わります。

このほかにも委員から、企業誘致について昨年の訪問件数についての質疑に、執行部から、東京方面7社や関西方面9社など、39社を訪問したとの答弁。これを受け委員から、玉名市には工業団地がないが、誘致する企業の反応はどうかとの質疑に、執行部から、既存の空き工場を紹介しても改修が難点になり、他の自治体を選ばれたり、誘致適地として山砂採取跡地などを紹介しても、造成費用などの面で深い関心を示されないことがある。また、スピード感も重要で、企業が進出等を決定されてから、実際、進出するまでの期間は短く、そのスピード感に対応するのが難しいところである。確かに、工業団地があったほうが企業誘致はしやすいと感じるが、現在、市内の空き地など企業誘致が可能な用地を探して少しでも対応できるよう努力しているとの答弁でした。

また、委員から、今年の花しょうぶの花の咲き具合についての質疑に、現在、来場者数については、実行委員会で集計中である。期間中に実施したアンケートには、今年の花はよかったなどの意見をいただいているとの答弁でした。これを受け委員から、研究を続けて、毎年いい花が咲くようお願いしたいとの意見がありました。

また、委員から、工事等の発注に当たって、金額の大きいものなどは分割して多くの地元企業が受注できるようにしてほしいとの意見に、執行部から、施工条件などから一体的な工事が求められるため、一括して発注しているとの答弁がありました。

また、委員から、通行どめが続く滑石地区の境川の橋、滑石橋についての質疑に、執行部から、現在、調査中であるが、かけかえることになると3年くらいかかると思われる。歩行者や自転車が通れる仮設の橋については検討するとの答弁でした。

また、委員から、新玉名駅駐車場に関する課題については、民間活力による新玉名駅周辺の土地利用を含め、いろんな方面からの検討をお願いする意見がありました。

また、委員から、シェフコにかかわる水道配水管布設工事について、4,298万4,000円から、4,351万8,014円に工事費がふえているのはなぜかとの質疑に、執行部から、NTT電線の埋設状況と県道の舗装構成による当初設計から変更となったことによるものであるとの答弁。

また、委員から、竹崎地区住民が上水道を利用することについての質疑に、執行部から、3月の条例改正により、竹崎地区の一部が給水地区になり、県道沿線の一部の住民は上水道を利用できるようになったが、竹崎地区すべてに給水できるわけではないとの答弁でした。また、関連して委員から、給水区域以外の地区で水道を利用したい場合、10人くらいの要望であればできるのかとの質疑に、執行部から、5,001人以上で上水道、5,000人以下の場合は簡易水道や専用水道という形で水道事業はできるが、水道事業は独立採算で事業を運営しなければいけないので、採算性の問題から少人数を対象とした水道事業は難しいと思われるとの答弁でした。

また、執行部から、県道玉名立花線の国道208号玉名バイパス以南のルートについて、現ルートである高瀬地区は通らず、川崎、秋丸地区を経由し、市道立願寺橋秋丸線と立願寺横町線を重複し、国道208号線につながる新ルートで決定したとの報告がありました。これに対して委員から、この県の決定に関する市からの要望についての質疑に、執行部から、市の案として市道立願寺横町線の市庁舎北側のカーブのところから、東側に延伸し、県道玉名立花線と交わるルートを要望していたが、川崎地区で未改良の区間が発生することや警察協議の結果、高津原橋交差点との距離が近すぎるということで許可が下りなかったとのこともあり、本ルートで決定されたとの答弁でした。

また、6月26日の委員会終了後には、滑石漁港を視察いたしました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 引き続き、文教厚生委員長 田中英雄君。

〔文教厚生委員長 田中英雄君 登壇〕

○文教厚生委員長（田中英雄君） おはようございます。今期、文教厚生委員会に付託されました議案11件、意見書案1件、請願2件及び継続審査となっております陳情

1件について、審査の経過と結果を報告いたします。

初めに議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）中付託分についてであります。歳出の主なものは、4月の職員の定期異動及び機構改革等に伴う、職員給与の調整など、3款民生費、4款衛生費、7款商工費、10款教育費に係る経費などです。執行部からの説明のあと、まず3款民生費について、委員から、静光園老人ホームの民営化について、建物は無償譲渡、土地は無償貸与とのことだが納得がいかない、また、建物・土地の鑑定評価はいつ行なうのかについて質疑があり、執行部より、建物、土地の譲渡方法については、静光園老人ホーム運営法人選定委員会で協議する。方向性として、建物については無償譲渡、土地については当初、無償貸与、経営が安定した時点で、有償貸与などの案を考えている。建物の評価については、現在は検討していないが、静光園老人ホーム運営法人選定委員会等で確認をしていくとの答弁。委員から、保育所を民営化した中で、建物、土地の譲渡方法はどうかとの質疑に、執行部は5園を民営化した中で、1園のみ土地を売却し、4園は無償貸与しているとの答弁。また、委員からの無償譲渡じゃない場合、補助金の返還は幾らなのかについての質疑に、執行部より、有償譲渡した場合は、国へ有償譲渡額の27%、県へ11.8%ほど返還になるとの答弁でした。また、委員から分筆・測量は、今、すべきなのかについて質疑があり、執行部より、面積は把握しているが、土地が3筆に分かれ、里道も存在するため、静光園老人ホーム分だけきちん分筆する必要があるとの答弁、また、ほかの委員からも、無償譲渡、有償譲渡など、選択肢がある中で、議会に対し建物、土地の金額を示してもらわないと的確な判断ができない。今回の測量・分筆業務委託料の補正予算は先延ばししたほうがいいのかについては、また、今回の静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料の予算計上は、時期尚早である。土地の面積がわかっているなら、民営法人が決定してからの測量・分筆でも遅くないのではなど、今回の静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料の予算計上に反対の意見が多く出されました。また、委員から、保育所の待機児童対策に関しての抜本的な対策で、既存の保育所の定員増、増改築等の計画はあるのかについての質疑に、執行部より、本年度に8カ所の私立保育園に対し、100人の定員増をお願いしている。定員増に伴い、敬愛保育園が本年度に増築を予定しており、それに伴い、来年度から35人の定員増となり、さらに来年度に増改築する園が2カ所予定されており2園で30人ほどの定員増となります。このように少しずつ定員をふやして対応していくとの答弁がありました。また、委員から、第1保育所の民営化の計画はあるのかとの質疑に、執行部から、現在は民営化の考えはないとの答弁がっております。

次に、10款教育費について委員から、ALTの帰国旅費の内容についての質疑に、執行部より、ALT1人分の玉名からアメリカまでの片道分渡航費用で、旅行会社から

の見積もりによる予算計上との答弁。また、委員から、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金、生きる力を育む研究指定校事業補助金、子供たちによるいじめ防振推進事業補助金についての質疑に、執行部から、まず、水俣に学ぶ肥後っ子教室補助金については、市内全小学校が取り組んでいる。趣旨として、公害の原点である水俣病を通して、社会科での公害について学ぶ、小学5年生を対象として、現地訪問を実施し、学習を図るもの、これについて、県の補助が2分の1で、残りは保護者負担として実施している。次に、子供たちによるいじめ防止推進事業補助金については、天水中学校区で、子供たちがみずからいじめ防止に取り組むために、学習や研修をするということで10分の10の補助事業となっている。また、生きる力を育む研修指定校事業補助金については、鍋小学校、玉名中学校の2校が指定され2分の1の補助がなされ、それぞれ生きる力について課題を持ち、研究をするといった内容との答弁。また、委員から、ふるさと納税は図書で使うのかの質疑に、執行部より、寄附していただくときに寄附者からの意向を酌み、それに応じた予算計上をしているとの答弁、また、委員から、国においては今年からスポーツ省ができており、2011年にできたスポーツ基本法によれば、地方スポーツ推進計画を策定するようになっているが、本市はどうかとの質疑に、執行部から、玉名市ではまだ策定していないが、県からの指導もあっており今後策定するとの答弁、また、委員から、最近小麦、バター、乳製品等の値上げがあっているが、市の学校給食費の値上げは行なっているかとの質疑に、執行部から、消費税が上がったときにその分の改定をしたが、それ以外では給食費の値上げは行なっていないとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、今回計上されている静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料の予算を減額する修正案を付した修正動議が委員から提出され、採決へと移りました。まず初めに、静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料の予算の修正案の提案理由として、静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料については、静光園老人ホーム運営法人選定委員会の結成もなされ、その中で土地の件についての検討も進められ、再度分筆等の発生も考えられるため予算計上は時期尚早であるとの説明がなされた後、挙手による採決の結果、静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料の予算の減額修正案については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議第61号中付託分の修正議決した部分を除く原案について、挙手による採決の結果、修正議決した部分を除く原案については、全員一致で可決すべきものと決しました。

次に、議第62号平成27年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。これは、第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ44万5,000円を減額し、総額を109億4,416万1,000円とするもので、主

に定期異動に伴う職員給与等の調整によるものであります。関連した質疑として委員から、国民健康保険事業に若人健診があるが、玉名スタンプ会では、若人健診をした方にスタンプを付与する計画がある。他県においては商店街におけるポイントや各種サービスに対する行政ポイントを付与している自治体もあるとの意見がありました。

そのほかに質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、議第62号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第63号平成27年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。第1表歳入歳出予算補正について、歳入歳出それぞれ4,662万8,000円を追加し、総額を75億3,100万2,000円とするもので、主な内容として、平成26年度の介護給付費等の清算に伴う、国、県及び支払基金への償還金3,983万円であります。執行部からの説明のあと、委員から、一般会計繰入金の中の低所得者保険料軽減負担金について、国、県の手当はどれくらいあるのかについて質疑があり、執行部は、0.05分が軽減負担となり、その対象となる方が4,196名いる。軽減強化分の負担額が年額で1,460万2,080円となり、負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となるとの答弁。また、委員から、介護保険料を払えない人が全国に1万数千人ほどいると聞いている。本市にも介護保険料が払えずに自己負担が3割になっている方がいるのかとの質疑に、執行部から、介護保険料を滞納している方に対するサービス支給に関しては、特に制限をせず、介護度に応じた利用をしてもらっているとの答弁、また、委員から、介護保険法の法律改正で施設入所者、利用者の限度額が本人、家族の財産状況によっては減額されなくなる場合も出てくる。今後本人、家族の預貯金などの調査を職員がするに当たっての留意点は何かとの質疑に、執行部から、一定所得以上の方について、調査書類を渡して提出してもらうようにしている。個人情報等の取り扱いについては、注意するよう進めていくとの答弁があり、また、委員から、本人が認知症もしくはひとり暮らしで身内がない方の財産調査を玉名市の職員ができるのかとの質疑に、執行部から、預貯金等調査に関しては、自己申告制になっている。提出されない方に関しては、市は関与しないことになっているとの答弁、また、委員から、出さない方に対しては何も問題ないと理解してよいかとの確認に、執行部は、自己申告をしないと限度額の減額がなされないとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第63号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第71号玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは玉名市静光園老人ホーム民営化検討委員会を廃止し、玉名市静光園老人ホームを運営する法人の選定を行なう、玉名市静光園老人ホーム運営法人選定委員会を設置するための条例の制定で、運営法人の候補者の審査及び運営法人の選

定を行なうため、委員会の所掌事務、組織、任期等について必要な事項を定めるものがあります。執行部からの説明のあと、まず委員から、静光園老人ホーム運営法人選定委員会の主な内容についての質疑に、執行部から、民営化するに当たり募集する施設の要件、地域の問題、運営実績等の募集要件の協議、それに伴う財産の譲渡の方法の協議等を行ない、その後公募により応募していただいた法人の書類審査もあるが、最終的にプロポーザル方式での選定を考えているとの答弁がありました。これに対し委員から、プロポーザル方式での点数の公表は、終了後すぐ行なってほしいとの意見・要望があり、執行部から、まずは静光園老人ホーム運営法人選定委員会において、建物・土地をどうするか、どういう社会福祉法人にするか等を協議し、文教厚生委員会の勉強会か、あるいは全員協議会に諮るべきか検討し、ある程度の方向性が決まったときに、社会福祉法人の選定作業になるとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、採決の結果、議第71号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

[何ごとか呼ぶ者あり]

○文教厚生委員長（田中英雄君） 次に、議第72号玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第73号玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関連があるため一括での議題としました。これは、指定地域密着型サービス及び介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準の一部改正に伴い、条例の整備を図るものであります。主な改正内容として、地域密着型サービス及び介護予防サービスの登録定員が緩和され、小規模多機能型居宅介護などの登録定員の拡大、認知症対応のグループホームやデイサービスの利用定員の拡大などとなっております。執行部のからの説明のあと、委員から、山鹿市には、小規模多機能型居宅介護事業所が14カ所、有料老人ホームが7カ所あるが、本市の現状はどうなっているかの質疑に、執行部から、小規模多機能型居宅介護事業所については、玉名市を北部、南部、西部の3圏域に分けているが、北部と南部に1カ所ずつあり、29年度までの3カ年にわたる第6期介護保険事業計画では、西部地区に1カ所整備する予定、また、有料老人ホームは、玉名市には22カ所あり、定員340名に対し、入所者の約70%が玉名市内の方の利用との答弁がありました。

以上、審査を終了し、まず議第72号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第73号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、意見書案第1号認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について

であります。これは政府が本年1月に策定した認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」について、今後の認知症高齢者の増加等に伴い、認知症への理解の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など、総合的な取り組みや政府によって適切な措置を求め、関係行政庁へ意見書の提出を求めるものであります。

この件について委員から特に質疑もなく、審査を終了し、採決の結果、意見書案第1号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第70号玉名市社会体育施設条例の制定について、議第74号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第75号玉名市岱明B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、議第76号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第77号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定については、関連があるため一括での議題としました。執行部の説明としてまず、議第70号について、現在の体育施設の使用料金は、合併前の旧市町の料金体系がそのまま継承され、グラウンド、体育館、プール等の使用料に格差が生じており、平成24年3月に策定された第2次玉名市行政改革大綱において、公共施設の規模や設備等を考慮し、使用料等の使用条件を見直すことで、利用者の公平性を確保することと定めており、今回、本条例により受益者負担の原則を取り入れ、適正な使用料を制定するものであります。なお、条例制定に当たっては、現行の玉名市営グラウンド条例、玉名市体育館条例、玉名市弓道場条例、玉名市武道館条例、玉名市天水相撲場条例、玉名勤労者体育センター条例、玉名市岱明B&G海洋センター条例の7つの条例を取りまとめて、玉名市社会体育施設条例として、新規に条例を制定するものであります。

次に、議第74号について、玉名市都市公園における有料公園施設の使用料の見直し及び指定管理者制度の見直しに伴い、条例の整備を図るもの。

次に、議第75号について、地方自治法の規定に基づき、玉名市岱明B&G海洋センターの管理を指定管理者に行なわせるため条例の整備を図るもの。

次に、議第76号について、玉名市立小中学校運動場夜間照明施設の使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るもの。

次に、議第77号について、玉名市立小中学校体育施設等使用料の見直しに伴い、条例の整備を図るものとの説明があり、また、体育施設に係る条例改正の概要、使用料の考え方やその方法、そして減免措置の方針等の説明がなされました。執行部からの説明のあと委員から、横島体育館はほかの施設に比べると負担感が高いのでは、事前に地域協議会等で話はされたかについての質疑に、執行部は、横島体育館は現在改築しているが、事前に説明会を行なっている。そのときに、今議会に提案している使用料案を示したが特に意見は出なかったとの答弁がありました。また、委員から、減免措置について

条例によらない規則の部分については、今後柔軟に対応していくと理解してよいのかとの確認に、執行部から、条例改定の後、規則もしくは内規、運用面で検討していくとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、まず議第70号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第74号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第75号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第76号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議第77号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願について御報告いたします。請第3号天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願についてであります。請願の趣旨は、現在天水体育館においては、天水中学校部活動に関して、他の使用者がない場合に限り無料での使用が認められているが、条例改正後は、部活動をしている生徒や保護者は大きな負担を強いられることになり、使用料の支払いができず、天水体育館の使用ができなくなるため、中学校部活動での使用においては、使用料を免除してほしいというものであります。この件について委員から、今まではだれも使っていないときは無料だったが、今回からは、平日の午後4時から午後7時までが無料ということで理解してよいのかとの確認に、執行部から、各施設で予約の開始時期は多少異なるが、利用予約については、利用する月の前月の1日からとしている。もし一般の方が早く予約されたら使えないが、こちらで早くしている限りはあいているとの答弁がありました。

以上、審査を終了し、請第3号については、原案のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請第4号岱明B&G海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願についてであります。請願の趣旨は、現在、岱明B&G海洋センターにおいては、市内利用者は無料での使用が認められているが、条例改正後は市内利用者であっても使用料を支払わなければならなくなる。そうなると部活動をしている生徒や保護者は大きな負担を強いられることになり、使用料の支払いができず、岱明B&G海洋センターの使用ができなくなるため、中学校部活動での使用においては、使用料を免除してほしいというものであります。

この件に関して委員から特に質疑もなく、審査を終了し、請第4号については、原案

のとおり全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、継続審査となっております平成26年陳第8号サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情についてであります。この件について委員から、サッカー場建設検討委員会の答申によると、サッカー場を建設するに当たっては、400メートルトラックを併設することとなっているので、この陳情は採択してもいいのではないかと。また、陳情者、関係者の気持ちを酌めば、採択したほうがいいのではないかとといった意見が出た一方で、サッカー場建設に当たって、400メートルトラックを併設することに異論はないが、3月議会でサッカー場建設事業の予算が否決されたことで、この陳情だけ採択するのはいかなものかといった意見もありました。このように陸上競技場整備の必要性については、おおむね委員の賛同を得ているものの、サッカー場建設に関する検討課題が山積みしている点も考慮した結果、継続審査が適当であるとの声が上がりました。

以上、審査を終了し、サッカー場建設の今後の検討推移を見守りながら、もうしばらく熟慮すべきとの結論により、挙手による採決の結果、平成26年陳第8号については、賛成多数で継続審査とすべきものと決しました。

以上で、今期文教厚生委員会に付託されました案件の審査報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）に対しては、西川裕文君ほか1人からお手元に配付しております修正動議が提出されております。

よって、これらを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

6番、西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） それでは、議第61号の修正動議の説明をいたします。

議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）。

上記の議案に対する修正案を、別紙のとおり地方自治法第115条の3及び玉名市議会会議規則第17条の規定により提出します。

平成27年7月3日提出。提出者、玉名市議会議員、西川裕文、城戸 淳。玉名市議会議長、作本幸男殿。

修正理由を述べます。

静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料については、運営法人選定委員会の結成もなされ、その中でも土地の件についての検討も考えられております。今後、再度分筆等の発生も考えるため、この業務委託料については時期尚早であると考えます。

したがって、静光園老人ホームの測量・分筆業務についての関連予算を削除すべく修正をするものである。また、文教厚生委員会修正案と予算上の整合性を図るものである。

ということで、右側にありますけども、修正案を説明いたします。

議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第2号）に対する修正案、議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。

第1条中、4,978万円を4,348万3,000円に、302億3,769万3,000円を302億3,139万6,000円に改める。

具体的には、以下のように改めるということです。

以上提案いたします。

○議長（作本幸男君） 以上で、議第61号に対する議員提出修正案の説明は終わりました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時45分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第3、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいままでの各委員長の報告及び議員提出修正案の説明について、質疑はありませんか。

13番、福嶋譲治君。

[13番 福嶋譲治君 登壇]

○13番（福嶋譲治君） 文教厚生委員長に対して質問いたします。

委員長報告では、議第70号玉名市社会体育施設条例の制定について、また、議第75号玉名市岱明B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定については、満場一致での採択が報告されました。また、請第3号天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願、請第4号岱明B&G海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願、これもまた満場一致で採択されたという報告でした。その内容についても少し説明があったわけでありますけれども、執行部からの説明があったということで、この整合性ですね。この70号が採択されたということでの有料化がうたわれてるわけですがけれども、この請願が満場一致で採択された、それとの無料化を免除、使用料の免除を求められているわけですがけれども、その整合性、また、同じように岱明中学校部活動での使用料の免除を求められていることへの整合性に対しての答弁を求めます。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長、田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） 福島議員の御質問にお答えしたいと思います。

当委員会における議論の中身では、既に担当課のほう、執行部のほうで部活動の使用については、平日16時から19時までの間については無料で使用できるように規則で定めるといふふうに答弁がございまして、それに対して委員の皆さまには理解されていたのではないかと思います。ということで、その辺で、結局、前後はしましたけれども、請願についてもそういうふうな内容だったというところで採択されたのではないかと考えております。特に請願の中ではそういった議論はございませんでしたけれども、そういったところで既に条例を審議する段階で、規則として部活動については平日16時から19時までの間は無料で使用することを可能にすることで、定めたいと思いますというふうな委員会での説明がありました。

○議長（作本幸男君） 13番、福島譲治君。

○13番（福島譲治君） 再度質問します。

ただこの条例が制定されますと、そういったその条例の中にただいまの委員長の答弁のような文言が入るのでしょうか。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長、田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） この条例の中に、市長の裁量によって使用料は減免することができるという規定がございまして、その規定の運用の仕方として、そういった減免をするというようなことがありますということで説明を受けております。

ですから、条例そのものには、中学校の部活を無料にするとかそういった具体的なことは書いてはございません。

○13番（福島譲治君） わかりました。

○議長（作本幸男君） いいですか。

○13番（福島譲治君） 今の答弁で判断したいと思います。

○議長（作本幸男君） ほかに質疑はありませんか。

12番、近松恵美子さん。

[12番 近松恵美子さん 登壇]

○12番（近松恵美子さん） 関連で、田中文教厚生委員長にお尋ねいたします。2点お尋ねいたします。

1点は今の件で、規則でその減免について、そこに無料なり、その時間帯は無料なりということを書くからというふうなことが執行部の提案であったということですが、私としては、やはり保護者のほうから部活動では無料で使わせてほしいという、この請願が出ている以上、口約束だけでこれはやはり認めるわけにはいかないというふう

な私の気持ちなんでもございますけども、なぜ、条例ではだめなのか、その辺の議論があったかどうか伺います。なぜ条例にそれをうたわなくて、規則でしてしまうのか、そのようなことについて議論があったか、また、委員長のお考えを伺います。

もう1点、なんか小規模多機能事業所のことについて議論があったようですけども、小規模多機能事業所を設置していく場合、市の負担はゼロなんですね、市の予算は全く使わなくていいわけなんですね、そのことが執行部から説明があって議論がなされたかどうか、2点お伺いいたします。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長、田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） 使用料の減免に関しましては、先ほどもお答えいたしました。市長の判断によって減免することができるということで、その都度、その都度いろんな場合に減免をすることが可能であるというふうに定められております。その中の一環として今回の天水中や岱明中の部活動については、平日は無料化するという、時間帯区切って無料化ということが執行部から説明されております。また、それ以外にもお年寄りの方のグラウンドの早朝の利用についても無料に減免するということでも説明がっております。ですから条例の中に具体的に書いてないという部分に関しましては、条例そのものがそういった性質のものであるというふうに理解していいのではないかと考えております。

介護のほうの多機能事業所に関しましては、御質問にありましたようなところまで突っ込んだ質疑はございませんでした。質疑の中で、山鹿市での介護保険料と玉名市での介護保険料は幾らなのかという質問があって、若干、山鹿市のほうが安いにもかかわらず、そういった多機能の事業所があるということについては、説明がありましたけれども、玉名市の負担分についての質疑とかは、委員会の中では残念ながらございませんでした。

○議長（作本幸男君） 12番、近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 私が委員長にお伺いしたのは、規則に入れるといっても口約束では、私たちはやはり市民に対してこれを通すわけにはいかないという気持ちなんですけども、その条例に入れるようなものではないという委員長の見解なんですね、ということの再確認と、それから小規模多機能は市の負担が全くないんだということの執行部の説明があって納得されたかどうかという点で御質問したので、その点の回答をお願いいたします。

○議長（作本幸男君） 文教厚生委員長、田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） まず、使用料の減免については、口約束ということで

はなくて、きちんとその旨正式な委員会の中で答弁がっておりますので、それは十分に審議をしているのではないかと考えております。また、それ以外のことを今後発生するさまざまな、これは先ほどの委員会の説明の中でも申し述べましたけれども、今後そういった減免について要望があった場合は、その都度検討して減免が必要な場合には減免するのでしょうかということについては質疑はありましたので、それに関してはその旨対応しますということで答弁いただいておりますので、委員会の中ではそういうようなことであつたということでもあります。

多機能事業所に関しましては、近松議員が一般質問でもされましたことに関して、関連して質問ありましたけれども、先ほどおっしゃられたことのような内容では、若干なかったのかと考えております。特に、突っ込んだ議論は、今後もちろん検討するようなことは説明あつたかとは思いますが、おっしゃったような内容についての質疑応答ではなかったということでもあります。

○議長（作本幸男君） 12番、近松恵美子さん。

○12番（近松恵美子さん） 了解しました。私はやはり、委員会での発言だから信用していいということでしたけど、やはり明文化したものを提出していただくべきじゃないかなというふうに思いました。

小規模多機能につきましては、やはり山鹿市のほうが保険料が少ないということですので、これは市の方針を出せばいいことですから、その辺の議論がもっと深くなされるべきじゃなかったかなというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（作本幸男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

16番、前田正治君。

〔16番 前田正治君 登壇〕

○16番（前田正治君） こんにちは、日本共産党の前田正治です。

私は、今議会に提案してあります議案の中で、議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算に対する修正案について賛成をします。そして、修正部分を除く原案については反対をいたします。

まず、修正案に賛成をする理由を述べます。今議会では、静光園老人ホームが民営化するに当たり、どこが老人ホームを運営するのか、その法人を選ぶためのさまざまな諸条件を審査する静光園老人ホーム運営法人選定委員会設置の条例が提案されていま

す。静光園老人ホームの民営化につきましては、一般質問や文教厚生委員会で議論がありました。その議論の中で私は、静光園老人ホーム運営法人選定委員会にすべてを丸投げして委ねることについては異議があることを申し上げました。その都度議会に報告して丁寧に進める旨の答弁がありましたが、老人ホーム敷地について無償譲渡にするのか、無償貸与か、有償譲渡か、有償貸与か、結論は出ていません。この修正案は、静光園老人ホーム敷地の測量・分筆業務委託料629万7,000円を原案から削除するものであります。敷地の問題を初めとして、民営化に向けての方針がまだ不透明な状況にありながら、早々と敷地の測量・分筆業務の委託料を容認することはできません。修正案に賛成をします。

次に、修正部分を除く原案に反対する理由を述べます。今議会には、玉名市名誉市民に植田いつ子さん、松本虎之助さんが提案されています。そしてそのために報償費が40万円予算化されております。植田さんにつきましては何ら異議はありません。しかし、松本さんにつきましては異議があります。平成11年市長選挙に際して、幹部職員による選挙後援会名簿を集める事件がありました。これは公務員の地位利用に当たる、公職選挙法違反で罰金及び公民権停止が下されました。私は市長みずからこの事件を解明し、真相を市民の前で明らかにすべきだとして、当時4名の議員の共同で地方自治法の百条委員会設置を求めましたが否決となり、市政に対する市民の不信は払拭できませんでした。松本市長について起訴はされませんでした。幹部職員が刑罰を受けたということは、市長としての道義的、政治的責任を免れ、うやむやにすることはできない問題であり、名誉市民に値しないと思います。したがって報償費を含む原案について反対をします。

次に、陳第3号安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情についてであります。この法案につきましては、国会の審議を通して憲法に違反することが明らかになってきました。戦闘地域で行なう兵たん活動、集団的自衛権の行使、戦乱が続く地域での治安維持活動などなど、どれもが憲法に違反する武力行使であります。歴代の法制局長官や自衛隊関係の元官僚からも違憲という声が広がっています。そしてどの世論調査でも憲法違反との回答が5割から6割、今国会での成立に反対が7割から8割であります。私は憲法に基づく戦争しないこの日本を、子どもや孫たちにしっかりと引き継ぐことが、私たち大人の役割だと思います。国会の会期が95日間史上最長的大幅延長となりました。しかし早くも衆議院での法案通過が画策されております。総務委員長の報告は、陳第3号につきまして継続審査ということでありました。私は、今6月議会で採択をして、直ちに安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書を上げて、国会での法案審議地方からの声を反映させるべきだと思います。ですから継続については、反対をいたします。

以上、討論終わります。

○議長（作本幸男君） 引き続き、6番、西川裕文君。

[6番 西川裕文君 登壇]

○6番（西川裕文君） 6番、新生クラブの西川でございます。

まずもって、反省をしておりますけれども、当初、冒頭文教厚生委員長のほうからの報告の中で、文教厚生委員会に提案されました条例案につきまして、全員一致という報告がございました。私も文教厚生委員でありますけれども、その後、よくよく熟慮したときに、議第70号玉名市社会体育施設条例の制定について、議第74号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、議第76号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第77号玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

[何事か言う者あり]

○6番（西川裕文君） これにつきまして、教育委員会のほうで合併後10年たちまして、統一するところのこれについては、賛成ではありますけれども、この案につきましては、4自治区の地域協議会に説明がありましたのが約1カ月前ぐらい、それからそのあとに、請願が出ておりますけれども、請第3号及び請第4号ということで、天水のほうから、また、岱明のほうから中学校の部活についての請願が出ております。等々を考慮した場合に、明日から荒玉大会、中体連などございますけれども、又は夏休み等々もあります。その中で、これにつきまして、条例については施行については来年の4月1日であります。内容につきまして、先ほども話があっておりますけれども、利用料減免については、市長及び指定管理者の利用料減免の項目等々もありますけれども、まだ、ようやく市民の方々に内容的なところが、今、ようやく少しずつわかってきたところで、今回、この条例について賛成をするということは早すぎるというところで反対の、議第70号、議第74号、議第76号、議第77号の条例につきまして反対の意見を述べます。

以上です。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

23番、吉田喜徳君。

[23番 吉田喜徳君 登壇]

○23番（吉田喜徳君） 陳第3号安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情に対しては、継続審査に賛成であります。

現状は、90数日間の国会の延長により、慎重審議して国民に対してよくわかりやすい説明をしようと国会はしているので、真っ最中であります。そのことが1つと、戦争法案とか、あるいは徴兵制とか、こういうことは違憲でもあるというような発表がなされておりますけれども、よく考えると、国連憲章も、あるいはまた安全保障もそういう条

約が行なわれることで、もしも違憲であれば、これは条約が成り立たなかったわけであり、これは静岡県立大学特任教授の小川和久氏が述べておられる通りであります。同時に、世界情勢というのは、この60年の間、あるいは戦後70年の間、その当時と、あるいはこの歩みによって相当変わっているのであります。皆さんよく情勢をおつかみになっていただきたいと思えます。北朝鮮における云々、あるいは中国におけるその南シナ海における行動、あるいは領空を侵すようなしぐさ、照準といいまして、合わせるような、日本を攻撃するような情勢、こういうことにおいては、ずいぶんと変わっているのであります。今日までに、徴兵制も戦争法案というような軸に対しては一切行なわれておりませんでした。そういう実例が占めているのであります。

以上のことから、現在審議中であり、本日も国会で慎重審議が行なわれている状況であります。したがって、継続審査に賛成であります。

以上です。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はございませんか。

10番、田中英雄君。

[10番 田中英雄君 登壇]

○10番（田中英雄君） 私は体育施設使用料改定に係る関連条例について賛成の討論をいたします。

市民の体力向上及び健康増進のために実施する社会体育施設の設置及び学校施設の低位法に関し、利用者の受益と負担の公平性と公正性を確保するために、この条例等は制定されるものであります。使用料改定の算定内容についても、施設利用に要するコストを基礎として積算されており、施設を利用する人と、利用しない人の公平性も鑑みられており、十分に納得できる内容であると思えます。住民との事前の話し合いについても、グラウンドゴルフ団体の利用実態ヒアリングの中で要望等を把握され、高齢者スポーツに対する新規の減免措置を設けられております。また、地域協議会の答申や天水中学校、岱明中学校PTAの部活動利用での意見を受けとめ、減免措置を再検討し、変更案を提示されております。このように住民の意思を大切に心ながら、事務局は十分に検討を進められており、住民の理解を得られるものと思っております。さらに、指定管理者制度の導入についても提案されており、利用者の多様なニーズに対応することが可能となり、多くの市民のスポーツ振興に寄与するものと考えられます。これらのことにより、体育施設使用料改定に係る各議案に賛成するものであります。また、西川議員の反対討論の中で時期尚早というふうな御意見もありましたけれども、早期に条例をきちんと整備することによって周知徹底を図り、なおかつ今後必要な規則の改定については、十分な時間を持つということで、今、この議会において可決することは必要なことであると思われま。

以上、私の賛成討論であります。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

ここで、議事の都合により、午後 1 時 1 0 分まで休憩をいたします。

午後 0 時 1 3 分 休憩

午後 1 時 4 1 分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより採決に入ります。

まず、予算議案の採決に入ります。

議第 6 1 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）

以上、予算議案 1 件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第 6 2 号 平成 2 7 年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

議第 6 3 号 平成 2 7 年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 6 4 号 平成 2 7 年度玉名市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 6 5 号 平成 2 7 年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）

議第 6 6 号 平成 2 7 年度玉名市九州新幹線漏水等被害対策事業特別会計補正予算
（第 1 号）

議第 6 7 号 平成 2 7 年度玉名市水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 6 8 号 平成 2 7 年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議第 6 9 号 平成 2 7 年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

以上、予算議案 8 件について、一括して採決いたします。

ただいま採決に付しております予算議案 8 件に対する各委員長の報告は、いずれも可決であります。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、予算議案 8 件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

それでは、

議第 6 1 号 平成 2 7 年度玉名市一般会計補正予算（第 1 号）

について採決いたします。

本案について、文教厚生委員長の報告は修正であります。

また、西川裕文君ほか 1 人から議員提出修正案が提出されております。この場合、

会議規則第77条第1項の規定により、議員提出修正案を委員会提出修正案より先に採決することになっております。したがって、初めに議員提出修正案について採決いたします。

次に、文教厚生委員会修正案について採決いたします。

最後に、修正案のいずれかが可決ならば、修正部分を除く原案について、修正案がすべて否決ならば、原案について採決いたします。

それでは、まず議第61号に対する西川裕文君ほか1人から提出された議員提出修正案静光園老人ホーム敷地の分筆・測量業務歳入予算の削除について採決いたします。

本件は起立表決によって採決いたします。議第61号に対する議員提出修正案について、賛成の諸君の御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第61号に対する議員提出修正案については、可決いたしました。

次に、議第61号に対する文教厚生委員会修正案、静光園老人ホーム敷地の分筆・測量業務歳出予算の削減について採決いたします。

本件は起立表決によって採決いたします。議第61号に対する文教厚生委員会修正案について、賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第61号に対する文教厚生委員会修正案については、可決いたしました。

次に、ただいままでに修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

本件は起立表決により採決いたします。議第61号の修正議決した部分を除くその他の部分について、賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、議第61号の修正議決した部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま修正議決されました議第61号平成27年度玉名市一般会計補正予算（第1号）について、その字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

続いて、条例議案の採決に入ります。

議第70号 玉名市社会体育施設条例の制定について

議第74号 玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議第76号 玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

議第77号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案4件については、異議がありますので、あとに譲り採決いたします。

議第71号 玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第72号 玉名市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第73号 玉名市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第75号 玉名市岱明B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について

以上、条例議案4件について採決いたします。

ただいま採決に付しております条例議案4件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、条例議案4件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

議第70号玉名市社会体育施設条例の制定について採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第70号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第70号については、否決されました。

議第74号玉名市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第74号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第74号については、否決されました。

議第76号玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第76号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第76号については、否決されました。

議第77号 玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております議第77号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立少数であります。よって、議第77号については、否決されました。

続いて、そのほかの議案の採決に入ります。

議第78号 新市建設計画の変更について

議第79号 財産の取得について

以上、議案2件について採決いたします。ただいま採決に付しております議案2件に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、議案2件については、いずれも原案のとおり決定いたしました。

続いて、意見書案の採決に入ります。

意見書案第1号 認知症への取り組みの充実強化を求める意見書の提出について

以上、意見書案1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております意見書案第1号に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて、請願の採決に入ります。

請第3号 天水体育館の天水中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願

請第4号 岱明B&G海洋センターの岱明中学校部活動での使用における使用料の免除を求める請願

以上、請願2件について採決いたします。

ただいま採決に付しております請願2件に対する委員長の報告は、いずれも採択であります。委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、請願2件については、いずれも採択することに決定いたしました。

続いて、陳情の採決に入ります。

陳第2号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情1件について採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第2号に対する委員長の報告は採択であります。委員長の報告とおりに決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、陳第2号については、採択することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査について、お諮りいたします。

平成26年陳第8号 サッカー場建設に伴う陸上競技場整備を求める陳情

陳第3号 安全保障法制11法案の今国会での廃案を求める意見書の提出に関する陳情

以上、陳情2件については、文教厚生委員長から、会議規則第111条の規定によりお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありますがいずれも異議があります。

まず、平成26年陳第8号の継続審査についてお諮りいたします。

本件は起立表決により採決いたします。

平成26年陳第8号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、平成26年陳第8号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

次に、陳第3号の継続審査についてお諮りいたします。

本件は起立表決により採決いたします。

陳第3号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに賛成の諸君は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、陳第3号については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付すことに決定いたしました。

日程第4 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第4、「委員長報告」を行ないます。

議会運営委員会に付託し、審査を終了いたしました事件の結果と経過について、委員長の報告を求めます。

陳第1号 玉名市政治倫理条例に関する陳情

以上、陳情1件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田中英雄君の退場を求めます。

[10番 田中英雄君 退場]

○議長（作本幸男君） 御手元に配付しております委員会審査報告書の朗読は、これを省略いたします。

審議の方法は、委員長の報告のあと、質疑、討論の後、採決いたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長 嶋村 徹君。

[議会運営委員長 嶋村 徹君 登壇]

○議会運営委員長（嶋村 徹君） こんにちは。

議会運営委員会の委員会に付託され、継続審査となっております陳第1号玉名市政治倫理条例に関する陳情について、委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会審査における委員からの意見は次のとおりであります。

この玉名市政治倫理条例の第4条に規定してある2親等規制については、各議会議員に市が行なう工事等の請負契約などを辞退するよう努めなければならない努力義務が課せられているものである。そしてこの陳情の趣旨は、議会としてその努力義務を果たせと言わせていると理解している。また、この政治倫理条例の2親等規制については、

議員がみずからを律すべくつくった条例であるので、その趣旨を尊重して、議員が政治倫理に反する事実があるとの疑義を持たれたときは、議会として議員に疑惑解明に努めるように求めていくべきであるなどの意見が出された。

以上のような意見が出され、審査を終了し、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、議会運営委員会に付託されました案件の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、議会運営委員長長の報告は終わりました。

日程第5 質疑・討論・採決

○議長（作本幸男君） 日程第5、「質疑・討論・採決」を行ないます。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

陳第1号玉名市政治倫理条例に関する陳情について採決いたします。

本件は起立表決により採決いたします。

ただいま採決に付しております陳第1号に対する委員長の報告は採択であります、異議があります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 起立多数であります。よって、陳第1号については採択することに決定いたしました。

ここで議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時21分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6 議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第6、「議案審議」を行ないます。

議第80号人権擁護委員候補者の推薦についてから議第83号玉名市名誉市民の選定についてまでの人事案件4件を一括議題といたします。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。議第80号から議第83号までの議案案件4件について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。

22番、竹下幸治君。

〔22番 竹下幸治君 登壇〕

○22番（竹下幸治君） こんにちは。市議会議員の竹下です。

議第83号玉名市名誉市民の選定について、反対の討論を述べさせていただきます。

私は、議員として旧玉名市時代から30年間、市政発展のために高崙市長の同志として行動を共にしてまいりました。平成11年の市長選挙において、4期続いた松本虎之助氏を、多選の弊害、そして市政の私物化を厳しく批判して立ち上がられた高崙さんを支え戦いました。そのとき、同志議員は4名しかいませんでしたが、松本市長は、市役所に11時ごろ登庁されることが日常的であったことや市からのお土産は市長がオーナーの浦島海苔が大半であったなど、事実もあって草の根的盛り上がりの中で勝ち抜くことができました。さて、今回の松本虎之助氏を玉名市の名誉市民として選定することは、私は反対であります。その主な理由を今から申し述べたいと思います。

第1の理由は、松本市長が5選を目指して出馬表明をされていたとき、市の総務部長が現職市長の後援会名簿集めを、市庁舎内で行ない、5人の部長が公職選挙法違反して問われたことがあります。部課長が多くの職員に後援会名簿用紙を配付した上で、回収したことです。その他、玉名市外四カ町病院組合、公立中央病院でも同様の行為が行なわれました。選挙後、総務部長には罰金50万円、公民権停止5年、他の4部長には罰金30万円、公民権停止4年、言い渡されました。なお、松本市長が代表理事の有明広域行政事務組合、広域消防本部にも市の秘書係長が名簿用紙の配付を依頼しましたが、同本部消防庁は、配付は不相当と判断、配付を拒否されました。立派だったと考えます。松本市長はすべてのことに関与は否定されていますが、多数の市幹部が市長選挙に関連して、公職選挙法違反に問われたことは、公職の長として大きな責任があると考えます。

第2の理由としては、松本家がオーナーであり、松本市長が市長就任前に社長を務めておられた浦島海苔株式会社の倒産と粉飾決算であります。当時の社長は松本虎之助氏の長男であり、その事実を認めております。松本虎之助氏が長期にわたって社長を勤め、強い影響力を持っておられた会社で起きた倒産と、粉飾決算は多くの従業員の人生と地域経済に大きな影響を与え、かつ信用を失墜させたのであります。

私は、以上の2つの事例から見ても、とても名誉市民の該当者とは言えないと考えます。議会承認が得られた場合、名誉市民の写真が庁舎に掲げられると聞いております。皆さん、政治家を目指す若者が、それを見て松本市長のような政治家になりたいと考えると思われませんか。一度、名誉市民になったら、基本的に市が存続する限り、名誉市民とあり続けるのです。他市の例でもほとんどの市民が賛成するような方が、また、議会においても全会一致で決議しているではありませんか。旧玉名市時代にも一度松本市長の名誉市民推挙の話があったと聞いておりますが、そのときは、それは適当でないということになったのではありませんか。その後、新たな事実でも見つかったのですか。私は今まで、高寄市長に対して市の将来のことも考えて、取り下げたほうがよいと申し上げました。私は今日まで、市長とは意見の違うことはありましたが、話し合いの上で、常に同一行動をとってきました。しかしながら、議第83号については、議員として、人間として、同意することはできないので反対をさせていただきます。

最後に、同僚議員の皆さん、議員は市民の代弁者と考えます。もう一度お考えになり、行動されますよう期待して反対討論といたします。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） 通告による討論は終わりましたが、ほかに討論はありませんか。

20番、田畑久吉君。

[20番 田畑久吉君 登壇]

○20番（田畑久吉君） 市民クラブの田畑でございます。

今突然の登壇でございますので、原稿は一つも書いておりません。先ほど反対討論されました竹下議員に対して、個人的に恨み辛みがあつての賛成討論ではございません。私は83号で名誉市民として執行部が提案した元松本市長に対しての何らの欠点はないことを証明して、ここで賛成するわけでございます。

名誉市民の推薦ということで聞きましたときに、私は松本市長の実績をここで並べることはいたしません。なぜかと言いますと、皆さん方がそれをよくもう御存じのはずです。だから私が考えたことは、名誉市民のふさわしくないことが何かないかなということとずっと自分の議員生活を顧みて、考えてきました。その中で、何一つふさわしくないことは浮かんできません。高寄市長が胸襟を開いて斉藤副市長と一緒にこの提案をされたことに、私は大きな感銘をしております。人間形成の大きさにさらなる発展を私は望んでおるところでございます。

あえて一言つけ加えますならば、むしろ高寄市長でも名誉市民に、私は推薦したいとそういう思いでおりますし、もう一つ、玉名郡市のレスリングの発展に貢献された故三ツ本太門先生もそうでございますし、将来的には、当然、私は名誉市民として御推薦をしたい、そういう思いでおりますし。ただ私は、ここでそういった反対、賛成ということとを申し上げるのに、本当に残念でならないのが私の心境でございます。しかし、松本

故市長をふさわしくないということは何一つないことを申し上げて賛成の討論といたします。ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第80号人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第80号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第80号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第81号人権擁護委員候補者の推薦について採決いたします。

議第81号については、原案のとおり推薦に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第81号については、原案のとおり推薦に同意することに決定いたしました。

議第82号玉名市名誉市民の選定について採決いたします。

議第82号については、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって議第82号については、原案に同意することに決定いたしました。

議第83号玉名市名誉市民の選定について採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

議第83号については、原案に同意することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 賛成多数であります。よって、議第83号については、原案に同意することに決定いたしました。

日程第7 委員長報告

○議長（作本幸男君） 日程第7、「委員長報告」を行ないます。

公共施設等建設特別委員会に付託中の調査事項については、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会より中間報告を行ないたいとの申し出がありますので、この際これを許します。公共施設等建設特別委員長の報告を求めます。

公共施設等建設特別委員長 横手良弘君。

[公共施設等建設特別委員長 横手良弘君 登壇]

○公共施設等建設特別委員長（横手良弘君） こんにちは。公共施設等建設特別委員会の報告をいたします。

去る6月4日に開催いたしました公共施設等建設特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

まず、公共施設適正配置計画に関する項目の中で、執行部から、岱明支所3階の利活用に係る現況報告について説明がなされました。内容として、去る3月2日の議会の全員協議会において、有明広域行政事務組合への貸与についての検討について諮った結果、全員一致で了解をされました。このことを受け、有明広域行政事務組合へ市として検討を進めたい旨の連絡をしたところ、有明広域行政事務組合のほうでも5月19日の理事会において、現在の事務所の老朽化に伴い、岱明支所3階を移転先として検討したい旨諮られ、理事の総意によって検討を進めたいとの確認が取れた。よって、去る5月26日に正式に市長名による公文書を作成し、岱明支所3階を有明広域の事務所として使うことについて協議を始める旨の公文書を送付している。今後は、事務方において賃借の方法など、条件面について協議を重ね、本年9月末ごろまでには方向性について一定の結論を得たいと考えているとの説明でした。

次に、天水支所周辺公共施設の利活用に係る現況について執行部から、平成27年2月23日に、天水自治区の住民の方々6,394名から将来展望がひらける支所、公民館、保健福祉センター、図書館等の集約施設の建設を求める請願の提出があり、市担当の企画経営課として、天水自治区の区長会や代表者の方に直接お会いし、請願についての市の考えを伝えるため、また、市として、請願の趣旨である3,000平方メートル以上の規模の集約施設を強く要望するという事などについて、少し踏み込んだ内容をお尋ねする目的で、4月30日に天水支所の会議室において天水地区の代表者の方々と会合の場を設けた。会合には、天水地区の代表として、天水地区区長会の4役、各支館長の3名、天水自治区地域協議会会長の計8名が出席され、市のほうからは、企画経営部長、企画経営課長、天水支所長、関係職員数名が同席しました。会合では、天水地区区長会の案として、市周辺施設の3,000平方メートル強の図面を示され、その配置したい機能やその内容についてもそれぞれ必要とする面積等を示しながら説明をされた。市としては、現況では2,100平方メートル強の面積が市の集約案であるので、区長さん方の案とは1,000平方メートル以上の差があり、配置する予定の機能や面積等についても些少ではない違いがある。そのため、その図面等を持ち帰り、関係課であるコミュニティ推進課や農林水産政策課などの再協議を踏まえた上で、今後も天水地区の代表者の方々と協議を重ねていくことで合意をした。これら周辺施設の改修、改築案について、平成28年度に実施したいと考えており、本年秋までには天水地区の

代表者の方々も御了解がいただけるような成案を取りまとめて、この特別委員会にも報告したいと考えているとの説明でした。

次に、市庁舎跡地利活用に関することの現況について、執行部から、旧市役所本庁舎、第1保育所及び文化センターの土地や関連施設の一体的な活用を図るために、本庁舎跡地等利活用基本構想を策定するもの。この基本構想は昨年11月に玉名市本庁舎跡地等活用検討委員会が答申した玉名市本庁舎跡地の活用に関する答申やこれに関連する諸計画などを踏まえて取りまとめる。なお、この策定に当たっては、本年4月に庁内組織として設置した関係各課部課長10名で構成する玉名市本庁舎跡地等利活用基本構想検討委員会で具体的な検討を行なうことにしている。本日までに2回の会議を開いており、現在は構想を作成するための支援者をホームページで募集している。また、基本構想の要旨として、現時点において、旧庁舎跡地の敷地周辺施設等合わせた約2万平方メートルの一体的な活用のために、教育会館の移転を前提に、その敷地を第1保育所等複合施設を視野に入れた子育て支援施設の建設地、それと文化センター駐車場の増設、公園、バスの待合所の整備地として活用すること、また、これらの施設整備にあわせて文化センターの改修、保育所下の崖地の擁壁工事なども実施するなど、これらの事柄が今回策定する基本構想の趣旨、骨子になると考えているとの説明でした。

執行部の説明のあと、天水支所周辺公共施設の利活用について委員から、秋口までに天水自治区と何回ぐらい折衝を重ねるのかについて質疑があり、執行部はおおむね、月1回程度を考えているとの答弁。また、委員から、地域との協議についてどの地域協議会も同じと思うが、高齢者だけでなくPTAや保育所の保護者代表あたりにも声をかけて進めたらとの質疑に、執行部から、各区長、支館長へも実際の利用者にも出席していただき、話を進めていきたいとお願いしているとの答弁。また、市庁舎跡地利活用について委員から、今回の基本構想は、市庁舎跡地、保育所、文化センター、教育会館など、一体的に活用するという認識してよいのかとの質疑に、執行部から、今回の基本構想については、25年度の答申を受けて、文化センターの敷地、第1保育所の敷地を合わせた約2万平方メートルの土地を一体的に整備するが、一体的な開発を行なうには、賃貸借をしている教育会館の移転も前提に整備を行なっていくとの答弁。また、委員から、旧庁舎の解体も含めた跡地利活用の計画は、いつごろ結果が出るのかとの質疑に、執行部から、これまでの議会での答弁のとおり、28年度までには解体をしたいというのが市の基本スタンス。基本構想の策定期間は本年度末だが、内容については、本年10月ごろには中間報告をしたいと考えているとの答弁。また、委員から、中央病院の件で、文化センターを除いて土地を買って、2万5,000平方メートルくらいに拡張する見通しはとの質疑に、執行部から、中央病院には新病院建設検討委員会もあり、我々が立ち入る話ではないが、周辺の民地の方から市のほうに土地を買ってくれと

間接的に聞いたことはあるとの答弁がっております。また、委員から意見として、第1保育所の松木、六田方面への移転には賛成、第1保育所の松木、六田方面への移転については、地元から反対の意見が出ている。第1保育所は、新庁舎近くの道路沿いに移転新築したほうが安価にできるのではなどの意見が出ております。

次に、市民会館建設に関することの現況について執行部から、現在、基本設計を進めている中で、配置計画及び平面計画の素案について、市民会館の建設場所と周辺公共施設との位置関係の説明がなされました。内容として、まず、配置計画の考え方として、多様な芸術活動に利用する屋外空間ということで、建物以外のスペースをすべて駐車場とするものではなく、既存の公衆トイレがあるが、これについては周辺の一部を緑地帯として残し、小規模だが野外音楽堂として整備することで、さまざまなイベントに対応できるようするもの。次に、建物の位置として、敷地の西側に寄せて、都市計画道路方面へ正面玄関を向け、福祉センターへの影響を最小限に抑えるため、建物の高さが高くなる大ホールを南側の博物館側へ寄せた計画としている。また、駐車場については、これまで余裕がなかったが、車寄せや大型車両の出入りに配慮した結果、多くとは言えないまでも安全なスペースが確保できるものと考えている。

次に、平面計画として大ホールの席数は固定席803、車いす席が4席、2階に設ける、親子室が11席、合計で818席の計画となっている。また、建物北側の小ホールは多目的に使えるように平土間となっており、198席が移動式となり、据え置きはいす102席を並べると最大で300席の利用が可能となる。延床面積については、これまで不足していた来場者の空間、ホワイエ等を加えて、4,500平方メートル程度となっているとの説明でした。

執行部の説明のあと、委員から、旧市民会館はホールの解体時期はいつごろか、また、特例債は使えるのかとの質疑に、執行部から、解体の時期については平成30年12月をめどに、市民会館の建設を竣工後すぐに解体する予定だが、その前に解体設計、諸手続きなどを済ませなければならない。特例債については、確実とはいえないが対象となるものと見込んでいるとの答弁。また、委員から、野外音楽堂はいらないのでは、市民会館を市役所側に移動して、裏側に駐車スペースをつくり、福祉センター利用者への配慮をすべきでは、近くに食事処もないので、ホワイエをもっと広くして喫茶スペース、できればレストラン的な民間業者でも入れてはいかがか、ぜひ設計に加えてほしいとの質疑、執行部から、委員からの意見を踏まえ、建設場所については再検討が必要との答弁。また、委員から、市民会館建設のスケジュールはとの質疑に、執行部から、基本設計の契約期間が9月30日まで、それから28年度に実施計画を行ない、29、30年度建設で、30年12月ごろの完成予定ですとの答弁がっております。また、委員から、意見として野外音楽堂と公衆トイレは再考が必要では、また、建物は立派なも

のが設計されているが、緑の空間として、また、お祭りイベント時にも必要なもので、市民広場は残すべき、建設位置の再考を、などの意見が出されております。

次に、サッカー場建設に関することの現況について、執行部から、昨年度サッカー場建設検討委員会が設置され、6回の検討委員会を開催し、建議書の提出がなされたが、6回の検討委員会の内容、検討したサッカー場の機能、規模について、建議書の提出までに至った経緯を現在取りまとめている状況なので、次回の特別委員会において審議をお願いしたいとの報告でした。

以上の4つの調査項目に関する質疑、応答のあと、最後に今後の調査事項の進捗状況等について引き続き調査をする必要があることから、全員一致をもって閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、公共施設等建設特別委員会の報告を終わります。

○議長（作本幸男君） 以上で、公共施設等建設特別委員長の報告は終わりました。

次に各常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

総務委員長から総務部、企画経営部及び市民生活部の所管に関する事項について、建設経済委員長から産業経済部、建設部及び企業局の所管に関する事項について、文教厚生委員長から健康福祉部及び教育委員会の所管に関する事項について、議会運営委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、以上のとおり各委員長から会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議事の都合により、休憩いたします。

午後 2時52分 休憩

午後 3時56分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後 3時56分 休憩

午後 4時29分 開議

○議長（作本幸男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加の前に一言、田中英雄文教厚生委員長が訂正の発言をしたいと申し出が
っております。文教厚生委員長 田中英雄君。

[文教厚生委員長 田中英雄君 登壇]

○文教厚生委員長（田中英雄君） お時間をいただきましてありがとうございます。

文教厚生委員長報告の中で、請願について可決と申し述べましたが、採択に訂正さ
せていただきます。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○議長（作本幸男君） それでは、日程の追加についてお諮りいたします。

日程第8 意見書案上程

意見書案第2号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出につ
いて

日程第9 意見書案審議（質疑・討論・採決）

意見書案第2号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出につ
いて

日程第10 決議案上程

決議案第3号 新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

日程第11 提案理由の説明

決議案第3号 新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

日程第12 決議案審議

決議案第3号 新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

日程第13 玉名市農業委員会委員の推薦について

以上、日程表のとおり日程に追加いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって日程表のとおり、日程に追加
することに決定いたしました。

日程第8 意見書案上程

○議長（作本幸男君） 日程第8、「意見書案上程」を行ないます。

これより意見書案を上程いたします。

意見書案第2号 労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出につ
いて

以上、意見書案1件を議題といたします。お手元に配付しております議案の朗読は、

これを省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第2号については、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案理由の説明及び委員会付託を省略いたします。

意見書案第2号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行ないます。

日程第9 意見書案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第9、「意見書案審議」を行ないます。

これより、意見書案第2号の審議に入ります。

審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。

意見書案第2号について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

意見書案第2号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

意見書案第2号労働法制の規制強化と安定雇用の確立を求める意見書の提出について採決いたします。

意見書案第2号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって意見書案第2号については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10 決議案上程

○議長（作本幸男君） 日程第10、「決議案上程」を行ないます。

これより決議案を上程いたします。

決議案第3号 新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

以上、決議案1件を議題といたします。お手元に配付しております決議案の朗読は、これを省略いたします。

日程第11 提案理由の説明

○議長（作本幸男君） 日程第11、「提案理由の説明」を行ないます。

ただいまの決議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

14番 永野忠弘君。

[14番 永野忠弘君 登壇]

○14番（永野忠弘君） 自友クラブの永野でございます。決議案第3号の提案理由について申し上げます。

決議案第3号新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について

上記の議案を別紙のとおり、玉名市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出します。

平成27年7月3日提出。

玉名市議会議員 永野忠弘、城戸 淳、福嶋譲治

玉名市議会議長 作本幸男殿

提案理由。新玉名駅駐車場混雑問題のこれ以上の留保を許さず、議員の総意として問題の即時解決を強く求めるべく決議を提出するものである。

それでは、決議案の文面について読み上げます。

新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議

平成27年第1回玉名市議会定例会において、新玉名駅の北口・南口広場自動車駐車場の慢性的な混雑の解消を目的に、その1つの手段として駐車場の有料化を求める趣旨の「新玉名駅駐車場の有料化を求める決議案」が議題とされたものの、審議の結果、賛成少数で否決に終わった。しかしながら、この決議案に対する市民の反響は非常に高く、決議案の内容に支持・賛同する多くの「市民の声」をいただき、改めて駐車場混雑問題に不平、不満を抱えている多くの駅利用者があることを痛感させられることとなった。と同時に、これ以上この状況を看過するわけにはいかず、駐車場の安心利用を願う「市民の声」、「利用者の声」に応えることこそが真の市民目線の行政であると、問題の即時解決の必要性を強く認識したところである。

また、当駅は玉名市のみならず、熊本県北地域のいずれの自治体にとっても、「県北の玄関口」として位置づけられ、アクセスの起点として重要な役割を果たしている。だからこそ、そのすべての方々に平等に利用に供されなければならない。この混雑問題は、玉名市だけのものでなく、近隣地域初め、県北全体における駅利用者にとっての非常に大きな弊害であり、いまだ解決の道筋が見えないことが、新玉名駅、ひいては玉名

市へのイメージを悪くしている。「県北の都」をうたう公共交通の要衝である新幹線駅を抱える本市が、この問題に対し、開業から4年もの間、効果的な施策も打てず、手をこまねいて無駄に時間だけを経過させている。片や、一方ではサッカー場建設や市民会館建てかえといった大規模な公共施設建設事業の話が湧き上がり、この問題を棚上げにして、そちらの検討は進められている。真に必要な目先の問題の解決を先送りし、新規事業に拙速に着手するのは行政のあり方として市策の順序が逆であると厳しく批判せざるを得ない。この問題に対し、市執行部として思いを同じくしながらも、根本的な解決策を何も提案、実行できないというのは行政の怠慢であり、非常に遺憾にたえない状況である。よって、本市議会は新玉名駅駐車場の重要性に鑑み、混雑問題のこれ以上の留保を許さず、即時解決を図るため、市執行部に対し、下記の事項を強く切望する。

記

1、現状では駐車場に収まりきれない車両の駐車スペースを確保するために、いたずらに用地購入により駐車場の敷地の活用を行なうことは後世に負担を残さないと主張する現市政の方針と大きく矛盾する。

また、駅周辺の用地は、駐車場としてではなく、開発を通じてもっと有効な活用されるべきであるため、用地拡張によらない解決策を講じること。

2、駐車場の無料での供用を継続する限り、混雑は解消しない。よって、受益者負担の原則に基づき、駐車場利用者はその用途に応じて利用料金を支払う、駐車場の有料化策を講じること。もちろんこれは、混雑解消のための手段として、入場の制限、また、駐車場の目的外利用の制限を図るものであり、正規の利用者については減免等の措置をとること。

3、市直営での駐車場管理に限界があるならば、民間委託や指定管理者等による24時間体制での管理策も検討すること。

4、新玉名駅と一体化した運営が行なわれることにより、何にもまして新玉名駅利用者の安全が第一に確保されること。

以上、決議する。

熊本県玉名市議会。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（作本幸男君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第3号については、議事の都合により、会議規則第37条第3項の規定に基づき、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第3号については、委

員会付託を省略することに決定いたしました。

委員会付託を省略いたします。

決議案第3号については、日程に従い、引き続き会議にて審議を行いません。

日程第12 決議案審議（質疑・討論・採決）

○議長（作本幸男君） 日程第12、「決議案審議」を行いません。

これより、ただいま議題となっております決議案第3号の審議に入ります。審議の方法は、質疑、討論の後、採決いたします。

これより質疑に入ります。決議案第3号について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。決議案第3号について、討論はありますか。

10番 田中英雄君。

〔10番 田中英雄君 登壇〕

○10番（田中英雄君） 私は、この決議案に対して、反対の討論をいたします。

新玉名駅周辺の駐車場について混雑を解消することに対して、反対の人は1人もいらっしゃらないと思いますが、この決議案は、簡潔に申し上げれば、現在の無料の駐車場を有料化するという決議案であり、私の個人的な意見としては、もっと用地を購入して、拡充し、無料化を継続すべきという基本的な考え方を持っております。混雑を解消することには大賛成ではございますが、この決議案の内容では同意することができませんので、反対いたします。また、目的外の利用に関しましては、執行部のほうにお願いしたいと思いますけども、目的外の方に関しては厳しく利用を禁じる措置をとっていただき、それで十分な駐車場が確保できるとなれば、それだけで解決するものだと思っております。

以上です。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はございませんか。

12番 近松恵美子さん。

〔12番 近松恵美子さん 登壇〕

○12番（近松恵美子さん） 決議案第3号について、賛成の立場で討論いたします。

私は目的外使用を排除するためには、やはり有料化を検討するしかないというふうに考えます。ただ、その有料化について市民の負担がかからないようにするにはどうしたらいいかということは、またその中で検討していけばいいことではないかというふうに思っております。第一歩として、目的外使用をどうして減らしていくかということを取り組むために、これを進めることが必要だというふうに考えております。

○議長（作本幸男君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

決議案第3号新玉名駅駐車場混雑問題の即時解決を求める決議の提出について、採決いたします。

本案は起立表決により採決いたします。

決議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（作本幸男君） 賛成少数であります。よって、決議案第3号については、否決されました。

日程第13 玉名市農業委員会委員の推薦について

○議長（作本幸男君） 日程第13、「玉名市農業委員会委員の推薦について」に入ります。

玉名市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

市長から農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、議会推薦の農業委員会委員について4人以内の推薦を求められております。

お諮りいたします。

推薦の方法については、被推薦人を議長にて指名することにいたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、被推薦人を議長において指名することに決定いたしました。

今回、4人以内の推薦の依頼ではありますが、うち1人について推薦いたします。被推薦人に西畠めぐみさんの1人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました1人の諸君を、玉名市農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作本幸男君） 御異議なしと認めます。よって、西畠めぐみさん、以上の1人の諸君を玉名市農業委員会委員に推薦することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これにて本会議を閉じ、平成27年第3回玉名市議会定例会を閉会いたします。
お疲れさまでした。

午後 4時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

玉名市議会議長 作 本 幸 男

玉名市議会議員 小屋野 幸 隆

玉名市議会議員 竹 下 幸 治

玉 名 市 議 会 会 議 録
平 成 2 7 年 第 3 回 定 例 会

発行人 玉 名 市 議 会 議 長 作 本 幸 男

編集人 玉 名 市 議 会 事 務 局 長 吉 川 義 臣

作 成 株 式 会 社 ア ク セ ス

電 話 (0 9 6) 3 7 2 - 1 0 1 0

玉 名 市 議 会 事 務 局

〒865-8501 熊 本 県 玉 名 市 岩 崎 163 番 地

電 話 (0 9 6 8) 7 5 - 1 1 5 5